



2022年4月20日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 森本 孝
(コード：9503 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経理部長 上西 隆弘
T E L 050-7105-9084

コンプライアンス委員会の調査結果を踏まえた当社の対応について

当社は、本日、コンプライアンス委員会から金品受取り問題に関連する事案にかかる調査報告書を受領しました。

本報告書は、同委員会が、取締役・監査委員会委員等からコンプライアンス上の指摘を受けた個別の発注・契約に関する3つの事案に関して、詳細に調査を実施し、結果をとりまとめたものです。

金品受取り問題については、2020年3月の第三者委員会調査報告書により、総論的に問題点の指摘がなされました。

今回の調査結果は、その各論にあたるもので、第三者委員会による指摘、提言に影響を与えるものではありません。本報告書でも記載の通り、業務改善計画については着実に実行されているとの評価をいただいています。

当社グループは、業務改善計画の完遂に向けグループ一丸となって取り組んでいるところですが、この度の調査の結果、コンプライアンス上の問題点の指摘とさらなる改善の視点をいただいたことから、改めて「新たな関西電力グループを創生する」という決意で、今回強化した再発防止対策を実行してまいります。

コンプライアンスを最優先にする企業風土の醸成を目指し、社会の皆さまからの信頼回復を成し遂げられるよう、全力を尽くしてまいります。

以 上

別紙1：コンプライアンス委員会の調査結果の概要

別紙2：「再発防止策の視点」と再発防止対策

添付資料1：調査報告書（概要）

添付資料2：調査報告書

コンプライアンス委員会の調査結果の概要

1. 土砂処分事案

＜概 要＞

- ・2013年7月に施行された新規制基準に伴い、各原子力発電所において安全対策工事を実施しており、それに伴い大量の土砂処分工事が必要となった。
- ・多くの工事案件で、元請（ゼネコン）が吉田開発株式会社（以下、吉田開発）に発注し、吉田開発が地元業者（処分業者）に発注するというスキームが採用され、本件スキームでは、元請が関西電力との間で契約した土砂処分単価と同額で吉田開発に発注し、吉田開発が地元業者に低い単価で発注していた。
- ・本事案について、監査委員会委員からコンプライアンス委員会に、コンプライアンス上の疑いがある旨通知があり、同委員会は、吉田開発に対する監理業務の発注の必要性、発注プロセス・金額の合理性の観点からコンプライアンス上の問題点の有無を検討した。

＜結 果＞

① 吉田開発に対する監理業務の発注の必要性

- ・一部のゼネコンは、吉田開発が「作業の進行状況等の確認等、監理業務」等を行っていたと回答しているものの、吉田開発が監理業務を行っていたかどうかに関して、吉田開発が受け取っていた利益（元請から吉田開発への発注単価と吉田開発から地元業者への発注単価の差額）を正当化するだけの業務実態があったとは認められない。

② 監理業務の発注プロセス・金額の合理性

- ・関西電力の元請に対する発注単価（3,400円/m³）が不相当に高額であったとまで認定することはできない。
- ・関西電力は、元請から吉田開発への発注金額（3,400円/m³）と吉田開発から地元業者への発注金額（2,380円/m³）の差額（1,020円/m³）が監理業務の正当な対価ではないものと認識しながら、森山氏および吉田開発からの要求に応じて、吉田開発に対して監理業務を発注していたものと認められ、監理業務の発注プロセスにはコンプライアンス違反が認められる。

2. 土地賃借事案

<概 要>

- ・2016年7月以降、福井県高浜町において、隣接する3つの区画を資機材置場および駐車場として賃借しており、そのうち2つの土地（A、C）を吉田開発と同一経営者の会社である吉田開発関連X社から、1つの土地（B）を柳田産業株式会社から、それぞれ賃借していた。
- ・本事案について、監査委員会委員からコンプライアンス委員会に、コンプライアンス上の疑いがある旨通知があり、同委員会は、土地賃借の必要性、決定プロセス、賃料の妥当性の観点からコンプライアンス上の問題点の有無を検討した。

<結 果>

① 土地賃借の必要性

- ・土地Aは、当初から賃借の必要性が存在していたのかは疑問が残るものの、関西電力による賃借の必要性がまったくなかったとまでは認められない。土地BおよびCも、賃借の必要性自体は認めることができる。

② 土地賃借の決定プロセス

- ・関西電力として土地賃借の必要性が生じたことを契機として賃借を決定したのではなく、森山氏側からの利益供与要求を契機として、これに応じるために決定したものであり、仮に事後的に土地が十分に活用されていたとしても、コンプライアンス上問題であった。

③ 土地賃借の賃料の妥当性

- ・本件土地の賃料は、当該金額に合わせて結論ありきで算定したもの。また、この賃料は先方要求金額に合わせるために他の委託業務と組み合わせて決定した可能性が高い。このため、金額自体の合理性には疑義がある。

3. A倉庫事案

<概 要>

- ・2007年4月以降、関電プラント株式会社を通じて、高浜町の地元議員A（以下、A氏）が代表を務めるA社から貯蔵品の保管場所として倉庫（以下、A倉庫）を賃借していた。
- ・本事案について、外部から、A倉庫の賃貸借契約に関して不透明な経緯がある旨指摘があり、コンプライアンス委員会は、A倉庫賃借の必要性、決定プロセス・賃料の合理性、賃料減額にあたっての代替策の合理性の観点からコンプライアンス上の問題点の有無を検討した。

<結 果>

① A倉庫を賃借する必要性

- ・倉庫を賃借したこと自体が不合理であるとまでは言うことはできない。

② A倉庫賃借の決定プロセス・賃料の合理性

- ・他の倉庫と比較して最も適切な倉庫を選んだわけではなく、高浜町の幹部およびA氏からA社への支援を強く要求されたためにA倉庫を賃借する方針を決めた。また、同種・同規模の倉庫賃借料の市況価格などの客観的なデータではなく、A社における銀行借入返済等の必要金額を勘案して、倉庫賃借料の額を決定した。
- ・倉庫賃借の決定プロセスには合理性が認められず、その賃料は相場よりも不相当に高額であり、コンプライアンス違反である。

（ただし、具体的に過剰に支払っていた金額がいくらなのかについては、認定することはできない。）

③ A倉庫の賃料減額にあたっての代替策の合理性

- ・そもそもA社への賃料額が不相当に過大だったのだから、適正額に減額するにあたり、代替策を提案する必要はなかった。それにもかかわらず、賃料減額を補填するための代替策（A氏の親族が経営するB社へ土砂処分工事を発注）を検討・提案したことはコンプライアンス上問題があった。

以 上

「再発防止策の視点」と再発防止対策

再発防止策の視点	主要な関連する業務改善計画等の内容（取組み中の内容）	強化する再発防止対策
(1)問題解決の仕組みを構築すること	<p>コンプライアンス体制の抜本的な強化やコンプライアンスを重視する健全な組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①問題事象発生時の報告体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・問題事象が発生した部署はコンプライアンス推進室に速やかに報告すること等を社内規定に明記 ・内部通報・相談の仕組みを充実 ②役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・社外を含む役員が、従業員とのコミュニケーションを、継続して実施 ③コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」、「関西電力グループ行動憲章」を策定 <p>新たな経営管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ④原子力事業本部に対する牽制と支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・本部に常駐する職位として、コンプライアンスおよび管理部門を所管する本部長代理を設置 ・本部における主要な会議に経営企画、経理、人財・安全部門等他部門の役員が参画 	<ul style="list-style-type: none"> ①コンプライアンス委員会の社外委員や社外窓口の弁護士から窓口の活用促進に係るメッセージを配信
(2)「便法」が可能な隙をなくすこと	<p>コンプライアンス体制の抜本的な強化やコンプライアンスを重視する健全な組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ③コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し <ul style="list-style-type: none"> ・当社が贈答・接待を受けた際の取扱いを定めた「贈答および接待の取扱いに関する規程」について当社が贈答・接待を行う場合のルールを追加 ⑤「コンプライアンス委員会」の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・社長等執行から独立した委員会として取締役会直下に新設(委員長と、委員の過半数は社外) <p>工事の発注・契約に係る業務の適切性・透明性を確保するための業務運営体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥実施権限と契約権限の分離 <ul style="list-style-type: none"> ・工事等所管部門が有している契約権限を、事務用品の購入やシステム開発等の高度に専門性の高い委託業務等を除き、調達部門に移管 ⑦調達等審査委員会の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・外部の専門家が事後審査する「調達等審査委員会」を新設 ⑧工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・「特定の個人や企業のみを対象とした工事の発注・契約等に係る事前情報提供の禁止」「事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示の禁止」「元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止」等を明記した運用ルールを整理 <p>新たな経営管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨企業統治形態の見直し（指名委員会等設置会社へ移行） ⑩外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化 ⑪監査機能の強化 <p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫原子力事業に関する土地賃借等において、契約権限を有する者と地元折衝を行う者とを分離 	<p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫土地賃借料の算定手続きに宅地建物取引士資格者（社内）が関与することをルール化。また、社外の不動産鑑定士に算定が適正に行われているかを事後で意見聴取（確認）することをルール化する等、適切性、透明性を確保

再発防止策の視点	主要な関連する業務改善計画等の内容（取組み中の内容）	強化する再発防止対策
(3) 関連会社や取引業者を利用した手法を排除すること	<p>工事の発注・契約に係る業務の適切性・透明性を確保するための業務運営体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・「元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止」を明記した運用ルールを整理 ⑬ 子会社からの発注の透明性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・当社が子会社に発注する案件について、調達等審査委員会の委員が審査の対象とした場合、当該案件に係る子会社からの発注についても、審査を実施 <p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑭ 関連会社に対して、不具合事象が発生した場合、当該会社の経営管理を担当する当社の部門に、速やかにその状況や発生の経緯等を報告させることを規定 	<p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑭ 関連会社に対して、親会社の指示・要請により不具合事象が発生するおそれがある場合、当該会社の経営管理を担当する当社の部門に、速やかにその状況等を報告させることを義務づけ
(4) 問題発生後に速やかに把握できる仕組みを構築すること	<p>コンプライアンス体制の抜本的な強化やコンプライアンスを重視する健全な組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 問題事象発生時の報告体制の整備 ② 役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 <p>新たな経営管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑮ （原子力事業本部における）風通しの良い組織の創生に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・社外役員や他部門の役員が、本部の幅広い層と定期的に対話を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① コンプライアンス委員会の社外委員や社外窓口の弁護士から窓口の活用促進に係るメッセージを配信
(5) 人事評価制度の見直し	<p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑯ コンプライアンスを評価項目として明記し、加点評価もできるような人事評価制度の見直しを実施 	
(6) 役職員の意識改革	<p>コンプライアンス体制の抜本的な強化やコンプライアンスを重視する健全な組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 ③ コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」、「関西電力グループ行動憲章」を策定 ⑰ コンプライアンス等に係るトレーニング、研修の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・役員は年間100時間程度のコンプライアンス・ガバナンスに関する研修を実施 ・従業員についても、コンプライアンス意識の醸成・徹底に向けた研修を実施 	
(7) 経営の効率化に向けた取組み	<p><業務改善計画以外の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑱ 中期経営計画に掲げたコスト構造改革の推進 	

調査報告書（概要）¹

第1編 本調査の概要

1 本調査の背景と目的

本調査は、以下の3つの事案に関するコンプライアンス上の問題について、当委員会が実施した調査の結果を報告するものである。

(1) A倉庫問題

関西電力は、2007年4月以降、関電プラントを通じて、当時の高浜町の町議であった地元議員A氏が代表取締役を務めるA社から、倉庫を賃借していた。

関西電力によるA倉庫の賃貸借に関しては、2012年2月24日付の毎日新聞記事において、周辺相場の約2倍の賃料で賃借していたなどと報道され、2013年1月以降に実施された大阪国税局による税務調査において調査対象とされた後、複数回にわたり、賃料の減額が行われたという経緯がある。その後、2020年9月になって、再びA倉庫の賃貸借契約に関して不透明な経緯がある旨の外部からの指摘があり、調査・公表を求められた。

(2) 土砂処分問題及び土地賃借問題

① 土砂処分問題

関西電力は、2013年7月に施行された新規制基準に伴い、各原子力発電所において安全対策工事を実施しており、それに伴い大量の土砂処分工事も必要となる場所、多くの工事案件で、元請（ゼネコン）が吉田開発に発注し、吉田開発が地元業者（処分業者）に発注するという本件スキームが採用されていた。

本件スキームに係る土砂処分工事のうち14件の工事に関して、2019年10月より開始された本件国税調査において、元請（ゼネコン）が関西電力との間で契約した土砂処分単価（3400円/m³）と同額で吉田開発に発注し、吉田開発が地元業者に2380円/m³で発注しているとして、(i)関西電力が元請（ゼネコン）からの発注先・発注単価に関与しているのではないか、(ii)吉田開発の業務実態が確認できないのではないか、(iii)関西電力の発注単価と吉田開発の発注単価の差額（1020円/m³）は、森山氏との関係を円滑にするための支出であり交際費ではないか、という指摘を受けた。

¹ 本概要における略語は、調査報告書本文における略語のとおりである。

② 土地賃借問題

関西電力は、2016年7月以降、福井県高浜町において隣接する3つの区画を賃借しており、そのうち土地A及びCを吉田開発と同一経営者の会社である吉田開発関連X社から、土地Bを柳田産業から賃借していた。

本件土地賃借に関しては、本件国税調査により、(i)土地の必要性に疑義がある(実際は活用していないのではないか)、(ii)賃料について森山氏に50万円/月と情報提供した後に120万円/月となっており、差額は森山氏との関係を円滑にするための支出であり、交際費ではないか、という指摘がされた。

2 調査事項

(1) A倉庫問題

高浜発電所の資機材倉庫(A倉庫)の賃借に関し、森山氏との関係を損ねない等の理由から、当社(関西電力)がコンプライアンス上問題となる行為を行っていないかどうか

(i) A社(代表:A氏)との、資機材倉庫(A倉庫)の賃貸借契約の締結・賃料更改に当たり、不適切な行為がなかったか

(ii) B社(代表:** [A氏親族])及び森山氏の関与の有無及びその内容等

(2) 土砂処分問題及び土地賃借問題

国税調査の対象となった下記「土地賃貸借取引の件」と「土砂処分の件」(これらに附帯若しくは関連し、又は類似する一切の事項及び事案を含む)につき、違法又は不適切その他コンプライアンス上の問題点の有無を調査すること及び(問題点があると判断された場合には)その原因の究明と改善策の提言をすること

(i) 土地賃貸借取引

吉田開発関連X社及び柳田産業を賃貸人、当社を賃借人とする高浜町** [地名]地区の土地の賃貸借に係る取引

(ii) 土砂処分取引

新規規制基準施行以降(2013年以降)に当社が実施した原子力安全対策工事等で生じる土砂の処分に係る取引(その全部又は一部の下請取引、孫請取引等を含む)

3 本調査の方法

当委員会は、関係資料(本件社内調査報告書及び本件第三者委員会調査報告書等

の公表資料、関西電力の取締役会等の会議体の議事録、関西電力の各種社内規程類、稟議書・方針書・委嘱状等の文書、手控え等）を精査・検証した。

また、関西電力の役職員合計 125 名及び関電プラントの役職員合計 33 名の業務用パソコンのデータ並びに各社のメールサーバー等に保存されていたこれらの役職員の電子メールデータを保全し、キーワードを用いた検索によって抽出されたデータを精査・検証した。

さらに、当委員会は、関西電力の役職員及び元役員等合計 33 名に対し、合計 38 回ヒアリング調査を実施したほか、土砂処分問題に関連して、ゼネコン各社に対し、質問状の送付を行い、全社から回答を受領した。

当委員会は、2022 年 4 月 20 日開催の委員会において、本報告書について審議を行い、承認した。

第 2 編 当委員会における検討

第 1 章 土砂処分問題について

1 元請（ゼネコン）からの発注先・発注単価に対する関西電力の関与

(1) 本件添付資料について

関西電力は、本件国税調査により、第三者委員会により事前発注約束等の関連資料と認定された本件添付資料（大飯発電所の幹部発信の 2014 年 8 月 28 日付メールの添付資料）の提出を求められていたところ、当委員会の調査の結果、以下の事実経緯が判明した。

まず、大飯発電所では、2013 年 12 月頃、森山氏から次年度（2014 年度）における吉田開発への発注金額を 10 億円とするよう要求された。その後、大飯発電所の幹部は、2014 年 1 月 10 日に森山氏と面談し、「大飯発電所内工事の計画について（案）」と題する資料を交付した上、大飯発電所で実施予定の**〔工事件名〕により発生する残土処分の一部を吉田開発に発注すること、土砂量は約 6 万 m³、最終処分費用は約 2 億円となることを説明した。

続いて、大飯発電所の幹部は、2014 年 3 月 14 日、森山氏と面談し、「大飯発電所内工事の計画について」と題する資料を交付した上、平成 27 年度以降に吉田開発へ発注する予定の土砂処分工事について説明した。この資料は 2014 年 1 月 10 日に森山氏に交付した資料と同じ書式で作成されており、ここで列記された各工事は、元請となる発注予定先は「未定」、その金額も「未契約」であるにもかかわらず、地元下請企業（一次）は「吉田開発」、その発注金額は合計で「約 330 百万円」と記載されている。

その後、大飯発電所の幹部は、2014 年 8 月 28 日、原子力事業本部の役職員に対

し、森山氏との過去の交渉経緯をまとめた「これまでの経緯」と題する資料、大飯発電所が森山氏に交付した過去の資料（2014年1月10日・同年3月14日に交付した資料）のほか、次回会合（2014年9月30日）に森山氏に交付する予定の資料として本件添付資料を添付して、メールを送信した。本件添付資料は、2014年1月10日及び3月14日に森山氏に交付した資料と同じ書式で作成されており、2014年3月14日の資料の備考欄の記載を一部削除したものである。

以上に加えて、大飯発電所の幹部は、森山氏との上記各面談の直前に原子力事業本部の幹部及び役職員と面談し、森山氏へ説明する内容（吉田開発へ発注する工事）及び交付する資料について相談・協議していたことが認められる。

以上の経緯に照らすならば、関西電力は、森山氏から2014年度に吉田開発に対して2億円分の工事を発注するよう要求され、森山氏に対して吉田開発各年度の発注予定金額（1事業年度当たり2億円）を約束したという認識の下、定期的に森山氏に対して発注予定工事の概要を報告（情報提供）しており、本件添付資料は、森山氏に対して交付する予定で準備していた資料（平成27年度・28年度に吉田開発へ発注すると約束した工事の一覧表）であると認めるのが相当である（本件第三者委員会調査報告書が指摘する「本件事前発注約束」の1つである。）。

(2) 土砂流出トラブルについて

関西電力の当時の担当者らは、土砂流出トラブル²を契機として、土砂処分をゼネコン任せにするのではなく地元企業に参与してもらう必要があると考え、土砂流出トラブルで辛酸をなめた吉田開発が適任であると認識したと主張している。

しかし、当委員会による調査によれば、当該土砂流出トラブルを契機として吉田開発を介在させる本件スキームが採用されるようになったことは事実であるものの、その理由は、吉田開発に監理業務を任せることで円滑な土砂処分を進めるためというより、森山氏に対する事前発注約束（吉田開発に対して平成26年度に2億円分の工事を発注すること）を守るためであった可能性が高いと考えられる。

土砂流出トラブルが発生したA処分場には、高浜発電所における**〔工事件名〕により発生した土砂だけでなく、大飯発電所における**〔工事件名〕により発生した土砂についても搬入・処分される予定であり、これは2014年1月10日に大飯発電所の幹部が森山氏に対して吉田開発への発注を約束した工事の1つであった。ところが、土砂流出トラブルによりA処分場への土砂搬入ができなくなり、吉田開発が代替として主張する土砂処分場（**〔地名〕用地）については擁壁工事

² 関西電力がゼネコンに対して高浜発電所における**〔工事件名〕を発注し、ゼネコンが吉田開発に対して土砂処分を発注していたところ、2014年4月頃、吉田開発が土砂を搬入していたA処分場にて周辺に土砂が流出するという事故が発生し、高浜町及び周辺住民からクレームが入り、A処分場への土砂の搬入を中止・中断せざるを得なくなったというトラブルを指す。

の費用負担の折り合いがつかず、それを解決しない限り土砂を搬入することはできなかった。そこで、関西電力では、大飯発電所の工事によって発生する土砂については、おおい町地元業者 a 社が管理する土砂処分場（**〔地名〕等）へ搬入することとし、監理業務名目で吉田開発を介在させる本件スキームを検討した。

その際の検討資料によれば、本件スキームを採用するケースについて「ゼ→Y→*〔アルファベット〕 全て中抜き案」と記載され、吉田開発の請負額は206,000,000円であることが確認されていた。また、当該資料を添付した社内メールには「差額900円/立米（3400円-2500円）もあればY開発もOKを出すのではと考えます」「何の努力もなしに、4000万円以上の利益を得ることが可能なので、Y開発にとって悪い話では決してありません」と記載されていた。

そのほか、A 処分場における土砂流出トラブルを受けて吉田開発による土砂処分を止めるべきかどうかを検討していた原子力事業本部の役職員も、「M氏（森山氏）との約束はちゃんとできるようになってから果たす（ボリュームは確保できるはず）」などと記載されたメモを残している。

以上の経緯に照らすならば、土砂処分工事において本件スキームが採用されるようになった理由は、吉田開発に監理業務を任せることで円滑な土砂処分を進めるためではなく、森山氏に対して吉田開発へ発注することを約束していた土砂処分工事に関して土砂流出トラブルが発生し、吉田開発の管理する土砂処分場へ搬入できなくなったことから、約束していた吉田開発への発注金額（2億円）を守るため、代替の土砂処分場を管理する地元業者とゼネコンの間に吉田開発を介在させる本件スキームを採用したと認めるのが相当である。

(3) 関西電力からゼネコンへの指示について

関西電力の当時の担当者らは、土砂処分工事について、ゼネコンから先の発注については関与していないと主張している。

しかし、当委員会による調査によれば、以下のとおり、関西電力からゼネコン及び地元業者に対して発注先及び発注単価を指示していたに等しい状況であったと認められる。

① 発注先の指定について

当委員会の調査の結果、前述した土砂流出トラブルを契機として本件スキームを採用することを検討した際、大飯発電所の役職員からゼネコン及び地元業者に説明して内諾を取り付けたことを報告するメールが発見されており、この経緯について、ゼネコンの1社から、当該案件において関西電力担当者より吉田開発を一次下請として使用するよう口頭で指示があり、土砂流出トラブルにかかわら

ず、それ以降はゼネコンと地元業者の間に吉田開発を入れるという認識であったとの回答があった。

また、関西電力がゼネコン各社に対して土砂処分候補地を調査するように依頼した文案には「可能な限り地元協力会社である吉田開発を使いたいので、候補地毎に吉田開発をどのように活用できるかもあわせて教えて欲しい」「活用例 おおい町地元業者 a 社のスキームのように、間に入れる??」などと記載されている。

さらに、当委員会からゼネコン各社へ一次下請として吉田開発を選定した理由を照会したところ、一部のゼネコンから、関西電力からの指示あるいは強い推薦があったという回答があったほか、地元企業を使うよう指示があり、地元企業といえば吉田開発という流れがあったという回答もあった。

以上のとおり、関西電力は、少なくとも一部のゼネコンに対して明示的に吉田開発を一次下請として使うよう指示しており、明示していなくても地元企業を使うように申し渡すことで黙示的に吉田開発を使うよう指示していたものと認めるのが相当である。

② 発注単価の指定について

当委員会からゼネコン各社に対して、関西電力がゼネコンに対して吉田開発への発注単価（3400 円/m³）を指示していたかどうかについて照会したところ、一部のゼネコンから指示があったという回答があった。そのほか、吉田開発が他ゼネコンとの取引実績を前面に出しており、交渉余地そのものが少ないというのが実情であったという回答があった。

それに加えて、関西電力では、本件スキームを検討した際、ゼネコンから吉田開発への発注単価を 3400 円/m³、吉田開発から地元業者への発注単価を 2380 円（3400 円×0.7）～2500 円/m³と想定し、吉田開発に対して発注単価の差額についても説明していたものと考えられる。

そうであるとすれば、関西電力は、吉田開発がゼネコンに対して 3400 円/m³の単価を強く主張することを想定しながら、ゼネコンに対して吉田開発を使うよう指示していたことになり、発注単価についても明示的又は黙示的に指示していたに等しい状況であったといわざるを得ない。

③ 本件スキームについて

以上のとおり、関西電力からゼネコンに対する発注先・発注単価の指示については、明示的又は黙示的に行われていたと認めるのが相当であるが、それに加えて本件スキームの全体像（吉田開発が地元業者に対して受注単価の約 70%の金額

で発注していたこと)まで説明していたとは認められない。

しかし、当委員会の調査の結果、関西電力では、森山氏からの発注要求を受けて、2015年1月以降、吉田開発以外の地元業者やゼネコンが提案する各候補地について、吉田開発が関与することが可能かどうかという検討を開始しており、吉田開発以外の地元業者が管理する土砂処分場候補地を利用する場合であっても、なんとか吉田開発を関与させるべく、地元業者と交渉していた事実が認められている。実際、関西電力の担当者らがゼネコン及び地元業者と面談し、本件スキームで土砂処分工事を進めることや発注単価について説明し、了解を取った旨を報告するメールが多数発見されている。

これらの事情も合わせて考慮するならば、関西電力では、安全対策工事が本格化する2014年後半から2015年にかけて、土砂流出トラブルに際して採用した本件スキームを広く土砂処分全般について採用する方針を決め、ゼネコン及び地元業者に対して必要な範囲で指示又は依頼を行うことで、本件スキームに従って土砂処分工事を進めていたものと認めるのが相当である。

(4) 森山氏と吉田開発の関係について

関西電力の当時の担当者らは、森山氏から吉田開発への発注を要求されていたことや森山氏に対して吉田開発への発注予定等を説明していたことを認めつつ、それに影響されることなく是々非々で土砂処分を進めていたと主張している。

しかしながら、森山氏の要求に対する関西電力の一連の対応を見る限り、関西電力が本件スキームを採用した背景には、吉田開発への発注を強く要求する森山氏の存在が大きく影響していたものと認めざるを得ない。

前述したとおり、そもそも本件スキームを採用したきっかけは、大飯発電所が森山氏に吉田開発への発注を約束していた土砂処分工事に関して、土砂流出トラブルにより吉田開発が管理していた土砂処分場(A処分場)へ土砂を搬入することができなくなり、約束していた吉田開発への発注金額(2億円)を守るために監理業務名目で吉田開発を介在させることになったものと認められる。

その後、関西電力は、2015年1月13日、森山氏に対し、高浜・大飯の両発電所における土砂処分に関して、吉田開発に土砂の運搬・処分の監理業務を委任すると説明しており、かかる森山氏への説明とほとんど同じタイミングで、土砂処分候補地ごとに吉田開発を関与させられるかどうかの検討を開始している。

それ以降、関西電力では、定期的に森山氏に対して吉田開発・塩浜工業に対する土砂処分工事の発注状況を報告するようになっているが、このように森山氏への説明が必要となった背景事情について、高浜・大飯発電所の安全対策工事で発生する大量の土砂に目を付けた吉田開発が森山氏を前面に立てて挑んできており、土の処分について森山氏の納得が要ることになったとして「ほとんど脅し」とであると記載

された社内メールも残っている。

さらに、関西電力では、かかる定期報告に際して森山氏に交付した資料どおりに土砂の発注が行われているかどうかについて、森山氏に交付した資料と土砂部会で作成した資料を照らし合わせて、「約束の土砂量（金額）」を満たしているか（不足はないか）という事後的な確認作業まで行っていた。

かかる事実経緯のほか、吉田開発には監理業務を任せるにふさわしい適性がなかったと考えられることを勘案すると、関西電力が多くの土砂処分工事において本件スキームを採用したのは、森山氏からの要求に応じて吉田開発への発注金額を確保するため、A 処分場の土砂流出トラブルによって考え出した本件スキームを、高浜・大飯発電所の安全対策工事に伴う土砂処分全般に関して採用することとなった可能性が高いといわざるを得ない（フォレンジック調査により発見された「大事な引継書（H30. 6. 27 引継）」と題する資料の記載内容とも整合する。）。

(5) 小括

以上の次第で、関西電力では、森山氏から吉田開発に対する土砂処分工事の発注を強く要求され、発注を約束せざるを得なかったことから、監理業務名目で吉田開発へ発注するべく本件スキームを採用することとし、ゼネコン及び地元業者に対して必要な範囲で発注先・発注金額を明示的又は黙示的に指示することで、土砂処分工事が本件スキームに従って進められるようにコントロールしていたものと認められる。

2 吉田開発の業務実態

(1) 本件における監理業務の必要性

関西電力の当時の担当者らは、吉田開発が地元対応等の一定の監理業務を行っていたと主張しており、当委員会が行ったゼネコン各社に対する照会においても、吉田開発が一定の監理業務を行っていたと回答している。

確かに、関西電力が進めていた安全対策工事によって発生する土砂を適切に運搬・処分するためには一定の監理業務が必要と考えられるものの、当委員会の調査によれば、本件においては、関西電力自身が上記業務の大半を行っていたものと認められ、わざわざ外部の業者に監理業務を発注する必要性があったのかどうかについては疑問が残るといわざるを得ない。

例えば、A 処分場の土砂流出トラブルについても、吉田開発は無責任な姿勢に終始し、最終的には関西電力が中心となって地元対応等を行っているほか、その後に安全対策工事が本格化するに当たり、土砂処分場候補地を管理する地元業者と交渉し、土砂の搬入・処分先を調整していたのも関西電力である。また、ゼネコンから

回答を受けた大飯発電所における土砂処分先選定の流れに照らすならば、いわゆる監理業務と考えられる業務は関西電力から指示を受けた元請（ゼネコン）又は土砂の運搬・処分を受注した地元業者でも対応可能であり、実際に一部対応していたものと考えられる。

それに加えて、後述するとおり、関西電力がA氏との間でA倉庫の賃借料の減額交渉を開始し、賃料減額の代替策としてゼネコンから直接B社に対して一括発注すること（すなわち、本件スキームから吉田開発を外すこと）を提案した際、吉田開発が監理業務を行わないことによる影響等を検討した形跡は一切認められず、関西電力においては、2017年当時、吉田開発が監理業務を担当することの必要性をほとんど感じていなかったものと認められる。

以上の点を勘案すると、土砂処分工事に関してわざわざ外部の業者に監理業務を発注する必要性があったのかどうかについては疑問が残るといわざるを得ない。

(2) 吉田開発には監理業務を担当する適性が認められないこと

仮に監理業務を外部業者に発注する必要性が認められるとしても、吉田開発に関しては、その技術力のなさ、地元での悪評、無責任さなどを指摘する社内メールが多数残っており、これらのメールに照らすならば、吉田開発が監理業務を任せただけの適性を備えた企業であるとはおよそ認められない。

また、関西電力職員と地元業者とのやりとりからも、吉田開発に監理業務を担当する適性がないことを双方当事者が認識しつつ、何らかの事情から本件スキームを採用せざるを得ないことを関西電力が地元業者に説明し、地元業者が不承不承了解したという事実経緯が読み取れる。

そのほか、吉田開発のことをゼネコンが技術指導を行う必要がある企業であると認識していたことをうかがわせる社内メール等も残されていること等を勘案すると、仮に関西電力において土砂処分を円滑に進めるために監理業務を委任する必要性があったとしても、どうして吉田開発を起用する必要性があったのかについては疑問を感じざるを得ない。

(3) 小括

以上の次第で、関西電力における安全対策工事に伴う土砂処分工事に関しては、わざわざ外部の業者に監理業務を発注する必要性があったのかどうかについては疑問が残るといわざるを得ず、仮に監理業務を外部業者に発注する必要性が認められるとしても、吉田開発に監理業務を担うだけの適性があったとは認められない。やはり、森山氏から吉田開発に対する土砂処分工事の発注を強く要求され、発注を約束せざるを得なかったことから、監理業務名目で吉田開発へ発注した可能性が高い

と考えられる。

なお、吉田開発が各土砂処分場に関して何らかの監理業務を行っていた可能性はゼロではないものの（一部ゼネコンからその旨の回答がある。）、後述する発注単価の差額を監理業務の対価として正当化するだけの監理業務の実態があったと認めることはできない。

3 関西電力の発注単価と吉田開発の発注単価の差額の合理性

(1) 本件スキームの検討に当たり、吉田開発の純利益の額を検証していたこと

関西電力が本件スキームを検討するに至った背景には、土砂流出トラブルで予定していた吉田開発の土砂処分場が使えなくなり、安全対策工事をスケジュールどおり進めるためには別の地元業者が管理する土砂処分場へ土砂を搬入する必要がある一方で、森山氏に約束した吉田開発に対する発注金額（2億円）を守らなければならなかったという事情があると推察される。

そうした中、関西電力の担当者らは、本件スキームを含む3通りの案を検討するに当たり、本件スキームにおける吉田開発の請負額（3400円/m³）と支払額（2500円/m³）を想定した上で吉田開発の純利益の額まで計算し、「差額 900円/立米（3400円-2500円）」「何の努力もなしに、4000万円以上の利益を得ることが可能」なので、吉田開発も本件スキームを了解するだろうという見通しを立てていた。

すなわち、関西電力としては、安全対策工事をスケジュールどおりに進めるためには、吉田開発に自社に対する土砂処分工事の発注というスキームから監理業務としての発注というスキーム（本件スキーム）への変更に応じてもらわなければならなかったため、吉田開発に利益が生じるように発注単価を設定した可能性が高いと考えられる。

(2) 地元業者の受注金額（2000円台）を認識しつつ本件スキームを採用したこと

関西電力は、2015年1月以降、高浜・大飯発電所における土砂処分全般について本件スキームを採用することの検討を行い、地元業者に対して本件スキームを受け入れ可能かどうかの確認を取った際、各地元業者が発注単価 2000円台で土砂処分工事を引き受ける意思があることを確認している。

原子力発電所の稼働停止により業績が悪化していた関西電力では、安全対策工事に係る莫大な工事費用を少しでも縮減したかったはずであり、地元業者に対して直接発注すれば 2000円台で土砂処分工事を進めることができるとわかっていたにもかかわらず、どうしてわざわざ吉田開発を介在させて、高い発注単価（3400円/m³）を支払っていたのか、その理由は全く説明がつかない。

それに加えて、前述したとおり、吉田開発は監理業務を任せただけの適性（技術力・地元の信用）を備えておらず、わざわざ吉田開発に監理業務を委任する必要性があったと考え難いことを考慮すると、関西電力が本件スキームを採用したことについて経済合理性の観点から説明することは困難であり、森山氏からの強い要請の影響があった可能性を否定できない。

(3) 運搬単価の値上げの代わりに B 社に対する直接発注スキームを提案していること

関西電力では、A 倉庫の賃料減額交渉において、賃料減額の補填として B 社に対して土砂運搬・処分工事を発注することを提案したところ、B 社の役員より土砂運搬単価を 1000 円/m³値上げしてほしいと要望され、社内で検討した結果、土砂運搬単価はそのままとする一方で、本件スキームから吉田開発を外し、ゼネコンから B 社に直接発注する案を提案・合意したという経緯が認められる。ゼネコンから B 社に対して直接発注するという提案は、B 社に対して「ゼネコンから吉田開発への発注価格」で発注することを意味しており、かかる事実経緯は、本件スキームで吉田開発が受領していた発注単価の差額（3400 円/m³－2380 円/m³）が、運搬単価の値上げ（1000 円/m³）と比較検討するに値する「利益」であることを端的に示しているといえることができる。

(4) 小括

以上の次第で、関西電力の元請（ゼネコン）に対する発注単価（3400 円/m³）が不相当に高額であったとまで認定することはできないものの、関西電力は、元請（ゼネコン）が吉田開発に発注する金額（3400 円/m³）と吉田開発が地元業者（処分業者）に発注する金額（2380 円/m³）の間に大きな差異があることを認識しながら、あえて本件スキームを採用していたものであり、この差額が監理業務の正当な対価ではなく、根拠のない利益として吉田開発に渡っていると認識していたといわざるを得ない。

4 コンプライアンス上の問題点

(1) 吉田開発に対する監理業務の発注プロセス・発注金額の合理性

① 吉田開発に対する監理業務の発注の必要性

関西電力では、本件対象工事を含む多くの土砂処分工事において、安全対策工事を発注する元請（ゼネコン）と土砂処分を行う地元業者の間に監理業務として吉田開発を介在させる本件スキームを採用する方針を決定し、ゼネコン及び地元

業者に対して必要な範囲で指示又は依頼を行うことで、土砂処分工事が本件スキームに従って進められるようにコントロールしていたものと認められる。

しかし、吉田開発に関しては、関西電力社内のみならず地元業者の間でも、その技術力のなさ、地元での悪評、無責任さなどが指摘されており、わざわざ監理業務を任せるに足りる適性を備えていたとは到底認められないこと、A 倉庫の賃料減額交渉に当たり、吉田開発に監理業務を任せることなく B 社に直接土砂処分工事を発注するに当たり、監理業務の必要性について一切議論された形跡がないこと、ゼネコン各社への照会結果等を見ても吉田開発の業務実態について明確な証跡は認められていないことなどの事情に照らすならば、土砂処分に関してわざわざ本件スキームを採用して吉田開発に監理業務を任せる必要性があったとは認められず、吉田開発が真に監理業務を行っていたのかどうかについても、少なくとも、本件において吉田開発が受け取っていた利益（ゼネコンから吉田開発への発注単価と吉田開発から地元業者への発注単価の差額）を正当化するだけの業務実態があったとは認められない。

② 監理業務の発注プロセス・金額の合理性

関西電力は、吉田開発には監理業務を任せるに足りる適性が認められないことを十分に理解しながら、あえて本件スキームを採用して元請（ゼネコン）から吉田開発への発注金額（3400 円/m³）と吉田開発から地元業者（処分業者）への発注金額（2380 円/m³）の差額分が吉田開発の利益となることを容認していた。その背景には、森山氏及び吉田開発からの強い要求があったことがうかがえる。

かかる監理業務の発注プロセスには明らかなコンプライアンス違反が認められ、監理業務の対価（発注金額の差額）には合理性が認められない。

(2) 経営陣の関与・認識について

以上のとおり、関西電力では、森山氏及び吉田開発の要求に応じて本件スキームを採用したものと認められるが、その検討過程において、関西電力の経営陣（取締役・執行役員ら幹部社員）が関与していたのかどうかについては、関与を示す明確な証拠は発見されていない。

しかしながら、森山氏からの要求については、各原子力発電所の現場レベルで対応していたわけではなく、原子力事業本部の幹部及び役職員らと事前に相談しながら、回答内容を決定していた。また、関西電力では、遅くとも 2014 年 12 月 25 日以降、定期的に土砂部会が開催され、土砂処分場ごとに吉田開発を監理業務名目で関与させることが可能かどうかの検討が行われており、その打合せ内容については、その都度、原子力事業本部長ら幹部を含む役職員らに対してメールで報告されていた

た。さらに、A 倉庫の賃料減額交渉においても、B 社からの土砂運搬単価の値上げ要求に対し、土砂処分工事の発注スキームから吉田開発を外して B 社に対して直接発注することで最終決着するまでの検討内容が、原子力事業本部長らに対し、都度報告されている。

これらの事情に照らすならば、関西電力の経営陣のうち、少なくとも森山氏対応について相談を受けていた原子力事業本部の幹部らは、吉田開発に対して発注単価の差額相当額の利益を供与することになるという認識を有しつつ、森山氏及び吉田開発の要求に応じて本件スキームを採用した可能性が高い。また、原子力事業本部長においても、上記の認識を共有しながら、本件スキームを採用することを黙認していた可能性が高いと考えられる。

ただし、上記役職員らは、金品受領問題が発覚した後に関西電力の取締役又は執行役員を退任しており、当委員会として土砂処分問題に関するヒアリングを行っていないため、本報告書において、原子力事業本部長らの関与・認識について結論は付さないこととする。

第2章 土地賃借問題について

1 本件土地賃借の必要性

本件土地は実際に駐車場として利用され、2021年1月22日の時点においても駐車場及び資機材置場として現に利用されている以上、本件土地賃借の必要性がなかったとまでは認められない。

しかし、関西電力は、少なくとも森山氏から土地Aを賃借するように要請される以前には、土地Aを駐車場等として利用する計画を具体的には有していなかった。2015年2月12日の時点における森山氏に対する説明資料において、土地Aを駐車場等として活用することは「実態を踏まえると難しい。」と明確に記載されていたにもかかわらず、わずか2週間後の2015年2月26日時点で、「搬入予定量減少の場合は、資機材置場または駐車場としての活用を検討」するよう方針が変わり、直後の2015年3月1日には、突如として、「森山氏の要請があった」ことを理由として、「駐車場として活用する方向」が示されるに至っている。

なお、関西電力によれば、土地Aの駐車場等としての活用については、2015年2月5日以降の高浜町による要請を受けて計画されたものであるとのことである。しかし、その後における関西電力社内の検討状況等に照らすならば、高浜町の要請に伴って土地Aを整備する必要性が生じた側面があることは否定されないとしても、関西電力では、駐車場等として必要だから土地Aを賃借しようとしていたものではなく、森山氏からの要請を契機として土地Aを賃借する方針が決まり、後付けで駐車場として利用する方針が決定されたものであると考えられる。

2 森山氏に情報提供した賃料（50万円）と実際の賃料（120万円）の差額の合理性

(1) 本件で実施された算定の妥当性

① 本件で実施された算定の概要

本件算定は、原子力事業本部の役職員により「比準による算定」手法を用いて実施されており、その概要は以下のとおりである。

本件では、まず、基準地を福井県大飯郡高浜町和田 111 宇地蔵筋 4 番（本件基準地）と定め、本件基準地は算定対象地（土地 A）の近接地域であるとの判断の下、比準価格算定表の注 3 の記載に従い、地域要因の比較はせずに個別要因の比較のみを行っている。個別要因の比較の詳細は本件の比準価格算定表の別紙「個別的要因算定表 1（住宅地）」に記載のとおりであり、算定対象地は住宅地であるという判断を前提として、住宅地用の算定表を用いて個別要因の比較を実施した。その結果、個別要因の補正率は 71.4%となり、本件基準地の価格である 31,800 円/m²の 71.4%である 22,705 円/m²が算定結果となった。

なお、比準価格算定表においては、「対象地付近に路線価等がある場合は、比準価格との均衡が保たれているか確認すること。」（注 5）、「均衡していない場合の説明等を記載する。」（注 6）と規定されているが、本件は「対象地付近に路線価等がある場合」に該当しないことから、均衡の確認は実施されなかった。

② 本件算定の妥当性に関する検討

当委員会は、本件算定が各種社内規程に適合するものであるかについて、関西電力より説明を受ける一方、不動産鑑定士から本件鑑定書及び本件意見書を取得した。それらを踏まえた当委員会における検討結果は、以下のとおりである。

ア 土地等評価取扱要綱指針との整合性

関西電力の説明によれば、本件で比準による算定を実施することが許容される根拠は、土地等評価取扱要綱指針の 2. (2) の①（送電線路用地の取得および権利の設定）あるいは②（水力発電所のダム等の用地の取得および権利の設定）³又は 2. (3)（工事用地を借地する場合）に該当することによることである。

また、2. (3) は「工事用地を借地する場合の土地・建物等の評価に当たっては、……固定資産税評価額÷0.7」という評価も「可とする」と定めているとこ

³ 土地等評価取扱要綱指針 2. (2) は、2. (2) に掲げる事項に該当する場合には、原則として算定を「比準により行うことができるものとする。」旨を定めている。

ろ、「可とする」との文言からして、比準による算定方法によることを排除していないし、また、「可とする」と定めるにすぎず、かかる評価・計算を強制するものでもないから、本件において比準による算定が実施され、「固定資産税評価額÷0.7」(2.(3)②)という計算が行われていないとしても、土地等評価取扱要綱指針に違反しているとはいえない。もっとも、比準価格算定表の注5に照らし、比準価格(計算結果)と「固定資産税評価額÷0.7」との均衡を確認する方が望ましいとはいえるとのことである。

これに対し、本件意見書によると、本件土地賃借は土地等評価取扱要綱指針2.(3)にいう「工事用地を借地する場合」に該当し、「固定資産税評価額÷0.7」との計算を実施する必要がある。該当地の固定資産税評価額がわからなくとも近隣の固定資産税標準宅地は簡単に聴取可能であり、ここから推定することが可能であるから、このような方法により推定した固定資産税評価額を基に、固定資産税評価額÷0.7との計算を実施せず、また、当該計算結果と本件算定結果について何の検討もしていないことは著しく不合理であるとのことである。

当委員会としても、土地Aは送電線路用地及び水力発電所のダム等の用地として賃借したものではないから、2.(2)の①又は②に該当するという解釈は採り得ず、2.(3)にいう「工事用地を借地する場合」に該当すると考える。

そして、条文構造上、2.(2)及び2.(3)は、要件も効果も異なっており、それぞれ別個の視点・理由から設けられた原則規定2.(1)（「土地・建物等の評価に当たっては、不動産鑑定会社による鑑定評価を原則とする。」）に対する例外規定であると解されるため、2.(3)に該当する場合には当然に2.(2)も適用することができる（比準による算定を行うことが許容される）とする関西電力の解釈には理由がない。

よって、本件で比準による算定を実施したこと自体、土地等評価取扱要綱指針に反するといえる。本件では不動産鑑定業者による鑑定評価を実施するか、又は高浜町税務課での聴取を踏まえた上で固定資産税標準宅地等から固定資産税評価額を推計計算等した上で土地Aの評価を実施するべきであったと考える。

イ 基準地の選定

比準による算定を行う場合には基準地を選定する必要があるところ、関西電力の説明によれば、基準地の選定については土地等評価取扱要綱指針別紙3の2.(2)に定められており、本件基準地は「対象地と同一の用途を有する公示価格地」に該当し、対象地の近隣の固定資産税標準宅地を基準地として選定しないことをもって、同指針に違反していることにはならないとのことである。

これに対し、本件意見書によると、そもそも地価公示法上、算定対象地は公示区域の範囲外であるところ、本件では対象地の更地価格査定に際して公示地「福

井高浜-2」を基準地として選択して比較検討を行っているが、高浜町内に存在する公示価格等の地点の立地・法規制の内容や、高浜町内に存在する公示価格等の地点の繁华性・建物の密集の程度が算定対象地と全く異なる（格差が著しい）ことから、公示地「福井高浜-2」や都道府県地価調査基準地を比較検討の対象として選択することに無理があるとのことである。

当委員会としても、関西電力が本件基準地を「対象地と同一の用途を有する」と判断したことについては、結論として不合理と評価せざるを得ないと考える。

比準による算定を行う前提として⁴、基準地は対象地と「類似する土地」である必要があり、土地等評価取扱要綱指針別紙 3 の 2. (2) が、基準地の要件として「対象地と同一の用途を有する」と定めるのも、基準地が対象地と類似する土地であることを前提とするものと解される。しかし、土地 A は都市計画区域外で公示区域の範囲外である土地であるのに対し、本件基準地は純粋な住宅地であり、地積規模についても両者の間には 34 倍強もの格差がある。両者の間には周辺環境や利用状況に大きな差があることは明白であり、土地 A と類似する土地であるとは認定し難い。実際、本件土地賃借が社内で問題視された後、関西電力グループ内において、当該基準地の選定には疑義が存在していたことを窺わせるメールも発見されている。

本件算定を担当したヒアリング対象者は「基準地の選定にあたって他に適切な土地がなかった」と弁明しているが、算定対象地の近隣の土地（**〔地名〕）には固定資産税標準宅地が指定されていた上、仮に社内規程上、固定資産税標準宅地を基準地とすることが想定されていなかったのだとしても、基準地の選定にあたって適切な土地が存在しないのであれば、土地等評価取扱要綱指針 2. (1) に照らし、比準による算定を行わず、鑑定評価を実施すべきであったと考えられる。それに加えて、担当者らは本件基準地の現場確認すらしていないとのことであり、本件基準地が基準地として適当であるかどうかを真摯に検討していないと疑われる⁵。

したがって、関西電力が本件基準地を「対象地と同一の用途を有する」として基準地に選定したことも、土地等評価取扱要綱指針に違反すると考える。

⁴ 当委員会としては、本件土地賃借において比準による算定を実施したこと自体が社内規程に違反すると考えるが、以下では、仮に比準による算定が許容されるとしても、本件算定における基準地の選定が妥当であったかどうかを検討する。

⁵ 本件意見書でも指摘されているとおり、本件算定に当たって作成された比準価格算定表には、土地 A の土地種別について市街化調整区域と記載されているが、これは誤りであり、実際には都市計画区域外の土地である。かかる誤記又は誤認が本件基準地の選定に悪影響を及ぼしたのかは不明であるが、これにより公示価格地である本件基準地を基準地として選定することも許容されると判断した可能性があることから、念のため付言する。

ウ 本件基準地の「近接地域」⁶該当性

関西電力の説明によれば、近接地域の定義は「比準価格算定の手引き」14頁に定められており、本件における算定対象地と本件基準地とは8km程度離れているものの、高浜町の規模に鑑みれば、高浜町全域が同一の商業圏・経済圏にあるとしても不合理とまではいえず、これらを近接地域と判断したとしても直ちに不合理であるとはまではいえないとのことである。

これに対し、本件意見書によると、近隣地域の範囲は比較的その範囲が大きい傾向にある大規模工業地であってもせいぜい対象不動産を基準に数百m程度以内の範囲に収めることが通常であり、住宅地や商業地の場合は長くとも概ね200m以内の範囲で収めることが通常であるとのことであり、算定対象地から約8kmも離れた本件基準地を近隣地域内に該当すると判断し、地域要因の比較検討を省略して地域格差がないと査定することは無理があり、非常識と言わざるを得ないとのことである。

当委員会としても、本件基準地は算定対象地から約8kmも離れた土地であることに加え、本件基準地は住居が密集している集落地域であるのに対し、算定対象地は周囲に住居等が見受けられず、周囲には畑や遊休地等が見られる土地であることを考慮すると、両者の土地を居住地域として一つのまとまりを示す土地であるとは到底評価できない。

したがって、比準価格算定の手引き上の定義に照らしても、本件基準地が近隣地域に該当すると判断したことは裁量を逸脱した著しく不合理なものであり、社内規程に違反するものであると考える。

エ 個別要因の比較

本件において工業地用ではなく住宅地用の「個別的要因算定表1（住宅地）」に即して個別要因の比較が行われたことについて、関西電力の説明によれば、工業地とは工場が立ち並んでいるような土地を指すものであるところ、算定対象地はそのような土地ではなく、また、算定対象地は更地として整備・造成されており、宅地見込地という意味で住宅地と見ることも不合理ではないとのことである。また、個別的要因の比較において「街路条件」・「交通接近条件」・「環境条件」内の項目が全て「0.0%」と記載され、本件基準地と差異がないと判断されていることについても、疑義を差し入れる余地はあるものの、全くあり得ないことではなく、結論として個別要因の補正率が71.4%とされたことが直ちに不合理であるとはいえないとのことである。

⁶ 不動産鑑定評価基準上、正確には「近隣地域」というが、本報告書では社内規程の文言に従い、「近接地域」と表現することがある。

これに対し、本件意見書によると、算定対象地は住宅用途や店舗・事務所用途ではないことから住宅地や商業地と扱うべきではなく、作業場としての利用を企図しているため、工業地とすることが適切である。また、住宅地用算定表に基づく個別要因の比較において、①最寄り商店街への接近性は車で10分と5分の格差があるにもかかわらずこれを同等に扱っていること、②土地A及びBの幅員は4mではなく7.5mであること、③本件基準地は住宅地内の土地であるのに対し、算定対象地の周囲には住宅はなく、畑や遊休地が広がっている状況であったにもかかわらず、隣接地の利用状況を対等に評価していること、④本件基準地の地積と土地A又はBの地積は34倍以上も異なるにもかかわらず、「劣る」ではなく「やや劣る」と緩い格差査定としたこと、⑤土地Aは敷地内にかなりの高低差がある段差があるが、「地勢・地質・地番等」で、純粋な平坦地である本件基準地との比較で「劣る」と判定していないこと、⑥街路条件、交通・接近条件、環境条件について全て同等と評価していること等の点で不適切であるとのことである。

当委員会としては、まず、「個別的要因算定表1(住宅地)」に即して個別要因の比較が行われたことについて、本件意見書の上記見解に特に不合理な点はないと考える一方で、「住宅地」や「工業地」について社内規程上明確な定義規定が置かれておらず、関西電力による説明も直ちに不合理とまでは言えないことを踏まえると、住宅地用の算定表を採用したこと自体が著しく不合理であり、社内規程に違反するとまでは言い難い。

しかし、住宅地用の算定表に基づく個別要因の比較において、①最寄り商店街への接近性は車で10分と5分の格差があるにもかかわらずこれを同等に扱っていること、②本件基準地は住宅地内の土地であるのに対し、算定対象地の周囲には住宅はなく、畑や遊休地が広がっている状況であったにもかかわらず、隣接地の利用状況を対等に評価していることについては、同等との評価が一見明白に不合理であり、著しく不合理な評価であると言わざるを得ないとする。

オ 「対象地付近に路線価等がある場合」の該当性

関西電力の説明によれば、比準価格算定表の注5の「路線価等」についての定義規定は存在せず、また、比準価格算定表の記載に照らし、固定資産税標準宅地は「路線価等」には該当しないと考えられるから、対象地付近に固定資産税標準宅地があったとしても、当該固定資産税標準宅地と対象地の比準による算定結果との均衡を確認しなかったことをもって、比準価格算定表に定めるルールに違反しているとはいえないとのことである。

これに対し、本件意見書によると、土地A、B及びC付近は相続税路線価の設定がないため、相続税路線価との比較検討ができないのは仕方がないとしても、対象となる土地の課税価格算定の基礎となる固定資産税標準宅地と、公示地「福

井高浜-2」の固定資産税路線価との比較検討は可能であり、これをすべきであったとのことである。

この点について、当委員会としては、比準価格算定表の記載に照らし、ここにいう「路線価等」とは（相続税）路線価及び固定資産評価額を指すと解することが可能であり、固定資産税標準宅地がそれに含まれるとまでは断言できないと思われるため、算定対象地の付近に固定資産税標準宅地があるとしても、「対象地付近に路線価等がある場合」には該当しないと判断し、固定資産税標準宅地との均衡を確認しなかったこと自体が社内規程に違反するとはいえないと考える⁷。

カ 小括

以上のとおり、本件においてそもそも比準による算定を実施したこと自体が社内規程に違反するものであった。また、仮に比準による算定を実施することが許容されるとしても、本件算定における基準地の選定、近隣地域に該当するとの判断、及び個別要因の比較は裁量を逸脱した著しく不合理なものであり、それらも社内規程に違反するものであったと考えられる。

(2) 本件土地の賃料について恣意的な算定が行われたとの疑義について

① 森山氏の要請を受けて土地Aを賃借する方針が決まったこと

本件土地賃借は実態のないものではなく、一定の必要性はあったものと認められるものの、関西電力として駐車場等の用地を必要としていたから土地Aを賃借したものではない。

関西電力では、安全対策工事が本格化した後の2015年2月の時点においても、土地Aを賃借しなければならない必要性は感じておらず、むしろ、土砂を搬入した後の土地Aを借り上げてほしいという森山氏の要請に対し、「難しい」と回答していた。ところが、2015年3月1日になって、急遽、森山氏の要求に応じて土地Aを賃借する方針を決め、後付けで駐車場等の整備計画を準備したという経緯が認められる。

② 吉田開発が土地Aの賃料を200万円と主張してきたこと

関西電力では、森山氏からの要請を受けて、関西電力から吉田開発に対する平成16年に実施した土地の譲渡価格、関西電力が土地Aの周辺で賃借している物件の賃借料、及び固定資産評価額から土地Aの賃料の概算を行い、土地Aの概算借

⁷ ただし、本件意見書においては、固定資産税標準宅地の存在を考慮していない点で社内規定そのものに不備があると指摘できる旨、付言されている。

地料は1㎡あたり24円～62円の幅であると算定しており、2015年3月5日付の社内文書においても、土地Aの賃料は50万円を予定していると記載されていた。

しかし、2015年3月11日に原子力事業本部の役職員が吉田開発の担当部長と面談し、吉田開発に対して土地Aの賃料見積書の提出を依頼した後、同年5月1日には関西電力社内において土地Aの賃借料をいくらまで上げられるかスタンスペーパーを作成するようという指示が出され、これを受けて作成された同月12日付の社内資料では、上限値として月額80万6,000円×12ヶ月＝967万2000円（※ ただし、若干の+αは交渉次第）と記載されている。

そのほか、原子力事業本部の役職員が、2015年6月9日に関電プラントを往訪し、関電プラントを経由して吉田開発に対しB倉庫の賃貸・管理を委託したいと依頼しているが、その背景事情として、吉田開発の土地を駐車場として賃借する方向で交渉を行っており、関西電力としては50万円/月程度を考えていたが、相手は200万円/月を譲らず、価格の折り合いがつかないと説明していたことを示す資料等も発見されている。

以上の経緯に照らし、関西電力では、土地Aを賃借するという方針が決まった際、土地Aの賃借料として月額50万円程度を想定していたが、吉田開発より月額200万円という高額な要求を受け、折り合いがつかなかったことから、関西電力として許容できる上限まで土地Aの賃借料を引き上げることを検討していたものと認められる。

③ 吉田開発要求額（200万円）との差額を埋めるため業務委託を行ったこと

関西電力は、2015年6月、関電プラントに対し、関電プラントを経由して吉田開発に対してB倉庫の管理業務を委託する方針について説明し、関電プラントと協議を開始しているが、その際に関電プラントが作成したメモには、①関西電力は吉田開発の土地を駐車場として賃借する方向で交渉を行っているが、関西電力として50万円/月程度を考えているのに対し、相手は200万円/月を譲らず、折り合いがつかない、②土地賃借については路線価と相場がはっきりしていることから、60万円/月が限度と考えており、不足分の140万円/月を捻出するため、B倉庫の管理業務を発注することを考えている、という趣旨の説明を受けたことが記載されている。

その後、関西電力と関電プラントの間で協議が進められ、関西電力から関電プラントに対し、①B倉庫は関電プラントが吉田開発に発注して建設すること（発注金額：1.5億円）、②B倉庫の管理については、関西電力が関電プラントに発注し、関電プラントが更に吉田開発に発注するスキームとすること、③関電プラントから吉田開発に対する管理委託費は（A倉庫と同程度の内容で）300,000円とすること、などの方針が順次伝えられた。

そして、上記方針に従って B 倉庫は建設され、2016 年 4 月より吉田開発に対して B 倉庫の管理業務が委託されている。

また、関西電力は、2015 年 8 月 24 日付高浜発電所内の稟議決裁及び 2015 年 8 月 25 日付大飯発電所内の稟議決裁に基づき、2015 年 9 月 1 日から吉田開発に対して両発電所のアクセス道路の巡視業務を発注しており、その委託費用は、両発電所ともに年間 586 万 8,000 円（両発電所合計 1,173 万 6,000 円、月額当たり 97 万 8,000 円）である。

これらの業務委託に関しては、原子力事業本部内において、「先生からの要求：賃料を 50 万円／月から 200 万円／月への増額」「当社回答：賃料は 50 万円／月から 120 万円／月に増額 アクセス道の巡視で約 100 万円／月（利益ベースでは月 50 万円） ** [地名] に建設した貯蔵品倉庫の管理業務 30 万円／月（KP 経由）（その他として倉庫の建設 1.5 億円、KP 発注）」などと記載されたメモが残されているほか、森山氏への説明資料において「H27.9～ 高浜・大飯 山道巡視（安全対策）委託料 50+50=100／月」「H28.7～ ** [地名] 地点駐車場（安全対策用）賃料 当初 50+追加 70=120／月」と記載されていること、2017 年 6 月 13 日の社内会議用に作成された資料でも、上記の記載に加えて赤字で「H28.4～ ** [地名] 貯蔵品管理 委託料 30／月」と記載されていることが認められる。

以上の経緯に照らすならば、関西電力は、土地 A の賃料交渉に当たり、吉田開発の主張する金額（200 万円／月）と関西電力として許容できる上限額の差額を埋めるため、吉田開発に対して B 倉庫の管理業務及びアクセス道路の巡視業務を委託しており、土地 A の賃料についても、もともと関西電力が想定していた金額から追加した（当初 50+追加 70=120／月）という認識を有していたものと認めるのが相当である。

④ 土地 A の賃料（120 万円）の指示を受けた後で本件算定を行っていること

一般的な算定作業の流れとしては、賃借したい土地について客観的に社内規程に従って賃料の相場を算定し、当該相場の範囲内で相手方と交渉した上で賃料額が決定するものである。

しかし、土地 A の賃料の算定については、2016 年 5 月 18 日に原子力事業本部の役職員から部下に対し、賃料額（120 万円）及び始期（2016 年 6 月 1 日）を伝えられた上で、賃貸借契約を早々に進めてほしいという指示が出された後で、算定の作業が開始されており、部下において算定結果をこの金額に合わせるモチベーションが働いていたことが強く疑われるといわざるを得ない。実際、当委員会によるヒアリングにおいても、当該部下は、120 万円という金額を念頭に置いて算定を行ったものであることを認めていたほか、フォレンジック調査の結果、関西電力の上層部が（森山氏と）決めてきた価格を告げられ、それに合わせて算定を行

い、「高値」で賃借したケースが複数あることを事実上認める趣旨の社内メールも発見されている。

以上によれば、原子力事業本部の役職員らは、賃料は 120 万円という指示を受け、当該金額に合わせて結論ありきで算定を行っていたものと認めるのが相当である。

(3) 小括

以上のとおり、本件算定は比準による算定という算定手法を採用している点で社内規程に違反しており、また、比準による算定の過程においても社内規程に違反する部分が存在していた。さらに、本件算定は、部下が上司から賃料 120 万円という指示を受け、当該金額に合わせて結論ありきで算定を行っていたものと認められ、120 万円という土地Aの賃料は、先方要求金額（200 万円）に合わせるために、他の委託業務（B 倉庫管理業務、アクセス道巡視業務）と組み合わせて決定された可能性が高い。

付言すると、本件鑑定書によれば、土地Aの適正賃料（価格時点平成 28 年 7 月 1 日）は月額 17 万 5,000 円、土地Bの適正賃料（価格時点平成 30 年 4 月 1 日）は月額 9 万円、土地Cの適正賃料（価格時点平成 29 年 9 月 15 日）は月額 13 万円とのことであり、本件鑑定書に照らした場合、本件賃料は不相当に過大であったと評価される。

3 コンプライアンス上の問題点

(1) 本件土地賃借の必要性

土地Aの賃借の必要性については、関西電力としては当初から土地Aを駐車場等として利用する必要性・計画があったものではなく、森山氏の要求に応じることを契機として賃借する方針が決定されたものであるが、実際に駐車場及び資機材置場として活用されていることから、必要性が全くなかったとまでは認められない。

土地B及び土地Cについては、賃借の必要性自体は認めることができる。

(2) 本件土地賃借の決定プロセス・賃料の妥当性

① 本件土地賃借の決定プロセス

本件土地賃借の決定プロセスについては、関西電力として土地賃借の必要性が生じたことを契機として本件土地賃借を決定したのではなく、森山氏の要求に応じるために本件土地賃借を決定したものであり、仮に事後的に本件土地が十分

に活用されていたとしても、コンプライアンス上問題であったといえる。

また、本件算定において、比準による算定という算定手法を採用したことは社内規程に違反していたと認められる上、仮に比準による算定が許容されると解釈したとしても、算定の過程において社内規程に違反する点が見受けられる。かかる社内規程違反が行われた背景には、先に上司から賃料額（120万円）が示された上で部下が土地Aの賃料の算定作業を開始していたこともあると考えられ、このような上司の対応も不適切なものであったと言わざるを得ない。

以上の次第で、当委員会としては、森山氏側からの利益供与要求を契機として本件土地賃借を決定し、結果として社内規程に違反した賃料の算定が実施されたことは、コンプライアンス上問題であったと考える。

② 本件土地賃料の妥当性

本件算定は、部下が上司から賃料 120 万円という指示を受け、当該金額に合わせて結論ありきで算定を行っていたものであるから、本件算定を経ていることをもって、本件土地賃料の妥当性が基礎付けられるとはいえない。

また、120万円という土地Aの賃料は、先方要求金額（200万円）に合わせるために他の委託業務と組み合わせて決定した可能性が高いものであり、120万円という金額自体の合理性には疑義があると言わざるを得ない。このような賃料の算定経緯に加え、本件鑑定書の内容も考慮すれば、当委員会としては、少なくとも本件土地賃料は不相当に過大であったと認めるものであり、本件土地賃料の妥当性についてもコンプライアンス上問題であったと考える。

(3) 経営陣の関与・認識について

当委員会の調査によれば、当時の原子力事業本部長は、本件に関して一定の事実の報告を受けていたことが認められる。実際、森山氏から渡された陳情書や森山氏の要求への対応に関する報告メールが残っていたほか、原子力事業本部長が森山氏対応の最高責任者であったと考えられ、実際森山氏との面談等も行っていることから、森山氏の要求に対する対応について担当者から報告し、原子力事業本部長の了承を受ける必要があったものと考えられる。

しかしながら、原子力事業本部長への報告内容が、対応の不適切さを認識し得るものであったかどうかは検討を要するところであり、当委員会のヒアリングに対し、原子力事業本部長から世間相場を超えないよう指示を受けたと述べた原子力事業本部長の役職員も存在する。その一方で、当委員会の調査で発見されたメール等によれば、原子力事業本部長は、もともと予定されていた 50 万円の賃料が最終的に 120 万円になったことを了知していたものと認められるから、最終の賃料額が不適

切な金額であることを知り得たか、少なくとも適切性について検証すべき立場であったのではないかと思われる。また、森山氏の要求に従い、その要求金額に合わせるため3つの契約を締結して合計200万円にするということ自体が全体としてコンプライアンス上不適切ではないかということに思い至るべきではなかったかという疑念も生じる。これらの疑念は、本件第三者委員会調査報告書が認定した森山氏と関西電力の長期にわたる不適切な関係を前提にすると、より一層その思いを深くする。

ただし、当委員会として原子力事業本部長に対して土地賃借問題に関するヒアリングを行っていないため、本報告書において、原子力事業本部長の関与・認識について結論は付さないこととする。

第3章 A 倉庫問題について

1 A 倉庫を賃借する必要性

関西電力では、美浜原子力発電所3号機事故を受けて原子力資材の充実を図るために保管場所としての倉庫を探しており、現実にはA倉庫は貯蔵品倉庫として使用されていた以上、A倉庫の賃貸借は実態のないものではなく、賃借の必要性はあったものと認められる。

その一方で、A倉庫は関西電力が貯蔵品倉庫の候補を探している中で自ら探した倉庫ではない。

関西電力の地域共生本部は、2006年11月以降、高浜町の幹部及びA氏から、事業を終了したA社を支援するためA倉庫の販売先を探してほしいと何度も繰り返し要請されていた。その過程で、A社の銀行借入の返済予定まで説明を受けており、関電プラントがA社に支払う賃料相当額を借入金返済に充当することが想定されていたと考えられる。そのほか、関西電力が2006～2007年当時に検討していた他の倉庫（C倉庫、D倉庫）については、慎重に時間をかけて倉庫の規模・設備・環境等を調査し、費用の交渉・検討を行っているのに対し、A倉庫については、設備・環境等についての検討期間が約1ヶ月と非常に短いことに照らすならば、A倉庫については賃借するという結論先にありきの検討であった可能性を否定できない。

以上のとおり、関西電力としては、貯蔵品倉庫として適切であるという判断でA倉庫を賃借したというより、高浜町の幹部及びA氏からの強い支援要請に応じるために賃借することを決定し、貯蔵品倉庫として使用することにしたというのが実態であると考えられる。

2 A 倉庫の賃料額の妥当性

(1) A 倉庫を借り入れた際の検討資料

関西電力は、2006年11月頃、原子力事業本部の幹部が高浜町の幹部からA社への支援要請を受け、折しも関西電力では貯蔵品等の保管場所を探していたことから、関電プラントを通じてA倉庫を賃借する方針となった。当委員会による調査の結果、その際の検討資料として複数の資料が発見されているが、A倉庫の賃借料について、特段の理由もなく増額されていった経緯が認められる。

具体的には、2007年2月1日付の資料では、A倉庫の賃料概算額として、1年目：980万4000円（430㎡）、2年目：1960万8000円（860㎡）、3年目：2941万2000円（1290㎡）、4年目以降：3705万円（1625㎡）と記載されていたが、2007年3月5日時点の検討資料では、1年目：1341万6000円（430㎡）、2年目：2683万2000円（860㎡）、3年目：4024万8000円（1290㎡）、4年目以降：5070万円（1625㎡）と増額修正されている（関電プラントに対して450万円の管理費用を支払う前提）。さらに、2007年3月22日時点の資料では、関西電力から関電プラントへの委託費用は、1年目が年額2850万円（A社からの賃料相当額2400万円に関電プラントの管理費用450万円を加えた金額）、2年目以降が年額5070万円と更に増額修正され、これ以降の資料については概ね上記の賃料相当額が記載されている。

このようにA倉庫の賃料額が増額された理由については、明確に記載した資料等は発見されていない一方で、2007年3月22日時点の資料には、関係当事者のスキーム図としてA社から金融機関への返済という流れが記載されている。そのほか、A社における2007年4月以降の毎月の必要経費が記載された資料が残っていたこと、関西電力はA氏の銀行からの新規借入やA社のメインバンク変更のために様々な協力を行っていたことに照らすならば、関西電力は、A社の銀行借入返済等の必要金額を勘案して倉庫賃借料を決定した可能性が高い。

なお、関西電力がA社の銀行借入返済等の必要金額を勘案して倉庫賃借料を決定した可能性が高いという点については、当委員会によるヒアリングの結果、大阪国税局による税務調査に対応した関西電力担当者らも同様の認識を有していることが確認されている。

(2) 2017年時点におけるA倉庫の賃料市況価格

関西電力は、大阪国税局に説明した償却期間10年が経過することを勘案し、2017年9月4日にA氏と面談し、A倉庫の賃料減額の申入れを行っているが、その際、周辺の類似倉庫の賃料から、A倉庫の市況価格はおよそ1,600万円と推定されると述べている。関西電力がA氏との面談に際して不正確な説明をすることは考えにくいから、関西電力が説明した上記金額（1600万円）は2017年当時のA倉庫と同種・同規模の倉庫の賃料市況価格として正しい数字であると考えられるところ、2007年から2017年の10年間で福井県の倉庫賃料の市況価格が大幅に変動したという事情は認められないから、2017年当時の市況価格が1600万円である以上、A倉

庫を借り受けた 2007 年当時の市況価格としても、それに近い金額であったはずである。

にもかかわらず、関西電力では、A 倉庫の賃料として約 5000 万円（2013 年 10 月に約 4%の賃料減額を行った後は約 4800 万円）を支払っていたものであり、明らかに相場よりも高い金額で賃借していたものと認められる。

(3) 小括

以上の次第で、関西電力が A 倉庫の賃借料を決定するに当たっては、同種・同規模の倉庫賃借料の市況価格などの客観的なデータではなく、A 社における銀行借入返済等の必要金額を勘案して倉庫賃借料の額を決定した可能性が高く、相場と比較して明らかに高い金額の倉庫賃借料を支払っていたものと認められる（ただし、具体的に過剰に支払っていた金額がいくらなのかについては、認定することはできない）。

3 コンプライアンス上の問題点

(1) A 倉庫賃借の決定プロセス・賃料の合理性について

① A 倉庫を賃借する必要性

関西電力では、美浜原子力発電所 3 号機事故を受けて原子力資材の充実を図るために保管場所としての倉庫を探しており、A 倉庫を賃借した後、実際に貯蔵品倉庫として使用していた。したがって、高浜町の幹部及び A 氏の要請を契機として賃借したという経緯はあるものの、A 倉庫を賃借したこと自体が不合理であるとまでは言うことはできない。

② A 倉庫賃借の決定プロセス・賃料の合理性

しかし、関西電力は、他の倉庫と比較して最も適切な倉庫を選んだわけではなく、高浜町の幹部及び A 氏から A 社への支援を強く要求されたために A 倉庫を貯蔵品倉庫として賃借する方針を決めたという経緯であったものと認められ、その決定プロセスには公正性・客観性が認められない。

また、A 倉庫の賃料額は年間約 5000 万円と極めて高額であり、その当時に比較検討していた C 倉庫・D 倉庫の賃料額あるいは関西電力が A 社に対して賃料減額交渉を行った 2017 年当時の賃料相場（1600 万円）に照らしても、およそ合理性が認められない。関西電力は、2007 年 4 月頃に A 倉庫を賃借した際、同種・同規模の倉庫賃借料の市況価格などの客観的なデータではなく、A 社における銀行借入返済

等の必要金額を勘案して、倉庫賃借料の額を決定したものであると認められる。

以上の次第で、関西電力における A 倉庫賃借の決定プロセスには合理性が認められず、その賃料の額は相場よりも不相当に高額であり、コンプライアンス違反であると考えられる。

(2) B 社に対する代替策（吉田開発を外して直接発注すること）の合理性について

関西電力が当初支払っていた A 倉庫の賃料額は不相当に高額であり、大阪国税局からの指摘が理由であったにせよ、2017 年に賃料減額交渉を開始したことは、適切な判断・行動であったと認められる。

しかし、関西電力では、賃料減額交渉において A 氏から強い抵抗を受けた結果、賃料減額を補填するための代替策を検討・提案し、最終的に元請（ゼネコン）からの直接発注という形で B 社に対して土砂処分工事を発注している。

そもそも A 社に対して支払っていた賃料額が不相当に過大だったのであるから、それを適正賃料額に減額するに当たり、代替策を提案する必要はなかったはずであり、それにもかかわらず、賃料減額を補填するための代替策を検討・提案したことはコンプライアンス上問題があったといわざるを得ない。

関西電力は、代替策として、本来であれば B 社を含む地元業者が約 2380 円/m³前後の相場で受注していた土砂処分工事を、3400 円/m³（本件スキームから吉田開発を介さずに直接発注した場合の単価）で、A 氏の親族が経営する B 社に対して発注することとし、それをもって A 社及び A 氏から賃料減額の了解を取り付けたものであり、土砂処分の発注単価の差額（約 1020 円/m³）については、A 氏あるいは B 社に対する不当な利益供与に該当する可能性が高いと認められる。

(3) 経営陣の関与・認識について

2007 年 3 月に A 倉庫を賃借した際の稟議については、原子力事業本部で決裁されているものの、稟議書とは別に、原子力事業本部の幹部に向けた説明資料、さらには当該資料をより簡略化した関西電力社長向けの説明資料が作成され、かかる資料に基づき説明が行われている。ヒアリングによれば、A 倉庫の賃借については、高浜町の幹部から持ち込まれた案件であることから、本来の決裁プロセスよりも上位の幹部・社長に向けても説明が行われたとのことである。

さらに、2017 年以降の A 社との賃料減額交渉に当たっては、A 氏との面談結果等については原子力事業本部の幹部に対して報告され、代替策を検討するための各種会議にも原子力事業本部の幹部らが出席していること、土砂部会においても代替策の検討が行われていたことが認められる。

これらの事情に照らすならば、関西電力の経営陣のうち、A 倉庫を賃借した当時

に報告を受けていた関西電力社長及び幹部らは、A 氏の要求に応じて不当に高額な賃料で A 倉庫を賃借したことを認識していた、あるいは少なくとも認識し得た可能性が高いといわざるを得ない。

それに加えて、A 倉庫の賃料減額交渉について報告を受けていた原子力事業本部長及び幹部らは、賃料減額の補填として吉田開発を介さずに直接 B 社に対して土砂処分工事を発注することが、A 氏あるいは B 社に対して発注単価の差額分（約 1020 円/m³）の利益を供与するに等しいことを認識していた、あるいは少なくとも認識し得た可能性が高いといえることができる。

ただし、当委員会として上記の経営陣らに対して A 倉庫問題に関するヒアリングを行っていないため、本報告書において、上記経営陣らの関与・認識について結論は付さないこととする。

第3編 再発防止に向けた提言

1 本件第三者委員会調査報告書との関係

本調査は、金品受取問題に関する第三者委員会の調査の延長線上にあるものといえる。すなわち、本件第三者委員会調査報告書は、森山氏と関西電力の関係について総論的に問題点を指摘したものであるところ、本調査のうち、土砂処分問題及び土地賃借問題は各論に当たり、A 倉庫問題はそれと類似する構図である。そのため、問題の原因と再発防止策については、まずは第三者委員会の指摘と提言を基礎に据えることとなる。

本件第三者委員会調査報告書では、「第7章 原因分析」において、関西電力において金品受領問題が発生した原因や問題発覚後の対応の問題点を分析し、これらの原因の根底には、長年にわたって関西電力において醸成されてきた内向きの企業体質があるとした。

そして、その改善策として、①ユーザ目線でのコンプライアンス意識の醸成、②内向きの企業体質の是正、③地元を重視する施策についての透明性の向上、④取引先関係者からの金品受領に関する明瞭なルール設定、⑤悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス態勢の再構築を提言した。

関西電力は、上記報告書の提言を受け、また、経済産業大臣からの 2020 年 3 月 29 日付業務改善命令に従い、同月 30 日、業務改善計画を提出した。

関西電力は、この実施状況について、定期的に監督官庁に報告を行っており、直近では 2021 年 12 月 27 日に報告を行った。コンプライアンス委員会においても、業務改善計画の進捗状況について報告を受けて審議しており、改善計画は着実に実施されている。

以上のとおり、原因分析と改善策については、既に指摘と実施が進行していると

ころであるが、以下では、本調査の結果判明した事実から、更なる改善の視点が見いだせないかということを検討・提言する。

2 本事案の特徴と背景事情

(1) 本事案の対象となった3事案の共通の特徴

① 組織的に行われた不適切行為であること

第1に、いずれも組織的に行われた不適切行為であったことである。土砂処分問題、土地賃借問題、A倉庫問題とも、特定の担当者が逸脱して行ってしまったわけではない。会社の意思決定機構に従い、指揮命令系統に従って、その関係各人の業務として行われている。

② 個人的な動機ではなく組織的な問題解決のために行われていること

本調査の対象となった不適切行為は、関係した役職員の個人的な金銭的利益のために行われたものではない。いずれもやむを得ず、問題解決の方法として行ったものであり、各人にトラブルを避けたいという意思はあるにしても、個人的な利得目的というわけではない。

むしろ、組織としての動機がある。土砂処分問題と土地賃借問題は森山氏からの要求、A倉庫問題は高浜町の幹部の口利きや地元の原発推進派議員からの依頼という要因がある。

③ 法令違反を回避して通常取引を装うことで真の目的を隠していること

これらの不適切行為は、いずれも個別の法令に違反するものではない。会社法や刑法その他の個別の禁止規定に違反する行為は行われていない。

しかし、本来的に不適切な真の目的を隠していわば問題解決のための「便法」として外形的に通常取引を装うことで、会社の取引行為を逸脱した目的に利用したとすることができる。そのため、これらの不適切な取引は、いずれもそれによって真の目的が隠されることとなっている。森山氏からの要求に応えるという意図、議員からの要求に応えるという意図などは、隠蔽され、通常取引の外形を呈している。その結果、透明性が失われている。

④ 「便法」を許容する仕組み・意識があること

前項で述べたとおり、本調査の対象となった3事案は、いずれも「便法」として行われた不適切な取引であると評価できるところ、関西電力の担当者らがこれ

らの不適切取引を行うに至った背景には、必要性があるといえれば良いのだろうという考えが根底にある。仮に真の目的が別のところにあったとしても、必要性があるといえれば、その行為は適法なものとして許容されるという発想である。

ただし、関西電力のような巨大な企業体であれば、倉庫にしても、工事にしても、全く必要性がないということはほとんどあり得ず、何かしらの活用は可能であるので、この理屈は万能の言い訳となり得る。

そして、当該取引の必要性があるということができれば、あとは取引価格だけの問題となるところ、価格に関する社内規程が存在しても、その規程の解釈・適用などでかなりの自由度があるように運用されていた実態があり、その結果、自由に金銭の支出が可能となっていた。このため、事実上、「便利なお財布」とでも称していいような状況になっており、それが困った問題の解決に利用されていたと評することができる。

また、この状況は「法律に違反しなければ良い」という、第三者委員会の指摘していた誤った規範意識に結びついている。実際、当委員会が実施したヒアリングその他の調査に当たり、いずれの問題についても、会社・関係者は、それらが正当な行為であると主張している。すなわち、違法でないのだからいいだろうという主張を展開しているわけであるが、それだけに留まらず、関係者の心理の中では、それが意味で確信にまで至ってしまうことがあり、この自己正当化により、「それをしてはいけない」という規範的障害意識が希薄になり、より一層、不適切な行為を促進してしまう要因となっている。

⑤ グループ会社や取引業者を利用した不適切行為の機会があること

前項で述べたとおり、関西電力では「便法」を許容する仕組みとなっており、これが不適切取引を招いた要因となっているが、それだけが要因ではない。

多くの担当者らは、「便法」を許容する仕組みがあっても、しかしやはりその行為は批判の対象になり得ることを承知しており、「法律に違反していなければ良い」として割り切っているわけではない。そのため、ゼネコンなど取引業者を間に入れるなどして、自分たちは指示していないと弁解できるようにしたり、関電プラントなどのグループ会社を間に入れることにより利益提供対象者との直接の取引関係を避けるなどしている。

そのようなグループ会社、取引業者の利用という不適切取引の機会が存在したこともまた、本件の要因となっている。

⑥ 経営の効率性という観点の欠如

最後に、いずれの事案でも効率性の視点が欠如していることがうかがえる。民

間企業であれば、コストを徹底的に削減し、少しでも利益を拡大するインセンティブを持つのが普通であるが、本件の不適切行為では、関西電力の費用・負担を少しでも削減しようという意思は乏しい。土砂処分問題、土地賃借問題、A倉庫問題のいずれにおいても、関西電力の負担する費用・コストが高額となることをいとわない姿勢がうかがえる。

これは総括原価方式の時代には、支払った費用が電気料金として回収できるので、コスト削減の要請や圧力が弱かったことに起因する可能性があるろう。

(2) 本調査の対象となった3事案の背景事情

関西電力グループは、電気の供給という社会的使命のため、巨大なインフラを構築し、維持していく責任を負っている。発電、送電、配電のどこかが欠けても、電気の安定安全供給という使命を果たせなくなる。したがって、その構築、維持は、必ず達成しなければいけない業務課題である。

しかし、それだけの巨大インフラであるから、地権者、立地関係者、自治体、取引業者、その他多数の関係者が生じる。特に原子力発電所の稼働に当たっては、地元自治体や関係者との間で非常に難しい交渉が求められる場面もあり、安定的な運営に向けて地元との関係構築が欠かせないが、原子力発電事業以外の各事業においても、そこでは必ず様々な要求がなされたり、紛議が生じることがあろう。そこで、電気の安定安全供給と、問題解決という板挟みになる事態が生じるのである。

3 再発防止策の視点

(1) 問題解決の仕組みを構築すること

まず、問題解決の仕組みを構築することである。前項で見たような板挟み的な状況になったときに、その担当者、その部門に任せきりにして、解決不可能な状況に追い込まないことである。

本調査の中でも、特定の担当者に対し、森山氏あるいは地元議員からの要求への対応という極めて困難な問題の解決の役割と負担が押しつけられていた状況が窺われた。土砂処分問題、土地賃借問題、A倉庫問題のいずれにおいても、関西電力の一部の経営陣は、担当部署が森山氏あるいは地元議員から無理な要求を突きつけられており、その要求に応じることは本質的な意味でのコンプライアンス違反を惹起する可能性が高いことを認識できたにもかかわらず、自らあるいは組織として森山氏あるいは地元議員と対峙することはなく、むしろ、担当部署に対して波風を立てずにうまく事を収めるように求めていたように思われる。

経営の責任として、そのような困難な状況に陥る可能性のある部門に対しては、「その場合にはこうすれば良い」という解決策や選択肢を提示するとか、あるいは

「その場合にはまずは上司に相談し、解決が困難であれば、さらに上位の部門、関係者に相談するように」といった解決の手続きを提示するなどの方法が考えられる。要するに、誰もやりたがらない困難な問題に関しては、それを特定の部門に押しつけたり、特定の担当者に押しつけたりせず、組織全体として解決する道筋をつけることである。

(2) 「便法」が可能な隙をなくすこと

次に、「便法」が可能な隙をなくすことである。前項で見たとおり、関西電力では、個別具体的な法律違反に対してはそれを避ける姿勢が見られるが、他方で、前項で見たような「便法」ともいえる手法を駆使して問題を解決しようとする傾向がある。

便法を用いるということは、真の目的を対外的に説明できない後ろめたさがあるということである。すなわち、便法を用いることで、明らかな法令違反に該当する事態を避けつつ、正々堂々と対外説明することができない真の目的を達成しようとしているわけであり、金品受領問題などの「違法ではないけれども不適切な行為」、その他のコンプライアンス違反の行為を許容することになる。

したがって、そのような便法が生じる隙をなくすことが重要である。具体的には、例えば土地賃借問題で明らかなように、不動産価格・賃料額の算定基準を見直し、勝手な解釈や適用ができる余地をなくすことがあげられる。要するに、恣意的な運用ができないような制度的保障である。

(3) 関連会社や取引業者を利用した手法を排除すること

隠れ蓑とされてきた関連会社や取引業者を利用した手法を排除することも必要である。

関連会社については、関西電力と同様のコンプライアンス体制の構築を求めることとするほか、親会社からの指示だと到底関連会社側で拒否することが困難だという事情もあるので、親会社では不適切な指示や要請を関連会社側にしないことを規則で明確にする必要がある。また、その旨を関連会社側にも周知し、万一それに反するような指示や要請が行われた場合には、関連会社のしかるべき部署への報告義務および親会社である関西電力への報告義務を設定することなどが考えられる。

取引業者については、同様に取引業者に対して不適切な指示や要請をしないことを関西電力として明確にするとともに、取引業者に対しても、その旨の宣言をするなどして明確化、周知する。そして、もし違反するようなことがあれば通知していただくよう依頼する。

以上は一例であるが、親会社の不適切行為の共犯とならないよう、体制を整備す

るということである。

(4) 問題発生後に速やかに把握できる仕組みを構築すること

問題が生じた場合に、それを速やかに把握できる仕組みを構築することが必要であり、特に組織的な不適切行為に対応できるような工夫が求められる。

組織的な不適切行為に関しては、その情報を経営層や社外取締役らが把握するのは困難なことがある。それは組織的行為であると、関係者全員が共犯的關係になること、誰かが通報するといわば裏切り者となりかねないこと、さらに長期間継続している場合には過去の先輩達にも累が及ぶことになること、などのことから、問題を知った担当者もなかなか言い出しづらくなる。したがって、上司に対する報告や内部通報制度（コンプライアンス相談窓口）の仕組みをさらに使いやすくすることが考えられる。

業務改善計画において、すでに内部通報制度は改善されているが、さらに使いやすくする工夫が必要である。例えばすでに違法行為を察知した場合の通報義務も設定されているが、そのことを周知することが考えられる。またどのようなケースが通報すべきものであるか具体例を示してわかりやすく解説することも有効であろう。内部通報をためらう原因の一つは、通報しても改善してもらえないのではないか（無駄なのではないか）という不安からである。

また、通報すると上司や職場の仲間に知られてしまうのではないかといった不安を取り除く必要がある。そのためには、外部通報窓口の信頼性をきちんと周知すること、窓口となり得る人たちの顔が見えるようにすることが考えられる。社外窓口の弁護士やコンプライアンス委員会の社外委員、社外取締役、監査委員などが、現場の従業員の方達と直接面談していろいろな話をするすることで、初めて人柄が分かり、この人ならなんとかしてくれそうだ、といった信頼の醸成につながる例がある。また、社外関係者が経営層の友人知人であると、やはり情報が筒抜けになるのではないかといった心配がよぎるので、そのようなことを避けることも考えられる。

なお、内部通報という用語には、なんとなく敷居の高い印象がある。たんなる困りごと相談窓口というのでもよく、また「通報」などという大仰な形でなく、相談やちょっとした連絡、耳に入れておくといった形でも良い。さらに問題が認識される機会は、不適切な行為のある部署に新任、転任で配属された者であることがある。その点に着目するならば、新しい部署に配属になった従業員に対して、コンプライアンス関係部署から、「何か困ったこととか、心配なことなどありませんか」と声かけすることも考えられる。自分から言い出すのはハードルが高いが、問われて気のついたことを返信するのはハードルが低い。

(5) 人事評価制度の見直し

人事評価制度も見直す余地がある。コンプライアンスに関する人事評価制度というのは、多くの場合、減点主義となる。違法行為をしないのが当然、すなわちデフォルトであるから、違法行為をした場合に減点するという仕組みになってしまう。しかし、コンプライアンスを加点主義にできる部分があれば、有効ではないかと思われる。例えば現在 100 時間研修というのを実施しており、これは相当な時間と労力をかけて行っており、知らず知らずのうちにコンプライアンスやガバナンスの素養が身につき、それが新しい常識として定着していく。このような重要な研修で積極的に、当事者意識を持って、研修に臨んだ者には高い人事評価をすることが考えられる。また、職場で気づきを報告して、問題の解決に結びついた者に対しては、それを人事上も評価することも考えられる（もちろん内部通報者の秘匿との関係は整理する必要がある）。

(6) 役職員の意識改革

役職員の意識改革は非常に重要である。すでに業務改善計画でも実施されているところであるが、本件各事案の特色、例えば「違法でなければいい」といった感覚、「必要性があればいいんでしょ」といった価値基準、各種規定に反しなければ高い金額を支払うことに躊躇しない姿勢など、改善すべき点はある。社会やユーザに対して、自らの行為が自信とプライドをもって説明できるものなのかという視点も必要である。それらにフォーカスして企業風土の改革を目指すことが重要である。

そのためには、単なる座学ではなく、自分で考え、意見を文章にまとめ、ディスカッションで発言することが必要である。そのような研修によって、本人も気がつかないうちに知識と意識が身についてくる。そしてそれを続けると、常識が変わってくるはずである。

(7) 経営の効率化に向けた取組み

経営の効率性の観点からのアプローチも必要である。すでに総括原価の時代は終わり、電力自由化や脱炭素といった時代の大変革のときを迎えている。コスト意識や予算のあり方、無駄な出費へのチェック体制など、改善すべき点はある。

(8) 最後に

最後に、金品受領問題以来、関西電力グループでは不祥事の発覚が続いており、社会からの信用は低下し、役職員の方々も肩を落としているところがある。

しかし、昨年は新しい経営理念をみんなで作り上げ、新しい方向性を示すことができた。

今回の不適切事案は、関西電力グループの信用を落とすことにはなるが、他方で、これは自浄作用が効き始めたことの証でもある。金品受領問題以前にはこれらが全く発覚しなかったことを考えれば、容易に理解できるだろう。また、このような事実を公表することで、会社のステークホルダーの方々も、関西電力としてできること、してはいけないことがあるということは理解していただけるだろう。そうすれば、関西電力の職員が外部から無理な要請を受けることも低減するのではないか。

もちろん関西電力グループとして、地元の関係者などに貢献していくことは可能であるし、それは適切なことである。しかし、今後の地元その他のステークホルダーに対する社会貢献は、便法など使わず、正々堂々とやるべきものはやり、透明化すべきである。これは関係者の方々も含めたパラダイムの変換である。

第4編 結語

本件の特徴は「便法」であると述べた。便法はなぜ悪いのか。それは実質と外形が食い違うからである。真の意図とは異なる外形を流用すると、本来その真の意図を実施することが是非かという判断が行われないことになる。適正な手続きがとられないのである。

このような「便法」を許容すると、もちろんその経営上の判断が良かったのかどうかといったチェックもなされないことになる。透明性もなくなる。さらに、こういう便法は、不正行為の温床となりやすい。以上の問題を一言で言うと、「便法」とは、誠実な行為ではないということである。仮装的であり、隠蔽的であり、脱法的なのだ。こういう方法には当然経営判断の原則も適用されない。

経営あるいは業務上の難題に直面した役職員にとって、「便法」は楽な解決策である。「便利なお財布」は救世主かもしれない。しかし、それは今の時代には許されないのである。だから個別具体的な法律に違反しない場合でも、不適切な行為としてコンプライアンス違反と指弾されるのである。この点を理解していただきたい。

もうひとつ、本件の不適切行為は、いずれも金品受領問題以前の行為に係るものである。金品受領問題の発覚で、全社的に自分たちのあり方を反省した者としては、その過去の不適切行為は、不適切なものとして素直に認め、反省し、改善に向かうのがあるべき姿である。

しかしながら本件の調査では、自己の行為を正当化したり、自分の作成した文書すら覚えていないと証言するなど、調査に協力的とはいえない者も複数いた。もちろんそれには理由があろう。国税との対応や従前の説明のスタンスを今更変えられないということもあろうし、やむなく組織のために行った行為を自らの判断で行っ

たかのように追及されることへの憤りや不祥事をさらにまた追加的に表に出すことへの不満、本調査や報告書の公表によって自分達や組織を全否定されるような気持ちとなること、その悲しみ、自分たちの言い分や事情はくんでもらえない疎外感等々がある。

しかし、調査は現時点のことである。改善というのは、過去の非を認めることから始まる。過去の非を肯定している間は、改善は生まれない。

このような言辞に対しては、「きれいごとでは世の中を渡れない」と言いたくなる向きもあるだろう。しかしこれからの時代は、「良心に反する業務はしたくない、させたくない」という時代であると思う。きれいごとに徹する関西電力グループでありたいと希望する。

以上

関西電力株式会社取締役会 御中

調査報告書

2022年4月20日
コンプライアンス委員会

目次

第 1 編	本調査の概要	4
1	本調査の背景と目的	4
2	調査事項	7
3	調査体制	8
4	本調査の方法	9
5	本調査の前提条件・限界	10
第 2 編	本調査により判明した事実経緯	11
第 1 章	関西電力における原子力事業の概要	11
1	関西電力における原子力発電所の設置状況	11
2	関西電力の組織体制（本調査事項と関係する部署及びグループ）	11
3	関西電力における発注プロセス（本調査事項と関係する事項）	15
第 2 章	本調査事項における関係者の概要	18
1	森山氏	18
2	森山関連 4 社について（関連会社を含む。）	19
3	地元関係者	22
4	関西電力関連会社	23
第 3 章	本調査により判明した事実（土砂処分問題）	23
1	安全対策工事が本格化する以前の各発電所における工事発注状況	23
2	関西電力における安全対策工事の本格化	24
3	森山氏からの吉田開発に対する発注要求（2014 年度分）	25
4	A 処分場におけるトラブル	27
5	森山氏からの吉田開発に対する発注要求（2015 年度以降分）	30
6	関西電力における土砂処分スキームの検討経緯	34
7	森山氏らに対する説明（事前発注約束等）	41
第 4 章	本調査により判明した事実（土地賃借問題）	48
1	本件土地をめぐる過去の経緯	48
2	土地 A に関する森山氏らとの交渉	49
3	B 倉庫の管理業務及びアクセス道の巡視業務の発注	54
4	土地 A に関する賃貸借契約の締結	57
5	土地 B 及び土地 C に関する賃貸借契約の締結	59
第 5 章	本調査により判明した事実（A 倉庫問題）	62
1	A 倉庫を賃借した経緯	62
2	国税調査への対応	70
3	A 社のメインバンク変更に関する協議	78
4	A 倉庫の賃料減額交渉の経緯	79

第 3 編	当委員会における検討	90
第 1 章	土砂処分問題について	90
1	はじめに	90
2	元請（ゼネコン）からの発注先・発注単価に対する関西電力の関与	90
3	吉田開発の業務実態	101
4	関西電力の発注単価と吉田開発の発注単価の差額の合理性	108
5	コンプライアンス上の問題点	112
第 2 章	土地賃借問題について	115
1	はじめに	115
2	本件土地賃借の必要性	115
3	森山氏に情報提供した賃料（50 万円）と実際の賃料（120 万円）の差額の合理性	119
4	コンプライアンス上の問題点	137
第 3 章	A 倉庫問題について	140
1	はじめに	140
2	A 倉庫を賃借する必要性	141
3	A 倉庫の賃料額の妥当性	143
4	コンプライアンス上の問題点	146
第 4 編	再発防止に向けた提言	149
1	本件第三者委員会調査報告書との関係	149
2	本調査の対象となった 3 事案の特徴と背景事情	150
3	再発防止策の視点	153
第 5 編	結語	158

第1編 本調査の概要

1 本調査の背景と目的

(1) 経緯

本調査は、①土砂処分問題、②土地賃借問題、③A 倉庫問題という関西電力株式会社（以下「**関西電力**」という。）に関する 3 つの異なる事案について、コンプライアンス委員会（以下「**当委員会**」という。）が実施した調査（以下「**本調査**」という。）の結果を報告するものである。

(2) A 倉庫問題

関西電力は、2007年4月以降、関電プラント株式会社（以下「**関電プラント**」という。）を通じて、当時の高浜町の町議であった地元議員 A（以下「A 氏」という。）が代表取締役を務める A 社から、倉庫（以下「**A 倉庫**」という。）を賃借していた。

関西電力による A 倉庫の賃貸借に関しては、2012年2月24日付の毎日新聞記事において、関西電力の子会社が、原発推進派である A 氏が社長を務める A 社から、事業が終了して用途がなくなった同社所有の工場建物を、周辺相場の約 2 倍の賃料で賃借し、2010年度までの4年間で1億数千万円の賃料を支払っていたと報道された。また、2013年1月以降に実施された国税庁大阪国税局（以下「**大阪国税局**」という。）による税務調査において調査対象とされ（ただし、最終的に調査対象から除外された。）、その後複数回にわたり、賃料の減額が行われたという経緯がある。

その後、2020年9月になって、再び A 倉庫の賃貸借契約に関して不透明な経緯がある旨の外部からの指摘があり、調査・公表を求められたことから、2020年10月12日開催の第6回当委員会において、A 倉庫を賃借した経緯について調査することが決定された（以下「**A 倉庫問題**」という。）。

(3) 土砂処分問題及び土地賃借問題

① 土砂処分問題

関西電力は、2013年7月に施行された原子力発電所の新たな規制基準（以下「**新規制基準**」という。）に伴い、各原子力発電所における特定重大事故等対処施設の設置その他の安全対策等を強化するための各種工事（関西電力における各種資料では「特重工事」などとも表記されているが、本報告書では「**安全対策工事**」と総称する。）を実施しており、元請となるゼネコンとの間で安全対策工事に係る契約を締結していた。安全対策工事の実施に伴い大量の土砂が発生するた

め、各工事を円滑に進めるためには土砂の処分も行う必要があるところ、土砂処分工事については、各安全対策工事を受注したゼネコンが地元業者を用いて実施することとされていた。そして、多くの工事案件で、元請（ゼネコン）が吉田開発株式会社（以下「**吉田開発**」という。）に発注し、吉田開発が地元業者（処分業者）に発注するというスキーム（関西電力→元請（ゼネコン）→吉田開発→地元業者というスキーム。以下「**本件スキーム**」という。）が採用されていた。

本件スキームに係る土砂処分工事のうち 14 件の工事（以下「**本件対象工事**」という。）に関しては、2019 年 10 月より開始された大阪国税局の調査（以下「**本件国税調査**」という。）において、元請（ゼネコン）が関西電力との間で契約した土砂処分単価（3400 円/m³）と同額で吉田開発に発注し、吉田開発が地元業者に 2380 円/m³で発注しているとして、(i)関西電力が元請（ゼネコン）からの発注先・発注単価に関与しているのではないか、(ii)吉田開発の業務実態が確認できないのではないか、(iii)関西電力の発注単価と吉田開発の発注単価の差額（1020 円/m³）は、森山榮治氏（以下「**森山氏**」という。）との関係を円滑にするための支出であり交際費ではないか、という指摘を受けた（以下「**土砂処分問題**」という。）¹。

② 土地賃借問題

関西電力は、2016 年 7 月以降、福井県高浜町において隣接する 3 つの区画を賃借しており（福井県大飯郡高浜町**〔地名〕ほか 3 筆を「**土地 A**」といい、福井県大飯郡高浜町**〔地名〕ほか 1 筆を「**土地 B**」といい、福井県大飯郡高浜町**〔地名〕ほか 12 筆を「**土地 C**」といい、土地 A ないし C を総称して「**本件土地**」という。）、そのうち土地 A 及び C を吉田開発と同一経営者の会社である吉田開発関連 X 社から、土地 B を柳田産業株式会社（以下「**柳田産業**」という。）から、それぞれ賃借していた（以下「**本件土地賃借**」という。）。

本件土地賃借に関しては、本件国税調査により、(i)土地の必要性に疑義がある（実際は活用していないのではないか）、(ii)賃料について森山氏に 50 万円/月と情報提供した後に 120 万円/月となっており、差額は森山氏との関係を円滑にするための支出であり、交際費ではないか、という指摘を受けた（以下「**土地賃借問題**」という。）。

③ 当委員会における調査開始決定

関西電力においては、複数の役職員が森山氏らから金品等を受領していた問題（以下「**金品受領問題**」という。）について、2018 年 9 月 11 日付の社内調査報告

¹ 本報告書における単価や契約金額の記載は、特に断らない限り、いずれも税別である。

書（以下「**本件社内調査報告書**」という。）及び社外委員のみで構成される第三者委員会（以下「**第三者委員会**」という。）による2020年3月14日付の調査報告書（以下「**本件第三者委員会調査報告書**」という。）が作成されており、土砂処分問題及び土地賃借問題についてはこれらの調査報告書でも言及されている。ただし、本件第三者委員会調査報告書は、それを拝読する限り、森山氏との関係という問題の本質を追究することを目的としており、個別事案である土砂問題及び土地賃借問題について詳細な調査はしていないものと判断される。

他方、関西電力では本件国税調査の指摘を受けて社内調査を実施したが、指摘された事項については確認できなかったとのことである（社内調査の結果については、第3編で述べる。）。そのため、土砂処分問題及び土地賃借問題について、改めて調査する必要はないのではないかとの意見もあった。

しかし、その後の2021年2月3日付で、当時の関西電力の取締役であり監査委員会委員である**〔監査委員名〕より、当委員会の社外委員に対して、コンプライアンス推進規程8条1項に基づき、土砂処分問題及び土地賃借問題につきコンプライアンス上の疑いがあり、調査の必要性につき判断が必要である旨の通知がなされたことから、2021年2月22日開催の第8回当委員会において、委員長（当時）の中村直人より土砂処分問題及び土地賃借問題について調査することが提案され、決定された。

なお、土砂処分問題及び土地賃借問題に関する関西電力社内の経緯は、大要以下のとおりである。

日時	概要
2019年10月2日	本件社内調査報告書が公表され、土砂処分問題を含むいくつかの問題について本件国税調査が開始される。
2020年7月31日	本件国税調査の内容が取締役会にて報告される。
2020年12月28日	取締役会後の意見交換会において経理担当執行役常務から本件国税調査の内容につき説明がなされる。監査委員長より、当委員会にて調査を開始するよう意見提起がなされるが、協議の上、まずは執行側と監査委員側で意思疎通を図ることとされる。
2021年1月29日	取締役会後の意見交換会にて、土砂処分問題及び土地賃借問題について執行側より説明がなされる。監査委員会と執行側にて議論の結果、当委員会に報告の上、調査を開始するか否かを委ねるとの結論に至る。
2021年2月3日	監査委員より、当委員会の社外委員に宛てて、コンプライアンス推進規程第8条第1項に基づく報告がなされる。
2021年2月22日	当委員会において、前委員長中村直人より、土砂処分問題及び土地賃借問題について、違法又は不適切その他コンプライアンス上の問題点の有無を調査すること及び（問題点があると判断された場合には）その原因の究明と改善策の提言をすることが提案され、可決承認される。

2 調査事項

当委員会における調査事項（以下「**本調査事項**」という。）は、以下のとおりである。

① A 倉庫問題

高浜発電所の資機材倉庫（A 倉庫）の賃借に関し、森山氏との関係を損ねない等の理由から、当社（関西電力）がコンプライアンス上問題となる行為を行っていないかどうか

(i) A 社（代表：A 氏）との、資機材倉庫（A 倉庫）の賃貸借契約の締結・賃料更改に当たり、不適切な行為がなかったか

(ii) B 社（代表：** [A 氏の親族氏名]）及び森山氏の関与の有無及びその内容等

② 土砂処分問題及び土地賃借問題

国税調査の対象となった下記「土地賃貸借取引の件」と「土砂処分の件」（これらに附帯若しくは関連し、又は類似する一切の事項及び事案を含む）につき、違法又は不適切その他コンプライアンス上の問題点の有無を調査すること及び（問題点があると判断された場合には）その原因の究明と改善策の提言をすること

(i) 土地賃貸借取引

吉田開発関連 X 社及び柳田産業を賃貸人、当社を賃借人とする高浜町** [地名] 地区の土地の賃貸借に係る取引

(ii) 土砂処分取引

新規制基準施行以降（2013 年以降）に当社が実施した原子力安全対策工事等で生じる土砂の処分に係る取引（その全部又は一部の下請取引、孫請取引等を含む）

3 調査体制

(1) 調査の責任者

当委員会前委員長 中村 直人（中村・角田・松本法律事務所 弁護士）

(2) 調査体制

前委員長の指揮の下、当委員会委員並びに中村・角田・松本法律事務所及び日比

谷パーク法律事務所の所属弁護士により、社内資料調査及び関係者ヒアリング等の必要な検証を行った。

当委員会委員	松山 遙	(日比谷パーク法律事務所 弁護士)
調査補助者	山田 和彦	(中村・角田・松本法律事務所 弁護士)
調査補助者	小原 隆太郎	(中村・角田・松本法律事務所 弁護士)
調査補助者	大島 日向	(中村・角田・松本法律事務所 弁護士)
調査補助者	壺岐 祐哉	(中村・角田・松本法律事務所 弁護士)
調査補助者	小川 尚史	(日比谷パーク法律事務所 弁護士)
調査補助者	井上 拓	(日比谷パーク法律事務所 弁護士)
調査補助者	川本 拓	(日比谷パーク法律事務所 弁護士)
調査補助者	田島 明音	(日比谷パーク法律事務所 弁護士)

また、当委員会は、フォレンジック調査を行うため、専門機関である株式会社 KPMG FAS を調査補助者として起用し、調査の補助を受けたほか、土地賃借問題につき、不動産取引実務に関する第三者による専門的な意見を得るため、富田建氏（富田建不動産鑑定士・公認会計士・税理士事務所 不動産鑑定士）を調査補助者として起用し、調査の補助を受けた。

(3) 事務局

当委員会は、コンプライアンス推進室の従業員 5 名を当委員会の事務局とし、関西電力内の資料等の収集、インタビューの日程調整その他の事務を行わせた。

(4) 本調査の期間及び当委員会における審議

当委員会は、2020 年 10 月 12 日から 2022 年 4 月 20 日（以下「**基準日**」という。）までの間、本調査を実施した。当委員会の委員は、事前に本報告書の内容について説明を受けた上、2022 年 4 月 20 日開催の委員会において、前委員長中村直人及び委員松山遙より検証結果の報告を受け、審議を行い、本報告書を承認した。

なお、当委員会は、本報告書について、関西電力取締役会へ報告する予定である。

4 本調査の方法

本調査の方法は以下のとおりである。

(1) 関係資料の精査

当委員会は、本件社内調査報告書及び本件第三者委員会調査報告書等の公表資料のほか、関西電力の取締役会等の会議体の議事録、関西電力の各種社内規程類、稟議書・方針書・委嘱状等の文書、手控え等の資料を収集し、その内容を精査・検証した。

(2) 関係者が保有するメールデータ等のデジタル・フォレンジック調査

当委員会は、関西電力の役職員合計 125 名及び関電プラントの役職員合計 33 名を対象として、貸与を受けている業務用のパソコンのデータを保全するとともに、各社のメールサーバー等に保存されていたこれらの役職員の電子メールデータを保全した。その上で、当委員会は、キーワードを用いた検索によってデータを抽出し、抽出されたデータを精査・検証した。

(3) 関係者に対するヒアリング調査

当委員会は、基準日までに、関西電力の役職員及び元役員等合計 33 名に対し、合計 38 回ヒアリング調査を実施した。

(4) 関係会社に対する質問状の送付

また、当委員会は、基準日までに、土砂処分問題に関連してゼネコン各社に対し、質問状の送付を行い、全社から回答を受領した。

5 本調査の前提条件・限界

本報告書は、与えられた時間及び条件の下において、必要な調査を行った結果をまとめたものである。

ただし、本件調査の対象は過去の複数の取引に関する論点であり、本調査に至るまでに証拠が散逸する等の理由で重要な証拠全ての収集が行えなかった可能性があるほか、関西電力社内及び外部における当時の担当者の相当名は既に別会社や別部門に異動していることから、ヒアリング対象者が当委員会からの質問事項に対して記憶不明瞭である（覚えていない）旨の回答がなされた質問も少なくなく、ヒアリングによる事実関係の調査にも回答内容の充分性や正確性の観点から十分ではないものもあった。

そのため、今後の調査において新たな事実等が判明した場合には、本報告書の結論等が変わる可能性がある点には留意が必要である。

また、本報告書は、主に一連のプロセスにおけるコンプライアンス違反の有無について検証したものであり、関与した経営陣の法的責任の有無について検証したも

のではない。それに加えて、本報告書における事実の認定及び法令解釈等について、裁判所や関係当局等が当委員会と同様の見解を採用することを保証するものではない。

本報告書は、当委員会が本報告書の目的・意義、プライバシー等への配慮及び機密保持の要請並びにこれらについて関西電力から受けた要望等を総合考慮の上、関西電力に提出した調査報告書について一定の加除修正及び匿名化を行ったものである。

第2編 本調査により判明した事実経緯

第1章 関西電力における原子力事業の概要

1 関西電力における原子力発電所の設置状況

福井県では、基準日現在、廃炉措置中のもの²を含め 15 機の原子力発電所が存在している³。このうち、関西電力が保有する原子力発電所は、美浜発電所（1号機から3号機）、高浜発電所（1号機から4号機）及び大飯発電所（1号機から4号機）である。

福井県における原子力発電所の設置状況



(引用：福井県原子力環境監視センターのホームページより)

2 関西電力の組織体制（本調査事項と関係する部署及びグループ）

(1) 原子力事業本部

原子力事業本部は、関西電力における事業本部の1つであり、原子力発電所の安全運転を統括する部門である。現在の原子力事業本部は 2005 年 7 月に、当時福井県に設置されていた福井県の原子力発電所の統括機関である若狭支社に、本店の原子力事業本部が統合される形で福井県美浜町に設置されたものである。その経緯は以下のとおりである。

² 「高速増殖原型炉もんじゅ」及び「新型転換炉原型炉ふげん」は、それぞれ廃止措置計画が認可され廃炉措置中である。

³ 福井県原子力環境監視センター
(<http://www.houshasen.tsuruga.fukui.jp/pages/radiation/plant/plant2.html>)

関西電力は、1957年に原子力の基礎的な調査研究や原子力発電所の設計及び建設技術の開発を担当する「原子力部」を本店に設置した。その後、原子力部は、原子力・火力本部、原子力事業本部と組織変更が行われた。

一方で福井県では、1970年代に美浜発電所1号機から3号機、高浜発電所の1号機と2号機の開発が進む中、原子力の安全管理、原子力発電所の供給力の安定確保、地域対策、広報活動の一元化を目的として福井県に存在する関西電力の統括管理部門である「福井原子力事務所」を1974年に設置した（その後、1994年に「若狭支社」に名称変更された。）。その後、2004年8月9日の美浜発電所3号機の二次系配管破損事故を契機として、福井県における対応を一元化するために2005年7月に本店の原子力事業本部が美浜町に移転し、若狭支社と統合する形で現在の原子力事業本部が出来上がった。

原子力事業本部は、原子力企画部門、原子力安全部門、原子力発電部門、原子力技術部門及び原子燃料部門の5つの部門と、旧若狭支社と旧原子力事業本部の統合時に地域とのコミュニケーションを推進するために新たに設置された地域共生本部から構成されており、また、後述する美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所は原子力事業本部に所属する業務機関である。

原子力事業本部の構成（2021年6月30日以前）

部門等	業務概要
原子力企画部門	要員・組織計画及び要員教育並びに文書管理に関する業務の統括。下部組織として総務グループ及び経理グループ等がある。総務グループについては下記(4)参照。
原子力安全部門	原子力発電所の安全管理及び原子力発電施設の安全評価に関する業務の統括
原子力発電部門	原子力発電の品質保証活動及び原子力発電所の運転保守、放射性廃棄物管理並びに原子力発電施設の設計・保全に関する業務の統括。下部組織として保修管理グループがある。
原子力技術部門	原子力発電施設の設計、工事、安全及び保全（高経年対策を含む。）等に関する技術的業務の統括。下部組織として、保全・改造工事等のハード面を主に対応する土木建築設備グループと、新設・改造の設計等（新規制基準への対応を含む。）のソフト面に対応する土木建築技術グループが存在し、原子力土木建築部長がそれらを統括している。
原子燃料部門	原子燃料サイクル及びその品質保証活動に関する業務の統括
地域共生本部	福井県における地域対応の統括等。下部組織として、地域共生グループがあり、地域共生本部長がその責任者である。

ヒアリングによれば、安全対策工事に伴って発生する土砂の処分については、基本的には原子力技術部門の土木建築設備グループが担当しており、グループ内には発電所毎に担当者がいたとのことである。また、森山氏と原子力事業本部の役職員

との面談・報告については、総務グループが窓口として連絡に当たっていたとのことである。

土砂処分工事を含む安全対策工事に関する関西電力の工事発注のプロセスは後述3(1)のとおりであるが、契約締結業務は全て、本店の調達本部の出先機関が常駐する原子力事業本部において行われていた。

(2) 調達本部

関西電力では、2015年6月の組織改正以前は、本店のほかに各支店、各事業本部及び発電所等の業務機関において調達担当部署が独自に設置されていたが、2015年6月の組織改正により、調達本部が設置され、契約業務が一元化された。

もともと、調達本部には下部組織として原子力設備調達グループ（対外呼称は「原子力調達センター」という。）が存在するところ、同グループに関しては、原子力事業本部及びサプライヤーが若狭（福井県）を拠点にしていることから、調達業務（契約締結業務）までを福井県内で完結させるために、原子力事業本部に本店の調達本部の出先機関が常駐する運用とされた。また、地域対応の観点から、原子力発電所の購買機能（発注権限）は、一定の範囲（工事請負等の一般契約については**〔金額〕円、単価契約については**〔金額〕円まで）で各原子力発電所に残置された〔2 調達本部 2015年組織改正概要、3 調達本部の職制を定める通達 201906r〕。

【2015年6月の組織改正前の購買組織】

調達担当部署	締結権限を有する契約	実際の契約締結業務を行う部署
購買室（本店）	**〔金額〕円超過の機器・工事契約	機器契約グループ 工事契約グループ
	**〔金額〕円以下の機器・工事契約	購買センター（契約グループ）
原子力事業本部	**〔金額〕円以下の機器・工事契約	経理グループ
支店・支社	**〔金額〕円以下の工事契約	経理グループ
火力事業本部	**〔金額〕円以下の機器・工事契約	経理グループ
原子力発電所	**〔金額〕円以下の機器・工事契約	所長室

【2015年6月の組織改正後の購買組織】

調達担当部署	実際の契約締結業務を行うグループ	締結権限を有する契約
調達本部	原子力設備調達グループ	機器・資材・請負契約（原子力）
	火力・水力設備グループ	機器・工事契約（火力）・設備契約（水力）
	流通・一般機器調達グループ	機器契約（変電制御・送配電・一般）
	流通設備工事契約グループ	工事契約（送配電）
	一般工事契約グループ	工事契約（土木建築・一般）※
	委託契約グループ	委託契約・リース契約 ※

※工事契約（土木建築・一般）、委託契約・リース契約のうち、原子力事業本部（原子力発電所を含む）が所管する**〔金額〕円以下の契約に限って、原子力設備調達グループが契約締結を行う。

関西電力の説明によれば、各発電所の通常の工事については、各発電所において実施稟議の決裁が行われ、1件当たり**〔金額〕円以下の機器・工事契約は各発電所所長室において、**〔金額〕円を超える機器・工事契約は調達本部において契約稟議の決裁が行われる。また、各発電所の安全対策工事については、原子力事業本部において実施稟議の決裁が行われ、**〔金額〕円以下の工事契約等は原子力設備調達グループにおいて、**〔金額〕円を超える工事契約等は一般工事契約グループにおいて契約稟議の決裁が行われていたとのことである。

(3) 経理室

経理室は、計画グループ、予算グループ、決算グループ、財務グループ、連結決算グループ及び業務改革推進グループから構成される。このうち、大阪国税局対応について統括していたのが決算グループである。

(4) 総務グループ

総務グループとは、原子力事業本部原子力企画部門の下部組織の一つである。総務グループのトップはチーフマネジャーとされており、2013年から2019年にかけては、原子力企画部門の総務担当部長が総務グループのチーフマネジャーも兼務していた⁴。総務グループの担当業務の一つとして原子力事業に関連する土地賃貸借契約の賃料の査定・交渉・締結業務が存在しており〔20210205 担当者ヒヤメモ〕、本件土地賃貸借についても総務グループが担当していた。

⁴ 2020年6月25日付の原子力事業本部の組織改正に伴い、「原子力企画部門 総務担当部長」の職位は廃止された。

3 関西電力における発注プロセス（本調査事項と関係する事項）

(1) 安全対策工事に関する発注プロセス

関西電力では、「調達業務規程」、「調達業務規程取扱通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子力部門における調達管理要綱」（以下「**調達業務規程等**」という。）に基づいて調達業務が進められている。このうち、土砂処分問題との関係では、「工事、運搬請負契約」に則った発注手続が行われる。調達業務規程等によれば、「工事、運搬請負契約等」は、その契約内容や契約金額等に応じて、一般契約、単価契約及び簡易購買契約の3つの契約類型に分類されており、契約類型ごとに発注手続が規定されている。

契約類型

契約種別	概要
一般契約	単価契約及び簡易購買契約以外の契約をいう。
単価契約	調達に係る手続の簡素化、迅速化及び価格の低廉化等を図るために、単価、契約先、納入（工事）場所（運搬範囲）及び支払条件等について期間を定めて締結する契約をいい、以下の各号に掲げるものを対象とする。 ① 一定期間内に随時反復して購入又は修繕（加工）する物品 ② 一定期間内に随時反復して行う一連の同種工事及び運搬 ③ 非常災害時における復旧工事及び復旧資機材の運搬等
簡易購買契約	システム又は物品・工事契約票を用いて、業務担当部署にて発注及び検収を行う契約。簡易購買契約の範囲は、物品・工事等や委託等の契約で1件当たり比較的低額のものに限定されている。

前述2(1)のとおり、原子力事業に関しては、福井県の原子力事業本部に本店の調達本部の出先機関が常駐しており、また、「工事、運搬契約等」のうち一般契約に関しては**〔金額〕円まで、単価契約に関しては**〔金額〕円まで、各原子力発電所に発注権限が留保されていた。ヒアリングによれば、土砂処分工事については、本店の調達本部は関与せず、その金額に応じて、原子力事業本部又は各発電所が対応をしていたとのことである。なお、前述の調達業務規程等のうち、これらの原子力部門の調達業務に関する細則を定めたものが原子力部門における調達管理通達」及び「原子力部門における調達管理要綱」である。

調達業務規程等のうち、土砂処分問題に関連するのは「工事、運搬請負契約等」のうち一般契約の契約業務であるが、原子力部門における調達管理要項によれば、契約締結の流れは大要別紙「調達管理業務フロー図」のとおりである〔原子力部門における調達管理要項別紙(2/8)〕。

契約締結までの行程は、大きく分けて契約請求手続（関西電力社内の稟議手続）と契約締結手続（契約相手と契約内容の選定手続）に分けられる。ヒアリングによ

れば、契約請求手続につき、土砂処分工事との関係では、原子力事業本部の土木建築技術グループが、工事計画を策定し審査・承認を経た後に、審査の中身を実際に稟議書に落とし込む作業まで担当し、稟議以降は原子力事業本部の土木建築設備グループに所管が移行し、現場では土木建築設備グループが対応をする分担であったとのことである。

契約締結手続における契約相手の選定にあたっては、指名競争見積りの原則（原則として、契約にあたっては登録した取引先又は都度評価した取引先の中から適切な2社以上を選定のうえ、競争見積りをしなければならない。）が妥当し、取引先1社を指名するいわゆる「特命発注」は以下のいずれかの条件を満たす場合にのみ認められていた〔調達業務規程取扱通達〕。

A	既に施工済または施工中の工事との関係上、同一または特定取引先に付託することが適当であるとき
B	既設の仮設備、機械器具等の利用により、他の取引先と競争の余地がないとき
C	工事の規模、工事内容の特殊性および地理的条件等により、特定の取引先に付託することが適当であるとき
D	1件**〔金額〕円以下であって、既注実績があるものまたは市況調査資料等によって請負価格の把握が容易なもの
E	その他特別の理由があるとき

また、契約締結手続の中では、価格検討のプロセスが存在するが、「工事、運搬請負契約」の価格検討は基本的に「数量×単価」によって査定額を算出する方法により行われる。その上で、「工事、運搬請負契約」の「数量」は業務担当部署が図面等を使用して専門的判断によって必要工数を算出しており、一方で、「単価」は所定の単価表による方法又は市場価格等から価格算定基準に基づき一定額の値引きを行う方法によって算出されるが、土木工事等で頻繁に行われる工事については工種単位で作成された単価表を用いることもある〔本件第三者委員会調査報告書別紙2-3-3-4〕。

(2) A 倉庫賃貸借に関する決裁プロセス

倉庫賃貸借との関係では、関西電力から関電プラントに倉庫運営管理業務の委託を行っているところ、関西電力と関電プラントとの契約は、調達業務規程等において「役務の提供を受けるもののうち、雇用、工事請負（運搬を含む。）および物品購入に関するものを除いたものに関する契約」と定義されている「委託契約」に該当する。そして、「委託契約」についても、「自部門委託契約」（「業務委託契約手続

に関する通達」の業務分類表において、業務所管部門において契約手続きを行うことができるものと定めたもの)又は「簡易購買契約」に該当しないものは、調達業務規程等に発注手続が規定されている。また、「原子力事業本部の職制を定める通達」の別表3によれば、区分(共通)13「指示の範囲内の委託の実施およびこれに伴う委託契約」について、部長及びチーフマネージャーは、「新規の委託」について**〔金額〕円、「継続実施」の委託について**〔金額〕円の権限を有するとされている(同通達4条1項)。

契約締結までの行程は、上記同様に、契約請求手続(実施稟議)及び契約締結手続(契約稟議)があり、実施稟議の決裁によって実施の意思決定を行い、契約相手との金額交渉等を経て契約条件の詳細を決めた上で、契約稟議の決裁によって契約が締結される(ヒアリングによれば、A倉庫賃借当時、実施稟議が決裁されれば、契約稟議についても通常は決裁されるものであると認識されていたとのことである。)。倉庫に保管する物品が貯蔵品である場合と予備品である場合とで所管部署が異なり、貯蔵品の場合は原子力事業本部の総務グループ(2012年6月組織改正により経理グループに移管)、予備品の場合は原子力事業本部の保修管理グループが所管していた。

契約請求手続については、A倉庫を貯蔵品倉庫として利用していた2008～2015年度の倉庫賃借との関係では、「原子力事業本部の職制を定める通達」により、原子力事業本部の総務グループ(2012年6月以降は経理グループ)にて実施稟議を起案し、**〔原子力事業本部の役職名〕の決裁により、意思決定をしていた。

当該時期の契約締結手続についても、同じく原子力事業本部の総務グループ(2012年6月以降は経理グループ)において契約稟議を起案し、同様に、契約権限者である**〔原子力事業本部の役職名〕の決裁により、契約を締結していた。

2016年度以降は、実際に倉庫に置かれているのは予備品が多いという事情もあって、A倉庫を予備品倉庫として利用していたため、実施稟議は原子力事業本部の保修管理グループの所管となり、**〔原子力事業本部の役職名〕の承認により意思決定が行われた(「原子力事業本部の職制を定める通達」によれば、**〔原子力事業本部の役職名〕は、新規の委託案件であれば決裁権限の上限は**〔金額〕円であるが、継続実施の委託案件については、金額上限なく決裁可能とされている。)。契約稟議については、調達本部の原子力設備調達グループ(2015年6月の組織改正により原子力事業本部の経理グループから移管)において所管され、**〔原子力事業本部の役職名〕の承認により契約が締結されていた。

(3) 本件土地賃借に関する決裁プロセス

本件土地賃借の契約締結までの行程では、方針稟議及び契約稟議があり、方針稟議の決裁によって土地賃借契約締結に向けた方針(具体的には、賃借の対象とす

る土地の概要、相手方（賃貸人）、目的（使用用途）、賃料、契約期間等）を決定し、方針稟議の内容に従って賃貸人側との交渉を進めた後、契約稟議の決裁によって土地賃貸借契約を締結することとされている。本件土地賃貸との関係では、方針稟議及び契約稟議のいずれも、**〔原子力事業本部の役職名〕の決裁により、意思決定をしていた。

本件土地賃貸に関する決裁の一覧は以下のとおりである。

<土地A>

方針稟議：高浜町**〔地名〕用地賃貸に係る価格方針について

契約稟議：高浜町**〔地名〕地点に係わる土地賃貸借契約の締結について（相手方・吉田開発関連X社）

<土地B>

方針稟議：**〔工事件名〕による**〔地名〕地先の資機材置場他の確保について（注：土地Cの方針稟議も兼ねている）

契約稟議：**〔工事件名〕に伴う土地賃貸借契約について（相手方・柳田産業（株））

<土地C>

方針稟議：**〔工事件名〕による**〔地名〕地先の資機材置場他の確保について（注：土地Bの方針稟議も兼ねている）

契約稟議：**〔工事件名〕に伴う土地賃貸借契約について（相手方・吉田開発関連X社）

第2章 本調査事項における関係者の概要

1 森山氏

本件第三者委員会調査報告書によれば、森山氏の経歴の概要は、同報告書 59 頁以下に記載のとおりであり、森山氏は、高浜町に在職中、高浜町議会議員、地元住民や漁業協同組合に対する根回し、県知事に対する陳情を含む福井県との折衝等といった形で、高浜町における関西電力の原子力発電所の誘致に向けた多大な貢献を行っていた。

関西電力では、森山氏のことを原子力発電所の立地及び運営に寄与していた人物であると認識する一方で、「関西電力の弱みを握る人物」としても認識していた。そのため、森山氏が 1987 年 5 月に高浜町を退職した後も、1987 年 7 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日まで関西電力の子会社である関電プラントの顧問を委嘱したほか、原子力事業本部及び高浜発電所等の一定の役職員は定期的に森山氏への挨拶や饗応接待等を行っていた。

森山氏は、高浜町を退職した直後から関西電力の役職員に対して金品提供を開始

したが、新規制基準の施行を受けて安全対策工事及びそれに伴う各種土木建築工事の増加が見込まれるようになると、森山氏が関西電力の役職員に対して提供する金品の額も急激に増加し始め、1回当たり100万円を超える金品が頻繁に提供されるようになったとのことである（本件第三者委員会調査報告書 88 頁以下）。これらの金品は、森山氏との会食や森山氏が関西電力の役職員の自宅を訪問した際の手土産として渡されることが多く、関西電力の役職員と森山氏の会食の場に同席した森山氏が関連する会社の役員等から関西電力の役職員に対して交付されることもあった（同報告書 92 頁）。

さらに、森山氏は、遅くとも 2000 年代から、関西電力の役職員に対し、原子力事業本部や各原子力発電所が所管する工事等について事前に情報を提供するように求め、あるいは、森山氏が関連する 4 社（本件社内調査報告書において関西電力が森山氏と一定の関係を有すると整理していた 5 社から、本件第三者委員会調査報告書において同列に論じるべきでないとした 1 社を除いた 4 社、すなわち、吉田開発、柳田産業、株式会社オーイング（以下「**オーイング**」という。）及び株式会社塩浜工業（以下「**塩浜工業**」という。）。以下「**森山関連 4 社**」という。）に対して工事等を発注するよう要求していた。そして、関西電力の役職員は、森山氏の要求に応じる形で、森山氏に対し、事前に森山関連 4 社に発注する工事等の内容や発注予定額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、その中には実際に当該約束に従って発注を行っている場合があったとのことである（本件第三者委員会調査報告書 100 頁以下）。

本調査においても、関西電力の役職員は森山氏に対し、本件スキームに従って元請（ゼネコン）から吉田開発へ土砂処分工事又はその監理業務が発注されることを事前に約束し、実際に当該約束に従って数多くの土砂処分工事（監理業務を含む。）の発注が行われていたという事実が認められる。

なお、本調査で発見されたメール・資料等では、森山氏について「先生」「M 氏」「京都」などと表記されている。

2 森山関連 4 社について（関連会社を含む。）

(1) 吉田開発及びその関連会社

① 吉田開発

吉田開発は、昭和 56 年に設立された福井県大飯郡高浜町に本社を置く会社であり、関西電力関連の工事としては、主に高浜町における土木建築工事を請け負っていた。なお、当委員会が実施したヒアリングによれば、吉田開発の従業員数はさほど多くないとのことである。

吉田開発は、2018 年 1 月頃に国税庁金沢国税局の税務調査を受け、これに関連

して、関西電力及び森山氏も税務調査を受けた。かかる税務調査を契機として、関西電力の当時の役職員は、2018年2月中に、森山氏に対し、受領していた金品等の相当額（約1億6000万円相当）を返還した。

本件第三者委員会調査報告書によれば、吉田開発の役員は森山氏と親密な交友関係を築いており、森山氏は、関西電力に対して、吉田開発に対する工事等の発注を要求し、その結果として、吉田開発の関西電力関連工事の受注が伸びていた（本件第三者委員会調査報告書63頁）。また、吉田開発の役員は、森山氏と関西電力の役職員の会食に同席することもあり、その際に関西電力の役職員に対して金品を提供していたこともあった（同報告書76頁）。

本調査においても、吉田開発は、多くの土砂処分工事（本件対象工事を含む。）において、本件スキームに従って土砂処分工事又はその監理業務を受注しており、これが同社の関西電力関連工事の受注の大部分を占めていたことが認められる〔土処分集約表（280711）〕。

なお、本調査で発見されたメール・資料等では、吉田開発について「Y社」「高浜地元企業」などと表記されており、本件スキームについて「Y*〔アルファベット〕方式」と表記されている。

② 吉田開発関連 X 社

吉田開発関連 X 社は、福井県大飯郡高浜町に本社を置く会社である。同社の取締役である**〔個人名〕は、吉田開発の取締役及び後述の吉田開発関連 Y 社の取締役を兼任しており、関西電力においては、吉田開発と同一経営者の会社であると位置づけられていた〔20170220 メール_吉田開発関連 X 社と吉田開発〕。

吉田開発関連 X 社は、2016年6月24日、土地Aをオーイングから買い受け、関西電力との間で、2016年7月1日付で土地Aに関する賃貸借契約を締結した。また、吉田開発関連 X 社は、関西電力との間で、土地Cについても2017年9月26日付で賃貸借契約を締結した⁵。

③ 吉田開発関連 Y 社

吉田開発関連 Y 社は、福井県大飯郡高浜町に本社を置く⁶会社である。なお、同

⁵ 関西電力は、賃貸人である吉田開発関連 X 社との間で、土地C全部を目的物とする賃貸借契約を締結している。しかし、吉田開発関連 X 社は土地Cの大部分の所有者ではあるものの、実際には土地C全部の所有者ではなく、登記簿謄本上、土地Cの一部には①一般人の所有部分、②吉田開発の所有部分及び③吉田開発の役員の所有部分が存在している。この点について、①については、関西電力は当該一般人から転貸借の承諾を得ている。そして、②・③については、吉田開発と吉田開発関連 X 社とが関連性を有する（吉田開発と同一経営者の会社である）ことを理由に特段の手当てはされていない〔土地C賃借りん議〕。

⁶ その後、2007年4月1日に京都府舞鶴市に本店を移転している。

社の代表取締役である**〔個人名〕は吉田開発の取締役を兼任し、取締役には吉田開発の役員が就任している。

吉田開発関連Y社は、土地Aを2005年4月22日付で関西電力から買い受けており、その後、2011年6月3日にオーイングへ売却し、また、従来から吉田開発関連Y社が所有していた土地Bについても、2011年12月15日に柳田産業へ売却した。

(2) オーイング

オーイングは、福井県大飯郡高浜町に本社を置く会社であり、原子力発電所の警備業務等を請け負っている。

本件第三者委員会調査報告書によれば、オーイングの主たる業務は売上の60%を占める警備業であり、関西電力からの受注案件としては高浜発電所の警備業務による売上が最も大きい。森山氏は、オーイングの発起人の一人であり、オーイング設立日である1997年3月5日から2018年5月22日まで、オーイングの取締役に就任していた。

オーイングは、2011年6月3日、土地Aを吉田開発関連Y社から買い受け、2016年6月24日、土地Aを吉田開発関連X社に売却した。

(3) 柳田産業

柳田産業は、兵庫県高砂市に本社を置く会社であり、原子力発電所の定期検査等の業務を請け負っている。

本件第三者委員会調査報告書によれば、柳田産業において関西電力から受注する工事等が売上に占める割合は60%から90%とのことである。森山氏は、1987年5月に高浜町を退職後、翌6月に関西電力の役員の紹介で柳田産業の相談役に就任をし、相談役の報酬として相当額の金額を受領していた（本件第三者委員会調査報告書63頁）。

柳田産業は、2011年12月15日、土地Bを吉田開発関連Y社から買い受け、2018年5月18日、関西電力との間で土地Bに関する賃貸借契約を締結した。

(4) 塩浜工業

塩浜工業は、福井県敦賀市に本社を置く会社であり、関西電力関連の工事としては、主に土木工事、建築工事、特殊鋼造工事を請け負っている。

本件第三者委員会調査報告書によれば、塩浜工業における売上の概ね5%前後は、関西電力から受注する業務であるとのことである。森山氏が塩浜工業の役員や顧問等に就任した記録はないものの、森山氏は関西電力に対し、塩浜工業を「JV元請」

とるように要求したり、塩浜工業への発注金額の増額を要求したりする等の発注要求を行っていた。また、塩浜工業の役員は、関西電力の役職員と森山氏の会食等に少なくとも10回以上同席していた（本件第三者委員会調査報告書65頁）。

本調査においても、関西電力の役職員が森山氏に対し、吉田開発と同様に塩浜工業に対する発注予定について事前に情報提供し、発注を約束していた事実が認められている。ただし、本調査では、大阪国税局から指摘を受けた本件対象工事がいずれも吉田開発が受注した案件であったことから、塩浜工業を対象としたフォレンジック調査やヒアリング等を実施しておらず、塩浜工業に関して事前発注約束等が行われた経緯の詳細については不明である。

なお、本調査で発見されたメール・資料等では、塩浜工業について「S社」「敦賀地元企業」などと表記されている。

3 地元関係者

(1) おおい町地元業者

おおい町地元業者 a 社、おおい町地元業者 b 社及びおおい町地元業者 c 社は、いずれも福井県大飯郡おおい町に本社を置く土建事業者である。

当委員会で実施したヒアリング及びゼネコンからの回答等によれば、おおい町地元業者 a 社、おおい町地元業者 b 社及びおおい町地元業者 c 社の3社は、地元との関わりが深く、土砂の搬入先の紹介を行うことができる事業者であり、大飯発電所の土砂処分工事の大部分において、本件スキームの最終処分業者（吉田開発から受注する立場）として関与していたとのことである〔20150122 メール_地元3社請負実績他〕。

(2) A 社

A 社は、福井県大飯郡高浜町に本社を置き、A 氏が代表取締役を務めている会社である。

A 氏は、新規事業を立ち上げる予定で、2004年9月にA社を設立した。A社は、2005年11月に高浜町有地を購入し、2006年3月に高浜町及びおおい町との間で環境保全に関する協定を締結して工場を建設したが、その後事業を中止した。

本調査によれば、A氏は2006年秋頃に高浜町に対して支援要請を行い、高浜町の幹部が同年末頃に関西電力に対してA社所有の工場建物（A倉庫）の売却先を探すように協力依頼を行った結果、関西電力が関電プラントを通じて賃借することとなったという経緯が認められる。

(3) B 社

B 社は、福井県大飯郡高浜町に本社を置く土建事業者であり、** [A 氏の親族氏名] が代表取締役を務めている会社である。

本調査によれば、B 社もおおい町地元業者（おおい町地元業者 a 社、おおい町地元業者 b 社、おおい町地元業者 c 社）と同様に本件スキームの最終処分業者としてリストアップされていたことが認められる。

また、関西電力が A 氏に対して A 倉庫賃借料の減額交渉を行った際、賃料減額の代替策として、本件スキームにおける吉田開発を除外して元請（ゼネコン）から B 社に対して土砂処分工事を直接発注することを提案したという事実が認められる。

4 関西電力関連会社

関電プラント

関電プラントは、大阪市に本社を置く関西電力の完全子会社であり、関西電力の原子力発電所等のプラントのメンテナンス等を請け負っている。

関西電力は、本件土地賃借に関連して、関電プラントを介して** [地名] 地域における倉庫（以下「B 倉庫」という。）の管理業務を吉田開発に発注していた。

また、関西電力は、関電プラントを介して A 社から A 倉庫を賃借しており、その倉庫賃借料が過大であるとして、2013 年に大阪国税局より調査を受け、その後、賃料を減額した。

なお、森山氏は、1987 年から 2018 年までの期間、関電プラントの顧問に就任しており、関電プラントから森山氏に対して、顧問報酬として年額 200 万円が支払われていた。

第3章 本調査により判明した事実（土砂処分問題）

1 安全対策工事が本格化する以前の各発電所における工事発注状況

関西電力では、原子力発電所の運営に当たり、地元対策の一環として、可能な範囲で地元業者を用いることとしており、このような地元対策の状況について、定期的に森山氏に対して報告していた。

高浜発電所では、2012 年・2013 年にかけて吉田開発に対して年間約 8000 万円の工事を発注しており、そのことを森山氏に対して報告していた [20121009 メール_先生からの電話] [20130529 メール_先生との懇談結果 (5/28)] [20131221 メール_先生との次回予定] [20140128 メール_先生関係：高浜 吉田開発への工事発注]。なお、上記森山氏との面談に臨んだ高浜発電所の幹部は、面談結果を原子力事業本部長（豊松氏）ら原子力事業本部の役職員に対して報告していた [20121009 メール_先生からの電話] [20140128 メール_先生関係：高浜 吉田開発への工事発注]。

また、大飯発電所では、2013年に吉田開発に対して年間約2000万円の工事を発注していた[20131213メール_本日の対応結果と今後の対応につきまして]。

2 関西電力における安全対策工事の本格化

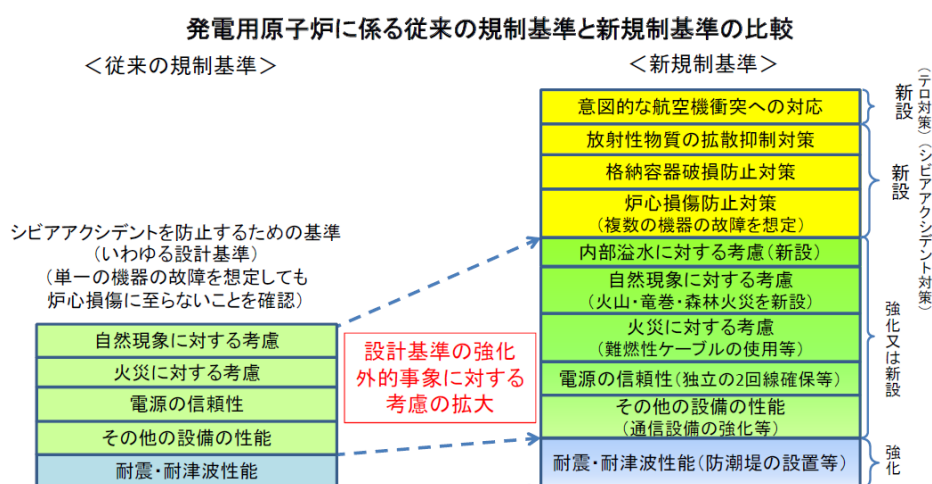
(1) 東日本大震災を契機とした新規制基準の施行

我が国では、2011年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を契機として、これまでの原子力発電所などの規制を強化するため、2012年6月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「**原子炉等規制法**」という。）が改正され、同年9月に原子力規制委員会が発足した。

新しい原子炉等規制法では、①重大事故（シビアアクシデント）対策、テロ対策を規制の対象とする、②既に認可を得ている原子力発電所や核燃料施設などに対しても、最新の規制基準への適合を義務づける「バックフィット制度」を導入する、③運転期間の延長認可に関する制度の規定を追加する、などの改正が行われた。

その後、原子力規制委員会によって、原子炉等規制法及び同法の委任を受けて制定された委員会規則である「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等が改訂され、新規制基準として2013年7月に施行された。

新規制基準の施行に伴って、原子力発電所の再稼働のために関西電力は、例えば工事量の急増に伴う工事車両の駐車場や工事資機材置き場の確保や安全対策工事で発生する大量の構内土砂の適切な処分といった対応が必要となった。これらの各種対応については、原子力事業本部及び各発電所が連携をしながら対応を進めていた。



（引用：原子力規制委員会ホームページ⁷より）

⁷ <https://www.nsr.go.jp/data/000102350.pdf>

(2) 関西電力における安全対策工事の開始

関西電力では、新規制基準の施行を受けて、各原子力発電所における安全対策等を強化するための各種工事を実施することとなった。これに伴い大量の土砂が発生し、各発電所内で処分することは困難であったため、土砂の処分先を確保することが大きな課題となった。

このような土砂処分を伴う安全対策工事については、2014年度頃には本格化していたものと考えられるが、関西電力の各原子力発電所において、具体的にいつからどのような土砂処分工事が実施されたのかについて、正確な資料は発見されていない。

ただし、フォレンジック調査の結果、関西電力が2021年4月当時に税務調査対応のために作成した資料「土砂処分の変遷」が発見されている〔20210406 メール RE_情報共有〕。この「土砂処分の変遷」及びフォレンジック調査により判明したその他の資料に照らすならば、高浜発電所及び大飯発電所において、2013年後半より、少なくとも以下の3件の土砂処分を伴う安全対策工事⁸が実施されていたことが認められる。なお、ヒアリングによれば、関西電力における原子力発電所の安全対策工事は、高浜・大飯・美浜という順序で本格化したとのことである。

	件名	実施稟議	工期	土砂量	元請	土砂処分単価 (請求時)
高浜	**〔工事 件名〕	20130815	20130918 → 20150227	92,882	ゼネコン	3500円 (契約時：2500円)
大飯	**〔工事 件名〕	20131210	20131216 → 20141219	83,300	ゼネコン	高浜町内：3300円 その他：1870円
大飯	**〔工事 件名〕	20131210	20131216 → 20141219	57,783	ゼネコン	高浜町内：3300円

3 森山氏からの吉田開発に対する発注要求 (2014年度分)

(1) 大飯発電所関係

⁸ これら3件の工事における土砂処分工事は、各元請から吉田開発に対して発注されていた。ただし、後述するA処分場のトラブルのため、土砂処分工事のスキームが変更されている。

① 2013年12月13日（森山氏と大飯発電所の幹部の面談）

大飯発電所では、2013年度における吉田開発への発注実績は2000万円であり、次年度も同額程度の発注を予定していたところ、2013年12月12日、森山氏から大飯発電所の幹部に対して電話があり、次年度（2014年度）における吉田開発への発注金額を10億円にするよう要求された。

大飯発電所の幹部は、2013年12月13日に森山氏と面談し、大飯発電所の工事予算等について説明したものの、納得を得られず、結論として、2014年度における吉田開発への発注を2億円とすること（※ 元請けではないので、発注金額は更に大きくなること）を約束した。その上で、大飯発電所における工事計画を取りまとめ、2014年1月10日に再度森山氏に対して説明することとなった [20131213 メール_本日の対応結果と今後の対応につきまして]。

② 2013年12月27日（吉田開発の役員と大飯発電所の幹部の面談）

大飯発電所では、森山氏に対して約束した発注金額2億円は、大飯発電所における工事予算のレベルを超えていたことから、原子力事業本部の事業本部長代理（森中氏）らと対応方針を相談の上、吉田開発へ発注する工事を検討した。そして、2013年度に実施稟議がされた安全対策工事（①**〔工事件名〕、②**〔工事件名〕）により発生する土砂のうち、6万m³の処分を吉田開発に発注する方針を決定した。

大飯発電所の幹部は、2013年12月27日、吉田開発の役員と面談し、全体の流れ（発電所から発生する土砂を一旦おおい町内に仮置きし、最終処分を吉田開発にお願いする。運搬は地元業者）を説明し、吉田開発の役員の承諾を得た。

なお、その際、吉田開発の役員は「6万立米以上、2億円以上」という数字の6万m³に難色を示していたとのことであり、面談内容を原子力事業本部の役職員及び大飯発電所の他の幹部に対して報告したメールには、「土砂量が多いと先生への謝礼を多く支払うことになる模様」と記載されている。さらに、このメールには、吉田開発の役員との面談結果について原子力事業本部長（豊松氏）に報告できていないため、原子力事業本部の役職員から原子力事業本部長（豊松氏）に「簡単にお耳に入れていただけませんか」と記載されている [20140106 メール_1_10 対応について]。

③ 2014年1月10日（森山氏・吉田開発の役員と大飯発電所の幹部の面談）

大飯発電所の幹部は、2014年1月10日、森山氏と面談し、「大飯発電所内工事の計画について（案）」を交付した上、大飯発電所で実施予定の**〔工事件名〕（①**〔工事件名〕、②**〔工事件名〕）により発生する残土処分の一部を吉

田開発に発注すること、土砂量は約 6 万³m、最終処分費用は約 2 億円となることを説明した。森山氏に工事計画を説明した後、吉田開発の役員も交えて面談を行った [20140110 メール_本日の対応結果につきまして] [20140109 メール_1_10 M先生への説明資料] [20140110 メール_資料][同メール添付「140110 M 説明資料」]。

その際に森山氏に説明した資料には、以下のとおり、吉田開発への発注予定工事に関する一覧表が記載されている（土砂処分工事に関する部分のみ抜粋）。

No.	件名	工期		元請		地元下請企業再掲		備考
		着工	竣工	発注予定先	金額	地元(1次)	金額	
1	** [工事件名] ① ** [工事件名] ② ** [工事件名]	H26. 4	H26. 11	①ゼネコン ②ゼネコン	未契約 未契約	①吉田開発 ②吉田開発	約 200 百万円	(概要) ・残土処分
2	(略)							
	合計	—	—	—	—	—		

また、「大飯発電所工事計画に関する説明および Q&A」と題する想定問答も準備されており、その中で「Q 高浜では、3 万³mで 1 億円だった。仮に、9 万³m出れば 3 億円になるのか」「A 高浜がどのような算定をされたのか承知していない。今回の工事は、土砂の量から概算算定したところ、吉田開発さんに対し、約 2 億円の発注となる」という想定 QA が記載されている。

(2) 高浜発電所関係

フォレンジック調査の結果では、高浜発電所における** [工事件名] (** [工事件名]) に伴う土砂処分工事に関して、森山氏が吉田開発に発注するよう要求したことを示す資料は発見されていない。

ただし、後述する上記土砂処分工事に関するトラブルの後処理に関連して、「今回は当社から** [ゼネコン名] に対し、『吉田開発』を使うように指示している」と記載されたメールが発見されている [20140704 メール_** [地名] への土砂関係文書の提出について]。

4 A 処分場におけるトラブル

(1) A 処分場における土砂処分工事

高浜発電所における** [工事件名] (** [工事件名]) に伴う土砂は、元請であるゼネコンから吉田開発に対して処分工事を発注し、吉田開発が管理する A 処分

場に收容する予定であった。

その後、大飯発電所における**〔工事件名〕(①**〔工事件名〕、②**〔工事件名〕)により発生する土砂についても、元請（ゼネコン）から吉田開発に対して処分工事を発注し、吉田開発が管理する A 処分場に收容する予定であった〔平成 26 年 10 月「A 処分場安定化対策 検討結果説明資料」〕。

(2) 地元からのクレーム

吉田開発が A 処分場に土砂の搬入を開始した後である 2014 年 4 月頃、周辺住民からゼネコン及び高浜町に対し、盛土の崩壊、土砂流入の懸念及びダンプの高頻度の運行・騒音等に関するクレームが入り、A 処分場への土砂の搬入を中止・中断せざるを得ない事態となった。

高浜発電所の幹部が原子力事業本部の役職員らに宛てたメールによれば、地元住民の意見は、信用できない会社（吉田開発）が心配な場所に大量の土砂を捨てることは不可というものであるにもかかわらず、吉田開発は、当社（関西電力）にて町や地元への説明・理解を得てほしい、費用負担は当社（関西電力）に相談したいという無責任姿勢であり、今後も吉田開発に仕事をさせるのであれば、相当抜本的な見直しを行わない限り、地元住民からの信頼・理解を得ながら工事を進めることは困難であると報告されている〔20140520 メール_FW_本日の吉田開発確認結果〕。

かかる事態を受けて、原子力事業本部の役職員は、町からも現状を危惧する声があり、現状のまま処分を続けることは現実的に困難であるとして、案として「ちゃんとできるようになるまで Y 社（吉田開発）での処分は止める」「**〔ゼネコン名〕を通じてちゃんとできるように技術指導する」「M 氏（森山氏）との約束はちゃんとできるようにしてから果たす（ボリュームは確保できるはず）」、課題として「Y 社（吉田開発）との契約破棄?」「**〔ゼネコン名〕が竣工したら技術指導は誰がするか」「M 氏（森山氏）との約束先送り」「代替処分地との折衝」と記載されたメモを残している〔20140518 メール_メモ〕。

(3) 代替地（処分場）の検討

関西電力では、A 処分場について土砂搬入ができなくなる中、発電所の工事をストップさせることができないため、吉田開発以外の土砂処分場も探すこととし、吉田開発に対しては、当面の間は他の場所に土砂を処分することの理解を求めた〔20140626 メール_RE_大飯土処分関係〕添付「吉田打ち合わせ結果（最終版）」。

これに対し、吉田開発は、新たな土砂処分場として 6～7 箇所を進めていると説明する一方で、新たな土砂処分場では別途擁壁・配水管等の設備が必要となるものがあり、その費用は関西電力で負担してほしいと主張していた。

特に大飯発電所の工事によって発生する土砂については、高浜町より「大飯の土砂を高浜町に持ち込むことは認められない」とされていたため、高浜町内の土砂処分場へ搬入することは難しい状況であった。そのため、高浜町外で土砂処分場を探す必要があり、吉田開発が進めている土砂処分場の中では**〔地名〕用地が有力であった。しかし、**〔地名〕用地に土砂を搬入するためには擁壁や排水設備の構築が必要であり、関西電力では擁壁費用を負担できない（そもそも原因者負担が原則であるため、関西電力が吉田開発によるトラブル解決のために擁壁費用を負担する理由がない）にもかかわらず、吉田開発は擁壁構築費用を負担できないと主張していたため、それを解決しない限り土砂を搬入することはできなかった[20140626 メール_大飯土処分関係]。

なお、**〔地名〕用地の擁壁工事の費用負担に関しては、2014年7月2日に森山氏から大飯発電所の幹部に対して電話があり、「擁壁について**〔大飯発電所の役職名〕の英断がほしい」として、関西電力が費用負担するように要請があった[20140703 メール_RE_先生とのお電話について]。

(4) 新しい契約スキーム (Y*〔アルファベット〕方式) の検討

そこで、関西電力では、大飯発電所の工事によって発生する土砂については、おおい町の地元業者であるおおい町地元業者 a 社が管理する土砂処分場 (**〔地名〕) へ搬入することとし、具体的な契約スキームの検討を行った。

フォレンジック調査で発見されたメールによれば、大飯発電所では、大飯発電所の工事によって発生する土砂については、ゼネコン→吉田開発→おおい町地元業者 a 社という商流で進める方針を決定し、大飯発電所の役職員からゼネコン及びおおい町地元業者 a 社に対して説明を行い、内諾を取り付けたと報告されている一方で、仮に吉田開発が**〔地名〕用地にこだわるのであれば、他の対応も考えなければならないとして、3通りの案(ケース1~3)を検討していたことが認められる[20140627 メール_土砂関係]。

この検討資料によると、吉田開発は、大飯発電所で発生する土砂のうち、13,100 m³の処分を完了していたが、未だ 45,800 m³ (**〔工事件名〕: 35,000 m³、**〔工事件名〕: 10,800 m³) の処分が完了しておらず、その処分先として、吉田開発が主張する土砂処分場 (**〔地名〕用地) に処分するケース(ケース1)、おおい町地元業者 a 社が所有する土砂処分場 (**〔地名〕等) に処分するケース(ケース2)、**〔工事件名〕分(35,000 m³) をおおい町地元業者 a 社が所有する土砂処分場 (**〔地名〕)、**〔工事件名〕分(10,800 m³) を吉田開発が主張する土砂処分場 (**〔地名〕用地) へ処分するケース(ケース3)の3通りの案が検討されており、ケース2については「ゼ→Y→*〔アルファベット〕 全て中抜き案」と記載されている。

また、吉田開発が所有する残土処分を請け負う単価は 3400 円/m³として計算されている一方で、最終的におおい町地元業者 a 社の所有する土砂処分場に処分する場合には「Y 社支払額」として単価 2500 円/m³と記載されており、Y 社純利益の額まで計算されているほか、既に処分が完了した部分 (13,100 m³) の処分費と合算して「Y 社請負額」が 200,260,000 円となることが記載されている。

さらに、メール本文では、「差額 900 円/立米 (3400 円-2500 円) もあれば Y 開発も OK を出すのではと考えます」「何の努力もなしに、4000 万円以上の利益を得ることが可能なので、Y 開発にとって悪い話では決してありません」と記載されている。

(5) 新しい契約スキーム (Y* [アルファベット] 方式) に対する吉田開発の了解

大飯発電所の幹部は、2014 年 7 月 17 日、吉田開発の役員と面談し、①ゼネコンを通じて吉田開発に対しおおい町地元業者 a 社所有の土砂処分場 (** [地名]) の話が伝わっていることを確認した上、A 処分場のようなトラブルを起こすことなく、同処分場へ土砂処分を進めてほしいこと、②吉田開発の役員から森山氏に対し、おおい町地元業者 a 社の土砂処分場 (** [地名]) へ処分することになった件を上手に話してほしいこと、を伝えた。

吉田開発の役員からは、森山氏に対しては、土砂処分場を探している中でおおい町地元業者 a 社所有の土砂処分場 (** [地名]) が見つかったので、取り急ぎ大飯の土砂をそこに捨てる旨を報告し、了解を得たことが報告された。

大飯発電所の幹部は、同日、事業本部長代理 (森中氏)、副事業本部長 (原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務) (鈴木氏)、原子力事業本部の役職員らに対し、上記吉田開発の役員との面談結果をメールで報告した [20140717 メール 取扱注意：吉田開発との面談録 (土砂関係)]。

5 森山氏からの吉田開発に対する発注要求 (2015 年度以降分)

(1) 大飯発電所

① 2014 年 2 月 20 日 (森山氏と大飯発電所の幹部の面談)

大飯発電所の幹部は、2014 年 2 月 14 日に森山氏から電話で今後の土砂処分量の見込みを質問され、その旨を原子力事業本部の役職員に報告し、大飯発電所で見積もった土砂処分量の見込みを現時点で森山氏に説明できるかどうか、それ以外に森山氏に説明すべき案件があるかどうかを相談した。さらに、同年 2 月 19 日、事業本部長代理 (森中氏)、副事業本部長 (原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務) (鈴木氏) 及び原子力事業本部の役職員と面談し、森山氏への説明

内容の確認を行った〔20140220 メール_FW.先生対応の件につきまして〕。

その上で、大飯発電所の幹部は、同年 2 月 20 日、森山氏と面談し、今後の工事で発生する土砂の量及びスケジュール等について説明した。その際、当面発生する土砂の量は 10 万 m³であると説明した。

② 2014 年 3 月 1 日（森山氏と大飯発電所の幹部の電話）

大飯発電所の幹部は、2014 年 3 月 1 日、森山氏から電話を受け、以下のやりとりを行った。

まず、大飯発電所の幹部は、森山氏から、今後発生見込みの土砂 10 万 m³の処分については吉田開発に任せてほしいとの要求を受け、「先生のご意向を承りましたので、社内調整します」と回答した。また、大飯発電所の幹部は、森山氏からの「関西電力から吉田開発へ発注してもらえるのか」という質問に対し、「基準地震動の評価がからむ工事なので、元請はゼネコンになる（どこかはまだわからない）」「既に実施中の**〔工事件名〕のスキームと同様に、この 10 万立米の処分についても、元請けゼネコンから吉田開発に処分について発注することになります」と回答した。これに対し、森山氏から「電話だけでなく、会って詳しく打ちあわせをした（い）ので、紙で説明してほしい。（10 万立米の土砂発生のおおよその時期、**〔地名〕への運搬・整地の発注内容、Y 開発処分への発注内容等・・・）」「3 月 10 日の週に会えないか」という要望があり、社内調整して連絡すると回答した。

さらに、大飯発電所の幹部は、森山氏に対し、「平成 26 年度分として、既に**〔工事件名〕をお願いしていますが、この 10 万立米分は、27 年度分、28 年度分の前倒しとしての取り扱いをお願いいたします」と念押ししている。

以上のやりとりの詳細については、大飯発電所の幹部から原子力事業本部の役員、事業本部長代理（森中氏）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）ら原子力事業本部の役員に対し、「取り扱い注意」と記載した上で、メールにて報告されている〔20140301 メール_先生との対応状況につきまして（3 月 1 日の電話対応内容）〕。

③ 2014 年 3 月 14 日（森山氏と大飯発電所の幹部の面談）

大飯発電所の幹部は、2014 年 2 月 20 日の森山氏の面談時と同様、森山氏との面談前日である同年 3 月 13 日、事業本部長代理（森中氏）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）及び原子力事業本部の役員と面談し、森山氏への説明内容の確認を行った〔20140301 メール_先生との対応状況につきまして（3 月 1 日の電話対応内容）〕。さらに、大飯発電所の幹部

は、同日、原子力事業本部の役職員に対し、メールで「明日のご説明に向けてご教示願います」として廃棄物の処分に関する手続について相談しており、それに対する原子力事業本部の役職員からの返信には、(懸念しているコンプライアンス上の問題点の内容が正確にわからないものの)「先ほどの打ち合わせではいろいろ話が出ましたが、関電はゼネコンと契約し、適正な処分費用を支払ってさえいれば、特に問題にならないとは思いますが…」と記載されていた。大飯発電所の幹部は、原子力事業本部の役職員からの上記回答を、事業本部長代理(森中氏)、副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(鈴木氏)らに対して報告していた[20140313 メール_** [地名] 地点への土砂処分に関するコンプライアンスにつきまして]。

その上で、大飯発電所の幹部は、2014年3月14日、森山氏と面談し、同氏からの依頼事項(2014年2月20日面談時の依頼事項)に対して回答するとともに、吉田開発に対して発注する予定の土砂処分工事について資料を示して説明した。

フォレンジック調査によって発見された大飯発電所の幹部からの原子力事業本部の役職員宛てのメール[20140828 メール_ご相談:大飯発電所 先生へのご説明 スタンスにつきまして]によれば、2014年3月14日に森山氏に交付した資料には、以下のとおり、同年1月10日に森山氏に交付した資料と同じ書式にて、平成27年度以降の吉田開発への発注予定工事に関する一覧表が記載されている(土砂処分工事に関する部分のみ抜粋)。

No.	件名	工期		元請		地元下請企業再掲		備考
		着工	竣工	発注予定先	金額	地元(1次)	金額	
1	** [工事件名] (仮称)	H26.秋	H27 年度中	未定	未契約	吉田開発	約100百万円	(概要) 残土処分(約3万m ³) H26年度:約1万m ³ H27年度:約2万m ³
2	** [工事件名] (仮称)	検討中	検討中	未定	未契約	吉田開発	約100百万円	(概要) 残土処分(約3万m ³)
3	** [工事件名] (仮称)	検討中	検討中	未定	未契約	吉田開発	約130百万円	(概要) 残土処分(約4万m ³)
	合計	—	—	—		—	約330百万円	

④ 2014年9月30日(森山氏と大飯発電所の幹部の面談)

大飯発電所の幹部は、2014年8月28日、原子力事業本部の役職員に対し、森山氏との次回会合が同年9月30日にセットされたことを報告するとともに、当該会合において説明する内容を報告した[20140828 メール_ご相談:大飯発電所 先生

へのご説明スタンスにつきまして]。当該報告メールは、事業本部長代理（森中氏）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）、副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城氏）ら原子力事業本部の役職員に対しても cc として送付されている。

当該報告メールには、森山氏との過去の交渉経緯をまとめた「これまでの経緯」と題する資料及び大飯発電所が森山氏に交付した過去の資料（2014年1月10日に交付した平成26年度計画、同年3月14日に交付した平成27年度・平成28年度計画）のほか、次回会合にて森山氏に交付する予定の資料が添付されていた。なお、次回会合にて森山氏に交付する予定の資料とは、2014年3月14日に交付した説明資料（平成27年度・平成28年度における吉田開発への発注予定工事一覧表）の備考欄の記載を一部削除したものである。

そのほか、大飯発電所の役職員は、2014年1月10日に交付した資料（平成26年度計画）の備考欄に実際の発注状況を記載した資料を作成し、同年9月25日に大飯発電所の幹部に送付するなどして準備していたが [2014/9/25 担当者メールの添付資料の表]、最終的に森山氏との9月30日の面談では、新たな資料は交付していない [20140922 メール_先生との面談関係]。

(2) 高浜発電所関係

① 2014年9月9日（森山氏と高浜発電所の幹部の電話）

高浜発電所の幹部は、2014年9月9日、原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）、副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城氏）及び高浜発電所の他の幹部に対し、森山氏から、新たに実施予定の土砂処分を伴う工事について、①大飯発電所では土砂の処理に地元（吉田開発）を活用する道を拓いてもらっており、高浜発電所でも是非そうしてもらいたい、②グループ会社 a 社は25～27%ピンハネするので外してほしい、という要望を受けており、「所管である事業本部」に伝えると回答したことを報告した [20140909 メール_森山先生からの依頼事項]。

ただし、当委員会によるフォレンジック調査の結果では、上記の要望に対して原子力事業本部においてどのような検討が行われたのか、森山氏に対してどのような回答がされたのかを示す資料等は発見されていない。

② 2014年9月18日（副事業本部長（鈴木氏）による森山氏への説明）

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、2014年9月18日、森山氏に対して、高浜発電所の** [工事件名] の残土量

が4万3000 m³であること、**〔工事件名〕により、約4万m³の土砂が発生し、当該工事を請け負うゼネコンが競争入札の結果**〔ゼネコン名〕に決定したこと等を報告した〔2014年9月付「高浜発電所 **〔工事件名〕土砂について」と題する資料〕。

6 関西電力における土砂処分スキームの検討経緯

(1) ゼネコン各社に対する土砂処分候補地の調査依頼

① 2014年11月11日（高浜・大飯発電所の幹部へのメール）

原子力事業本部の役職員は、高浜・大飯発電所の幹部に対し、安全対策工事に伴い発生する土砂の処分先を探すため、工事を発注する可能性の高いゼネコン各社に対し、土砂処分候補地の調査を要請することを検討している旨を説明し、かかる要請を行う場合の留意事項等についてアドバイスを求めた〔20141111 メール_土建**〔担当者名〕〕です。

このメールでは、ゼネコンへの依頼内容について、以下のとおりの文案が記載されている。

3. 依頼内容

大型の工事が続くが土砂処理に苦勞する。できるだけ多くの候補地を探して欲しい。

- ・場所は、高浜町、おおい町、両町周辺市町
- ・工事名は言わない。
- ・関電の工事で発生する土であることは言ってもかまわない。
ただし、発生 of 時期、発生量、どこの発電所から、は言わない。
- ・高浜町の調査においては、吉田開発にも声をかける。
- ・あくまでも可能性調査であり、確約は絶対にしないこと。
- ・場所、搬入可能容量、搬入可能時期、概算単価（処理費用）、周辺環境等を11月25日までに、非公式でいいので書面で報告をお願いします。

② 2014年11月12日（高浜発電所の幹部からのメール）

高浜発電所の幹部は、原子力事業本部の役職員からの前記メールに対し、「吉田開発に調査を依頼することは、絶対に反対です。少なくとも、高浜町内では。とりわけ、再稼働前の地元からの信頼・地元合意が大切な時期に、目立つところで関わりを持つべきではないと考えます。どうしても使うならば、もっと目立たないところで使うべきです」というメールを返信した。反対の理由として、①地元（高浜町内）での評判が悪すぎることに、②強引な交渉を平気でする・勝手に動く

会社であり、吉田開発を目立つところで使えば使うほど当社の地元での信頼度が低下していくこと、③A地区のトラブル時に高浜町の幹部からきつくお叱りを受けていること、④マスコミが「吉田開発問題」を面白おかしく報道するようなことになれば、再稼働に致命的な悪影響が出かねないこと、が指摘されている [20141112 メール_FW_ 土建** [担当者名] です]。

③ 2014年11月13日（高浜・大飯発電所の幹部へのメール）

原子力事業本部の役職員は、高浜発電所の幹部及び大飯発電所の幹部に対し、いただいたアドバイスを踏まえ、ゼネコンに調査指示を出す前に、テレビ会議等で再度方向性を確認してほしい旨のメールを発信した [20141113 メール_土建** [担当者名] です (再送です)]。

このメールでは、テレビ会議で協議する内容について、以下のとおり記載されている。

1. 高浜町

① 高浜町が保有している土砂処分地候補地点のリストを入手する。

- ・特重施設の具体的な内容（目的、場所など）、工事工程、発生する土砂の大まかな量とタイミングの説明
- ・Y社を入れることの確認

② ゼネコンに①リストの現地を調査させ、感触を探る。

- ・搬入可能容量、時期、処理費用、周辺環境等
- ・地元の会社には声をかけない（懸念：声をかけずに調査可能か？）

③ ①②で必要量処分の見通しが得られた場合、Y社に伝えて段取りさせる。

- ・周辺市町での調査は実施しない。

2. おおい町、周辺市町

④ ①②で不足する場合、及び③でY社が受け入れなかった場合、昨日の案通りゼネコンに周辺市町（県外も含む）で調査させる。

- ・当該自治体へ事前に説明する（町を跨いだ処分になることも合わせて）
- ・Y社ほか地元の会社に声をかける。

④ 2014年12月5日（原子力事業本部内のメール）

原子力事業本部の役職員は、12月3日に行われた関西電力内部でのテレビ会議の結果及び12月5日に行われた高浜町への説明の結果を受けて、ゼネコンへの言い振りについての案を検討し、部内にてメールで報告した [20141203 メール_ゼネコンへの言い振りについて] [20141205 メール_RE_ゼネコンへの言い振りについて]

て]。

このメールでは、ゼネコンへの依頼内容について、以下のとおりの文案が記載されている。

<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none">・(経緯と追記願います。) →** [工事件名]・A地区の事象を伝えるか?・特重の土捨場候補地及び仮置場を大飯町、高浜町、周辺市町村で探して欲しい。高浜町内がベター。 出来れば、場所、容量、m³当り処理単価、必要な手続とその期間、地元の状況 なお、高浜町内の土捨場候補地については、事前に高浜町への情報提供し、アドバイスをいただきたいので、リストアップができた段階で、教えて欲しい。・関電の工事であること(工事件名)、発電所から発生する土砂であることを言っ ていただいて構わない。・前提としては、可能な限り地元協力会社である吉田開発を使いたいので、候補地毎 に吉田開発をどのように活用できるかもあわせて教えて欲しい。 <p>活用例</p> <ul style="list-style-type: none">・おおい町地元業者 a 社のスキームのように、間に入れる??・高浜町外では運搬のみ・調査にあたっては、地元の土建会社を使って調査されると思うが、その際には吉田 開発にも声をかけて頂いて結構です(吉田には先生経由で話をする事になるの か)・調査の期限は「今年中には候補地を絞り込み決定する。年明け以降、必要な手続を 行う。」ので、12月20日ぐらいまでに回答をいただきたい。 (調査は継続してほしい)
--

⑤ 2014年12月15日(ゼネコン各社への調査依頼)

原子力事業本部の役職員は、ゼネコン各社に対し、土砂処分候補地の調査を依頼した [20141216 メール_情報共有願います]。

(2) 2014年12月25日(土砂部会)

関西電力では、2014年12月25日、原子力事業本部及び高浜・大飯発電所の関係者が集まり、ゼネコン各社の調査状況の報告のほか、土砂処分場に関する情報交換が行われた。

フォレンジック調査及びヒアリングの結果によれば、関西電力では、2014年頃より安全対策工事が本格化したことから、土砂処分先に関する情報共有等のため、

「土砂関係打合せ」「土砂部会」と称する非公式の社内会議（以下「**土砂部会**」という。）を開催しており、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）がヘッドとなり、総務グループが事務局を務め、土木建築部門のメンバー、地域共生本部のメンバー、高浜・大飯発電所の幹部のほか、各原子力発電所の土木建築課の担当者なども必要に応じて参加していたとのことである。

このような会議がいつから開催されていたのかについては、明らかではないものの、2014年12月25日開催の土砂部会の打合せ内容を報告するメール [[20141226メール_【情報共有】土砂処分関係](#)] には、「次回以降は、大飯発電所にもご参加いただき関係者の情報を共有したい」「美浜発電所にも情報共有させていただきます」と記載されており、2015年以降、原子力事業本部及び各発電所のメンバーの間で「土砂部会」と称する情報共有がされていたものと認められる。

また、土砂部会における打合せ内容については、その都度、原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）らを含む原子力事業本部の役職員に対してメールで報告されていたと認められる。

(3) 吉田開発提案の土砂処分場候補地についての調査

① 2015年1月7日（土砂部会）

2015年1月7日開催の土砂部会において、①吉田開発の提案する資料（2014年12月30日に受領したもの）に記載された土砂処分場候補地、②その他の土砂処分場候補地、③ゼネコンからの土砂処分場調査状況について、説明が行われた [[20150108メール_【情報共有】土砂処分関係（1月7日）](#)]。

② 2015年1月8日（高浜町及び吉田開発との面談）

原子力事業本部の役職員及び高浜発電所の幹部らは、2015年1月8日、吉田開発の提案する土砂処分場等に関する情報収集のため、高浜町及び吉田開発と面談を行った。

その面談報告によれば、吉田開発の提案する土砂処分場は、一部を除き、心配になる点が多いと結論づけられており、「無理に一杯の土砂を詰め込もうとしている印象を受ける。また、対策工事費が非常に大きくなるようになっており、吉田開発らしい案と言える」「あまり膨大な対策工事を投ずることは現実的ではなく、安全サイドに立ち、少なめの土砂をおくことになる可能性が高いだろうという前提で議論をさせてもらおう」と記載されている [[Y候補地町との打合せ](#)]。

(4) 吉田開発を関与させられるかどうかの確認

① 2015年1月23日（土砂部会）

2015年1月23日開催の土砂部会において、土砂処分場候補地についての状況説明が行われた〔20150127 メール_【情報共有】土砂処分関係（平成27年1月23日）〕。ここでは、吉田開発以外の地元業者やゼネコンが提案する各候補地について、「吉田関与も可能」「吉田関与は不可」といった形で吉田開発の関与が可能かどうかという情報が報告されている。

また、吉田開発の関与について交渉するといった記載もされており、例えば*〔地名〕地点については、「*〔B社〕所有地。地盤良。ゼネコンおすすめ」と記載されている一方で、「*〔B社〕は吉田開発とは仕事はしたくない（塩浜でも大差ないのでは）」「*〔B社〕とは（利益を保証した上で）吉田・塩浜との仕事について交渉要」「*〔B社〕に了解いただく方向で調整…難しいが交渉実施」「*〔B社〕が吉田との仕事について受入不可の場合、*〔地名〕（先生地盤）でもあり、今すぐには進められない」などと記載されている。

② 2015年1月27日（原子力事業本部の役職員メール）

原子力事業本部の役職員は、2015年1月27日、原子力事業本部の他の役職員に対し、備忘メモとしてメールを送信している〔20150127 メール_備忘メモ〕。ここでは、ゼネコン担当者の確認済み事項として、高浜町内の3箇所（*〔地名〕、*〔地名〕）の2万m³について「Y*〔アルファベット〕方式は*〔アルファベット〕了解、@2380円も了解」と記載されている。ここでいう「Y」は吉田開発、「*〔アルファベット〕」はおおい町地元業者 a 社を意味しており、「Y*〔アルファベット〕方式」とはゼネコン→吉田開発→おおい町地元業者 a 社というスキームを意味していると考えられる。

③ 2015年1月30日（担当者のメール）

原子力事業本部の役職員は、2015年1月30日、他の原子力事業本部の役職員に対し、社内から「これから起案していく特重等の大型工事について、土砂処分費をどう積算すればよいか」という問合せを受けて、「処分費は Y、S が絡まない地点は2000円台だが、絡む地点がメインとなり、その場合の単価は3400～3500円/m³。全量、3500円/m³で積算して貰う」と回答したことを報告している〔20150130 メール_（お知らせ）高浜・大飯の残土運搬・処分費の積算について〕。ここでいう「Y」は吉田開発、「S」は塩浜工業を意味していると考えられる。

④ 2015年2月9日（担当者のメール）

2015年2月9日、土木建築室の役職員は、前年の12月まで高浜発電所の土木建築課に駐在していたところ、社内から「**の4.4万m³仮置きへの搬出」について、運搬会社へのお願い・指示等を出したのかどうかという確認のメールに対し、「**に対しては、土砂の処分先（Y社）は指定」「なおY社は運搬（ダンプ）の手配も行っていますが、使えという指示はしていません」「運搬に関してはY社は手配のみで、あまり旨みがないため、どうしても発注して欲しいということはないと思いますが」と回答している[20150209 メール RE ** [地名] 仮置きの件]。ここでいう「**」はゼネコン、「Y」は吉田開発を意味していると考えられる。

⑤ 2015年2月16日（大飯発電所の幹部のメール）

大飯発電所の幹部は、2015年2月16日、大飯発電所の役職員に対し、原子力事業本部の副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）が森山氏に2月12日に提示した資料を送付するとともに、「** [おおい町地元業者b社] の** [地名] 土捨て場には、Y社がかぶることで了解とのことですので、** [おおい町地元業者b社] には、その旨の再確認が必要となります。必要あらば、私が社長にお話しますが」と記載したメールを送信している[20150216 メール FW 【取扱注意 転送厳禁】 2月12日 先生説明資料の送付について【情報共有】]。ここでいう「Y」は吉田開発を意味していると考えられる。

⑥ 2015年3月2日（大飯発電所の幹部のメール）

大飯発電所の幹部は、2015年3月2日、土砂部会のメンバーに対し、おおい町地元業者c社の役員と懇談し、確認した内容を報告した[20150302 メール ** [おおい町地元業者c社の役員] との対話（取扱注意）]。当該報告メールには、結論としては「** [おおい町地元業者c社] 扱いの土砂処理について、Y社のかぶりがあっても構わない」ということであつたものの、おおい町地元業者c社の役員は不承不承という感じだったので、極力「Y-* [アルファベット] 方式」は回避してほしいと記載されている。また、その際のやりとりとして、「様々な事情から大飯の土砂もゼネコン→Y社→地元業者という商流になり得る。** [おおい町地元業者b社] さんや** [おおい町地元業者a社] さんにも同様の話をしており、了解を得ている。** [おおい町地元業者c社] さんの見つけ出した土地でY社が頭にかぶることについて何か問題や気になる点はあるか」と質問したのに対し、おおい町地元業者c社から「Y社がかぶっていることは、外には見えないのか」と確認され、「表面的には見えない」と回答したこと、おおい町地元業者c

社の役員から「気になる点としては、やはり（やはり）トラブル。Y社の評判はよろしくない」という発言があったのに対し、「土砂単価は、もちろん守らせるし、Y社の上にはゼネコンもかぶるので、トラブルが発生しないよう、きっちり指導も行う」と回答したことが報告されている。ここでいう「Y社」とは吉田開発を意味していると考えられる。

⑦ 2015年10月29日（高浜発電所の幹部のメール）

高浜発電所の幹部は、2015年10月29日、原子力事業本部の役職員らに対し、B社の役員と面談した結果を報告した〔20151029 メール_Re_ 情報提供 (B社の役員との打合せ結果の件)〕。

まず、関西電力側は、①発注スタイルは関西電力→ゼネコン→吉田開発→B社となること、②イレギュラーな発注スタイルだが、関係者が仲良く仕事を進めること、特に吉田開発を刺激しないこと、そこの関係がこじれると最終的に工事ストップということになり、関係者全員が迷惑することになること、③具体的な条件は、来週以降に調整していくことを説明した上、この3点について了解してもらうことが仕事を願う前提条件であると伝えた。

これに対し、B社から、3点についてはすべて了解した旨の回答があったこと、それ以外に『関電→ゼネコン→吉田開発→** [おおい町地元業者 a 社]』など、他場所ではいろいろ悪い評判・噂がたっている。しかし、B社がからめば、そんなことにはならない」「よくわからないのは、『ダンプ運搬』『交通整理・ガードマン』の仕事を誰がやるのか」「そもそも、吉田開発は何をして対価を得るのかということ。次回の打合せ時に確認させてほしい」などのコメントがあったことが報告されている。

⑧ 2015年10月30日（担当者のメール）

原子力事業本部の役職員は、2015年10月30日、原子力事業本部の他の役職員らに対し、福井県小浜市に本社を置く土建事業者である土建事業者 d 社の役員と打ち合わせた結果を報告した〔20151030 メール_** [地名] 処分場打合せ結果〕。当該報告メールには、土建事業者 d 社の役員から「ゼネコン→Y→** [土建事業者 d 社] で構わない。大飯の** [おおい町地元業者 a 社] さんを良く知っており、大体のイメージはできている」「単価についても、世間相場（2千数百円）で良い」という回答を受けたことが記載されている。

(5) 土砂部会における土砂処分状況の管理

土砂部会では、高浜・大飯発電所における安全対策工事の進捗スケジュールに合

わせて、発生する土砂の量を確認し、それをどこの土砂処分場に搬入できるのか（どこに搬入するべきか）といった調整を行っており、その過程で、「土砂処分スキーム（案）」「大飯土砂処分場一覧」「土砂処分集約表」といったファイル名の資料を作成し、随時更新して情報共有を行っていたものと認められる。

土砂部会においてこれらの資料を作成していた目的については、当委員会のヒアリングに対し、ゼネコンから土砂処分に関する情報を収集してこれらの資料を作成していた（すなわち、あくまでもゼネコンから聞き取った実績を記載したものに過ぎない）と説明する者も多い一方で、関西電力として、各工事から発生する土砂について効率的な処分先を選定してコスト管理等を行う意味があったと説明する者もいた。

しかし、これらの資料の内容や更新頻度に照らし、ゼネコンから聞き取った実績のみをまとめた資料とは考え難い上、フォレンジック調査の結果、美浜発電所に関するものではあるが、原子力技術部門の土木建築技術グループの職員からゼネコンの担当者に対し、「土砂の構外処理については、現在、**〔発電所の役職名〕が発電所近傍で調整を進めているところです。よって、引き続き各社であたる事は禁止とのことです」「どの時期にどの工事の土砂を流用するとか処分に出すとかは発電所土建工事 G で計画されます」「弊社調達へ回答する見積もりについては、残土処理構外 3400 円/m³で回答していただければと思います」と記載されたメールも見られている〔20170721 メール_残土について〕。

これらのヒアリング結果及びメールによれば、土砂部会で作成・報告されていた各種資料は、土砂部会において各発電所における安全対策工事の進捗状況を見ながら土砂処分場を調整・決定するために作成されたものと考えるのが自然である。そして、関西電力では、各発電所における安全対策工事によって発生した土砂をどこの土砂処分場に搬入するのかについて、ゼネコンに任せていたわけではなく、むしろ関西電力からゼネコンに指示を出していた可能性が高い。

7 森山氏らに対する説明（事前発注約束等）

(1) 2015 年 1 月 13 日（森山氏との面談）

原子力事業本部の副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、2015 年 1 月 13 日、森山氏と面談し、平成 27 年度分における高浜・大飯発電所の安全対策工事で発生する土砂の処分に関して、吉田開発の管理する土砂処分場への搬入・処分量の予定について説明した〔20150121 メール_M先生資料について（取扱注意）〕。

この際に森山氏に交付した土砂処分に関する資料には、「1. ご提案分の対応」として、吉田開発が提案する土砂処分場ごとに予定する搬入量と補足説明が記載さ

れ、「2. その他案件」として「工事監理（高浜あるいは大飯発電所分）」と記載されており、地点（土砂処分場）については「現在、ゼネコン等を通じ調査中」、処分量（期待値）として「5.0万」、業務内容として「元請会社の適切な指導の下、監理会社として土砂の運搬・処分の実施（運搬処分の監理監督会社として、元請指導の下で、運搬処分等を安全・円滑に行えるように工事に参画していただきます）」と記載されている〔2015年1月13日付「平成27年度分 高浜・大飯発電所 **〔工事件名〕で発生する土砂の処分計画について」と題する資料〕。

なお、2014年9月頃までの森山氏の要求は、高浜・大飯発電所に対して個別に吉田開発への発注を求めるものであったが、2015年1月13日の説明以降、発電所単位ではなく、高浜・大飯発電所で発生する土砂処分についてまとめて説明を行っている。このような対応をせざるを得なくなった理由について、原子力事業本部の役職員が他の職員へのメールにおいて、①平成27年以降、高浜・大飯発電所の特重工事ほかで大量の土砂が出るため、処分に苦慮していること、②これに目を付けた吉田開発が森山氏を前面に立てて挑んできていること、③多くを処理したい吉田開発との言い分が違って議論がかみ合わず（せいぜい2～3万m³程度しか置けないと思われる所に「5万m³置く」と主張するといった按配）、暗礁に乗り上げていること、④そんな中、森山氏より「**〔原子力事業本部の役職名〕が出て来てちゃんと技術論をやれ」となったこと、を報告しており、土の処分についても森山氏の納得が要ることになったことについて「ほとんど脅し」と記載している〔20150116メール_RE_極めて不本意な報告でございます〕。

(2) 2015年2月3日（森山氏との面談）

フォレンジック調査の結果、関西電力の担当者が2015年2月3日に森山氏と面談して土砂処分の状況について説明するための各種資料が発見されている。ただし、関西電力側の出席者は不明である。

口頭説明用と思われる資料には、「地元企業には、運搬処分の監理監督会社（**〔地名〕へは運搬処分会社）として、元請指導の下で、運搬処分等を安全・円滑に行えるように工事に参画していただくと共に、今後、計画のまとまったものから順次、ゼネコンを通じ、地元企業に工事の提案をさせていただきたいと考えております」と記載されている。ここでいう「地元企業」とは吉田開発を意味するものと考えられる〔「20150128メール_1月29日 TV会議（土砂）の資料送付について（2/3用）」添付「2/3 先生土砂処分説明」〕。

また、添付資料として準備された資料には、「前回（平成27年1月13日ご説明資料）」として前回説明内容が記載され、その右側に進捗状況が記載されている〔「20150128メール_1月29日 TV会議（土砂）の資料送付について（2/3用）」添付「2/3 先生説明（添付資料）」〕。

(3) 2015年2月12日（森山氏との面談）

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、2015年2月12日、森山氏と面談し、地元企業への発注予想額について説明した「20150216 メール_FW_【取扱注意 転送厳禁】2月12日 先生説明資料の送付について【情報共有】」。

この時に森山氏へ提示した資料には、「敦賀地元企業への発注予想額（特重工事内訳）」のほか、「土処分案（特重工事+その他工事）」として敦賀地元企業と地元企業への発注予想額が記載されている。ここでいう「敦賀地元企業」とは塩浜工業、「地元企業」とは吉田開発を意味するものと考えられる。

また、「平成27年1月13日ご説明資料と処分案の関係」と題する資料では、「前回（平成27年1月13日ご説明資料）」として吉田開発に対する発注予定に関する1月13日の説明内容が記載され、その右側に進捗状況が記載された資料（2月3日の説明資料から更新されたもの）も添付されている。さらに、「おおい地元企業へのお願い事項」と題する資料があり、その中で「処分に際しては、処分の監理業務を高浜地元会社が参画できるようお願いいたします」「処分予定地：おおい町**〔地名〕地区（おおい地元企業所有地）」と記載されている。

そのほか、「高浜町**〔地名〕（土地A）」に対する土砂の運搬・処分に関する記載もされている（この点は第4章にて詳述する。）。

(4) 2015年2月26日（森山氏との面談）

フォレンジック調査の結果、関西電力の担当者が2015年2月26日に森山氏と面談して土砂処分の状況について説明するための各種資料が発見されている。ただし、関西電力側の出席者は不明である。

この時に森山氏へ提示した「土砂処分案の一部変更」と題する資料には、高浜地元企業の確定分（24.6万 m^3 →25.6万 m^3 ）、高浜地元企業の検討中分（3万 m^3 ）、敦賀地元企業の確定分（20.0万 m^3 （10億円）→29.0万 m^3 （12億円））と記載されているほか、「**〔地名〕（東側）」（土地A）について、搬入予定量減少の場合は、資機材置き場又は駐車場として活用を検討すると記載されている（この点は、第4章にて詳述する。）。

また、「土処分案（特重工事+その他工事）」と題する資料では、敦賀地元企業及び地元企業に対する発注予定の土砂量の総括表（高浜分・大飯分計）及び個別工事の内訳が記載されている（手持ち資料として売上まで記載された内訳表も作成されている）。さらに、「平成27年1月13日ご説明資料と処分案の関係」として「前回（平成27年1月13日ご説明資料）」として1月13日の説明内容が記載され、その

右側に進捗状況が記載された資料（2月12日の説明資料から更新されたもの）が記載された資料が作成されている [20150225 メール_現時点の資料案です。]。

(5) 2015年4月14日（森山氏との面談）

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、2015年4月14日、森山氏と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。

この時に森山氏へ交付したとされる説明資料には、「(1) 前回（2015年2月26日）からの追加分」として、「土量約4.4万 m^3 増」の金額「約1.5億円の増」と記載され、その要因として、「大飯発電所については、従来、おおい町内地元企業3社中、2社が連携して土処分を実施。今回、残り1社についても連携して処分することについてご協力を得られることが確認できたことから、平成27年度については約2.7万 m^3 を追加することが可能。」と記載されている [2015年4月14日付「A」土砂処分の見直しについて」と題する資料]。

(6) 2015年9月4日（森山氏との面談）

関西電力は、2015年9月4日、森山氏と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。フォレンジック調査の結果では、関西電力側の出席者は副事業本部長と考えられる [20150907 メール_情報連絡につきまして]。この面談における説明資料そのものは発見されていないが、その後の森山氏に対する説明資料の中で、「高浜地元企業 高浜・大飯追加分計 約31.5万 m^3 （前回（9/4）御説明分 約34.8万 m^3 →今回 約66.3万 m^3 ）」と記載されており、9月4日に高浜地元企業である吉田開発に対する高浜・大飯発電所からの土砂処分の発注予定を説明していたことが認められる [「20151027 メール_10_28 先生資料」添付「H27 10 / 28 資料（10月14日資料抜粋）」]。

(7) 2015年10月14日（森山氏との面談）

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、2015年10月14日、森山氏と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、「**【地元企業分】**土処分案（特重工事＋その他）」として、2015年9月4日の説明内容からの今回追加分が31.5万 m^3 、概算13.02億円となることが記載されている [2015年10月14日付「**【地元企業分】**土処分案（特重工事＋その他）追加ご説明資料」と題する資料]。なお、その後の森山氏に対する説明資料の中で、2015年10月14日付「**【地元企業分】**土処分案（特重工事

+その他)」として、同様の内容が記載されている [「20151027 メール_10_28 先生資料」添付「H27 10 / 28 資料 (10月14日資料抜粋)」]。

(8) 2015年10月28日（森山氏との面談）

関西電力は、2015年10月28日、森山氏と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。フォレンジック調査の結果では、この面談における説明資料そのものは発見されておらず、関西電力側の出席者も不明であるが、1月27日に原子力事業本部の職員が社内で送付したメールにおいて「鈴木統括から最終 OK はまだです」と記載された上、森山氏への説明資料と考えられる資料が添付されている。その説明資料の中で、2015年10月28日付【**地元企業分**】土処分案（特重工事+その他）（微修正）」として、前回（10月14日）の説明内容から微修正した結果、追加分は32.2万m³、概算13.20億円となることが記載されている [「20151027 メール_10_28 先生資料」添付「H27 10 / 28 土処分の状況 (10月14日微修正)」]。

(9) 2016年2月11日（森山氏との面談）

大飯発電所の幹部は、2016年2月11日、森山氏と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、「平成28年度 地元企業 協力依頼案」として、新規請負工事と土砂関係工事により、概算処分量は27万9500m³、概算金額は10億5530万円となることが記載されている [「2016年2月11日付「平成28年度 地元企業 協力依頼案」と題する資料」]。なお、2月10日に大飯発電所の幹部から原子力事業本部の役職員に送付したメールにおいて、森山氏への説明資料と考えられる資料が添付されており、その説明資料にも同様の記載がある [「20160210 メール_先生対応資料の送付」]。

(10) 2016年4月7日（吉田開発の役員との面談）

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）及び原子力事業本部の幹部は、2016年4月7日、吉田開発の役員と面談し、土砂処分の最近の情勢について説明した [「20160407 メール_情報共有 (土砂)」]。

この時に準備した資料の中に「参考（言えたら言う）」として、関西電力、ゼネコン、地元企業のスタンスを整理したペーパーが準備されている。当該資料には、以下のとおり、各当事者のスタンスが整理されている [「2016/4/7 担当者添付資料の4枚目」]。

当社（関西電力）スタンス

- ・土砂処分についてはゼネコン各社に任せている。
(ゼネコンがどの処分会社を選定しているかについては不明=深く関与していない)
- ・単価については、処分地が少なく、処分単価が高くなる傾向は認識している。
- ・処分地が少ない状況下で、当初交渉（契約）した処分単価を各工事に適用している。

ゼネコンスタンス

- ・土砂処分については地域の事情に精通している会社を選定している。
- ・以前の工事で円滑な土砂処分を行ったということで、地元の会社を選定した。(以降も工事の都度、処分可否を聞いたところ、可能とのことから継続して選定)
- ・処分単価については、発注者との交渉で決定し、下請（土砂処分）会社に提示するが、発注者からは一定の単価提示があることから、下請会社とも一定の単価で契約締結している。

地元企業スタンス

- ・発電所で発生した土砂を円滑に処分実施した経験有り。
- ・そのようなことから、処分地情報を多く保有し、処分の安全・工程等の監理業務を確実にを行っていることから、ゼネコンから土砂処分の発注があると思っている。

(11) 2016年7月25日（森山氏との面談）

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、2016年7月25日、森山氏と面談し、土砂処分の状況について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、「高浜地元企業 追加分計 約 7.2 万 m^3 （前回（10/28）ご説明分 約 71 万 m^3 →今回 約 78.2 万 m^3 ）」と記載されており、7月25日に吉田開発に対する土砂処分の発注予定を説明していたことが認められる [2016年7月25日付「土砂処分等の追加」と題する資料]。なお、その後の森山氏に対する説明資料にも同様の記載がある [20161104 メール_【取扱注意】 土砂関係]。

(12) 2016年11月4日（森山氏への約束の検証）

大飯発電所の幹部は、2016年11月4日、高浜発電所の幹部に対し、「敦賀高浜地元約束一覧【取扱注意】」「H28 7/25 資料（土砂追加）」「土処分集約表（280711）」

と題する資料を送付し、「土砂量（金額）は資料（PPT）のとおりです」「ワード、エクセルの資料も確認していただきながら、約束の土砂量（金額）を満たしているか（不足はないか）というところのチェックをお願いします」と依頼している。ここでいう土砂量（金額）が記載されたパワーポイント資料は、これまで森山氏に交付してきたと思われる敦賀地元企業（塩浜工業）及び高浜地元企業（吉田開発）に対する発注予定を記載した資料であり、ワード資料は森山氏に渡してきた説明資料、エクセル資料は土砂部会で整理してきた土処分の予定・実績を整理した一覧表である [20161104 メール【取扱注意】土砂関係]。

なお、エクセル資料では、吉田開発の関西電力関連工事に係る年間の売上がシミュレーションされており、それによれば、平成 27 年度は、全体の売上の約 69% がゼネコン経由で受注した（つまり、本件スキームに従った）土砂処分の売上とされている [土処分集約表 (280711)]。

(13) 2017 年 1 月 13 日（森山氏との面談）

関西電力は、2017 年 1 月 13 日、森山氏と面談し、吉田開発へ発注予定の新規工事について説明したと考えられる。フォレンジック調査の結果では、この面談における説明資料そのものは発見されておらず、関西電力側の出席者も不明であるが、1 月 16 日に大飯発電所の幹部から原子力事業本部の役職員に送付したメールにおいて、森山氏への説明資料と考えられる資料が添付されている。その説明資料の中で、「平成 29 年度 地元企業 協力依頼案」として、新規請負工事として、工事用敷地造成工事、1 億 1000 万円と記載されている [20170116 メール_先生対応結果]。

(14) 2017 年 4 月 27 日（森山氏との面談）

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、2017 年 4 月 27 日、森山氏と面談し、吉田開発及び塩浜工業へ発注予定の土砂運搬・土砂処分について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、2018 年度及び 2019 年度の土砂運搬処分について、「【運搬・処分費用・配分先】17.4 万 m³…総額：約 8 億円」と記載されており、2018 年度及び 2019 年度の吉田開発及び塩浜工業に対する発注予定を説明していたことが認められる [2017 年 4 月 27 日付「高浜 1、2 号機 特重工事他の土砂運搬処分について」と題する資料]。

(15) 2017 年 6 月 12 日（森山氏との面談）

副事業本部長は、2017 年 6 月 12 日、森山氏と面談し、吉田開発へ発注予定の工事について説明したと考えられる。

この面談における説明資料には、「高浜地元企業 年度別展開」として、2017年度から2020年度に吉田開発へ発注予定の「土砂処分」の金額が、2017年度に6.8億円、2018年度に6.3億円、2019年度に5.1億円、2020年度に0.3億円であることが記載されている。[20170613 メール_FW_11:00からのTV会議資料【取扱注意・転送不可】]

第4章 本調査により判明した事実（土地賃借問題）

1 本件土地をめぐる過去の経緯

(1) 過去の土地売買

関西電力は本件土地賃借以前、土地Aを売買していた実績がある。登記簿謄本及び関西電力の稟議書の記載等によれば、関西電力による土地Aの売買を含む過去の土地A及び土地Bの売買の概要は、以下の表のとおりである[平成28年5月19日付土地Aの登記情報・平成30年2月26日付土地Bの登記情報]。

時期	当事者	売却／賃借の目的	単価
2005年 4月22日	売主：関西電力 買主：吉田開発関連Y社	土地Aの売買 相手方からの譲渡要請を受け検討した結果 ⁹ 、支障がないことから、資産の圧縮を鑑み譲渡した。	6,892円／m ² (固定資産税評価額を基準に算出。)
2011年 6月3日	売主：吉田開発関連Y社 買主：オーイング	土地Aの売買 不明	不明
2011年 12月15日	売主：吉田開発関連Y社 買主：柳田産業	土地Bの売買 不明	不明
2016年 6月24日頃 ¹⁰	売主：オーイング 買主：吉田開発関連X社	土地Aの売買 不明	8,422円／m ²

⁹ 稟議書には「相手方からの譲渡要請」と記載されており、吉田開発関連Y社から譲渡の要請があったかのように記載されている。しかし、別の社内資料によれば、実際には2005年2月頃、森山氏から関西電力に対し、「吉田開発に譲渡してほしい」との要請があったことが検討開始の契機であり、その後、森山氏から「譲渡相手方は**〔吉田開発関連Y社〕にする」との連絡があったとのことである[「高浜」]。

¹⁰ 2016年6月24日時点で売主オーイング及び買主吉田開発関連X社との間で「土地売買についての覚書」が締結されており（土地A稟議書添付別紙）、これを受けて、関西電力は吉田開発関連X社との間で、2016年7月1日付で（後述のとおり契約書はバックデートで作成されており、実際の締結日は同月5日である。）土地Aに関する賃貸借契約を締結している。しかし、登記簿上は、オーイングから吉田開発関連X社への所有権移転は2016年7月27日付売買を理由としてなされている。

(2) 2011年当時における森山氏からの要求

原子力事業本部の副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城氏）ら4名は、2011年8月29日、森山氏らと会食を実施した〔森山先生との打ち合わせ結果メモ（8/29）〕。その際、森山氏から関西電力に対し、オーイング代表取締役及び同社相談役取締役森山氏名義の「高浜町**〔地名〕地籍の土地（空地）のご利用について」と題する陳情書が手渡された〔高浜町**〔地名〕地籍の土地（空地）のご利用について〕。当該陳情書には、当時オーイングの所有であった土地Aを安全対策工事の建築現場事務所や宿舍等の設置場所及び建設関連資機材等の一時的集約置場等として利用するよう関西電力に要望する内容が記載されていた。

森山氏は、翌日30日にも関西電力に電話をかけ、次回会う予定の同年9月8日に陳情書への回答を持って来るよう指示したとのことである〔森山先生との打ち合わせ結果メモ（8/29）〕。この結果メモと陳情書は、高浜発電所の幹部から当時の原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）らに電子メールで報告されている〔森山先生との打ち合わせ結果メモ（8/29）〕。

以上のように、2011年8月に森山氏から関西電力に対し、本件土地の有効利用を明示的に要求された事実が認められる。しかしながら、当該陳情書に対し、関西電力がどのような回答を行ったのかは記録上明らかではない。回答予定であったと思われる9月8日の面談記録は発見されていない。

2 土地Aに関する森山氏らとの交渉

(1) 土砂搬入後の土地Aの活用に関する森山氏への説明

① 2015年2月12日（森山氏との面談）

前述したとおり、原子力事業本部の副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、2015年2月12日、森山氏と面会し、地元企業への発注予想額について説明しているが〔2015.2.16 メール〕、その際、土地Aについては、「高浜町**〔地名〕」の土砂処分場として、元請を介して吉田開発への土砂の運搬・処分を発注する予定であると説明され、さらに「**〔地名〕（東側）地点のメンテナンス費用について」と題するパワーポイントのスライド内において¹¹、同土地においてボーリング調査を行い、土砂の搬入可能量を評価すると記載されているほか、購入後のメンテナンス費用の想定額やこれを単価に考慮した場合の加算額等が記載されている。そこには「なお、土砂搬入後の駐車

¹¹ ただしこのスライドには「手持」と赤字で右肩記入があり、森山氏に交付したのではなく、口頭説明用であったと考えられる。

場等の建設や活用については、先日ご説明済の**〔地名〕用地や関電プラント用地の整備と重複するものであり、実態を踏まえると難しい。」と記載されている。ここでいう「**〔地名〕(東側)地点」とは土地Aを指すと考えられる¹²。

② 2015年2月20日（関西電力役員への説明資料の送付）

関西電力社内において、「**〔地名〕地点活用案」と題する資料が作成され、原子力事業本部の役職員間で、「鈴木統括に手渡し済みです。(森中常務へのご説明用とのことです)」としてメールで送信されている〔20150220 メール **〔地名〕活用案〕。当該資料には、「現在、高浜発電所の土木建築工事等で発生する土砂については、下記地点に約2万m³の処分を検討中です。処分後、当該場所を整地することにより、発電所運営時の駐車場や工事用資機材置場としての活用についても検討しております」と記載されており、下記地点とは土地Aを指している。

③ 2015年2月26日（森山氏との面談）

前述したとおり、関西電力の担当者が2015年2月26日に森山氏と面談して土砂処分の状況について説明するための各種資料が発見されており、この際に森山氏へ提示した「土砂処分案の一部変更」と題する資料には、「1. **〔地名〕(東側)近々、ボーリング調査開始予定。搬入予定量減少の場合は、資機材置場または駐車場として活用を検討。」と記載されている〔平成27年2月26日土砂処分案の一部変更〕。

¹² 当該スライドの記載からすれば、この時点では、関西電力社内において、土地Aに駐車場等を建設・活用することは計画されていなかったと読み取れる。これに対し、関西電力の説明によれば、2015年2月5日に高浜町防災安全課と関西電力との打合せが実施されて以降、高浜町より、関西電力が災害対策支援拠点として整理していた関西電力の施設・土地を「高浜町原子力災害住民避難計画」における避難車両中継所として指定したい旨を要請されたことを受けたため、新たに、多目的用地として整備する予定であった別の土地を災害対策支援拠点として整備する必要が生じたとのことであり、いわばこれの玉突きとして、他に多目的用地を確保する必要が生じ、土地Aを整備・活用する計画が浮上していたとのことである。確かに、これに関する社内資料によれば、2015年2月5日に、関西電力は高浜町より、上記要請を受けた事実は認められる。しかし、①同資料の記載によれば、同日時点では、高浜町より「再協議したい意向が示された」までであり、高浜町の上記要請を受け入れることまで決定していたことまでは認められず、同月19日にも高浜町と同様の協議・打合せを行っていること、②「【土地A 整備理由】」と冒頭に記載され、土地Aを整備する旨が記載された文書の右上には「H27.3.3 総務**〔個人名〕氏より入手 **〔原子力事業本部の役職員名〕→鈴木統括 説明資料」との手書きの記載が存在しており、鈴木統括が土地Aの活用について説明を受けたのは同年3月3日以降であると認められること、③本文で述べたとおり、同年2月12日に森山氏に説明した資料において、土地Aの駐車場等の建設や活用について「実態を踏まえると難しい。」と記載されていることを踏まえると〔20150304_「原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所」の一部変更について〕、確かに高浜町からの上記要請に伴って土地Aを整備する必要性が生じた側面があることは否定されないが、2015年2月12日時点では、土地Aを駐車場等として活用することが具体的に計画されていたとは認められないと考えられる。

(2) 土地Aの賃貸借に関する検討開始

① 2015年3月1日（森山氏からの要求）

副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、2015年3月1日、森山氏から土地Aを駐車場用地等として賃借してほしい旨の要請を受け、原子力事業本部の役職員に対し「本日午後先生から要請があった。＊＊〔地名〕で今後@50万円×12か月で年間600万円支払うことになる。駐車場として活用する方向で、支出金の手配は＊＊〔原子力事業本部の役職名〕に指示済み。ついては、駐車場の整備計画（レイアウト、コストなど）を至急作成してほしい。」と指示した〔20150301メール_お願い（＊＊〔地名〕の件）〕。

② 2015年3月2日（土地Aの賃貸借についての検討）

これを受けて、2015年3月2日、原子力事業本部の原子力企画部門の総務グループ名義で、賃料の概算結果が記載された「高浜町＊＊〔地名〕用地の土地賃貸借について」と題する文書が作成された〔平成27年3月2日「高浜町＊＊〔地名〕用地の土地賃貸借について」〕。同文書には、関西電力から吉田開発に対する平成16年に実施した土地の譲渡価格、関西電力が本件土地の周辺で賃借している物件の賃借料、及び固定資産評価額から本件土地の賃料の概算を行った旨が記載されていた。具体的には、土地Aの概算借地料は1㎡あたり24円～62円の幅であることから、借地料は「(月額)24円/㎡～(月額)62円/㎡の幅で対応することにしたい。」と記載され、概算借地料の中央値である42円/㎡を賃料と措定すると、土地Aの月額賃料は54万6,000円と概算される旨が記載されていた。

③ 2015年3月5日（森山氏との面談）

関西電力は、2015年3月5日に「＊＊〔地名〕（東側）地点の土砂搬入および活用方法について」と題する文書を作成し、同文書を森山氏に対して提出した。同文書には、同月1日付のメールの内容と同様、本件土地を駐車場及び資機材置場として活用することとし、賃借料は月額50万円を予定している旨が記載されている〔＊＊〔地名〕（東側）地点の土砂搬入および活用方法について〕。そして4月中にはボーリング調査の結果土砂搬入可能量が決まるとしており（2万ないし2万8000㎡）、その搬入後に駐車場等として整備することが予定されている。駐車場整備費用や土砂処分は併せて発注すると記載されている。

④ 2015年3月11日（吉田開発の担当部長との面談）

原子力事業本部の役職員は、2015年3月11日、吉田開発の担当部長と面談し、土地Aの賃貸借について打合せを行い、固定資産評価額が分かる資料等、土地Aの借入にあたって必要となる各種資料を提供するよう依頼した〔20150311メール_**〔地名〕用地の賃貸借について〕。その際、賃料については、全体で月額いくらかを金額提示していただく予定であるとして、関西電力側から吉田開発に対して賃料見積書の提出を依頼している。

⑤ 2015年5月12日（土地Aの賃借料の上限値の検討）

原子力事業本部の役職員は、2015年5月1日、部下に対し、土地Aの賃貸借に関して「5/20に先生に会い説明予定、それまでに豊松本部長説明が必要なことから、5/8（金）に打合わせを実施したい。→関電として土地賃貸借料をいくらまで上げられるかスタンスペーパーを作成すること」と指示した。なお、この際のメールには、土地Aの所有者が吉田開発ではなく森山氏になる可能性があるため、土地賃貸借契約に当たり名義変更が可能ないように対応することという指示も出されている〔20150501メール_ご連絡（情報共有）〕。

これを受けて、総務グループでは、2015年5月12日付けで「高浜町**〔地名〕用地の土地借り入れについて」と題する資料を作成した。

同資料では、「概算借地料の算定」として、①平成16年の譲渡価格（関西電力→吉田開発）からの算出額：月額23円/m²、②固定資産評価額からの算出額：44円/m²、③周辺の関西電力借地物件の借地料（高浜町**〔地名〕）からの算出額：62円/m²と記載されているほか、「交渉金額（予想）」として、平均値としては月額54万6000円×12ヶ月＝655万2000円、上限値としては月額80万6000円×12ヶ月＝967万2000円（※ただし、若干の+αは交渉次第）と記載されている。なお、「交渉経過」として、「相手方と事前交渉の結果、平成27年3月時点で（月額）500,000円で合意している。」と記載されている。

⑥ 2015年6月3日（土地Aの賃借料を巡る交渉状況に関する社内情報共有）

原子力事業本部の副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城氏）は、2015年6月3日、原子力事業本部長（豊松氏）に対し、件名を「先生関係 ご報告」とする電子メールを送信した〔20150603メール_先生関係 ご報告〕。当該電子メールには、「昨日、150万円/月（1,800万円/年）の補填について、ご了解を得ています。内容は、(1)緊急資材用貯蔵倉庫の賃借料・出納業務委託(2)構外駐車場、資材置き場管理、緊急時対応道路（山道）巡視委託(3)賃借料の10万円/月アップ（路線価相当）の併せ技にしております。」と記載されており、森山氏との交渉状況が報告されている。なお、上記①・③・⑤でも述べたとおり、当

初、土地Aの賃借料は月額 50 万円と想定されていたところ、下記⑦等で述べるとおり、その後、吉田開発は土地Aの賃借料を月額 200 万円とするよう関西電力に対して要求していたことからすると、当該電子メールにいう「150 万円」とは、200 万円と 50 万円の差額を指すと考えられる。

なお、(3) の賃料 10 万円／月アップに関し、関電プラントの 2015 年 6 月 10 日付メモでは、前日の 9 日の原子力事業本部の役職員らとの面談について、「社内限り」として、「関電としては 50 万円／月程度を考えていたが、相手は 200 万円／月を譲らない。土地賃貸借に関しては路線価と相場がはっきりしていることから、60 万円／月が限度と考えている」との記載があり、10 万円アップとの記載と符合している。

⑦ 2015 年 8 月 3 日（土地Aの賃借料の上限値の検討）

総務グループは、2015 年 8 月 3 日、2015 年 3 月 2 日付で作成されていた「高浜町**〔地名〕用地の土地賃貸借について」と題する文書を再度アップデートした。

当該文書では、2015 年 3 月 2 日付の文書の記載内容を基本的に維持しつつも、土地Aの近隣の借地物件の借地料が月額 154 円／㎡であること¹³を根拠に、概算借地料を月額 200 万円とする検討結果が追記された〔高浜町**〔地名〕用地の土地賃貸借について（8月3日）〕。なお、月額 200 万円という部分には囲み枠が付され、強調されている。他方で、2015 年 3 月 2 日付の文書における借地料に関する記載「(月額) 24 円／㎡～ (月額) 62 円／㎡の幅で対応することにしたい。」及び土地Aの月額賃料に関する記載「54 万 6,000 円と概算される」については、いずれも削除された。当委員会によるヒアリングに対し、2015 年 8 月 3 日付の文書を作成したと自認する原子力事業本部の役職員は、当該文書は、原子力事業本部の役職員から賃貸人側が月額 200 万円という金額を提示していると聞いたことを契機として作成したものであると述べている。

なお、原子力事業本部の役職員は、月額 200 万円という金額について、社内調査におけるヒアリングにおいて、「200 万という数字は法外なので、豊松本部長まで相談に行ったが、『世間相場を超えるようなことはするな』『国税調査が入ったときに説明できる金額にすべき』『世間相場で頑張れ』と言われ、それで賃料は 120 万円となった。」旨を述べており〔20210204 担当者ヒヤメモ〕、当委員会によるヒアリングでも同旨のことを述べている。

¹³ 当委員会がコンプライアンス推進室を介して関西電力に対して確認したところ、借地料が月額 154 円／㎡である土地Aの近隣の借地物件に関する資料は発見できなかったとのことであり〔210608_確認事項・資料提供依頼事項_0618 関電提出〕、当該数値が正確なものであるか（真実であるか）は不明であるが、当委員会によるヒアリングによれば、原子力事業本部の役職員は、実際に当該数値が記載された賃貸借契約書を確認した記憶があるとのことである。

また、原子力事業本部の役職員は、社内調査におけるヒアリングにおいて、「森山氏に回答するとき、回答内容について副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）である鈴木氏や副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）である右城氏が豊松氏に相談をしていた」旨を述べている。

3 B 倉庫の管理業務及びアクセス道の巡視業務の発注

(1) B 倉庫管理業務について

① 2015 年 6 月 1 日・3 日（関電プラントに対する倉庫管理業務に関する依頼）

関西電力は、2015 年 6 月 1 日及び 3 日、関電プラントに対し、貯蔵品倉庫の管理業務に関する依頼を連絡した。ここでなされた依頼内容とは、具体的には、関西電力が関電プラントに対し、関電プラントが所有する**〔地名〕地域の土地に吉田開発が新たに貯蔵品倉庫を建設し、関電プラントが吉田開発に管理業務を委託することを依頼するものであった〔091_B 倉庫建設に関する経緯〕、〔103_H27.6.3 電話依頼〕。

② 2015 年 6 月 9 日（関電プラントとの協議）

原子力事業本部の役職員らは、2015 年 6 月 9 日、関電プラントを往訪し、吉田開発に B 倉庫を建設してもらい、関電プラントを経由して倉庫賃貸と管理を委託したいと依頼した。関電プラントが作成した翌日付のメモには、「社内限り」として、「吉田開発の土地を駐車場として賃借する方向で交渉を行っているが、価格的に折り合いがつかない。・・・関電としては 50 万円／月程度を考えていたが、相手は 200 万円／月を譲らない。土地賃借については路線価と相場がはっきりしていることから、60 万円／月が限度と考えている。不足分の 140 万円／月を捻出するため（利益としての 140 万円／月）他の駐車場の委託管理を発注する予定だが、これに今回の倉庫賃借と管理を発注することを考えている」との記載があり〔2015.6.10**〔地名〕用地倉庫運営管理業務委託に関する懸案事項他〕、関西電力側が関電プラントに対して上記の説明をしていたことが認められる。

③ 2015 年 7 月 8 日（関電プラントとの協議）

関西電力と関電プラントは、2015 年 7 月 8 日、B 倉庫について協議を行った。同協議において、関西電力は関電プラントに対し、①倉庫は関電プラントが建設することとし、当該建設について関電プラントが吉田開発に対して発注を行うこと、②吉田開発への発注金額は 1.5 億円とし、当該金額については吉田開発も

解済みであること、③倉庫の出納管理については、関西電力が関電プラントに発注し、関電プラントが更に吉田開発に発注するスキームとすること等の具体的な内容を伝えた。この時点では、(当該倉庫は関西電力が使用するための倉庫であるにもかかわらず) 倉庫の規模や倉庫の設備についての詳細は未定であるとし、「金額が先行している」ものであると明言していた [104_関西電力(株)原子力事業本部 経理グループからの依頼メモ]。

④ 2015年7月15日 (関電プラントとの協議)

関西電力と関電プラントは、2015年7月15日、B倉庫について協議を行った。同協議において、関電プラントから「1.5億円の倉庫が過剰なものとならないか懸念している。」と指摘されたが、関西電力は「** [グループ会社 a 社] からは800㎡相当の倉庫で、20万円/㎡であれば過剰でないと聞いている。」と応答していた [105_H27.7.15 B倉庫 関電との打合せ]。この点に関しては、同日以前に作成された同月8日付の関電プラントの社内資料において「関電と吉田開発間では1.5億円の金額ありきで話が進んでおり、倉庫の広さ以外の設備面については未定である。」と記録されている [138_** [地名] 用地における関電貯蔵品管理業務に関する課題]。

⑤ 2015年7月24日 (B倉庫の建設に関する方針伺)

関西電力は、関電プラントからの要請を踏まえ、2015年7月23日付で、原子力事業本部の副事業本部長(原子力企画部門統括を兼務)(右城氏)名義の「防災・非常災害等に備えた倉庫の確保について」と題する依頼文書を発出した [161_稟議書別紙 1]。なお、関電プラントは関西電力に対し、依頼文書内に「倉庫建設には地元会社に配慮する」旨記載するよう求めていたが、関西電力は「本依頼文書にはそぐわないため、明記していない。」と応答し、依頼文書には吉田開発を含む地元企業への発注を前提とする記載はない [109_関電への確認メモ]。

関電プラントでは、当該依頼文書を受け、2015年7月24日付で、B倉庫の建設を進めることを承認する旨の「方針伺」が決裁された [132_方針伺]。

⑥ 2015年7月27日 (B倉庫の管理業務に関する協議)

関西電力と関電プラントは、2015年7月27日、B倉庫建設後の管理業務を吉田開発に発注することについて協議を行った。同協議において、関電プラントから「管理委託費についてはどうなるのか。」と質問したことに対し、関西電力は、「A倉庫と同程度の内容でY社(注:吉田開発を指す。)へ300,000円と考えている。仕様書に調達要求は明示するが実態は伴わない。(15,000円×2人×10日/月)」

と回答している [112_H27.7.27 B 倉庫 関電との打合せ]。関西電力が関電プラントに B 倉庫の建設・管理業務に関して依頼した当初より、倉庫の管理業務を関電プラントが吉田開発に発注することが前提とされていたが、それだけにとどまらず、関電プラントから吉田開発に対する管理業務の発注金額についても、関西電力が決定・指示していたことが認められる。

⑦ 2015 年 8 月 21 日以降（B 倉庫の建設に関する稟議・管理業務の発注）

関電プラントでは、2015 年 8 月 21 日、「B 倉庫（仮称）の建設について」が稟議決裁され、**〔地名〕地域において、関電プラントからの委託に基づき吉田開発が関西電力用の貯蔵品倉庫を建設する方針が決定した [161_稟議書]。なお、同稟議書では、吉田開発への特命発注を行う理由について、「原子力発電所等の土木建築工事および福井県公共工事の施工実績を数多く有し信頼性があるため。また、同用地のコンクリート舗装工事も施工している。」と説明されている。

その後、上記方針に従い、2015 年 11 月 2 日付で関電プラントは吉田開発に対し契約金額 1.5 億円で倉庫建設業務を発注し、2016 年 2 月末までの竣工を目指して作業を進めるよう依頼がなされ、2 月末までの竣工に間に合わないという作業の遅延が生じながらも、最終的に B 倉庫は完成するに至った [090_工期延期願い、091_B 倉庫建設に関する経緯]。

B 倉庫の正確な完成日は不明であるが、2016 年 4 月 18 日から同月 19 日にかけて、B 倉庫への貯蔵品の搬入が行われていることから、B 倉庫は同年 4 月頃に完成したものと考えられる [056_B 倉庫 貯蔵品運搬 H28.4.18.19]。また、関電プラントは吉田開発に対し、同月より B 倉庫の管理業務を委託している¹⁴。

(2) アクセス道路の巡視業務の委託

関西電力は、2015 年 8 月 24 日付高浜発電所内の稟議決裁及び 2015 年 8 月 25 日付大飯発電所内の稟議決裁に基づき、2015 年 9 月 1 日から吉田開発に対して両発電所のアクセス道路の巡視業務を発注している [相談メモ] [H27 高浜りん議] [H27 大飯りん議]。その委託費用は、2015 年 9 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの 7 か月間については両発電所ともに 7 か月間合計 350 万円であり、また、2016 年 4 月 1 日以降については、両発電所ともに年間 586 万 8,000 円（両発電所合計 1,173 万

¹⁴ B 倉庫の委託業務に関する関電プラントと吉田開発の業務委託契約書等は発見されていないが、① 2016 年 3 月 31 日付の関電プラントから吉田開発に対する、B 倉庫の管理業務に関する工事仕様書が存在していることや [072_仕様書]、②本文中で述べたとおり、B 倉庫の管理については、関西電力が関電プラントに発注し、関電プラントが更に吉田開発に発注するスキームとすることが予定されていたところ、2016 年 3 月 31 日付で関西電力の関電プラントに対する B 倉庫の貯蔵品出納業務委託契約が締結されていること [034_契約書] からすると、2016 年 4 月より関電プラントが吉田開発に対し B 倉庫の管理業務を委託していたと考えられる。

6,000円、月額当たり97万8,000円)である[相談メモ]。

(3) B倉庫の管理業務及びアクセス道路の巡視業務の委託に関する社内資料

以上のとおり、関西電力は、2015年6月以降、①関電プラントを介して吉田開発に対してB倉庫の建設及び管理業務を委託すること、②吉田開発に対してアクセス道路の巡視業務を委託することの検討を開始し、実際に委託を行っている。

これらの業務に関しては、原子力事業本部の役職員が副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(鈴木氏)及び副事業本部長(原子力企画部門統括を兼務)(右城氏)に対して「明日の先生、吉田開発関係の相談メモです」と記載して送信した2016年4月13日付の社内メールに添付された文書において、土地Aの賃貸借とともに経緯説明が記載されている。そこでは、「昨年の高浜町**〔地名〕地点賃貸にかかる合意事項」として、「先生からの要求：賃料を50万円/月から200万円/月への増額」と明記されており、これに対する関西電力の回答として「当社回答：賃料は50万円/月から120万円/月に増額 アクセス道路の巡視で約100万円/月(利益ベースでは月50万円) **〔地名〕に建設した貯蔵品倉庫の管理業務30万円/月(KP経由) (その他として倉庫の建設1.5億円、KP発注)」と記載されていた[20160413メール_TV会議での相談メモ][相談メモ]。

また、2016年11月1日付の社内メールに添付された「敦賀高浜地元約束一覧【取扱注意】」と題する資料、2017年1月6日付けの社内メールに添付された「高浜地元企業 約束済一覧」と題する資料においても、高浜地元企業に対する平成27年以降の発注一覧の「その他」の項目として、「H27.9～高浜・大飯 山道巡視(安全対策)委託料50+50=100/月……5年間では0.6億(利益50/月)」「H28.7～ **〔地名〕地点駐車場(安全対策用)賃料 当初50+追加70=120/月……5年間では0.72億(利益70/月)」と記載されていた。

さらに、その後の2017年6月13日付の社内メールに添付された「**〔地名〕用地の活用(**〔社名〕+**〔社名〕+柳田)29年6月13日TV会議用」と題する資料では、上記の記載に加えて赤字で「H28.4～ **〔地名〕貯蔵品管理委託料30/月……5年間では0.18億(利益30/月)KP」との記載が追記されていた。

4 土地Aに関する賃貸借契約の締結

(1) 土地賃借料の決定

原子力事業本部の役職員は、2016年5月18日、部下に対し、**〔地名〕用地(土地A)に係る賃貸借契約を早々に進めてほしいと指示した。同日付の社内メー

ルでは、土地Aについて、「6月1日の賃貸借契約となるように、月額120万円」ということで、本日原子力事業本部の役職員より話があったという内容が共有されている[20160518メール_**〔地名〕用地に係る賃貸借契約について]。さらに、同日付の社内メールでは、賃料について、当初50万円/月くらいだったが、当該土地の道路向かい側の近傍で吉田開発が貸主となり150万円程度の賃借実績があるため、至近の土地の成約実績と比較して今回の先方提示金額を採用するといった理由を考えていたなどの情報が共有されている。

その後、総務グループにおいて、月額120万円の賃料の妥当性について算定が開始され、原子力事業本部の役職員により、「比準による算定」手法を用いて実施された(以下、「本件算定」という。)。本件算定の結果、土地Aの比準価格は、22,705円/㎡とされた[本件の比準価格算定表]。

(2) 土地Aに関する賃貸借契約の締結

① 2016年6月1日(方針稟議)

関西電力では、本件算定を踏まえ、総務グループ内で、2016年5月30日から6月1日にかけて、土地Aの賃貸借の価格方針等について、上限を月額113円/㎡(147万5,958円/月)、下限を79円/㎡(103万1,864円/月)とする旨の稟議が起案され、**〔原子力事業本部の役職名〕の決裁を経た[本件の比準価格算定表・表紙]。

当該稟議決裁を経たことにより、2016年6月1日、関西電力において、土地Aの賃借料を、1,475,958円/月(上限)から、1,031,864円/月(下限)の幅で折衝し、契約期間は2016年7月1日から2017年3月31日とすること等を内容とする賃貸借契約締結に向けた交渉方針が正式に決定された。

② 2016年6月29日(契約稟議)

関西電力では、2016年6月29日、上記価格方針のもと、価格交渉をした結果、賃料月額120万円とすることで合意を得たなどとして、契約期間を2016年7月1日から2017年3月1日として吉田開発関連X社から土地Aを賃借する旨の賃貸借契約を締結することについて、総務グループ内で稟議が起案され、**〔原子力事業本部の役職名〕の決裁を得た[02土地A 賃借りん議]。

③ 2016年7月5日(土地Aに関する賃貸借契約の締結)

関西電力においては、2016年7月1日付での賃貸借契約締結に向けて準備が進められていたものの、土地Aを駐車場として利用するための整備作業が遅延して

おり、遅くとも2016年6月21日時点では、同年7月1日から駐車場としての利用を開始すること（それまでに整備が完了すること）は難しいと考えられるに至っていた〔20160621 メール_ FW: 【業務連絡】「** [地名] 用地の賃借」の件で・・・(** [原子力事業本部の役職員名] からの連絡事項)〕。しかし、原子力事業本部の役職員の判断により、実際には駐車場としての利用を開始できないにもかかわらず、2016年7月1日付で契約締結をする方針が決定された〔20160621 メール_ FW: 【業務連絡】「** [地名] 用地の賃借」の件で・・・(** [原子力事業本部の役職員名] からの連絡事項)〕。

これを受けて、関西電力は、2016年7月5日、賃貸人である吉田開発関連X社との間で、契約締結日を2016年7月1日とバックデートで作成しつつ、本件賃貸借契約を締結した〔「高浜町** [地名]」の「土地賃貸借契約」の締結折衝〕。ただし、本件賃貸借契約の締結を報告する内容の議事メモが添付された2016年7月5日の社内メールでは、「正式に回付しては「コンプラ違反」内容（契約締結日の遡りなど）もあります」と明記され、関西電力社内においても、契約書はバックデートで作成されたものであり、コンプライアンス違反に該当し得るものであると認識されていた〔20160705 メール_ 【連絡】「吉田開発(株)** [担当者名] 課長」との折衝記録(案)〕。

なお、契約書を締結した2016年7月5日の時点でも吉田開発による駐車場整備は完了しておらず、結局、駐車場の整備が完了したのは2016年8月23日に至ってからであった〔「高浜町** [地名] 地区」における「構外駐車場（賃借地）」の整備工事完了に伴う現地確認について〕。2016年8月23日以降に本件土地は駐車場としての利用が開始されることとなり、以後、2021年3月31日に解約されるまで、関西電力は賃貸借契約を更新し続けた。

5 土地B及び土地Cに関する賃貸借契約の締結

(1) 土地Aの用途変更

関西電力は、土地Aに関する賃貸借契約を締結した後、遅くとも2016年12月9日までの間に、土地Aの用途を変更することを計画した。具体的には、2017年12月を目途に土地Aを取引先a社の作業用地（安全対策工事に伴う作業ヤード）に供することとし、土砂が搬出された土地Cを新たに賃借して資機材置場及び駐車場として利用するという計画を立てた〔** [地名] 地区他ヤード利用計画、平成28年12月9日 (** [地名] 活用案他2件+測量補助)〕。このような計画となった経緯について、原子力事業本部の役職員によれば、関西電力が作業ヤードを確保することとなっており、また、仮に取引先a社に土地を探させた場合には調達費用を上乗せして支払う必要が生じることから、関西電力において取引先a社に提供する

ことが適当な土地を探していたことによるとのことである [20210205 担当者ヒヤメモ]。

(2) 取引先 a 社からの要請

かかる関西電力の計画に対し、取引先 a 社は、2017 年 5 月 24 日、工事地の近傍であり、また地盤が安定していることを理由として、土地 B を作業ヤードとしたい旨の申出を行った [** [地名] 用地の活用 (** [社名] + ** [社名] + 柳田)]。

これを受けて、関西電力では上記(1)の方針を変更し、①土地 B を取引先 a 社の作業ヤードのために賃借すること、②土地 B は現状、所有者である柳田産業の資機材置場となっていることから、土地 B 上に存在する柳田産業の資機材を土地 A に移転することとし、土地 A を柳田産業等の資機材置場として利用すること、③②の結果、土地 A を駐車場として利用することができなくなることから、土地 C の土砂を搬出し、アスファルト舗装した上で同土地を賃借し、土地 C を駐車場として利用することを事実上決定した [2017.6.5 メール_FW: ** [地名] 活用について]、[* * [地名] 用地の活用 (** [社名] + ** [社名] + 柳田)]。

なお、①乃至③の結果、当初の想定よりも工事費が 1 億円程度増加することとなった。工事費の増加は取引先 a 社の申出が契機となって生じたものであり、森山氏の要求に対応した結果として生じたわけではなかったものの、2017 年 6 月 8 日頃、関西電力は森山氏から「特別分」を求められていたことから、関西電力は森山氏に対し、森山氏に対する「特別分」として工事費を 1 億円程度増加させたと（実態に反する）説明していた [20170613 メール_FW: 11:00 からの TV 会議資料【取扱注意・転送不可】]。ヒアリングによれば、ここでいう「特別分」とは、「地元企業への発注」を意味するとのことである。

(3) 土地 B 及び土地 C に関する方針稟議

関西電力では、上記(2)の事実上の決定を踏まえ、総務グループ内で、2017 年 6 月 21 日付で、土地 B 及び土地 C の賃借に関する方針稟議が起案され、最終的には同年 7 月 4 日付で** [原子力事業本部の役職名] が決裁した [** [工事件名] による** [地名] 地先の資機材置場他の確保について]。

当該方針稟議は、土地 B 及び C の賃料については土地 A の賃料単価 (91.8 円/㎡) を基に、当該数値に土地 B 又は土地 C の面積を掛けて算出することや¹⁵、契約

¹⁵ ただし、上記(2)で述べたとおり、土地 B 上に存在する柳田産業の資機材を土地 A に移転して仮置することになっていたことから、土地 B の賃料算定に当たっては、賃料単価に土地 B の面積をそのまま掛けるのではなく、土地 B の面積から仮置部分の面積を控除した面積に賃料単価を掛けて賃料を算定することとされた。

期間を土地Bについては2017年11月から2020年10月を予定し、土地Cについては2017年8月から2020年10月を予定すること等を内容とするものであった。そして、土地B及び土地Cを賃借する段階では、土地Aの賃借を決定した段階から**〔原子力事業本部の役職名〕が交代していたものの、新任の**〔原子力事業本部の役職名〕は、原子力事業本部の役職員から大要、土地Aを賃借する際にルールに則って賃料単価を算定していることから、土地B及び土地Cの賃借にあたっては土地Aで採用された賃料単価を流用することが妥当である旨の説明を受け、当該説明に特段の異論を挟むことなく、当該賃料単価を承認した〔20210205 担当者ヒヤメモ〕。

また、上記(2)で述べたとおり、土地Cの賃借にあたっては、土地Cの土砂を搬出し、アスファルト舗装する工事を実施することが前提とされていたことから、同工事を実施するため、原子力技術部門の土木建築設備グループ内の稟議決裁(**〔工事件名〕のうち**〔地名〕地区敷地整備工事施行について)も実施されていた。

(4) 土地Cに関する契約稟議及び土地Cに関する賃貸借契約の締結

土地B及び土地Cに関する方針稟議、及び土地Cの舗装工事に関する原子力技術部門の土木建築設備グループ内の稟議決裁後、土地Cのアスファルト舗装工事が開始されたと考えられる¹⁶。

その後、上記(3)の方針稟議を前提に、2017年9月15日付で¹⁷、賃料月額85万3,000円、契約期間を2017年9月15日から2018年3月31日(以降自動更新)として吉田開発関連X社から土地Cを賃借する旨の賃貸借契約を締結することについて総務グループ内で稟議が起案され、**〔原子力事業本部の役職名〕が決裁した〔土地C稟議〕。

当該契約稟議に従い、関西電力は吉田開発関連X社との間で、2017年9月26日付で土地Cに関する賃貸借契約を締結した。

(5) 土地Bに関する契約稟議及び土地Bに関する賃貸借契約の締結

土地Cに引き続き、土地Bについても、2018年5月18日付で、賃料月額46万5,100円、契約期間を2018年4月1日から2019年3月31日(以降自動更新)とし

¹⁶ 原子力技術部門の土木建築設備グループ内の稟議決裁によれば、土地Cの舗装工事は2017年10月末までに完了する予定とされていたが、同工事が実際にいつ開始し、またいつ完了したのかが明確に分かる資料等は発見されていない。

¹⁷ なお、原子力事業本部の役職員によれば、稟議書上、原子力事業本部の役職員は「平成28年」9月15日との日付を押印しているが、これは「平成29年」の誤りであるとのことである〔20210126**〔機関名〕・対応概要〕。

て柳田産業から土地Bを賃借する旨の賃貸借契約を締結することについて総務グループ内で稟議が起案され、最終的に**〔原子力事業本部の役職名〕が決裁した〔土地B稟議〕。

当該契約稟議に従い、関西電力は柳田産業との間で、2018年5月18日付で土地Bに関する賃貸借契約を締結した。

第5章 本調査により判明した事実（A 倉庫問題）

1 A 倉庫を賃借した経緯

(1) 美浜発電所3号機事故及び再発防止に係る行動計画

関西電力の美浜発電所3号機において、2004年8月、二次系配管破損事故が発生した。これを受けて、関西電力では、2005年3月25日に「美浜発電所3号機事故再発防止に係る行動計画」を発表し、そのための積極的な資金の投入としての実施項目として「11 設備信頼性、労働安全の観点からの投資の充実」を掲げ、予備品・貯蔵品の充実に取り組んでいた。2006年1月24日付資料「積極的な資金の投入」によれば、2005年度内に充実させるべき予備品・貯蔵品を抽出決定するとともに保管場所を検討し、2006年度には調達を行うスケジュールが記載されている。

(2) 予備品・貯蔵品の保管場所の検討

関西電力は、2005年3月25日付「美浜発電所3号機事故再発防止に係る行動計画」の実施項目第11項に従い、予備品・貯蔵品の費目及び数量を充実することとしたが、この時点で既に保管スペースが少ない状況にあり、各発電所の貯蔵品倉庫だけでは保管しきれず、発電所外にて保管している状況であった。そのため、関西電力では、今後の保管場所に関する検討が必要であると認識され、2006年以降、外部倉庫も含めて保管場所を探していた。

① C 倉庫について

関西電力は、資材管理を関電プラントに委託していたところ、倉庫の借用、管理、改修、修繕等を含めた原子力資材の管理も関電プラントに一括発注することとして、その旨を関電プラントに伝えた上、2006年9月1日、関電プラント担当者とともに**〔取引先社名〕を訪問し、空き工場となっている同社の姫路工場（以下「C 倉庫」という。）を資材保管倉庫に転用することが可能かどうかを確認するために視察した〔20060901出張報告〕。この視察の結果、当該工場を関西電力の資材保管倉庫として使用するためには条例に基づく許可と改修が必要である

との課題が認識され、対応を検討することとされた。なお、この時点では、倉庫としての使用時期は2007年4月以降が予定されていた。

その後、関西電力では、2006年10月5日に関電プラントから資材充実（貯蔵品・予備品）に係る整備委託の費用の見積りについて、2007年4月1日から2008年3月31日までの契約期間分として3150万円である旨の説明を受け〔20061005_打合せ報告書〕、2006年12月、関電プラントの見積りを400万円減額した契約金額でC倉庫を賃借することを決定した〔20061211_担当者メール〕〔20061212_担当者メール〕。

② D倉庫について

関西電力の担当者は、2006年12月18日、**〔取引先社名〕の担当者と面談し、原子力貯蔵品を保管する倉庫について協議した〔20061218_原子力貯蔵品保管に関する**〔取引先社名〕との協議〕。関西電力は、①保管物品の詳細は決まっていないが、800㎡弱が必要であること、②関電プラントが出入りできること、③24時間対応可能であること、④10tクレーンの荷出し入れができることなどの条件を伝え、**〔取引先社名〕から、坪当たり3000円（約907円/㎡）で、2007年の春から対応可能である旨の回答を得た。

〔取引先社名〕は、2006年12月28日、関電プラントに対し、倉庫使用料を月額97万6800円（坪単価3300円×296坪）、フォークリフトレンタル料を2台で月額46万6000円とする見積書を送付した〔20061228_見積書〕。関電プラントは、2007年1月に入り、関西電力に対し、「貯蔵品・予備品新規倉庫管理業務委託」についての見積書（総額2419万2000円）を送付した〔20070100_見積書〕。同見積書には、〔取引先社名〕の2006年12月28日付見積書記載の倉庫使用料・フォークリフトレンタル料の金額が記載されていた（この賃借予定倉庫を、以下「D倉庫」という。）。

(3) A社からの陳情

① 2006年11月16日（高浜町の幹部との面談）

関西電力の原子力事業本部の幹部は、2006年11月16日、高浜町の幹部と面談し、高浜町がA社から支援要請を受けたが、町として撤退を求めることとしたため、「同社（A社）の負担軽減のため、関西電力の企業誘致グループに（A社の）土地・建物の販売先を探してほしい」という支援要請を受けた〔20061116_A社の事業撤退に伴う高浜町からの要請について〕。

かかる高浜町の幹部からの要請に対し、関西電力の原子力事業本部の幹部は、ひとまず協力する旨伝えた。

② 2006年12月11日（高浜町の幹部との面談）

原子力事業本部の幹部は、2006年12月11日、高浜町の幹部と面談し、A社の返済予定の内訳表を受領した〔20061211_** [高浜町の幹部] 来社議事録 (A社の件のみ)〕。その内訳表によれば、2006年12月から毎月**〔金額〕円の返済が始まり、2007年8月までの9か月間で総額**〔金額〕円を返済する必要があるとのことであった。

原子力事業本部の幹部は、引取先の見込みがなく厳しい旨を伝えたものの、お互いの取次先となる事務局担当者が確認された。

③ 2006年12月22日（A氏との面談）

関西電力の担当者は、2006年12月22日、A氏と面談した〔A社関係 経緯〕。面談記録が残っていないため、面談者・面談内容は不明であるが、A倉庫に関する陳情であったものと考えられる。

④ 2007年1月～3月（高浜町の幹部からの依頼と対応）

関西電力の担当者は、2007年1月以降、高浜町の幹部から複数回にわたり、A社のための企業訪問活動を依頼されており、同年2月26日にも再び高浜町の幹部から企業訪問活動について確認の電話を受け、紹介できる企業はない旨を回答したものの、引き続き尽力賜りたいとの依頼を受けた〔A社関係 経緯〕。

しかし、原子力事業本部の幹部は、2007年3月20日、関西電力社内に対し、A社関係の企業訪問終了を指示した〔A社関係 経緯〕。

(4) 関西電力におけるA倉庫賃借の検討

① 2007年2月1日

関西電力による社内調査の結果、関西電力において作成された2007年2月1日付資料が発見されており、同資料では、宮津エネルギー研究所、D倉庫、C倉庫及びA倉庫の設備・環境・費用について比較・検討されている〔20070201_倉庫比較検討資料「A社 工場の仕様検討」〕。

A倉庫については、「自由に解約不可」との記載があるほか、倉庫賃借料については、D倉庫が月平米単価1900円、C倉庫が月平米単価2600円とされ、A倉庫は「**〔D倉庫に係る取引先社名〕ベース」（月当たり単価1900円/m²）で計算された概算額として、1年目：980万4000円（430m²）、2年目：1960万8000円（860m²）、3年目：2941万2000円（1290m²）、4年目以降：3705万円（1625m²）と記載

されていた。

なお、この資料については、全く同じ書式で内容が更新された同年3月30日付資料が存在するが、同資料では「自由に解約不可」との記載は削除されていたほか、倉庫賃借料の概算額も削除されている〔20070330_倉庫比較検討資料「A 社工場の仕様検討」〕。

② 2007年3月1日

原子力事業本部の保修管理グループは、「A 社工場」(A 倉庫)を予備品倉庫として使用することの技術上の検討を行い、2007年3月1日付書面を作成した〔20070301_A 社工場を予備品倉庫に使用することの検討〕。同書面では、広さ、荷重、搬出入、結露・防塵・塩害、耐震、申請などの点について検討されている。

なお、A 倉庫は、下記のとおり、最終的には貯蔵品倉庫として賃借を開始することが決定されるが、当初は予備品倉庫としても使用することが検討されていた。予備品については保修管理グループが所管しているため、保修管理グループにおいて検討が行われたものである。

③ 2007年3月5日

原子力事業本部の総務グループは、2007年3月5日、「A 社工場」(A 倉庫)を貯蔵品・予備品倉庫として使用する契約スキームの検討を行った〔20070305_A 社工場の契約スキーム〕。

この時点の検討資料では、関西電力と関電プラントの間で、想定金額として「下記賃借契約(※ 関電プラントとA 社間の賃借契約のこと)+450万円」でA 倉庫を賃借することとされており、関電プラントとA 社間の倉庫賃借料については、月当たり単価2600円/㎡として、1年目:1341万6000円(430㎡)、2年目:2683万2000円(860㎡)、3年目:4024万8000円(1290㎡)、4年目以降:5070万円(1625㎡)と記載されていた。そのほか、初期設備投資の検討のために詳細は現地調査が必要であるとされていた。

④ 2007年3月20日

関西電力及び関電プラントは、2007年3月20日、A 倉庫の現地調査を行い、調査に立ち会ったA 氏及びB 社から現地の状況について説明を受け、A 社に対して改装を依頼した。〔20070320_「(仮称)貯蔵品・予備品新規倉庫管理委託」に係る現地打合せ報告書〕〔20070320_A 社倉庫現地調査報告書〕。

また、関西電力からA 氏らに対し、賃借契約は4月1日からと予定していること、契約形態については、関西電力から関電プラントに一式受託発注を行い、関

電プラントが A 社 (B 社) との間で賃貸借契約を締結する形とすることを説明した。

この際、関電プラントから、A 社は実態のない会社であるため、賃借の契約先を B 社にするか、A 社が契約先で B 社が連帯保証する形にしたいという要望が出された (ただし、最終的に B 社に拒否された。)

⑤ 2007 年 3 月 22 日

関西電力と関電プラントは、2007 年 3 月 22 日、A 倉庫の賃貸借に関して打合せを行った [20070322_関電貯蔵品新規倉庫の管理委託について]。

この打合せ時の資料によれば、関西電力から関電プラントへの委託費用は、1 年目が年額 2850 万円 (A 社からの賃料相当額 2400 万円に関電プラントが受け取る管理費用 450 万円を加えた金額)、(監理業務の見直しにより変更もあることを前提に) 2 年目以降が年額 5070 万円と記載されている。

また、関係当事者のスキーム図が記載されており、関西電力本部と関電プラントとの間で倉庫管理委託契約を締結し、関電プラントが A 社との間で賃貸借契約を締結することのほか、A 社から金融機関への返済という流れも記載されている。

そのほか、確認事項として、関電プラントから A 社に支払われる賃料相当額が A 社の借入金返済に充当されているかの確認ができないことに関して、関西電力の地域共生本部においてフォローすること、委託の開始時期に関して、関西電力としては 4 月 1 日の予定で準備ができており、関電プラントと A 社との賃貸借契約も同日でお願いしたいことなどが記載されている。さらに、「4 月の早い時期に資材を搬入し、利益供与とならないよう管理実態を示したい」という関西電力の意向についても記載されている。

⑥ 2007 年 3 月以前に受領した資料

関西電力の社内調査の結果、当時の資料として、A 社の「必要経費明細」が発見されている。関西電力が、いつ、誰から当該資料を受領したのかは不明 (2006 年 12 月 11 日に返済内訳表を受領したという記録があるが、この「必要経費明細」がそのときに受領した返済内訳表なのかどうかも含めて不明) であるが、「必要経費明細」の内容に照らし、2007 年 3 月以前に受領したものであることは間違いないと考えられる。

当該資料には、「銀行返済金元金 (** [金額] 円)」、「銀行返済元金 (** [金額] 円)」、「信金返済元金 (** [金額] 円)」などが記載されているほか、通信費、各種保険料、光熱費、給料なども含めた A 社における 2007 年 4 月以降の毎月の必要経費が記載されている [必要経費明細]。

(5) A 倉庫賃貸借に係る稟議等

① 2007年3月27日

原子力事業本部では、2007年3月27日、総務グループ起案に係る「原子力資材倉庫運営管理業務委託の実施について」と題する稟議書により、平成19年度における関電プラントに対する原子力資材倉庫管理運営業務委託として、年額2850万円（倉庫管理業務：450万円、倉庫賃借料：2400万円）でA倉庫を貯蔵品倉庫として賃借することが決裁された〔平成19年度 実施りん議〕。

なお、総務グループは、原子力事業本部の事業本部長（森本氏）、事業本部長代理（八木氏）その他の原子力事業本部の幹部に向けた同日付の説明資料を作成しており〔20070327_A社の倉庫賃借について〕、当該資料では、高浜町の幹部から原子力事業本部の幹部に支援依頼があり、対応を検討していたところ、資材グループ側で資材保管庫の確保が必要となっており、たまたまニーズに合う物件であったと説明されている。また、関電プラントからA社に対して支払う倉庫賃借料については、初年度：約2000万円（770㎡。工場棟の一部）、2年目以降：約5000万円（1625㎡。工場棟＋倉庫棟）と記載されている。

さらに、上記資料をより簡略化した2007年3月29日付説明資料が作成されている〔20070329_A社工場の賃借について〕。当該資料では、倉庫賃借料について上記と同様の記載がされているほか、必要修繕、フォークリフト（8tを予定）及び維持管理費用について、いずれもA社が負担する旨の記載がされている。

ヒアリングによれば、A倉庫の賃借については、稟議上は原子力事業本部の役職員において決裁されるものであったが、本件は高浜町の幹部から持ち込まれた案件であることから、本来の決裁プロセスよりも上位に該当する原子力事業本部の上記幹部及び関西電力社長（森氏）に向けても説明が行われたとのことである。

② 2007年3月30日

関西電力及び関電プラントは、2007年3月29日及び30日、A氏及びB社の役員と面談し、フォークリフト費用と電気代等の費用分担について協議を行った。その結果、①関電プラントからA社に対して支払う年間倉庫賃借料は、当初想定していた金額（月額200万円）からフォークリフト費用を差し引き、税抜2160万円（月額180万円）とすること、②電気代は関電プラントが負担することとし、関西電力から関電プラントに対する倉庫管理委託費は2850万円のままとすることが合意された〔20070330_A社 工場棟の建物賃貸借契約に関する打合せ〕。

これを受けて、原子力事業本部の総務グループでは、同日、契約稟議として、「原子力資材倉庫運営管理業務委託の委託契約について」と題する特命指値伺兼

契約りん伺表により、平成 19 年度における関電プラントに対する原子力資材倉庫管理運営業務委託として、年額 2850 万円（倉庫管理業務：450 万円、倉庫賃借料：2400 万円）で A 倉庫を賃借することが決裁された [平成 19 年度 契約りん議・注文請書]。

一方、関電プラントでは、2007 年 3 月 30 日、関西電力の貯蔵品保管庫の管理業務受託と A 社との賃貸借契約締結とに関する方針伺が決裁された [20070329_方針伺]。当該伺書には、A 社からの月額賃料 200 万円（税抜）と記載された契約書ドラフトが添付されていたが、2007 年 4 月 4 日、月額賃料を 180 万円（税抜）、電気代については関電プラントが負担するという内容に修正した賃貸借契約書の締結に係る稟議が決裁された [20070404_関西電力倉庫管理業務受託に伴う建物賃貸借契約の締結について]。

③ 2007 年 4 月 4 日

地域共生本部では、2007 年 4 月 4 日から同月 11 日にかけて、2007 年 4 月 3 日に A 社から原子力事業本部の役職員に対して送付された「証書」が供覧された [20070330_総務室法務 FAX] [20070411_A 社からの提出書類の供覧について]。

当該「証書」は、A 社代表取締役である A 氏から関電プラントの原子力事業本部長及び関西電力の原子力事業本部の幹部に宛てて作成されたものであり、①本社工場棟の一部（770 m²）を平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで、本社工場棟全部（1625 m²）を平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで（以後 1 年更新）関電プラントが A 社から賃借することについて平成 19 年 3 月 30 日付で承諾を得たこと、②銀行借入れの前倒し返済に努めること、③平成 45 年 4 月 1 日以降の賃借については解約されても異議を申し立てないことを約束することが記載されている。また、その送付状には、「昨日頂きました下記の書類を送付いたします、ご査収ください」と記載されている。

A 社は、後述する A 倉庫賃借料の減額交渉の過程において、関西電力に対し、当該「証書」の作成に先立ち、2007 年 3 月 30 日に関西電力の「総務室法務」から FAX 送付されたという土地賃貸借証書のひな形を提出し、このひな形をベースにして上記「証書」を作成したと主張している。関西電力側では当該 FAX を送信した経緯について確認できていないものの、ヒアリングによれば、地域共生本部から A 社に送られたものと考えられるとのことである。

(6) 2 年目以降の A 倉庫賃借料の協議等

① 2007 年 4 月 6 日

関西電力は、2007 年 4 月 6 日、関電プラントと打合せを行い、2008 年度の賃料

について（関電プラントがフォークリフトをリースする前提で）月額 412 万 3000 円とすることとされた〔20070406_A社_工場棟の建物賃貸借契約に関する打合せ〕。当該面談記録によれば、2008 年度の月額賃料について「現在、A 社と銀行が返済について話し合いを行っている。そのため来年度の返済金額について関電に問合せがあった」「関電と A 社は、年間 50,000 千円（税抜）で話をしている」「よって、H20 年度の賃料は月額 4,123 千円（税込）とする」と記載されている。なお、その考え方として、2007 年度と同様、関電プラントがフォークリフトをリースした場合として、年間 5000 万円からフォークリフト代金（288 万円）を控除して算定する旨が注記されている。

② 2008 年 3 月 24 日

総務グループでは、2008 年 3 月 16 日の実施稟議に基づき、同月 24 日、2008 年度における関電プラントに対する原子力資材倉庫管理運營業務委託として、年額 5520 万円（倉庫管理業務：450 万円、倉庫賃借料：5070 万円）で A 倉庫を賃借する旨の契約稟議が決裁された〔20080324_KE りん議書〕。それと同時に、関電プラントにおいても、2008 年度の関電プラントと A 社の賃貸借契約に係る稟議が決裁された〔20080324_KP りん議書〕。

2007 年に A 倉庫賃貸借契約が開始された当時より 2 年目以降に賃借面積を増やすことが想定されていたが、その想定どおり、賃借面積は 770 m²から 1625 m²となり、賃借料は同じ平米単価に基づいて月額 422 万 5000 円（税抜）（フォークリフト費用を含む。）となった。

その後、2009 年度の契約稟議は廃棄されていて確認できないものの、その他の 2010 年度から 2019 年度までの契約稟議については確認できており、毎年度ごとに更新されている。実施稟議については、2009 年度から 2012 年度までは確認できていない。2013 年度については上期分のみ確認でき、2014 年度から 2019 年度までについても確認できる。

(7) A 社の銀行からの新規借入れに関する協議

① 2008 年 4 月

原子力事業本部の役職員は、2008 年 4 月 9 日、A 氏から、長期に安定的な収入が見込まれる証を示せば新規借入れも可能となることから、なんとかしてほしい旨の相談を受けた。

関西電力と関電プラントは、かかる A 氏の依頼を受けて、2008 年 4 月 10 日、打合せを行った。関西電力は、予備品・貯蔵品は 5 年間で充実させる予定であるものの、「契約 5 年となれば本店契約となる」ところ、A 倉庫に関しては原子力事業本

部で対応しており、本店は知らないことから、長期にわたる契約保証はできない」等と説明した上、関西電力から関電プラントに対して今後 5 年間の資材充実への協力依頼文書を出す旨を関電プラントに伝えた。関電プラントとしても、A 倉庫の賃借は関西電力の依頼により対応しており、関西電力の長期保証がなければ関電プラント単独での契約保証はできない旨を述べ、関西電力の提案どおり、資材充実期間に応じた協力依頼を通知するという方向で対応したい旨述べ、相互に通知文案を作成することとなった。

関西電力と関電プラントは、2008 年 4 月 14 日に再び打合せを行い、協力依頼文書ドラフトについて検討した。関西電力から関電プラントへの協力依頼文、関電プラントから A 社への協力依頼文のいずれのドラフトにも、原子力用資材の充実に関する取組みについて、「今後、平成 20 年度から 5 年間をかけて調達していく予定であります。」ないし「今後とも貴社のご協力を得ながら本取組みを推進していきたいと考えております」と記載されており、原子力事業本部の役職員はこの文面を了解した上、原子力事業本部長（森本氏）まで説明を行うことを伝えた。なお、銀行が本文書を認めない場合であっても、A 社に対しては、これが精一杯の対応であり、これ以上のことはできないと伝える方針が確認された。

その後、関電プラント社内では、ひとまず関電プラントから A 社に対して協力依頼文を提出する方向性で様子を見るという方針を決定した [20080418_A 倉庫に関する資材倉庫の継続借用のお願いについて]。

② 2008 年 6 月

原子力事業本部の役職員は、2008 年 6 月 20 日に A 氏から協力依頼文を提出してほしい旨の連絡を受け、同月 30 日、A 氏に対し、関電プラントから A 社に宛てた 2008 年 6 月 24 日付「資材倉庫の継続借用のお願いについて」を提出した [20080704_担当者メール]。当該文書には、「平成 20 年度から 5 年間は、段階的に資機材の充実を図る予定をしております。そのため、継続的な保管が必要となってきますので、今後も引き続き資材倉庫の借用について、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。」と記載されている [20080418_A 倉庫に関する資材倉庫の継続借用のお願いについて]。

なお、当該協力依頼文書は、2008 年 7 月 3 日、A 氏から a 銀行及び b 信金に対して提出されたとのことである [20080704_担当者メール]。

2 国税調査への対応

(1) 毎日新聞取材対応

① 毎日新聞からの取材申込み

関西電力は、2012年1月27日、毎日新聞大阪本社社会部から、FAXにてA倉庫の賃貸借契約を含む関西電力と地元政治家関係会社との契約関係に関する取材の依頼を受けた〔20120127_毎日新聞からの取材申し込み〕。

② 質問事項への回答案作成・提出

関西電力は、上記取材依頼に対し、一次的に個別の契約に関する内容には応えられない旨を回答する一方で、原子力事業本部の所管部署において質問事項に対する具体的な回答を作成するよう指示した〔2012.2.1 担当者メール〕。

A倉庫賃貸借に関しては、原子力事業本部の役職員が中心となり、各担当者が作成した回答案をとりまとめ、2012年2月1日、原子力事業本部の役職員から毎日新聞大阪本社社会部に対し、以下のとおり回答した〔2012.2.1 担当者メール〕、〔20120200_毎日新聞からの問い合わせ〕。

	質問	回答要旨
1.	(高浜町のA氏が経営する会社「A社」が、御社の関連会社である「関電プラント」に所有する倉庫を貸し、年間で5000万円の賃料を得ています。) 契約を結んだ経緯(時期、誰が契約締結を発案した)をお教えてください。「事業に失敗した町議を関電側が救済した」という声がありますが、ご見解をお聞かせください。	当社はこれまで、関係会社に資機材の保管を委託してきたが、美浜3号機二次系配管破損事故を踏まえ、資機材の充実に取り組んだ結果、資機材が増えてきたことにより、保管場所について、管理業務を委託している関係会社が新たに保管場所を確保した。
2.	契約内容(金額、誰がどのように管理するのか)をお教えてください。	関係会社が行った新たな保管場所の契約内容については承知していないが、関係会社においては、最適な取引先を選定され、適正な金額で契約していると考えている。
3.	倉庫が必要ならば、警備が厳重な原発敷地内に設置した方が防犯上は安全だし、自前で建設した方が価格も安く抑えられると通常は考えられますが、あの場所にある倉庫を借りている理由は何でしょうか。	発電所構内は資機材保管に使用できる敷地が限られており、関係会社が新たに場所を確保したものである。

4. 賃貸料はどのように決めたのでしょうか。また複数の不動産業者によれば「どんなに高くても半分の値段で借りられる」とのことですが、年間5000万円という賃貸料を適正とお考えでしょうか。	関係会社が締結している契約内容については承知していないが、一般論として、当社は最適な取引先を選定し、適正な金額で契約しているし、関係会社においても、最適な取引先を選定し、適正な金額で契約していると考えている。
5. 倉庫では何を保管しているのでしょうか。	(具体的な資機材名については、関係会社の契約に関する内容であり、詳細は回答を差し控えさせていただきます。)
6. こうした議員との賃貸契約について、町内には「関電と議員が癒着しているのではないかと誤解を招くので、契約は避けるべき」という声がありますが、ご見解をお聞かせください。	当社は一定の基準を満たす取引先を、公平に審査・登録し、最適な取引先を選定して契約を行っているし、関係会社においても、最適な取引先を選定して契約を行っていると考えている。
7. 他にもこのような民間と契約を結んでいる倉庫はあるのでしょうか。件数も合わせてお答えください。	個別の契約に関する内容については、回答できない。
8. 原発構内にも敷地は十分あると思われませんが、敷地外に倉庫を用意する理由を教えてください。	発電所構内は資機材保管に使用できる敷地面積が限られていることから、発電所構外で保管することがある。

③ 毎日新聞での報道

毎日新聞は、2012年2月23日、関西電力の子会社が、原発推進派であるA氏が社長を務めるA社から、同社の事業が終了して用途がなくなった工場建物を、周辺相場の約2倍の賃料で賃借し、2010年度までの4年間で1億数千万円の賃料を支払っていたという内容の記事を掲載した〔2012年2月23日毎日新聞夕刊記事〕。

(2) 大阪国税局による税務調査対応

① 税務調査の開始

関西電力は、2013年1月21日から大阪国税局の税務調査を受けることとなり¹⁸、A倉庫賃貸借に関しても、①A社の事業終了と関電プラントによる倉庫賃貸借

¹⁸ 大阪国税税務調査対応に関する日付の特定につき、客観的資料を示していない場合は、当時の担当者のヒアリングにより特定している。当時の担当者は、ヒアリングにおいて、自身の当時のスケジュール帳を参照しながら応答しており、日付に関しては信用性が相当程度あるものと判断された。

の時期が一致している、②関西電力が直接 A 社と契約しない理由が不明、③倉庫賃借料の算定を関西電力が行っており、合意できる金額に合わせる形で 10 年借りることにして建物の償却費を算定したのではないか、などの点について聴取が行われることとなった [20130000_「主な調査内容」]。

② A 倉庫賃貸借に関する社内での調査

原子力事業本部の役職員は、大阪国税局に対して説明するため、2013 年 1 月 31 日、A 倉庫賃貸借開始当時の担当者であった購買室の役職員に対し、メールで事実関係を質問し、後日の電話で以下の回答を得た [20130131 メール_業務連絡(教えて下さい)] [担当者手書きメモ]。

- (a) A 倉庫の A 氏から高浜町の幹部へ（支援の）お願いがあった。
- (b) 原子力事業本部の幹部を通じて、原子力事業本部の役職員、経理グループへと伝えられた。
- (c) 価格は「金額ありきで何案か作成」され、原子力事業本部の幹部その他の原子力事業本部の役職員と A 氏とで交渉が行われた。
- (d) A 倉庫を支援することが決定され、社長（森氏）、原子力事業本部長（森本氏）、事業本部長代理（八木氏）その他の原子力事業本部の幹部にも伝えられた。
- (e) A 倉庫支援については、原子力事業本部の幹部から森山氏へも説明し了解を得た。

③ A 倉庫賃貸借に関する関電プラントに対する調査

関西電力は、A 倉庫賃貸借に関する事実経緯について関電プラントに対して説明を要請し、関電プラントは、2013 年 1 月 17 日、A 倉庫との契約に至るまでの経緯をまとめた「原子力資材充実に係わる管理業務委託の契約経緯」を作成の上、関西電力に交付した。当該資料には、2007 年 3 月 1 日に関西電力原子力事業本部で A 倉庫を予備品倉庫として使用することを検討したと記載された上で、「*関電に対し高浜町より支援要請があった模様。（時期は不明）」と記載されている [原子力資材充実に係わる管理業務委託の契約経緯]。

なお、関西電力は、その後も随時、関電プラントに対し、大阪国税局による調査の進捗状況、関西電力の説明方針や開示する資料について説明したほか、関電プラントに対する反面調査の可能性（その場合の対応方針）についても情報共有を行っていた。ただし、最終的に関電プラントに対する反面調査は実施されなかった。

④ 原子力事業本部担当者による大阪国税局に対する説明

原子力事業本部の役職員は、2013年2月7日、大阪国税局に対して、調査事項のうち原子力事業本部が所管する部分の全体的な説明を行った。

この際、大阪国税局より A 倉庫賃貸借の賃借料の考え方について説明を求められたため [2013年2月7日法人税調査日報]、原子力事業本部の役職員は、2013年3月13日、美浜発電所倉庫の取得価格に基づいて倉庫使用料を査定したことを説明した。

しかし、大阪国税局は十分に納得せず、美浜発電所倉庫をモデルにした根拠及び見積もりを取得しなかった経緯を追及したため、関西電力としては、契約当時の稟議を確認の上、再度説明することとなった。

その後、関西電力は、関電プラントに対して事実確認等を行った上 [20130313_税務調査対応] [関電調査への対応経緯]、2013年3月14日、再び大阪国税局に対し、初回契約時の実施稟議及び契約稟議を提示して説明した。

しかし、大阪国税局の納得を得られず、倉庫賃借料の金額を決定した経緯を知る当時の担当者に対して直接聴取したいと要請された [20130313_税務調査対応] [20130314_法人税調査日報]。

⑤ 大阪国税局による担当者ヒアリング前の打合せ

関西電力では、上記のとおり、大阪国税局から A 倉庫賃貸借開始当時の担当者に対して直接聴取したいという要請を受けたことから、2013年3月19日、当時の担当者であった購買室の役職員及び原子力事業本部の役職員において、A 倉庫賃貸借開始当時の事実関係の確認及び国税に対する説明方針の打合せを行った。

同打合せの議題は、(a)倉庫の必要性、(b)A 倉庫選定の経緯、(c)A 社との下交渉及び(d)10年の償却期間であり、打合せにより決定した説明方針は次のとおりである [原子力資材倉庫運営管理業務委託 (A 倉庫) に係る打ち合わせ]。

	議題	説明方針
(a)	倉庫の必要性	美浜原発 3 号機事故の影響で原子力資材を充実させることに伴い、原子力資材の保管場所として倉庫が必要であった。
(b)	A 倉庫選定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西電力として倉庫を探しており、協力会社を通じても探していた。 ・ A 倉庫の物件情報があり、技術部門を含めて原子力資材を保管することが可能か否か等の調査を実施した。A 倉庫の物件情報については、地域共生グループを通じて経理グループへ情報提供があったように思う。 ・ 最終的には関電プラントを通じて契約が成立した。
(c)	A 社との下交渉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉庫使用料の大枠は、関西電力で算定し、関電プラントと下交渉を実施した。また、使用する条件や詳細な費用を含めた金額（光熱費・フォークリフト・塩害対策・防犯対策他）は、関電プラントが A 社と下交渉して決定した。その結果関電プラントと A 社で合意した金額で、関西電力社内の実施稟議及び契約稟議を起案した。 ・ 関西電力で算定した倉庫使用料の大枠は、原子力資材を保管する特殊性を考慮して美浜発電所整備センター附属倉庫をモデルとした。 ・ 特殊性としては、塩害対策、防犯対策、重量物保管及び重量物運搬の必要性があった。 ・ 美浜発電所整備センター附属倉庫と A 倉庫は、建物構造も同じであったため、美浜発電所整備センター附属倉庫をモデルとして金額の大枠を算定した。
(d)	10 年の償却期間	10年間程度は借りるであろうという想定のため、10年の償却期間とした。

⑥ 大阪国税局による担当者ヒアリング

経理室の役職員及び当時の担当者であった購買室の役職員は、2013年4月5日、大阪国税局担当者と面談し、A倉庫賃貸借の経緯を説明した。説明内容の要旨は次のとおりであり〔詳細議事メモ〕〔担当者手書きメモ〕、購買室の役職員は、2013年4月9日、経理室の役職員、購買室の他の役職員、原子力事業本部の役職員に対し、面談の議事録を送付した〔20130409 メール_FW_ 国税対応報告〕。

	質問	回答
1.	A 社から直接賃借しなかったのはなぜか。	<p>関西電力のニーズは、倉庫を借りること自体ではなく、適切な資機材の保管管理であった。</p> <p>日常的な倉庫管理は関電プラントが行っており、既に関電プラントにノウハウがあったので、一括して関電プラントに責任を負ってもらうことで適切な体制が取れると考えた。</p>
2.	A 社との交渉経緯	<p>関電プラントが交渉していたが、先方が高い賃料を主張しており、関電プラントでは過去に実績がなく、妥当な価格水準がわからないとのことだった。関西電力で、何か妥当性を検証するものがないか調べたところ、本店購買室で、過去に特殊なものを保管する倉庫として建物や土地の価格から算出した実績があったことから、交渉の材料として担当者に実績に基づき本物件（A 倉庫）の（取得）価格を算出させ、関電プラントにも考え方を説明しつつ交渉を進めた。</p> <p>長期的には発電所構内に倉庫を建てた方がよいとの認識はあったものの、事故対策のため非常に時間が限られた状況で倉庫を準備しなければならず、当面の間は借りることになるだろうということで10年間の償却期間とした。</p>
3.	実際に A 倉庫の改修はしたのか。	<p>技術面の要求に従って改修してもらった。関電プラントが施工したかはわからないが、技術面の要求事項を満たした上で倉庫を使用した。</p>
4.	新聞の報道を読んでどう感じたか。	<p>非常に違和感があった。A 社の社長が議員であったことは関係がない。関電プラントが直接の契約先であり、運用開始後に関電プラントとは倉庫管理でたびたび打ち合わせたのが、A 社の社長と直接接触したということはない。</p>

⑦ 国税調査の終了

大阪国税局は、2013年5月頃、関西電力に対し、A倉庫賃貸借については調査対象から除外する旨を伝えた。[20130516 メール_RE_ 税務調査に関する情報提供] ただし、調査対象からの除外に際し、いつまでもこの賃料を継続するのはおかしいので、局内で申し送りをしており、次の調査時に価格が更改されていなければ、それについて調査するとの注意喚起がなされた。ヒアリングによれば、これを受け、経理室の担当者は、原子力事業本部の副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城氏）に対して、賃料を更改しなければ税務対応として防御できな

いので、賃料を見直すように伝えたとのことである。

(3) 賃料減額交渉（2013年）

① 賃料減額交渉に関する関電プラントとの協議

関西電力は、大阪国税局の調査終了に際し、A倉庫の賃料について次の調査時にも価格が更改されていなければ再び調査対象とする旨の注意喚起を受けたことから、2013年7月18日、関電プラントに対し、①国税対応のために倉庫賃貸借料を減額したいこと、②結果的に値下げができなかったとしても減額交渉の実績作りをしたいことを伝えた。

これに対し、2013年8月2日、関電プラントより、関電プラント単独でA社に対して賃料値下げを申し入れることは難しい旨の回答を受けたため、関西電力は、国税対応の観点から賃料改定を申し入れた経緯だけでも残したいと再び説明し、値下げ申入れには関西電力も同席することを検討する旨伝えた〔倉庫賃貸料値下げ交渉経緯〕〔倉庫賃貸料に関する打合せメモ〕。さらに、2013年8月8日には、関電プラントより、賃料減額に関する森山氏対応の相談を受けたため、関西電力は、同年9月3日、A社に対する賃料値下げの協力依頼について森山先生から苦情が入ることは心配しないでよいこと、A社への値下げ申入れには関西電力の原子力事業本部の役職員が同席し、関西電力から協力依頼を行う予定であることを伝えた〔倉庫賃貸料値下げ交渉経緯〕。

② A倉庫との減額交渉

関西電力及び関電プラントの担当者は、2013年10月2日、A社を訪問し、A氏に対し、2期連続の赤字となっている関西電力の財政状況を説明した上、A倉庫の賃借料を減額してほしいと協力を要請した。これに対し、A氏は、関西電力の状況は理解できるが、自身の借入の返済計画に影響するので、減額の程度については考慮を要する旨返答した。

A氏は、同日、関電プラント担当者に対して電話をかけ、減額幅について交渉が行われた。関電プラントからA氏に対して、切りの良い数字として月額賃料422万5000円から400万円への減額（5.3%減）を打診したところ、A氏は410万円（3%減）とすることを主張したため、間をとって月額賃料405万円（4.1%減）で関西電力と協議をすることが合意された〔H25.10.2 A社打合せ〕。

③ A倉庫賃借料の減額決定

関西電力は、関電プラントから報告を受けて関電プラントとA社の間の月額賃

料を 405 万円とすることを了承し、2013 年 10 月 25 日、関西電力から関電プラントに対する委託料について、10 月の委託料を 460 万円、11 月から 3 月までの月額委託料を 442 万円（4%程度の減額）として合計 2670 万円とする旨の金額提示を行い、関電プラントはこれを承諾した [倉庫賃貸料値下げ交渉経緯] [担当者手書きメモ]。

3 A 社のメインバンク変更に関する協議

(1) 2015 年 8 月 18 日

関電プラントは、2015 年 8 月 18 日、A 氏から、メインバンク切替えの相談を受け、c 銀行の了解を得るため、関電プラントから c 銀行に対して A 倉庫の賃貸借契約が継続して行われることを口頭でも良いので伝えてもらいたい旨依頼された。その際、A 氏は、A 倉庫賃貸開始当時に A 社から関西電力の原子力事業本部の役職員に対して送付した「証書」があり、それによれば、A 倉庫の賃貸借契約は平成 45 年 3 月まで継続して行われることになっている旨を主張した。

これに対し、関電プラントは、関西電力と相談する旨伝えた [20150818_A 社のメインバンク変更に関する打合せメモ]。

(2) 2015 年 9 月 4 日

関電プラントから相談を受けた関西電力の原子力調達センターは、地域共生本部に対し、対応方針について問い合わせ、地域共生本部より、2016 年春の高浜町長選挙を控え、マスコミ関係者が取材しているとの噂もあるため、目立つ行為は厳に慎まなければならないことから、現状維持が望ましい旨の見解が示された [20150826_高浜資材倉庫の継続借用に関する地域共生本部の見解]。

これを受けて、関西電力の調達本部の役職員は、2015 年 9 月 4 日、関電プラントと協議し、「今後 5 年程度」は契約が継続される旨を関電プラントが A 社に伝えることについて、関西電力として問題ないと回答した [20150904_「高浜町 A 倉庫の利用予定」について]。

(3) 2015 年 9 月 11 日

関電プラントと A 社は、2015 年 9 月 11 日、c 銀行からヒアリングを受けた。関電プラントは、c 銀行が A 社に対して融資（** [金額] 円、15 年返済）を行う意向があることを確認した上、関電プラントとして少なくとも今後 5 年程度は A 倉庫の賃貸借を継続する必要があると予想しており、以降についても特段の契約違反や状況の変化がない限り継続するものと考えている旨を伝えた [20150914_A 社のメイン

バンク変更に伴う c 銀行からのヒアリングメモ]

4 A 倉庫の賃料減額交渉の経緯

(1) 賃料減額についての検討の開始 (2016 年 11 月)

① 関電プラントに対する 10 年経過時の賃料減額の必要性説明

関西電力は、2015 年 11 月 1 日、関電プラントに対し、大阪国税局による調査の際に A 倉庫の賃借料について減価償却を 10 年間として算定した旨を説明していることから、2016 年度に再度 A 社との間で賃料減額交渉を行う必要があることを伝えた [2013 年 10 月 28 日付倉庫賃貸料値下げ交渉経緯] [20131000_賃料減額交渉資料?2 (担当者手書きメモ)]。

② 関西電力における倉庫 A 倉庫賃料減額の検討開始

原子力事業本部の原子力発電部門の保修管理グループは、2016 年 11 月 30 日、地域共生グループとテレビ会議を行い、A 倉庫については、①来年度で賃借料の支払期間が到達するものと認識しており、以降の賃借料は不要と判断しているため、2018・2019 年の経費予算には織り込んでいないこと、②仮に賃借料の支払いを継続する必要があるのであれば、予算の手立てが必要であることを説明した上、倉庫所有者である A 氏の周辺動向等について情報共有を行った [2016 年 11 月 30 日付「高浜町 A 倉庫の賃料見直しに関する状況」]。

その後の 2017 年 2 月には、調達本部、保修管理グループ及び地域共生グループの間で、A 倉庫の賃料問題について協議を行った [2017 年 7 月 11 日付「高浜町 A 倉庫の賃借に関する検討状況」]。

ヒアリングによれば、原子力事業本部長（豊松氏）から、上記問題については、地域共生本部長（右城氏）が取りまとめるよう指示があり、A 氏との交渉の責任者として原子力事業本部の役職員が指名されたとのことである。

(2) A 氏に対する賃料減額の申入れ

① A 氏からの新規倉庫賃借の申入れ

A 氏は、2017 年 6 月 26 日、地域共生グループに対し、「町の下水道整備に伴い、A 社敷地内の自社合併浄化槽を撤去する工事を平成 31 年 4 月に開始予定である。撤去後の空き地に倉庫を整備したら KP で借りてもらえるか」との申出を行った [2017 年 7 月頃作成の A 氏対応について]。

② 関西電力における検討

関西電力では、倉庫賃借料の減額を検討している中で A 氏から新しい倉庫賃借の打診を受けたことから、2017 年 7 月～8 月にかけて、関係各部署で対応を協議した。その結果、当初の方針どおりに A 氏に対して倉庫賃借料の減額について打診し、A 氏が減額に対する埋め合わせに強いニーズを示した場合には、新規倉庫賃借とは異なる双方にとって価値のある事業形態（いわゆる代替案）について協議を重ね、新規倉庫賃借については断る方針となった [2017 年 7 月頃作成の A 氏対応について]。

③ A 氏との面談（2017 年 9 月 4 日）

原子力事業本部の役職員は、2017 年 9 月 4 日、A 氏と面談し、A 倉庫の賃料減額の申入れを行った [20170904_面談記録 (A 氏との初回面談)]。

具体的には、原子力事業本部の役職員らは、周辺の類似倉庫の賃料から、A 倉庫の市況価格はおよそ 1600 万円と推定されると述べ、次回の契約更改時に賃料を現在の約 4800 万円から約 1600 万円に減額にする旨を申し入れた [20170904_A 氏への説明口上文]。その上で、原子力事業本部の役職員らは「当社として協力させて頂くことがあればご提案頂きたい」と述べた [面談記録]。

これに対し、A 氏は、「全く想定外のこと」であり、「(賃料を) これだけ減額されたら会社が潰れてしまう」などと述べ、賃料減額に強く反発した。

上記面談内容は、地域共生グループの職員から電子メールで原子力事業本部長（豊松氏）を含む関西電力の関係者に共有されている [20170904_担当者メール (A 社社長との面談結果)]。

④ 森山氏への報告（2017 年 9 月 4 日）

A 氏は、上記面談後に原子力事業本部の役職員に SMS を送信し、「自社の件で大変お世話になったのが森山栄治先生です。ソフトランディングで命を救って頂いた恩人です。この事は、先生にお話しします。」などと述べたため [20170904_面談記録 (A 氏との初回面談)・2 頁]、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、同日に森山氏に対してメールを送信し、A 倉庫の賃料減額の件について A 氏に打診した旨を報告した [2017 年 9 月 4 日付鈴木氏メール]。

これに対し、森山氏は、「本件は 10 年前のいきさつも含めてよく承知している」、「あの件は、** [A 氏] が不始末をしでかしたもので、関電に責任のある話ではないことはわかっている」、「関電が今後は市況価格で賃借料見直しを** [A 氏] に申し出る理由は理解する」、「関電の言い分はわかるので、そういう折衝方

針で臨めばよい」などと述べ、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）の説明に理解を示した。

上記面談内容は、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）から電子メールで原子力事業本部長（豊松氏）及び事業本部長代理（森中氏）を含む関西電力の関係者に共有されている [2017年9月4日付鈴木氏メール]。

⑤ A氏とのやりとり（2017年9～10月）

高浜発電所の幹部が、2017年9月6日にA氏と個別面談したところ [20170906_担当者メール（A氏との面談議事録）]、A氏は、以前に証書を出しており、平成45年まで現在の金額で借りてもらえると考えていたこと、（賃料が）1/3となればA社が倒産してしまい、そうなれば、議員活動は続けられないことなどを主張した上、自分が** [高浜町議会における役職名] の時に、議会で1.2号の了解をとるようにしたいと考えているなどとのめかして、賃料の減額に反対した。

上記面談内容は、高浜発電所の幹部から電子メールで原子力事業本部長（豊松氏）及び事業本部長代理（森中氏）を含む関西電力の関係者に共有されている [2017年9月6日付担当者メール]。

また、2017年10月4日に高浜発電所の幹部がA氏と個別面談した際には [20171004_担当者メール]、A氏は、「自分自身では落とし所として、25%カットで応じたいと考えている」などと述べ、賃料の減額は最大での25%である旨主張した。

さらに、2017年10月12日に高浜発電所の幹部がA氏と面談した際にも、A氏は、賃料減額について「10月22日の打合せでは1/4減なら応じると回答する」と述べた上、代替案について「できることと言えば、産廃処理である」、「** [産業廃棄物処理業者名] とは取引のできる関係にある」などと述べた [2017年10月12日付担当者メール]。

(3) 代替案に関する検討・協議

① 関西電力における対応方針の協議（2017年10月18日）

関西電力の原子力事業本部及び高浜発電所は、2017年10月18日、A氏との質疑応答及び倉庫賃料の算定根拠を議題とする会議を開いた。同会議には、原子力事業本部長（豊松氏）も出席している [2017年10月17日付A社対応に関する打合せの実施について]。

同会議において、「倉庫賃料以外の代替案」として、①産廃処理（** [産業廃棄物処理業者名] の代理店等）を発注する案と、②高浜12号機 特重基礎工事で

発生する土砂約 17 万 m³のうちの一部の処分を発注する案が検討された。①の案については、利益が 250 万円にすぎず A 氏の負債返済に寄与しないであろうことが指摘される一方で、②の案については、仮に土砂 5 万 m³の処分を発注すると約 1.2 億円となり、A 氏（の関係会社）が所有する土地に処分すれば全額を利益にできる（残債返済に利用できる）旨が試算された。また、同会議では、原子力事業本部の幹部から「代替策については、コンプライアンス違反でなければやったら良い」や「コンプラ違反にならない方策を発電所で考えてくれ」といったコメントがなされている [2017 年 10 月 18 日付 A 社打ち合わせ幹部コメント・4 頁]。

② A 氏とのやりとり（2017 年 10～11 月初旬）

調達本部の役職員、原子力事業本部の役職員は、2017 年 10 月 23 日、A 氏と面談し、改めて A 倉庫の市況価格が 1600 万円/年であることについて説明した後、代替案について協議を行った [20171023_面談記録（A 氏との面談（減価償却後減名）)]。

A 氏からは、「代替案としてできることと言えば、産廃処理である。定款にも明記しているし、** [産業廃棄物処理業者名] とは取引のできる関係にある。また、** [A 氏親族] の B 社とも関連できないか検討してみる」との発言があった。

その後、A 氏から、代替策として、産業廃棄物の件のほか、「文字起こし・テープ起こし」業務の受託などの提案があった。これに対し、関西電力から、工事関係で B 社に発注する案を示唆したところ、A 氏は「B 社への発注という形態で考えてもらえるのであれば、** [A 氏親族] と私と** [原子力事業本部の役職員名] と** [担当者名] とで打ち合わせをする機会を設けていただきたい」と述べた。

しかし、A 氏は、その後の 2017 年 11 月 6 日、高浜発電所の幹部に対し、「** [B 社の役員] と話しましたが、三者が win-win の関係に成れない点で話の一致ができませんでした。厳しい状況です。」などと連絡し [2017 年 11 月 6 日付担当者メール]、2017 年 11 月 8 日に面談した際にも、依然として厳しい状況である旨を述べた [2017 年 11 月 8 日付担当者メール]。

③ B 社の役員との面談（2017 年 11 月 9 日）

高浜発電所の幹部は、2017 年 11 月 9 日、A 氏の親族である B 社の役員と面談を行った [20171109_面談記録（B 社との面談）]。B 社の役員は、A 社の賃料減額分への代替案に関し、B 社を絡めるスキームとして、①A 社を子会社化し B 社の連結決算にする方法と②A 社を別決算のグループ会社とし、B 社から業務を委託するという方法の 2 つがあると述べた。

④ A氏とのやりとり (2017年11月)

高浜発電所の幹部らは、2017年11月、何度かA氏と電話・面談等で協議を行い、A氏が提案する代替策（**〔産業廃棄物処理業者名〕による産業廃棄物業務、テープ起こし業務など）について協議する一方で、B社を絡めた代替策について検討するよう示唆した上、「**〔A氏〕の借金に対応していくにはどういう形態にするのがよいのか**〔A氏親族〕とよく相談して欲しい。その上で、3者会談に応じる。」などと述べた〔20171120_面談記録〕。

(4) 関電プラントからA社に対する賃料減額の申入れ

関西電力では、2017年12月11日、A社賃料引き下げに伴うその後の進捗について、状況確認と今後の対応について協議し〔20171211_打合せメモ (A社対応打合せメモ)〕、代替策の検討を進めつつ、A社に対する賃料改定については、調達本部が関電プラントと調整の上、年内に正式な申入れを行うことを確認した。

その後、関電プラントは、2017年12月22日、A社に対し、A倉庫の賃貸借料減額に関する申入れを行った〔20171222 A倉庫の賃貸借料減額に関する申し入れ〕。

(5) B社を絡めたA社支援スキームの検討 (2017年12月～2018年2月)

① B社の役員との面談 (2017年12月26日)

高浜発電所の幹部は、2017年12月26日、B社の役員と面談し〔20171227 メール_FW: A社代替策に関するB社の役員との打合せ〕、B社の役員が、A社の支援において自社を絡めるスキームについては了承していることを確認した上、関西電力からA社支援のための代替策として、次年度土砂処分と免震事務棟の什器をB社に発注することを提案した。これに対し、B社の役員は「1年で終わらせることは難しい。税金で持っていかれるだけであり、銀行の返済に十分充当させることはできない。代替策は複数年の期間は必要である。」と回答した。あわせて、その後も地元企業としての継続的な発注を要請してきた。

② B社の役員との面談 (2018年1月5日)

高浜発電所の幹部は、2018年1月5日、B社の役員と面談した〔2018年1月8日付担当者メール〕。B社の役員は、同面談において、「土砂処分だけでは、整地費用などもかかることから、土砂処分だけではA社を支援できない。土砂運搬も含めて発注いただきたい。そうすれば、トータルの費用の中でA社を支援できる」、

「今回の支援は特別分として、吉田を外して欲しい。我々がまじめな営業努力で得た取引の間に無理やり吉田を絡ませたりするが、今回は関電さんもそのくらい（吉田を絡ませない）はやってくれてよいのではないか。これをもし森山先生がだめだと言うのなら、直接お願いに行く。もともとA社の件については、いずれA氏と森山先生に報告に行くことを考えていた。当初森山先生にお世話になったからであり、先生に頼ろうというものではない」「(必要な土砂の量について)「最低 2 万 m³/年は必要」などと要求してきた。

なお、上記面談の翌日である 1 月 6 日、A 氏から担当者に連絡があり、B 社の役員と打合せた結果、B 社と A 社でコンサル契約を結ぶこととなった旨が報告された [2018 年 1 月 8 日付担当者メール]。

③ 土砂部会における協議 (2018 年 1 月 9 日)

関西電力では、2018 年 1 月 9 日開催の土砂部会において、A 社支援のための代替策に関する B 社の役員からの要求事項について協議が行われた。同部会では、B 社の役員から提案のあった土砂処分スキームから Y 社を外す案については、Y 社外しは難しいこと、土砂運搬についても、運搬込で Y 社に約束済であるため検討を要すること、処分量 20,000 m³/年×3 年については可能であること（ただし、処分量増の申出の場合、若干量なら上積み可であるが検討の時間を要すること）などの意見が出された。ここでいう「Y 社」とは吉田開発を意味していると考えられる。

なお、上記部会の後、ゼネコンから高浜発電所の幹部に対し、土砂運搬については B 社に発注できないとの連絡があったが [2018 年 1 月 10 日付担当者メール]、その後 B 社を採用しない理由を確認したところ、B 社を採用しない絶対の理由は無いとの回答があった [20180116 担当者メール RE: 想定問答]。

④ 関西電力における検討 (2018 年 1 月 30 日)

関西電力では、2018 年 1 月 30 日、A 社賃料減額に対する代替策についての打合せが行われた。同打ち合わせには、原子力事業本部の事業本部長代理（森中氏）が出席している [2018 年 1 月 31 日付担当者メール等]。

この打合せで用いられた資料「A 社賃料減額に対する代替策への主張と対応について」には、「金額」「支援期間」「代替策①産業廃棄物業務 ** [産業廃棄物処理業者名] (兵庫) との業務提携による参入」「代替策②土砂処分業務 B 社との業務提携」「代替策③資機材の購入 B 社との業務提携」という項目ごとに、関西電力の主張、A 社の主張、対応（案）が整理されている。

金額については、関西電力が 1600 万円/年（世間相場 10000 円/m²）と主張しているのに対し、A 社は福井市の同平米の倉庫は 13000 円/m²、京都ではもっと高

い倉庫があると主張しており、対応（案）として、税務上説明可能な上限である2000万円／年を最終の落としどころとすると記載されている。また、支援期間については、関西電力が速やかな自立を求めているのに対し、A社は猶予期間として3年ほしいと主張しており、対応（案）として、代替措置としては3年間とすると記載されている（ただし、手書きで「3年間」に×がつけられ、言う必要なしと記載されている。）。

また、代替策①については、対応（案）として、発電所意見（既存より安い品目については、高浜限定での参入を認める）と事業本部（調達含む）意見（現在の業者の方が有利として断る）が両論併記され、代替策③については、対応（案）として、免震棟の什器・備品のみとし、地元企業として継続的な活用は伝えるが、額までは保証しないと記載されている。

さらに、代替策②については、関西電力の主張として、平成30年度に5万 m^3 の土砂処分を発注（@2380円/ m^3 ）と記載されており、そこに手書きで「Y*〔アルファベット〕方式」と加筆されている。また、A社（B社）の主張として、「単年度の利益は税金を取られるだけのため損。処分だけではA社を支援できないので、吉田開発を外し、運搬も含めての発注を願う」と記載されている。そして、対応（案）として、「平成30・31・32年度に土砂2万 m^3 ／年を発注。あわせて運搬についても発注するが、吉田開発を絡めるスキームとする。@2380円×2万 m^3 =47,600千円。3年（6万 m^3 ）の場合は142,000千円」と記載されている。なお、「Y*〔アルファベット〕方式」とは、関西電力→吉田開発→B社というスキームのことをいうものと考えられる。

⑤ 地域共生会議における検討（2018年2月5日）

関西電力では、2018年2月5日、地域共生会議が開催された（同日付議事録）。同会議には、原子力事業本部長（豊松氏）および事業本部長代理（森中氏）が出席している。

この会議で用いられた資料「A社賃料減額に対する代替策への主張と対応について」は、2018年1月30日の打合せで用いられた資料を更新したものであり、そこで検討されていた5つの項目に加えて「野菜工場」という項目が設けられているほか、用語等が若干修正されている〔20180205_地域共生会議（第2部）議事録・2頁〕。

ビジネス案②（※2018年1月30日の打合せ資料における代替策②）については、今後の対応として「吉田開発を絡めるスキームを先方が了解すれば発注する。平成30・31・32年度に土砂2万 m^3 ／年を発注。＜土砂処分＞@2380円×2万 m^3 =4760万円。3年（6万 m^3 ）の場合は1億4200万円。＜土砂運搬＞運搬距離によって単価は変わるが、吉田開発の下では薄利になると想定」と記載されてい

る。

なお、「野菜工場」については、2018年2月23日にA氏から断念した旨報告されている [20180223 メール_A社関係情報]。

⑥ A氏との面談（2018年2月7日）

高浜発電所の幹部、調達本部の役職員、原子力事業本部の役職員は、2018年2月7日、A氏及び** [A氏親族] と面談を行った [20180207 面談記録]。関西電力側の見解として、産廃参入については見積り結果から難しいこと、什器購入については市況価格との比較での入札が基本となることを伝えた上、土砂処分業務について、「原子力事業本部として検討した結果、B社に対して、土砂処分 2 万^m×3年で6万^mを出すことを考えている。これは吉田開発をからめることになる」「更に、あくまで** [A氏] とB社の話し合いがつくことを前提に、土砂運搬を吉田開発をからめずにB社にお願いすることを考えている」「規模感はいくまでゼネコンの話しであるが、土砂処分は、B社はわかっていると思われるが、2,300～2,400円/^m程度、運搬は距離により多少上下するかもしれないが1000円/^m程度と思われる」と伝えた。

⑦ ゼネコンとのやりとり

高浜発電所の幹部は、2018年2月9日、ゼネコンより、B社から運搬について一部をゼネコンからの直発注になったと聞いたが、一週間前に吉田開発に見積もり提出をお願いしたばかりであり、どちらを優先すればよいかという問合せを受けた [20180209 メール_ご相談(B社土砂、** [ゼネコン名] 寄宿舍増設)]。

これに対し、高浜発電所の幹部は、ゼネコンに対し、「とある事情があつて、B社に4月から土砂運搬を携わってもらいたい理由があるので、B社を優先して欲しい」と伝えた。

(6) 運搬単価に関する交渉（2018年2月）

① B社の役員との面談（2018年2月17日）

高浜発電所の幹部は、2018年2月17日、B社の役員と面談した [20180219 メール_RE: A社からの回答]。

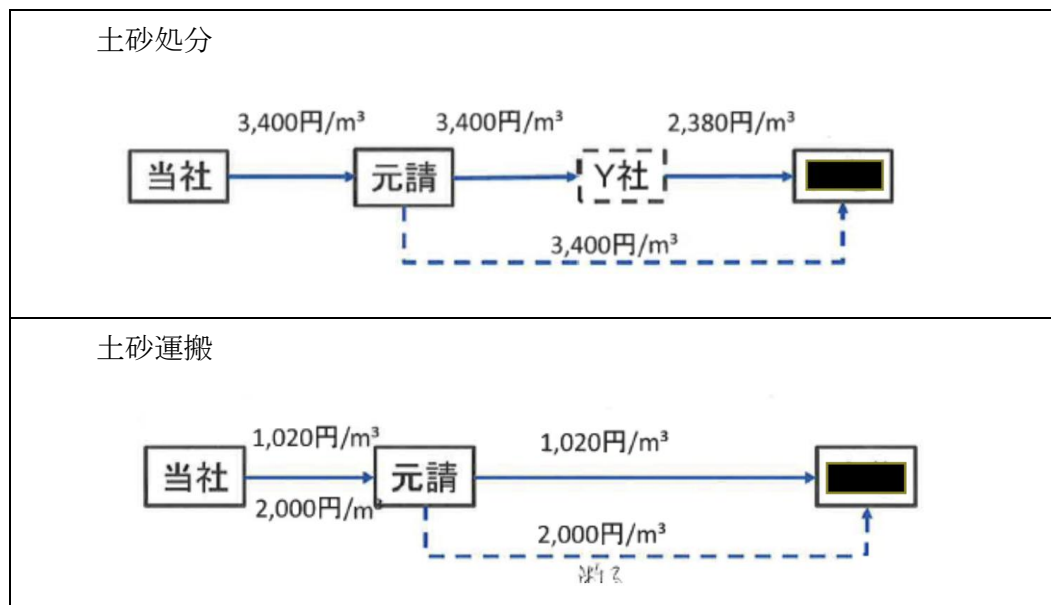
B社は、運搬単価を1000円とすると利益がほとんど無くなってしまうと説明した上で、3～4年前にゼネコンから直に土砂の運搬・処分を請け負ったことがあり、そのときの運搬単価が2,000円だったことから、運搬単価を2000円にしてほしいと要請した。

② 関西電力における検討（2018年2月19日～21日）

高浜発電所の幹部は、2018年2月19日、B社の役員からの要請を社内（地域共生本部関係者）に報告するとともに、3つの対応案及びそれぞれの懸念点を伝えた。具体的には、①要請に応じる案（コンプライアンス上の懸念あり）、②吉田開発を外し、6万m³について運搬だけでなく監理もB社に回す案（当社にとってコスト増にはならないが、吉田開発に対して減額に対する穴埋めの検討が必要となる）、③決裂する案、である〔20180219メール RE: A社からの回答〕。これに対し、社内からはB社の要請（運搬単価を2000円にする）にそのまま応じるのは甘すぎるとして複数の反対意見が出された〔2018年2月21日付担当者メール〕。

同時に、関西電力では、「A社ビジネスに関するスキーム（案）」と題する資料を作成し、土砂運搬単価を2000円とする案と土砂処分スキームにおいて吉田開発を外す案の比較検討を行った〔20180200_高浜 PS18_2018.2（A社賃料減額後のビジネススキーム検討資料）金額入り〕。

同資料には、土砂処分・土砂運搬について、以下のようなスキーム図が記載されている。



土砂処分については、Y社経由の場合：年間4760万円・3年間1億4280万円、Y社抜きの場合：年間6800万円・3年間2億0400万円と記載された上、「B社のみY社抜きが成立するか」と記載されている。

一方で、土砂運搬については、1020円/m³の場合：年間2040万円・3年間6120万円、2000円/m³の場合：年間4000万円・3年間1億2000万円と記載された上、「B社のみ2000円が成立するか」と記載されている。

(7) A氏らとの面談（2018年3月）

① A氏らとの面談（2018年3月2日）

高浜発電所の幹部、調達本部の役職員、原子力事業本部の役職員は、2018年3月2日、A氏及びB社の役員らと面談した。同面談では、B社の役員から、運搬単価1,000円では赤字になるため何とかならないかと主張されたが、関西電力は、これ以上の譲歩は無理であると回答し、B社の役員らに対して、再度、1週間を目処に回答するよう求めた。

上記面談の内容は、原子力事業本部の役職員から電子メールで原子力事業本部長（豊松氏）および事業本部長代理（森中氏）を含む関西電力の関係者に報告されている〔20180319_担当者メール内にある2018年3月5日付担当者メール〕。

② 高浜町の幹部との面談（2018年3月5日）

高浜町の幹部から原子力事業本部の幹部（右城氏）宛てに架電があり、A氏から高浜町の幹部宛てにA倉庫の件で電話があったので、事情を聞かせて欲しい旨が伝えられ、副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）は高浜町の幹部を訪問して説明する旨回答した。このやりとりは、副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）から電子メールで原子力事業本部長（豊松氏）および事業本部長代理（森中氏）を含む関西電力の関係者に報告されている〔2018年3月5日付右城氏メール〕。

③ 高浜町の幹部との面談（2018年3月7日）

高浜発電所の幹部、原子力事業本部の地域共生本部長（右城氏）その他の原子力事業本部の役職員は、2018年3月7日、高浜町の幹部を訪問し、A倉庫に関する一連の経緯を説明した上で、土砂運搬について1,000円/m³を提案したが、それでは利益が確保できないということで先方が納得しなかったので「ゼネコンと直接交渉する道を与えたい」と考えている旨を報告した。

上記面談の内容は、高浜発電所の幹部から電子メールで原子力事業本部長（豊松氏）および事業本部長代理（森中氏）を含む関西電力の関係者に報告されている〔2018年3月8日付担当者メール〕。

④ A氏らとの面談（2018年3月9日）

高浜発電所の幹部、調達本部の役職員、原子力事業本部の役職員は、2018年3

月 9 日、A 氏及び B 社の役員らと面談した。同面談では、関西電力から B 社の役員に対し、土砂処分の元請であるゼネコンから直接 B 社に対して監理から運搬までを一括して発注したいという意向がある旨を伝え、A 氏から、倉庫賃借料の更改についての了解を得た [20180309_面談記録 (土砂スキーム合意)]。

上記面談の内容は、原子力事業本部の役職員から原子力事業本部長（豊松氏）および事業本部長代理（森中氏）を含む関西電力の関係者に報告されている [20180319_担当者メール内にある 2018 年 3 月 12 日付担当者メール]。

⑤ 面談後の連絡

高浜発電所の幹部は、2018 年 3 月 15 日、A 氏からの電話で、ゼネコンと B 社との間の話はまだまとまっていないが、賃料更改については同意する旨を伝えられた [20180319_担当者メール内の「20180315 メール_A 社の件(中間報告)」]。

その後の 2018 年 3 月 19 日、ゼネコンの担当者から高浜発電所の幹部に連絡が入り、土砂スキームについてゼネコンと B 社との間で話がまとまった旨が報告された (2018 年 3 月 19 日付担当者メール)。

上記の各進捗状況は、高浜発電所の幹部から電子メールで原子力事業本部長（豊松氏）および事業本部長代理（森中氏）を含む関西電力の関係者に報告されている [20180319_担当者メール及び同メール内「20180316 メール_A 社の件(中間報告)」]。

(8) A 倉庫に関する契約更改

関電プラントは、関西電力との間で 2018 年度の原子力用資材他の運用に係る業務委託契約を締結するとともに、2018 年 3 月 30 日、A 社との間で A 倉庫の 2018 年度の賃貸借についての建物賃貸借契約を締結した。これにより、関電プラントの A 社に対する倉庫賃借料は、月額 405 万円から 135 万円へと更改された [20180330 KP-A 社建物賃貸借契約書]。

第3編 当委員会における検討

第1章 土砂処分問題について

1 はじめに

関西電力は、土砂処分問題に関して、本件国税調査により、本件対象工事について以下の指摘を受けた上、第三者委員会により事前発注約束等の関連資料と認定された資料（大飯発電所の幹部発信の2014年8月28日付メールの添付資料。以下「**本件添付資料**」という。）の提出を求められた。その後、関西電力の監査委員から当委員会に対して通知があり、当委員会において調査を行うこととなったものである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 関西電力が元請（ゼネコン）からの発注先・発注単価に関与している2. 吉田開発の業務実態が確認できない（トンネル会社ではないか）3. 関西電力の発注単価（3400円/m³）と吉田開発の発注単価（2380円/m³）の差額（1020円/m³）は、森山氏との関係を円滑にするための支出であり交際費 |
|--|

そこで、当委員会では、上記1から3の観点から、土砂処分問題に関するコンプライアンス上の問題点の有無を検討する。

2 元請（ゼネコン）からの発注先・発注単価に対する関西電力の関与

(1) 関西電力による社内調査の結果

当委員会による調査に先立って関西電力が本件国税調査における指摘を受けて行った社内調査によれば、安全対策工事が本格化した当時の社内関係者の認識等については、以下のとおりであったとのことである。

確認事項	確認結果
当時の課題認識・ 処分地の確保	<p>安全対策工事の本格化以降、大量の土砂の処分場確保が大きな課題となっていた。</p> <p>土砂処分場の確保は、本来はゼネコンが実施すべき業務だが、ある土砂流出トラブルを背景として、地元対応の観点から、当社自ら土砂処分場を探さざるを得なかった。</p>
発注の流れに関する 当社の認識	<p>若狭地域では従来から地元業者の活用について従っている。</p> <p>土砂流出トラブルをきっかけに、土砂処分をゼネコン任せにするのではなく、地元企業に関与してもらう必要があると認識。</p> <p>地元企業として、土砂流出トラブルで辛酸をなめた吉田開発が適任という認識。</p> <p>吉田開発と森山氏の関係は認識していたが、背景には土砂処分を円滑・適切に進めていきたいという思いがあった。</p>
当社からゼネコン への指示	<p>上記認識をゼネコンに伝えたかどうかは確認されず、ゼネコンに対する発注先・発注単価の指示も確認されなかった。</p>
2014/8/28 付メー ルの添付資料	<p>大飯発電所で作成し、大飯発電所の幹部から森山氏に提示した資料であることは確認したが、作成意図は判然とせず。</p> <p>森山氏への説明は詳細なものではなく「こういう内容でご認識ください」程度。</p>

(2) 当委員会による検討

当委員会による調査でも、「当時の課題認識・処分地の確保」については、関西電力の社内調査どおりであると認められる。具体的には、①関西電力において安全対策工事が本格化した当時、関西電力の原子力事業本部及び各発電所の担当者の間において、安全対策工事に伴い発生する大量の土砂の処分場確保が大きな課題となっていたこと、②土砂処分場の確保については、ゼネコン任せで進めることができず、関西電力が主体的に土砂処分場を探さざるを得ない状況であったことについては、確かにそのとおりであったと認められる。

しかしながら、「発注の流れに関する当社（関西電力）の認識」については、土砂流出トラブルを契機に地元企業に関与が必要であると考えて吉田開発が適任であると認識していたとは認め難く、安全対策工事の増加に伴う土砂処分工事について、森山氏から吉田開発（及び塩浜工業）に対して発注するよう要求を受けていたため、吉田開発以外の地元業者が管理する土砂処分場へ搬入する場合であっても、元請ゼネコンと地元業者の間に監理業務名目で吉田開発を介在させることとして本件スキームを採用した可能性が高いと考えられる。また、本件添付資料とは、大飯発電所において森山氏に平成 27・28 年度の発注予定工事を説明するために作成し

た資料であると認められる。

さらに、「当社（関西電力）からゼネコンへの指示」についても、関西電力からゼネコン各社に対して吉田開発を使うように明示していたケースもあったほか、仮に明示していなかったとしても、地元企業を使うように強く要望した結果として事実上吉田開発を使うように黙示的に指示していたに等しい実態であったものと認められる。当委員会がそのように考える理由は、以下のとおりである。

① 本件添付資料について

関西電力の社内調査によれば、本件添付資料について、大飯発電所で作成し、森山氏へ提示した資料であることは確認できたものの、作成意図は不明であるとのことである。

しかし、当委員会における調査の結果、大飯発電所では、2014年1月10日、同年3月14日及び同年9月30日の3回にわたり、大飯発電所の幹部が森山氏と面談しており、2014年1月10日及び同年3月14日の面談において、森山氏に対し、本件添付資料と同じ書式で作成された資料を交付していたこと、さらに、本件添付資料は、2014年9月30日に予定されていた森山氏と大飯発電所の幹部の会合において森山氏に提示する予定で準備していた資料であることが判明している。

具体的な事実経緯は、第2編第3章3及び5で述べたとおりであり、大飯発電所では、2013年12月頃、森山氏から次年度（2014年度）における吉田開発への発注金額を10億円とするよう要求され、交渉の結果、吉田開発に対して2億円分の工事を発注することを約束した。その後、大飯発電所の幹部は、2014年1月10日に森山氏と面談し、「大飯発電所内工事の計画について（案）」と題する資料を交付した上、大飯発電所で実施予定の**〔工事件名〕（①**〔工事件名〕、②**〔工事件名〕）により発生する残土処分の一部を吉田開発に発注すること、土砂量は約6万³m³、最終処分費用は約2億円となることを説明した〔20140110 メール_本日の対応結果につきまして〕〔20140110 メール_資料〕〔同メール添付「140110 M説明資料〕〕。

また、大飯発電所の幹部は、2014年3月14日、森山氏と面談し、「大飯発電所内工事の計画について」と題する資料を交付した上、平成27年度以降に吉田開発へ発注する予定の土砂処分工事について説明した〔20140828 メール_ご相談：大飯発電所 先生へのご説明スタンスにつきまして〕。この資料は2014年1月10日に森山氏に交付した資料と同じ書式で作成されており、ここで列記された各工事は、元請となる発注予定先は「未定」、その金額も「未契約」であるにもかかわらず、地元下請企業（一次）は「吉田開発」、その発注金額は合計で「約330百万円」と記載されている。それに加えて、大飯発電所の幹部は、2014年3月14日の面談に先立ち、同月1日に森山氏と電話で話した際、新たに発注する土砂処分

(10万m³)は「平成26年度分として、既に**〔工事件名〕をお願いしていますが。この10万立米分は、27年度分、28年度分の前倒しとしての取り扱いをお願いいたします」と念押ししている〔20140301メール_先生との対応状況につきまして (3月1日の電話対応内容)〕。

その後、大飯発電所の幹部は、2014年9月30日に森山氏と面談しており、当該面談に先立ち、2014年8月28日付で原子力事業本部の役職員に対するメールを送信した〔20140828メール_ご相談：大飯発電所 先生へのご説明スタンスにつきまして〕。当該メールには、森山氏との過去の交渉経緯をまとめた「これまでの経緯」と題する資料及び大飯発電所が森山氏に交付した過去の資料(2014年1月10日に交付した平成26年度計画に関する説明資料、同年3月14日に交付した平成27年度・平成28年度計画に関する説明資料)のほか、次回会合にて森山氏に交付する予定の資料として本件添付資料が添付されていた。この資料は、2014年1月10日及び3月14日に森山氏に交付した資料と同じ書式で作成されており、2014年3月14日の資料の備考欄の記載を一部削除したものである。

以上のとおり、本件添付資料と同じ書式の各資料は、大飯発電所の幹部が森山氏に対して交付したものであるが、大飯発電所が独断で作成・交付したものではない。大飯発電所の幹部は、2013年12月に森山氏から吉田開発に対する高額の発注を要求されるようになって以降、森山氏に対する説明・回答内容については事前に原子力事業本部と相談・協議した上で、森山氏との面談に臨んでいる。2014年1月10日の森山氏との面談前には、原子力事業本部の事業本部長代理(森中氏)らと対応方針を相談の上、森山氏へ説明する内容(吉田開発へ発注する工事)を検討している。また、2014年3月14日の森山氏との面談前日に原子力事業本部の事業本部長代理(森中氏)、副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(鈴木氏)及び原子力事業本部の役職員と面談し〔20140301メール_先生との対応状況につきまして (3月1日の電話対応内容)〕、原子力事業本部の役職員に対してコンプライアンス上の問題についても相談した上で、森山氏との面談に臨んでいる。さらに、2014年8月28日には、原子力事業本部の役職員らに対し、森山氏との次回会合が同年9月30日にセットされたことをメールで報告するとともに、森山氏との過去の交渉経緯をまとめた資料及び過去に森山氏へ交付した資料のほか、次回面談で交付する予定の資料として本件添付資料を送信しており、当該報告メールは、事業本部長代理(森中氏)、副事業本部長(原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務)(鈴木氏)、原子力事業本部の副事業本部長(原子力企画部門統括を兼務)(右城氏)ら原子力事業本部の役職員に対してもccとして送付されている。

以上の経緯に照らすならば、関西電力が森山氏に交付した上記資料(本件添付資料を含む)は、大飯発電所が独断で作成・交付したものではなく、原子力事業本部の幹部の了解を得た上で作成・交付したものであると考えられる。すなわ

ち、関西電力としては、森山氏から 2014 年度に吉田開発に対して 2 億円分の工事を発注するよう要求され、これに応じた結果、森山氏に対して吉田開発各年度の発注予定金額（1 事業年度当たり 2 億円）を約束したという認識を有しており、定期的に森山氏に対して発注予定工事の概要を報告（情報提供）していたものと認められる。そして、本件添付資料は、森山氏に対して交付する予定で準備していたものであり、大飯発電所が森山氏に対して平成 27 年度・28 年度に吉田開発へ発注すると約束した工事の一覧表であると認めるのが相当である（本件第三者委員会調査報告書が指摘する「本件事前発注約束」の 1 つであり、大飯発電所における吉田開発に対する年度毎の発注予定額を約束するケースであると考えられる。）。

② 土砂流出トラブルについて

関西電力の社内調査によれば、関西電力の当時の担当者らは、土砂流出トラブルを契機として、土砂処分をゼネコン任せにするのではなく、地元企業に關与してもらい、土砂流出トラブルで辛酸をなめた吉田開発を關与させるのが適任であると認識したとのことである。当委員会において実施したヒアリングにおいても、多くのヒアリング対象者が同趣旨の説明を行っている。

ここでいう土砂流出トラブルとは、2014 年 4 月頃に発生した A 処分場におけるトラブルであると考えられる。具体的には、関西電力がゼネコンに対して高浜発電所における**〔工事件名〕を発注し、ゼネコンが吉田開発に対して土砂処分を発注していたところ、2014 年 4 月頃、吉田開発が土砂を搬入していた A 処分場にて周辺に土砂が流出するという事故が発生し、高浜町及び周辺住民からクレームが入り、A 処分場への土砂の搬入を中止・中断せざるを得なくなったというトラブルである。

しかし、当委員会における調査によれば、当該土砂流出トラブルを契機として、ゼネコンと土砂処分を行う地元業者の間に吉田開発を介在させるようになった理由は、吉田開発に監理業務を任せることで円滑な土砂処分を進めるためというより、森山氏に対する事前発注約束（吉田開発に対して平成 26 年度に 2 億円分の工事を発注すること）を守るためであった可能性が高い。

具体的な事実経緯は、第 2 編第 3 章 4 で述べたとおりであり、土砂流出トラブルが発生した A 処分場には、高浜発電所における**〔工事件名〕により発生した土砂だけでなく、大飯発電所における**〔工事件名〕（①**〔工事件名〕、②**〔工事件名〕）により発生した土砂についても、搬入・処分される予定であった〔平成 26 年 10 月「A 処分場安定化対策 検討結果説明資料」〕。この大飯発電所における**〔工事件名〕とは、2014 年 1 月 10 日に大飯発電所の幹部が森山氏に対して吉田開発への発注を約束した工事の 1 つである〔20140110 メール_本日の対

応結果につきまして]。

ところが、A 処分場における土砂流出トラブルにより、同処分場への土砂搬入ができなくなり、特に大飯発電所の工事によって発生する土砂については、高浜町より「大飯の土砂を高浜町に持ち込むことは認められない」とされていた。そのため、高浜町外で土砂処分場を探す必要があったが、吉田開発が代替として主張する土砂処分場（**〔地名〕用地）については擁壁工事の費用負担の折り合いがつかず、それを解決しない限り土砂を搬入することはできなかった [20140626 メール_大飯土処分関係]。

そこで、関西電力では、大飯発電所の工事によって発生する土砂については、おおい町の地元業者であるおおい町地元業者 a 社が管理する土砂処分場（**〔地名〕等）へ搬入することとし、①吉田開発が主張する土砂処分場（**〔地名〕用地）に処分するケース（ケース 1）、②おおい町地元業者 a 社が所有する土砂処分場（**〔地名〕等）に処分するケース（ケース 2）、③**〔工事件名〕分をおおい町地元業者 a 社が所有する土砂処分場（**〔地名〕）、**〔工事件名〕分を吉田開発が主張する土砂処分場（**〔地名〕用地）へ処分するケース（ケース 3）の 3 通りの案を検討した [20140627 メール_土砂関係]。

これら 3 通りの案について社内関係者の間で交わされていたメールによれば、ケース 2 が「基本ケース」であり、「差額 900 円/立米（3400 円-2500 円）もあれば Y 開発も OK を出すのではと考えます」「何の努力もなしに、4000 万円以上の利益を得ることが可能なので、Y 開発にとって悪い話では決してありません」と記載されていた。また、同メールに添付された各ケースを比較する資料では、ケース 1～3 について吉田開発の請負額・支払額・純利益の額が計算されており、吉田開発の請負額は 206,000,000 円であることが確認されていたほか、ケース 2 については「ゼ→Y→*〔アルファベット〕 全て中抜き案」と記載されていた。

そのほか、A 処分場における土砂流出トラブルを受けて吉田開発による土砂処分を止めるべきかどうかを検討していた原子力事業本部の役職員も、「M 氏（森山氏）との約束はちゃんとできるようになってから果たす（ボリュームは確保できるはず）」などと記載されたメモを残している [20140518 メール_メモ]。

以上の経緯に照らすならば、大飯発電所における**〔工事件名〕で本件スキームが採用されるようになったきっかけは、確かに A 処分場における土砂流出トラブルであったと認められるものの、その理由は、吉田開発に監理業務を任せることで円滑な土砂処分を進めるためではなく、森山氏に対して吉田開発へ発注することを約束していた土砂処分工事に関して土砂流出トラブルが発生し、吉田開発の管理する土砂処分場へ搬入できなくなったことから、約束していた吉田開発への発注金額（2 億円）を守るため、土砂処分を行う地元業者とゼネコンの間に吉田開発を介在させることとし、本件スキームを採用したと認めるのが相当である。

③ 関西電力からゼネコンへの指示について

関西電力の社内調査によれば、関西電力からゼネコンに対して発注先・発注金額を指示した事実は確認できなかったとのことである。当委員会において実施したヒアリングにおいても、多くのヒアリング対象者が、ゼネコンから先の発注については関与していないと説明し、土砂部会で報告されていた「土砂処分スキーム（案）」「大飯土砂処分場一覧」「土砂処分集約表」などの各種資料は、ゼネコンから土砂処分の実績を聞き取って作成したものであるなどと説明している者もいた。

しかし、当委員会による調査の結果、関西電力の担当者がゼネコンに対して発注先を指示していたことを示す資料のほか、ゼネコン及び地元業者に対して本件スキームを進めることが可能かどうかの意向確認を行っていたことを示す資料が複数発見されている。それに加えて、当委員会において実施したゼネコンに対する照会結果も考え合わせると、関西電力からゼネコン及び地元業者に対して発注先及び発注単価を指示していたに等しい状況であったと認めるのが相当である。

ア 発注先の指定について

第2編第3章4で述べたとおり、関西電力では、A処分場における土砂流出トラブルを契機として本件スキームを採用することを検討した際、大飯発電所の役員からゼネコン及びおおい町地元業者 a 社に対して説明を行い、内諾を取り付けたと報告されている〔20140627 メール_土砂関係〕。

当委員会は、この経緯について、ゼネコン各社へ照会した。これに対するゼネコン各社からの回答によれば、土砂流出トラブルを契機として本件スキームの指示があったという記録・記憶は残っていないとのことであるが、そのうち1社からは、当該案件において関西電力担当者より吉田開発を一次下請として使用するよう口頭で指示があり、土砂流出トラブルにかかわらず、それ以降はゼネコンと地元業者の間に吉田開発を入れるという認識であったとの回答を得ている。

次に、第2編第3章6で述べたとおり、関西電力では、高浜・大飯発電所において安全対策工事が本格化するに伴い、土砂処分場の確保が課題となり、ゼネコン各社に対して土砂処分候補地を調査するように依頼することとなった。そのため、2014年11～12月頃にかけて、関係部署の間でゼネコンへの依頼内容（文案）を検討していたが、その最終段階の依頼文案には「前提としては、可能な限り地元協力会社である吉田開発を使いたいので、候補地毎に吉田開発をどのように活用できるかもあわせて教えて欲しい」「活用例 **〔おおい町地元業者 a 社〕のスキームのように、間に入れる??」などと記載されている〔20141203

メール_ゼネコンへの言い振りについて] [20141205 メール_RE_ゼネコンへの言い振りについて]。

当委員会は、一次下請として吉田開発を選定した理由について、ゼネコン各社へ照会した。これに対し、ゼネコン各社から、「貴社原子力本部所属の職員の方より、吉田開発を一次下請として使用するよう口頭で指示があり、・・・それ以降の工事については、明示的な指定があったわけではないが、吉田開発との契約を確認される等、暗黙のルールとなっていた」、「貴社からの強い推薦による」、「当該地域で先行乗り込みしていた他ゼネコンにおいて、吉田開発との土砂処分のスキームが出来上がっていたこと、吉田開発が土砂受入場所を複数確保済みであったこと、発電所構内ルールを熟知していたこと等を勘案した」、「口頭により地元対策として地元企業を使うように指示されており、・・・地元企業と言えば吉田開発という流れがあり、自然と吉田開発を委託先として選定していた」、「先行している他の土砂処分工事を請け負っているゼネコンが吉田開発と契約している等の情報を得て、吉田開発に相談した」、「当社における過去の発注実績、吉田開発の持つ残土処分場の規模や利便性、地元（高浜町）の業者であること、高浜発電所における工事实績業者であったこと等を考慮した」という回答を得ている。なお、いずれのゼネコンにおいても、吉田開発以外の業者から相見積りを取ったことはない（1社においては、可能性はゼロではないが、担当者の記憶にはない）とのことである。

以上によれば、関西電力では、少なくとも一部のゼネコンに対しては、明示的に吉田開発の名前を出して一次下請として使うように指示したことがあったと認められる。また、吉田開発の名前を出していない場合であっても、地元企業を使うように申し渡すことで、黙示的に吉田開発を使うように指示していたものと認めるのが相当である。

イ 発注単価の指定について

当委員会は、関西電力がゼネコンに対して吉田開発を一次下請として使うように明示的又は黙示的に指示した際、吉田開発に対する発注単価（3400円/m³）についても指示していたかどうかについて、ゼネコン各社へ照会した。これに対し、ゼネコン各社から、「契約単価については、吉田開発を一次下請として使用するよう口頭で指示があった際、貴社の職員の方から指示があった。それ以降の工事について、明示的な指示はなかったものの、暗黙のルールとの認識であった」、「土砂処分単価は、貴社からの指定単価（貴社から弊社への委託単価と同額とする旨の申し入れに基づく）である 3400円/m³とする」、「工事事務所による見積査定、工事部門での決裁を経て決定。吉田開発との価格交渉は、同社が他ゼネコンとの取引実績を前面に出しており、交渉余地そのものが少ないというのが

実情」、「吉田開発より受領した見積書記載の単価を契約単価としていた」、「単価については、関電と同額であったため値引きをお願いしたが、残土処分は他のゼネコンを含めて統一単価であるため値下げできないと言われ、やむを得ず承知した」、「吉田開発から見積りを徴収し、当社の発注予算に照らしたうえで発注単価のネゴを行い、当社内での決裁手続を経て決定した」という回答を得ている。

以上のとおり、関西電力は、少なくとも一部のゼネコンに対しては、明示的に吉田開発への発注単価（3400 円/m³）を指示していたものと認められる。

それに加えて、以下の事情に照らすならば、その他のゼネコンに対しても、事実上、発注単価を指示していたに等しい状況であった。

まず、第2編第3章4及び6で述べたとおり、関西電力では、本件スキームを比較検討した際、ゼネコンから吉田開発への発注単価は 3400 円/m³、吉田開発から地元業者に対する発注単価は 2380～2500 円/m³（3400 円×0.7）と想定し、実際に多くの土砂処分工事において想定どおりの発注単価が採用されていた。すなわち、少なくとも関西電力内部においては、元請（ゼネコン）の吉田開発に対する発注金額及び吉田開発の地元業者に対する発注金額の目安を決定していたものと認められる。そして、本件スキームを検討した際の社内メールで「差額 900 円/立米（3400 円－2500 円）もあれば Y 開発も OK を出すのではと考えます」と記載されていること等に照らすならば [20140627 メール 土砂関係]、関西電力は、土砂処分工事に関して本件スキームを採用する方針を決定する際、吉田開発に対してかかる発注単価の差額について説明していたものと考えられる。

そうであるとすれば、関西電力は、吉田開発がゼネコンに対して 3400 円/m³の単価を強く主張することを想定しながら、ゼネコンに対して吉田開発を使うように指示を出していたということになるから、仮にゼネコンに対して吉田開発への発注単価を明示的に指示していなかったとしても、事実上、発注単価を指示していたに等しい状況であったといわざるを得ない。

ウ 本件スキームについて

以上のとおり、関西電力からゼネコンに対する発注先・発注単価の指示については、明示的又は黙示的に行われていたと認めるのが相当である。

それに加えて、関西電力がゼネコン各社に対して本件スキームの全体像についても説明していたかどうかという点、おそらくゼネコン側では、自らが吉田開発に対して土砂処分工事を発注した後、吉田開発が地元業者に対して受注単価の約 70%の金額で発注するというスキームであったことを理解していたとは認められない。

しかし、当委員会の調査によれば、関西電力では、森山氏から吉田開発に対して土砂処分工事を発注するよう強く要求されたものの、吉田開発の提案に係る土

砂処分場候補地については懸念事項が多いことを受けて、2015年1月23日以降の土砂部会において、吉田開発以外の地元業者やゼネコンが提案する各候補地について、吉田開発が関与することが可能かどうかという検討を開始したという経緯が認められている〔20150127 メール_【情報共有】土砂処分関係（平成27年1月23日）〕。かかる土砂部会の打合せメモによれば、例えば「**〔B社〕所有地。地盤良。ゼネコンおすすめ」と記載されている**〔地名〕地点について、「**〔B社〕は吉田開発とは仕事はしたくない（塩浜でも大差ないので）」、「**〔B社〕とは（利益を保証した上で）吉田・塩浜との仕事について交渉要」「（**〔B社〕に了解いただく方向で調整・・・難しいが交渉実施）」などと記載されており〔20150127 メール_【情報共有】土砂処分関係（平成27年1月23日）〕、関西電力が、吉田開発以外の地元業者が管理する土砂処分場候補地を利用する場合であっても、なんとか吉田開発を関与させるべく、地元業者（B社）と交渉していた事実が認められる。そして、実際にフォレンジック調査の結果、関西電力の担当者らがゼネコン及び地元業者と面談し、本件スキームで土砂処分工事を進めることや発注単価について説明し、了解を取った旨を報告するメールが多数発見されている〔20150127 メール_備忘メモ〕、〔20150216 メール_FW_【取扱注意 転送厳禁】2月12日 先生説明資料の送付について【情報共有】〕、〔20150302 メール_おおい町地元業者c社の役員との対話（取扱注意）〕、〔20151029 メール_Re_情報提供（B社の役員との打合せ結果の件）〕、〔20151030 メール_**〔地名〕処分場打合せ結果〕。

これらの事情も合わせて考慮するならば、関西電力では、安全対策工事が本格化する2014年後半から2015年にかけて土砂処分場を探していた時点で、A処分場の土砂流出トラブルに際して採用した本件スキームを広く土砂処分全般について採用する方針を決め、ゼネコン及び地元業者に対して必要な範囲で指示又は依頼を行うことで、本件スキームに従って土砂処分工事を進めていたものと認めるのが相当である。

④ 森山氏と吉田開発の関係について

関西電力の社内調査によれば、当時の担当者らは、吉田開発と森山氏の関係は認識していたが、背景には土砂処分を円滑・適切に進めていきたいという思いであったとのことである。当委員会において実施したヒアリングにおいても、森山氏から吉田開発への発注を要求されていたことや森山氏に対して吉田開発への発注予定等を説明していたことを認めつつ、それに影響されることなく是々非々で土砂処分を進めていたといった趣旨の説明を行う者もいた。

しかしながら、森山氏の要求に対する関西電力の一連の対応を見る限り、関西電力が本件スキームを採用した背景には、吉田開発への発注を強く要求する森山

氏の存在が大きく影響していたものと認めざるを得ない。

まず、第3編第1章2(2)①及び②で述べたとおり、そもそも土砂処分に関して吉田開発を関与させるようになった理由は、土砂流出トラブルを契機に地元企業を関与させる必要があると考えたものではなく、大飯発電所が森山氏に吉田開発への発注を約束していた**〔工事件名〕に関して、土砂流出トラブルにより吉田開発が管理していた土砂処分場(A処分場)へ土砂を搬入することができなくなったことから、約束していた吉田開発への発注金額(2億円)を守るために本件スキームを考えついたものと認められる。

また、関西電力は、2015年1月13日、森山氏に対し、高浜・大飯の両発電所における土砂処分に関して吉田開発の管理する土砂処分場への搬入・処分量を説明しており〔20150121メール_M先生資料について(取扱注意)〕、その際に森山氏へ交付した資料には、吉田開発に対して土砂の運搬・処分の監理業務を委任すると記載されている〔2015年1月13日付「平成27年度分高浜・大飯発電所**〔工事件名〕で発生する土砂の処分計画について」と題する資料〕。そして、土砂部会において、かかる森山氏への説明とほとんど同じタイミングで、土砂処分候補地ごとに吉田開発を関与させられるかどうかの検討を開始している。

それ以降、関西電力では、第2編第3章7で述べたとおり、定期的に森山氏に対して吉田開発・塩浜工業に対する土砂処分工事の発注状況を報告するようになっていた。このように森山氏への説明が必要となった背景事情については、当時の原子力事業本部の役職員が、社内関係者に対し、高浜・大飯発電所の安全対策工事で発生する大量の土砂に目を付けた吉田開発が森山氏を前面に立てて挑んできているとした上で、土の処分について森山氏の納得が要ることになったことを「ほとんど脅し」と記載したメールを送っている〔20150116メール_RE_極めて不本意な報告でございます〕。

さらに、関西電力では、かかる定期報告に際して森山氏に交付した資料どおりに土砂の発注が行われているかどうかについて、森山氏に交付した資料と土砂部会で作成した資料を照らし合わせて、事後的な確認作業まで行っており、その際のメールには「ワード、エクセルの資料も確認していただきながら、約束の土砂量(金額)を満たしているか(不足はないか)というところのチェックをお願いします」と記載されている〔20161104メール_【取扱注意】土砂関係〕。

かかる事実経緯のほか、後述するとおり、仮に土砂処分工事を円滑に進めるために監理業務を委任する必要があるとしても、少なくとも吉田開発には監理業務を任せるにふさわしい適性がなかったと考えられることを勘案すると、関西電力が多く土砂処分工事において本件スキームを採用したのは、森山氏からの要求に応じて吉田開発への発注金額を確保するため、A処分場の土砂流出トラブルによって考え出した本件スキームを、高浜・大飯発電所の安全対策工事に伴う土砂処分全般に関して採用することとなった可能性が高いといわざるを得ない。

なお、当委員会によるフォレンジック調査の結果、「大事な引継書（H30.6.27引継）」と題する資料が発見されており、同資料では、①大飯の工事残土処分に関して「関電→元請（ゼネコン）：3400円/m³」「元請（ゼネコン）→吉田開発（敦賀方面は塩浜工業）：3400円/m³」「吉田開発（敦賀方面は塩浜工業）→おおい町地元業者3社（**〔おおい町地元業者a社〕、**〔おおい町地元業者b社〕、**〔おおい町地元業者c社〕）：2380円/m³（×0.7）」というスキームで処理していること、②吉田開発（高浜町）はMに対して上納。塩浜工業（敦賀）もMに対して上納しているが、吉田開発ほどMにべったりではないので、Mは吉田開発を使うよう当社には要請してくる」と記載されている。

かかる資料の記載に照らしても、関西電力が多くの土砂処分工事に関して本件スキームを採用した背景には、森山氏から吉田開発への発注を強く要求され、発注を約束せざるを得なかったという事情が大きく影響しているものと考えられる。

(3) 小括

以上の次第で、関西電力では、森山氏から吉田開発に対する土砂処分工事の発注を強く要求され、発注を約束せざるを得なかったことから、監理業務名目で吉田開発へ発注するべく本件スキームを採用することとし、ゼネコン及び地元業者に対して必要な範囲で指示又は依頼を行うことで、土砂処分工事が本件スキームに従って進められるようにコントロールしていたものと認められる。

3 吉田開発の業務実態

(1) 関西電力による社内調査の結果

当委員会による調査に先立って関西電力が行ったゼネコンに対する確認結果によれば、ゼネコンは、吉田開発の業務実態について、地元業者との調整や現場確認等を行っていたと述べているものの、業務日報等の資料はなく、入手できなかったとのことである。

(2) 当委員会による検討

当委員会において実施したヒアリングでも、多くのヒアリング対象者が、吉田開発は、地元業者の行う土砂処分工事の監理業務を担当しており、現場に出入りするダンプの整理や地元対応などの業務を行っていたと説明している。

また、当委員会において実施したゼネコン各社に対する照会においても、吉田開発の作業実態については、「吉田開発の担当者は日々の作業打合せに出席するほ

か、作業の進行状況等の確認等、監理業務を主に行っていたほか、土砂を処分場に搬入した後のダンプやそのタイヤ洗浄も行って、「吉田開発は、土砂処分及び運搬業務に係る安全管理、ダンプ手配、近隣対応を実施」、「処分地を保有している地元会社との調整、土砂処分地の現地確認、土砂処分地の地権者対応、当社への請求業務等を実施」、「工事場所で発生した土砂を、予め確保した処分場所にて受け入れ、盛土整形する業務」、「土砂運搬船によって運び込まれてくる土砂を処分地において敷き均し、整地を行うこと。吉田開発は下請会社に土砂を適正に処分するよう指示していた」、「残土の工事現場から処分場への運搬業務と残土処分業務」という回答を得ている。

その一方で、ゼネコン各社が吉田開発の作業実態をどのように把握していたのかについては、「作業打合せや巡回によって吉田開発の作業状況を把握しており、業務完了報告書等は受領していない」、「安全日報やダンプ日報等ほか実査にて業務遂行実態を把握しており、完了報告に類する資料は受領していない」、「土砂処分地の現地確認、土砂搬出数量の確認等をもって把握していた」、「工事場所から滞りなく土砂が搬出されていれば、適正に残土処分がなされたものと把握。土砂受入については運搬業者の運搬日報で確認し、吉田開発からは業務完了報告書等を受領していない」、「土砂運搬時等、当社職員により処分地の状況を目視。クレームの有無等により適性判断。毎月の請求書と当社検収数量との確認」、「吉田開発より月次で業務状況の報告を受け、残土伝票を受領することにより管理していた」という回答を得ている。そのほか、当委員会による調査の結果においても、吉田開発が行った監理業務に関する報告書・業務日報などの資料は発見されていない。

そもそも関西電力が本件スキームにおいて想定している「監理業務」とは具体的にどのような内容の業務を意味するのかが明確ではないものの、上記のゼネコンからの回答のうち、残土の受入れや盛土整形といった業務は土砂処分工事そのものに含まれる業務であるから、地元業者（処分業者）が担当していたはずであり、吉田開発による監理業務であるとは認められない。

担当者に対するヒアリングやゼネコンからの回答に照らすならば、監理業務として想定されていた業務内容は、「作業の進行状況等の確認等、監理業務」「土砂処分及び運搬業務に係る安全管理、ダンプ手配、近隣対応」「地元会社との調整、土砂処分地の現地確認、土砂処分地の地権者対応、当社への請求業務等」であると考えられる。

しかし、当委員会の調査により判明した事情を考慮するならば、土砂処分工事に関してわざわざ監理業務を業者に委任する必要性があったのかという点に大きな疑問があり、仮に必要性があったとしても、吉田開発には監理業務を担うべき適性があったとは到底認めることができない。それにもかかわらず、関西電力が吉田開発に対して監理業務を委任することとして本件スキームを採用したのは、森山氏から吉田開発への発注を強く要求されたからであると考えられる。当委員会がそのよう

に考える理由は、以下のとおりである。

① 本件における監理業務の必要性

関西電力の当時の担当者らは、土砂流出トラブルをきっかけに、土砂処分をゼネコン任せにするのではなく、地元企業に関与してもらう必要があると認識し、吉田開発に監理業務を任せることとしたと主張しており、当委員会におけるヒアリングでも、吉田開発が地元対応等の一定の監理業務を行っていたと述べている。また、前述したとおり、一部のゼネコンは、当委員会からの照会に対し、吉田開発が「作業の進行状況等の確認等、監理業務」「土砂処分及び運搬業務に係る安全管理、ダンプ手配、近隣対応」「地元会社との調整、土砂処分地の現地確認、土砂処分地の地権者対応、当社への請求業務等」を行っていたと回答している。

確かに、関西電力が進めていた安全対策工事によって発生する土砂は極めて大量であり、それらの土砂を適切に運搬・処分するためには、作業工程の管理やそれを踏まえた地元業者との調整、安全管理やダンプの交通整理等を含む近隣・地元対応等の業務が必要となると考えられる。

しかし、当委員会の調査によれば、本件においては、関西電力自身が上記業務の大半を行っていたものと認められ、わざわざ外部の業者に監理業務を発注する必要性があったのかどうかについては疑問が残るといわざるを得ない。

例えば、第2編第3章4(2)で述べたとおり、吉田開発が管理するA処分場において地元からクレームが入った際も、問題を発生させた吉田開発は、関西電力にて町や地元への説明・理解を得てほしいという無責任な姿勢であり [20140520メール_FW 本日の吉田開発確認結果]、最終的には関西電力が中心となって地元対応等を行っている。

その後、安全対策工事が本格化するに当たり、土砂処分場の候補地を探し、それらを管理する地元業者との間で土砂処分に関する交渉を行っていたのは、各原子力発電所の職員らである。さらに、具体的な安全対策工事の進捗状況を踏まえて土砂の搬入・処分先を調整していたのは、関西電力において定期的に開催されていた土砂部会であり、関西電力から指示を受けた元請（ゼネコン）であったと考えられる。実際、当委員会による照会に対し、ゼネコンから、原子力発電所構内から搬出される土砂という特殊性から、大飯発電所における土砂処分先選定の流れは以下のとおりであったという回答が寄せられている。

- 1) 関西電力にてトンネル掘削計画等が確定すると、関西電力から地元企業（吉田開発・おおい町地元業者 a 社・おおい町地元業者 c 社・おおい町地元業者 b 社）に土砂処分地の紹介依頼。
- 2) 地元企業より得た土砂処分先の情報をもとに土砂処分先の「受入時期」「概算処分量」を関西電力が集計。
- 3) 集計をもとに関西電力から土砂処分先情報を当社（ゼネコン）が受領。当社は吉田開発に連絡し、吉田開発、おおい町地元業者 a 社、おおい町地元業者 c 社、おおい町地元業者 b 社の地元企業と処分の順番等について調整実施。
- 4) 当社は吉田開発と処分契約をするとともに、詳細計画、盛土量、農地転用、埋文調査、地権者の同意書等の提出を地元会社に求め、提出された資料を当社が関西電力に提出。
- 5) 当社はおおい町地元業者 a 社・おおい町地元業者 c 社・**〔土砂運搬業者名〕と運搬契約をするとともに、トンネル他の掘削進行や処分地状況、仮置場の土量バランス等を考慮し長期的な土砂処分計画を作成。
- 6) 施工中は発電所構内運搬、構外仮置場、発電所構外運搬等についての各運搬会社手配、ダンプ運行管理、安全管理を行う。

以上によれば、いわゆる監理業務と考えられる業務のうち、「作業の進行状況等の確認等」やそれを踏まえた「地元会社との調整、土砂処分地の現地確認、土砂処分地の地権者対応等」については、関西電力自身あるいは関西電力から指示を受けた元請（ゼネコン）が行っていたものと認められ、これらを監理業務として外部業者に発注する必要性はなかったと考えられる。

また、「土砂処分及び運搬業務に係る安全管理、ダンプ手配、近隣対応」については、上記のとおり、元請（ゼネコン）が一部行っていたほか、土砂の運搬・処分を受注した地元業者でも対応可能であったものと考えられる。

それに加えて、A 倉庫の賃料減額交渉における経緯に照らすならば、関西電力では、本件スキームにおいて吉田開発が担当していたはずの監理業務の必要性をほとんど認識していなかったものといわざるを得ず、地元業者とは別に監理業務として発注する必要性があったのかどうかについては疑問が残るといわざるを得ない。

第 2 編第 5 章 4 で述べたとおり、関西電力では、2017 年頃から A 氏との間で A 倉庫の賃借料の減額交渉を開始したが、A 氏から強く反発されたため、何らかの代替案を検討せざるを得なくなり、最終的に A 氏の親族が経営する B 社に対して工事関係の発注を行うという方向性で A 社支援スキームを検討することとなった。

関西電力は、当初、次年度土砂処分と免震事務棟の什器を B 社に発注することを提案したが [20171227 メール_FW: A 社代替策に関する**〔B 社の役員〕との打合せ]、B 社から、代替策を複数年の期間とすること、土砂処分だけでなく土砂

運搬も発注すること、土砂処分スキームから吉田開発を外すことを求められた [2018年1月8日付担当者メール]。関西電力は、B社の要求を検討し、吉田開発を外すことは難しいとして、2018年2月7日の時点でA氏に対し、①吉田開発を絡めるスキームでB社に対して土砂処分2万m³×3年=6万m³を発注すること（処分単価は2300～2400円/m³程度）、②吉田開発を絡めずにB社に対して土砂運搬を発注すること（運搬単価は1000円/m³程度）という案を伝えたが [20180207_面談記録]、B社から、運搬単価を1000円/m³とすると利益がほとんど無くなってしまうため、2000円/m³としてほしいと要請された [20180220メールRE: A社からの回答]。

関西電力では、かかる交渉を経て、「A社ビジネスに関するスキーム（案）」と題する資料を作成し、土砂運搬単価を2000円とする案と土砂処分スキームにおいて吉田開発を外す案の比較検討を行った上、最終的に、ゼネコンから直接B社に対して監理から運搬までを一括して発注することとして、A氏から倉庫賃借料の更改について了解を得た [20180319メール_A社の件(結果報告)]。

以上の経緯からわかるとおり、関西電力は、A氏に対する倉庫賃借料を減額するための代替案として、運搬単価の値上げの代わりに土砂処分スキームから吉田開発を外すことを提案しているのであるが、その過程において、吉田開発が監理業務を行わないことによる影響等を検討した形跡は一切認められない。仮に吉田開発が真に監理業務を行っていたのであれば、土砂処分スキームから吉田開発を外す案を検討するに当たり、吉田開発が担当していた監理業務をB社が担うことができるかどうかを検討していたはずであるが、関西電力では、吉田開発を監理業務から外した場合に土砂処分が適切に実施できるかどうかといった検討を一切せず、「当社にとってコスト増にはならないが、吉田開発に対して減額に対する穴埋めの検討が必要となる」「B社のみY社抜きが成立するか」などといった検討のみを行っている。すなわち、関西電力においては、2017年当時、吉田開発が監理業務を担当することの必要性をほとんど感じていなかったものと認められる。

以上の点を勘案すると、関西電力における安全対策工事に伴う土砂処分工事に関しては、わざわざ外部の業者に監理業務を発注する必要性があったのかどうかについては疑問が残るといわざるを得ない。

② 吉田開発には監理業務を担当する適性が認められないこと

以上のとおり、本件においてわざわざ外部業者に監理業務を発注する必要性があったかどうかについては疑問が残るところであるが、仮に監理業務を外部業者に発注する必要性が認められるとしても、なぜ吉田開発に対して監理業務を発注したという点については、およそ必要性・合理性が認められない。なぜなら、吉田開発に関しては、その技術力のなさ、地元での悪評、無責任さなどを指摘する

社内メールが多数残っており、これらのメールに照らすならば、吉田開発が監理業務を任せただけの適性を備えた企業であるとはおよそ認められないからである。

まず、A 処分場における土砂流出トラブルについて、高浜発電所の幹部が原子力事業本部の役職員らに宛てたメールによれば、地元住民の意見は「信用できない会社（吉田開発）が心配な場所に大量の土砂を捨てることは不可」というものであるにもかかわらず、吉田開発は無責任姿勢であり、今後も吉田開発に仕事をさせるのであれば、相当抜本的な見直しを行わない限り、地元住民からの信頼・理解を得ながら工事を進めることは困難であると報告されている [20140520 メール_FW_ 本日の吉田開発確認結果]。高浜発電所の幹部は、その後に関西電力社内ではゼネコンに対する調査依頼文案を検討していた際にも、原子力事業本部の役職員に対し、吉田開発に調査依頼することは絶対に反対であるとメールしており、反対の理由として、地元（高浜町内）での評判が悪すぎて、吉田開発を目立つところで使えば使うほど関西電力の地元での信頼度が低下していくなどと指摘している [20141112 メール_FW_ 土建** [担当者名] です]。

このような吉田開発の地元における評判については、高浜発電所の幹部からの報告メールだけでなく、地元業者とのやりとりからも認められる。

例えば、2015 年 3 月頃に大飯発電所の幹部が本件スキームについておおい町地元業者 c 社の役員に説明し、「** [おおい町地元業者 c 社] さんの見つけ出した土地で Y 社が頭にかぶることについて何か問題や気になる点はあるか」と質問した際、おおい町地元業者 c 社の役員から「Y 社がかぶっていることは、外には見えないのか」と確認され、「表面的には見えない」と回答している。仮に吉田開発が監理業務を担当していれば「見えない」ということはあり得ないように思われ、関西電力は吉田開発の業務実態がないことを想定していたようにも解釈できる。続けて、おおい町地元業者 c 社の役員から「気になる点としては、やはり（やはり）トラブル。Y 社の評判はよろしくない」という発言があったのに対し、「土砂単価は、もちろん守らせるし、Y 社の上にはゼネコンもかぶるので、トラブルが発生しないよう、きっちり指導も行う」と回答している。一般的に監理業務には地元トラブル対応等も含むものと解釈されるところ、関西電力とおおい町地元業者 c 社は、吉田開発を間に入れることでかえってトラブルが発生することを懸念しているものであり、かかるやりとりからは、吉田開発に監理業務を担当する適性がないことを双方当事者が認識しつつ、何らかの事情から本件スキームを採用せざるを得ないことを関西電力がおおい町地元業者 c 社に説明し、おおい町地元業者 c 社が不承不承了解したという事実経緯が読み取れる [20150302 メール_** [おおい町地元業者 c 社の役員] との対話 (取扱注意)]。

また、2015 年 10 月頃に高浜発電所の幹部から本件スキームの説明を受けた B 社の役員も、『「関電→ゼネコン→吉田開発→** [おおい町地元業者 a 社]』など、

他場所ではいろいろ悪い評判・噂がたっている」「よくわからないのは、『ダンプ運搬』『交通整理・ガードマン』の仕事は誰がやるのか」「そもそも、吉田開発は何をして対価を得るのかということ。次回の打合せ時に確認させてほしい」などと発言している〔20151029 メール_Re_ 情報提供 (B社の役員との打合せ結果の件)〕。関西電力として、真に吉田開発に対して監理業務を委任する意図があったのだとすれば、ダンプ運搬や交通整理・ガードマン等の仕事（いわゆる監理業務）を誰がやるのかというB社の役員の質問に対し、その場で「吉田開発である」と回答していたはずである。それにもかかわらず、B社の役員との面談では次回打合せ時に確認するという会話の流れになっていることは、実際には吉田開発が監理業務を実施していないことを認識していたのではないかと疑わせる事情といわざるを得ない。

そのほか、吉田開発の技術力についても、A処分場における土砂流出事故を受けて、当時の原子力事業本部の役職員は、「ちゃんとできるようになるまでY社（吉田開発）での処分は止める」「**〔ゼネコン名〕を通じてちゃんとできるように技術指導する」「M氏（森山氏）との約束はちゃんとできるようになってから果たす（ボリュームは確保できるはず）」などの対応策を検討するとともに、課題として「**〔ゼネコン名〕が竣工したら技術指導は誰がするか」と記載されたメモを残しており〔20140518 メール_メモ〕、吉田開発のことをゼネコンが技術指導を行う必要がある企業であると認識していたことがうかがえる。

また、いかなる経緯で発出されたメールであるか不明であるが、2017年1月19日付で原子力事業本部の役職員が吉田開発について感じていることを原子力事業本部の幹部に報告したメールでは、「自社技術力はあまりなく、設計・施工計画、工程・品質管理には、信認をおいて任せられるレベルにはない」「地元の評判がわるく、下請けを地元から段取りできません」「地元住民や高浜町（役場土建関係者）からも信頼されておらず、悪評をよく聞き、横とのつながり、情報共有にも難があると思われます」などと記載されている〔20170119 メール Y社関係について〕。

以上のような吉田開発の地元における評判や技術力の低さを勘案すると、仮に関西電力において土砂処分を円滑に進めるために監理業務を委任する必要性があったとしても、どうして吉田開発を起用する必要があったのかについては疑問を感じざるを得ない。

なお、この点に関し、関西電力の担当者らは、関西電力の社内調査あるいは当委員会によるヒアリングに対し、土砂流出トラブルで辛酸をなめた吉田開発が（その経験も活かして対応するだろうから）監理業務を任せるのに適任だと考えたという趣旨の説明を行っているが、地元からの信頼も技術力もない吉田開発にわざわざ監理業務を任せるだけの理由としては十分かつ合理的な説明になっていない。

(3) 小括

以上の次第で、関西電力における安全対策工事に伴う土砂処分工事に関しては、わざわざ外部の業者に監理業務を発注する必要性があったのかどうかについては疑問が残るといわざるを得ず、仮に監理業務を外部業者に発注する必要性が認められるとしても、吉田開発に監理業務を担うだけの適性があったとは認められない。やはり、森山氏から吉田開発に対する土砂処分工事の発注を強く要求され、発注を約束せざるを得なかったことから、監理業務名目で吉田開発へ発注した可能性が高いと考えられる。

なお、吉田開発が各土砂処分場に関して何らかの監理業務を行っていた可能性はゼロではないものの（一部ゼネコンからその旨の回答がある。）、上記の事情に加えて、関西電力自身も 2017 年の時点で吉田開発が監理業務を担当することの必要性をほとんど感じていなかったことに照らすならば、後述する発注単価の差額を監理業務の対価として正当化するだけの監理業務の実態があったと認めることはできない。

4 関西電力の発注単価と吉田開発の発注単価の差額の合理性

(1) 関西電力による社内調査の結果

当委員会による調査に先立って関西電力が行った調査によれば、関西電力から元請（ゼネコン）に対する発注単価については、近隣で単価が確認できた大規模な土砂処分地の単価と同水準である上、関西電力と元請けの契約では土砂処分とは別に管理費も上乘せされており、ゼネコンは請負額トータルで採算管理しているため、関西電力から元請（ゼネコン）に対する発注金額と元請（ゼネコン）から吉田開発に対する発注金額が同額であっても不自然ではないから、適正な金額であるとのことである。また、関西電力が行ったゼネコンに対する確認結果によれば、ゼネコンは地元業者であること等を踏まえて吉田開発を選定しており、発注単価についても見積もりを取って交渉していたとのことである。

(2) 当委員会による検討

当委員会による調査によれば、高浜・大飯発電所における土砂処分工事については、（案件によって金額のバラツキはあるものの）多くの案件において、関西電力から元請（ゼネコン）に対する発注単価は 3400 円/m³、元請（ゼネコン）から吉田開発に対する発注単価もそれと同額の 3400 円/m³、吉田開発から地元業者（処分業者）に対する発注単価は 2380 円/m³（3400 円×0.7）となっていることが確認

されている。

しかしながら、フォレンジック調査及びヒアリングによっても、このような発注単価に決定された理由・算定根拠は判明していない。関西電力から元請（ゼネコン）に対する発注単価は、近隣で単価が確認できた大規模な土砂処分地の単価と同水準であるという社内調査の結果等を勘案すると、当委員会としても、関西電力の元請（ゼネコン）に対する発注単価（3400円/m³）自体が不相当に高額であったと認定することはできない。

その一方で、関西電力では、元請（ゼネコン）が吉田開発に発注する金額（3400円/m³）と吉田開発が地元業者（処分業者）に発注する金額（2380円/m³）の間に大きな差異があることを認識していたものであり、この差額が監理業務の正当な対価ではなく根拠のない利益として吉田開発に渡っていると認識しながら、元請（ゼネコン）に対する発注金額（3400円）を決定していた可能性が高いといわざるを得ない。当委員会がそのように考える理由は、以下のとおりである。

① 本件スキームの検討に当たり、吉田開発の純利益の額を検証していたこと

第3編第1章2(2)②で述べたとおり、もともと本件スキームは、A処分場における土砂流出トラブルを契機として、吉田開発の管理する土砂処分場へ搬入することができなくなったことから、森山氏に約束していた吉田開発への発注金額（2億円）を守るために考案されたものであると考えられる。

関西電力の担当者らは、本件スキームを含む3通りの案を検討するに当たり、本件スキームのことを「ゼ→Y→*〔アルファベット〕 全て中抜き案」と説明した上、吉田開発の請負額は単価3400円/m³で、支払額は単価2500円/m³で計算されており、Y社純利益の額まで計算されている。さらに、社内関係者に対して3通りの案に関する検討資料を送付したメール本文には、「差額900円/立米（3400円－2500円）もあればY開発もOKを出すのではと考えます」「何の努力もなしに、4000万円以上の利益を得ることが可能なので、Y開発にとって悪い話では決してありません」などと記載されている〔20140627メール_土砂関係〕。

このような検討過程を見る限り、関西電力では、ゼネコンと地元業者（処分業者）との間に吉田開発が監理業務の名目で入ることによって受ける利益について、監理業務の正当な対価ではなく「何の努力もなしに」受け取ることができる利益であると認識していた可能性が高い。

さらに、関西電力がこのように吉田開発に利益があるのかどうかを検討していた背景には、大飯発電所における安全対策工事をスケジュールどおり進めるためには、吉田開発が主張する土砂処分場への搬入ではなく地元業者（おおい町地元業者 a 社）が管理する土砂処分場へ土砂を搬入する必要がある、その一方で、森山氏に約束した吉田開発に対する発注金額（2億円）を守らなければならなかった

という事情があると推察される。

すなわち、関西電力としては、安全対策工事をスケジュールどおりに進めるためには、吉田開発に自社に対する土砂処分工事の発注というスキームから監理業務としての発注というスキーム（本件スキーム）への変更に応じてもらわなければならなかったため、吉田開発に利益が生じるように発注単価を設定した可能性が高いと考えられる。

② 地元業者の受注金額（2000 円台）を認識しつつ本件スキームを採用したこと

第 2 編第 3 章 6 (4) で述べたとおり、関西電力は、2015 年 1 月以降、高浜・大飯発電所における土砂処分全般について本件スキームを採用することの検討を行い、地元業者に対して本件スキームを受け入れ可能かどうかの確認を取った際、各地元業者が発注単価 2000 円台で土砂処分工事を引き受ける意思があることを確認している [20140627 メール_土砂関係]、[20150127 メール_備忘メモ]、[20150216 メール_FW_【取扱注意 転送厳禁】2月12日 先生説明資料の送付について【情報共有】]、[20150302 メール_** [おおい町地元業者 c 社の役員]との対話 (取扱注意)]、[20151029 メール_Re_ 情報提供 (** [B 社の役員]との打合せ結果の件)]、[20151030 メール_** [地名] 処分場打合せ結果]。

それにもかかわらず、関西電力は、ゼネコン各社に対し、安全対策工事に伴う土砂処分に関して、活用例として本件スキーム（おおい町地元業者 a 社のスキーム）を提示するなどした上で、可能な限り吉田開発を使いたいので、候補地毎に吉田開発をどのように活用できるかを教えてほしいと依頼しており [20141203 メール_ゼネコンへの言い振りについて]、[20141205 メール_RE_ゼネコンへの言い振りについて]、実際に多くの土砂処分工事において本件スキームが採用されるに至っている。

福島第一原子力発電所の事故を受けて原子力発電所を稼働できなくなり、業績が悪化していた関西電力では、安全対策工事に係る莫大な工事費用を少しでも縮減したかったはずであり、地元業者に対して直接発注すれば 2000 円台の発注単価で土砂処分工事を進めることができるとわかっていたにもかかわらず、どうしてもわざわざ吉田開発を介在させて、高い発注単価（3400 円/m³）を支払っていたのか、その理由は全く説明がつかない。

また、この発注単価の差額については、原子力事業本部の役職員が、2015 年 1 月 30 日、社内から安全対策工事に係る土砂処分費の積算について問合せを受けた際、「処分費は Y、S が絡まない地点は 2000 円台だが、絡む地点がメインとなり、その場合の単価は 3400～3500 円/m³。全量、3500 円/m³で積算して貰う」と回答している [20150130 メール_ (お知らせ) 高浜・大飯の残土運搬・処分費の積算について]。

仮に関西電力が真に吉田開発に対して監理業務を委任するために本件スキームを採用していたのだとすれば、「Y が絡まない」地点と「Y が絡む時点」の差額は監理業務の対価ということになるが、上記の文面からは「絡む」という言葉が監理業務を意味しているものとは読み取れない。

それに加えて、前述したとおり、吉田開発は監理業務を任せるだけの適性（技術力・地元の信用）を備えておらず、わざわざ吉田開発に監理業務を委任する必要性があったと考え難いことを考慮すると、関西電力が、地元業者（処分業者）が 2000 円台で土砂処分を受注することを明確に認識しながら、わざわざ吉田開発を介在させる本件スキームを検討し、ゼネコン・地元業者に対して了解を取っていたのかについて、経済合理性の観点から説明することは困難である。関西電力がこのように経済合理性のない本件スキームを採用した背景には、森山氏からの強い要請の影響があった可能性を否定できない。

③ 運搬単価の値上げの代わりに B 社に対する直接発注スキームを提案したこと

第 3 編第 1 章 3 (2) ②で述べたとおり、関西電力では、A 倉庫の賃料減額交渉において、賃料減額の補填として A 氏の親族が社長を務める B 社に対して土砂運搬・処分工事を発注することを提案したところ、B 社の役員より、関西電力の提案（土砂処分工事に於いて吉田開発を絡める、土砂運搬の単価は 1000 円/m³とする）どおりでは利益がほとんど出ないため、土砂運搬単価を 2000 円/m³としてほしいという要望を受け、社内で検討した結果、土砂運搬単価は 1000 円/m³のままとする一方で、土砂処分のスキームから吉田開発を外し、ゼネコンから B 社に直接発注する案を提案・合意したという経緯が認められる。

ゼネコンから B 社に対して直接発注するという提案は、B 社に対して「ゼネコンから吉田開発への発注価格」で発注することを意味しており、関西電力が、運搬単価の値上げを要求する B 社に対し、ゼネコンから B 社への直接発注の提案を行い、B 社がこれを了承したという事実は、ゼネコンから吉田開発への発注価格（3400 円/m³）と吉田開発から地元業者への発注価格（2380 円/m³）との差額が、運搬単価の値上げ（1000 円/m³→2000 円/m³）と比較検討するに値する「利益」であることを端的に示しているといえることができる。

仮に本件スキームにおける吉田開発が真に監理業務を担当していたのであれば、B 社の立場とすれば、直接発注のスキームになると自ら監理業務を担当しなければならなくなるから、処分単価の差額（1020 円/m³）の全額が利益となるわけではない。一般的に監理業務の利益率がどの程度であるのか不明であるものの、処分単価の差額（1020 円/m³）の一定割合の利益しか手元に残らないはずである。そうであるとすれば、運搬単価として 1000 円/m³の値上げを求めていた B 社が、関西電力の提案（ゼネコンから B 社への直接発注スキーム）をそのまま受け

入れるとは考え難い。

にもかかわらず、B社は、関西電力からの直接発注スキームの提案に対して何ら異論を述べることなく応じているのであり、かかる交渉経緯からは、B社自身、実際には監理業務として新たに担当しなければならない業務などほとんどなく、土砂処分スキームから吉田開発を外すことで処分単価の差額（ $3400 \text{ 円}/\text{m}^3 - 2380 \text{ 円}/\text{m}^3$ ）のほぼ全額を利益として受け取ることができると考えていた可能性が高いものと認められる。

また、関西電力としても、ゼネコンからB社への直接発注スキームを提案するに当たり、吉田開発が担当していた監理業務を誰が行うのか、B社が担当できるのかといった検討を一切しておらず、「当社にとってコスト増にはならないが、吉田開発に対して減額に対する穴埋めの検討が必要となる」「B社のみY社抜きが成立するか」などといった検討を行っていたことからわかるとおり、吉田開発が監理業務を担当することの必要性をほとんど感じていなかったものと認められる。

以上のとおり、A倉庫の賃料減額交渉における関西電力及びB社のやりとりに照らすならば、本件スキームにおいて吉田開発が受け取っていた処分単価の差額（ $3400 \text{ 円}/\text{m}^3 - 2380 \text{ 円}/\text{m}^3$ ）は、監理業務の正当な対価ではなく、その大部分が「何の努力もなしに」受け取ることができる利益であったと認めるのが相当である。

(3) 小括

以上の次第で、関西電力の元請（ゼネコン）に対する発注単価（ $3400 \text{ 円}/\text{m}^3$ ）が不相当に高額であったとまで認定することはできないものの、関西電力は、元請（ゼネコン）が吉田開発に発注する金額（ $3400 \text{ 円}/\text{m}^3$ ）と吉田開発が地元業者（処分業者）に発注する金額（ $2380 \text{ 円}/\text{m}^3$ ）の間に大きな差異があることを認識しながら、あえて本件スキームを採用していたものであり、この差額が監理業務の正当な対価ではなく、根拠のない利益として吉田開発に渡っていると認識していたといわざるを得ない。

5 コンプライアンス上の問題点

(1) 吉田開発に対する監理業務の発注プロセス・発注金額の合理性

① 吉田開発に対する監理業務の発注の必要性

以上に述べてきたとおり、関西電力では、本件対象工事を含む多くの土砂処分工事において、安全対策工事を発注する元請（ゼネコン）と土砂処分を行う地元業者の間に監理業務として吉田開発を介在させる本件スキームを採用する方針を

決定し、ゼネコン及び地元業者に対して必要な範囲で指示又は依頼を行うことで、土砂処分工事が本件スキームに従って進められるようにコントロールしていたものと認められる。

しかし、吉田開発に関しては、関西電力社内のみならず地元業者の間でも、その技術力のなさ、地元での悪評、無責任さなどが指摘されており、わざわざ監理業務を任せるに足る適性を備えていたとは到底認められないこと、A 倉庫の賃料減額交渉に当たり、吉田開発に監理業務を任せることなく B 社に直接土砂処分工事を発注するに当たり、監理業務の必要性について一切議論された形跡がないこと、ゼネコン各社への照会結果等を見ても吉田開発の業務実態について明確な証跡は認められていないことなどの事情に照らすならば、土砂処分に関してわざわざ本件スキームを採用して吉田開発に監理業務を任せる必要性があったとは認められず、吉田開発が真に監理業務を行っていたのかどうかについても、少なくとも、本件において吉田開発が受け取っていた利益（ゼネコンから吉田開発への発注単価と吉田開発から地元業者への発注単価の差額）を正当化するだけの業務実態があったとは認められない。

② 監理業務の発注プロセス・金額の合理性

関西電力は、本件スキームにおける元請（ゼネコン）から吉田開発への発注金額（3400 円/m³）と吉田開発から地元業者（処分業者）への発注金額（2380 円/m³）の間に大きな差異があることを認識しながら、ゼネコン・地元業者の了解を取りつつ本件スキームを採用して土砂処分工事を進めていた。この点については、当委員会の調査により、多数のメールその他の証跡が発見されている。

その一方で、前述したとおり、吉田開発には監理業務を任せるに足る適性が認められず、関西電力もその点を十分に理解しながら、あえて本件スキームを採用して、発注単価の差額分が吉田開発の利益となることを容認していたものと認められる。さらに、その背景には、森山氏及び吉田開発からの強い要求があったことがうかがえる。

以上によれば、関西電力は、元請（ゼネコン）から吉田開発への発注金額（3400 円/m³）と吉田開発から地元業者への発注金額（2380 円/m³）の差額（1020 円/m³）が監理業務の正当な対価ではなく、根拠のない利益として吉田開発に渡っていると認識しながら、森山氏及び吉田開発からの要求に応じて、本件スキームを採用して吉田開発に対して監理業務を発注していたものと認められる。かかる監理業務の発注プロセスには明らかなコンプライアンス違反が認められ、監理業務の対価（発注金額の差額）には合理性が認められない。

(2) 経営陣の関与・認識について

以上のとおり、関西電力では、森山氏及び吉田開発の要求に応じて本件スキームを採用したものと認められるが、その検討過程において、関西電力の経営陣（取締役・執行役員ら幹部社員）が関与していたのかどうかについては、関与を示す明確な証拠は発見されていない。

しかしながら、森山氏からの要求については、各原子力発電所の現場レベルで対応していたわけではなく、例えば大飯発電所の幹部が森山氏に対して説明・交付した資料（本件添付資料を含む。）の内容については、原子力事業本部の事業本部長代理（森中氏）、副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）及び原子力事業本部の役職員と大飯発電所の幹部が面談し、相談しながら決定していた。また、関西電力では、遅くとも2014年12月25日以降、定期的に土砂部会が開催され、土砂処分場ごとに吉田開発を監理業務名目で関与させることが可能かどうかの検討が行われており、その打合せ内容については、その都度、原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）らを含む原子力事業本部の役職員に対してメールで報告されていた。さらに、A 倉庫の賃料減額交渉においても、B 社からの土砂運搬単価の値上げ要求に対し、土砂処分工事の発注スキームから吉田開発を外してB社に対して直接発注することで最終決着するまでの検討内容が、原子力事業本部長（豊松氏）らに対し、都度報告されている。

これらの事情に照らすならば、関西電力の経営陣のうち、少なくとも事業本部長代理（森中氏）及び副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、吉田開発に対して発注単価の差額相当額の利益を供与することになるという認識を有しつつ、森山氏及び吉田開発の要求に応じて本件スキームを採用した可能性が高い。また、原子力事業本部長（豊松氏）においても、上記の認識を共有しながら、本件スキームを採用することを黙認していた可能性が高いと考えられる。

しかしながら、原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）及び副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、金品受領問題が発覚した後に関西電力の取締役又は執行役員を退任している。また、原子力事業本部長（豊松氏）と関西電力は、現在訴訟が継続中であり、その一方が他方にヒアリングを要請することは妥当ではないので、当委員会としては、原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）及び副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）に対して土砂処分問題に関するヒアリングを行っていない。このとおり、当委員会としては、当事者である原子力事業本部長（豊松氏）らの弁明を受けていないことに配慮して、本報告書において、原子力事業本部長（豊松氏）らの関与・認識について結論は付さないこととする。

第2章 土地賃借問題について

1 はじめに

関西電力は、土地賃借問題に関して、本件国税調査より、以下の指摘を受けた。その後、関西電力の監査委員から当委員会に対し通知があり、当委員会において調査を行うこととなったものである。

1. 土地の必要性に疑義がある（実際は活用していないのではないか）
2. 賃料について森山氏に50万円／月と情報提供した後に120万円／月となっており、実際は森山氏との関係を円滑にするための支出であり交際費ではないか

そこで、当委員会では、上記1及び2の観点から、土地賃借問題に関するコンプライアンス上の問題点の有無を検討する。

2 本件土地賃借の必要性

(1) 関西電力による社内調査の結果

当委員会による調査に先立って関西電力が大阪国税局の指摘を受けて行った社内調査によれば、①土地Aについては、新規制基準の対応で非常災害時の駐車場を早急に確保する必要があり、②土地B及びCについても、取引先a社が探していた資材置場として土地Bが最適であった上、大型工事の資材置場や駐車場として土地Cも借りる必要があったとのことである。また、2021年1月22日の時点において、本件土地は資機材置場及び駐車場として活用されていることが確認されている。

(2) 当委員会による検討

当委員会による調査でも、本件土地は現実に資機材置場及び駐車場として活用されている以上、本件土地賃借は実態のないものではなく、一定の必要性はあったものと認められる。

その一方で、関西電力として駐車場等の用地を必要としていたから土地Aを賃借したものではなく、森山氏及び吉田開発から土地Aを賃借するよう要求されたことから、土地Aを賃借する方針を決め、後付けで駐車場等の整備計画を準備したという経緯であったものと認められる。当委員会がそのように考える理由は、以下のとおりである。

① 本件土地は実際に駐車場等として活用されていたこと

当委員会のヒアリングに対し、本件土地賃借を稟議決裁した原子力事業本部の役職員らは、本件土地賃借には必要性があったと認識していたと述べている。

具体的には、原子力事業本部の役職員らは、高浜発電所や大飯発電所における安全対策工事等に伴い、発電所のための駐車場が必要であったと認識していたと述べている。また、関係する役職員も、安全対策工事のために発電所の外に駐車スペースを確保する必要性があったと述べており、原子力事業本部の役職員らの発言と整合している。

そのほか、これらの発言に矛盾する客観証拠等は発見されていない上、実際にも、本件土地は駐車場として利用され〔事務引継書 (H290721・**〔原子力事業本部の役職名〕)〕、2021年1月22日の時点においても駐車場及び資機材置場として現に利用されている〔○210208 ご説明資料・スライド5枚目〕。

以上によれば、本件土地は実際に活用されていないなどという事実はなく、本件土地賃借に必要性がなかったとまでは認められない。

他方で、社内ヒアリングが実施された際、原子力事業本部の役職員は本件土地について、「この**〔地名〕の駐車場は、定検の時も使うという前提はあったが、災害等非常時の駐車場であった。」「非常時の駐車場である以上、普段は必ずしも使っていない。ゼネコンにずっと貸したりすれば、非常時に使えなくなるので。」と述べていた〔20210205 担当者ヒヤメモ〕。当該発言のとおり、本件土地は非常時の駐車場としての賃借であったにすぎないとすると、関西電力において駐車場を確保する必要性が高いものであったといえるかは不明と言わざるを得ない。

② 森山氏の要請を契機として駐車場の整備が計画されたこと

上記①で述べたとおり、関西電力は実態として本件土地を駐車場その他の用途に活用している以上、本件土地賃借の必要性がなかったとまでは認められない。

しかし、以下の点からすると、関西電力は、少なくとも森山氏から土地Aを賃借するように要請される以前には、土地Aを駐車場等として利用する計画を具体的には有していなかった。

第2編第4章1.(2)で述べたとおり、当初、関西電力は、2011年8月に森山氏から本件土地を駐車場等へ利用するよう要請を受けていたものの、それに応じていない（実際に賃借していない）。さらに、安全対策工事が本格化した後の2015年2月12日の時点においても、関西電力は、森山氏に対する説明資料内において、土地Aを駐車場等として活用することは「実態を踏まえると難しい。」と明確に記載していた〔2/12 塩浜工業発注予想額と土処分全体像.pptx〕、〔20150216 メールFW: 【取扱注意 転送厳禁】2月12日 先生説明資料の送付について【情報共有】〕。森山氏に対する説明資料にわざわざ上記の記載がある以上、2015年2月12

日の時点で関西電力社内では本件土地賃借の必要性が具体的には認識されていなかったことが分かる。

にもかかわらず、わずか2週間後の2015年2月26日時点で、「搬入予定量減少の場合は、資機材置場または駐車場としての活用を検討」するよう方針が変わり（ただし、同日時点では、土地Aを駐車場等として活用するのは「土砂の搬入予定量が減少した場合」との留保が付されていた。）[2/26 先生土砂処分説明]、直後の2015年3月1日には、突如として、「森山氏の要請があった」ことを理由として、「駐車場として活用する方向」、及び土地Aを月額50万円で賃借する方針が示されるに至った[20150301 メール_お願い (** [地名] の件)]。ここでは、「森山氏の要請があった」ことを理由として「駐車場として活用する方向」が示されている。

他方、第2編第4章2.(1)脚注14でも述べたとおり、関西電力によれば、土地Aの駐車場等としての活用については、2015年2月5日以降の高浜町による要請を受け、その頃より計画されていたものであるとのことである。しかし、関西電力社内において、「森山氏の要請があった」ことを理由として、「駐車場として活用する方向」が指示されたのは2015年3月1日のことであるところ、高浜町による要請を受け入れることが稟議決裁されたのは同月4日のことであった[20150304 「原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所」の一部変更について]。また、関西電力の説明によれば、高浜町の要請を受け、多目的用地として整備予定の約8,800㎡の土地を原子力事業所災害対策支援拠点と決定し、同土地の代わりとして土地Aを駐車場等として活用する計画がなされたとのことであるが、同土地の代替土地を探索・検討した過程を示す資料は一切発見されておらず¹⁹、また、総務グループ内において、高浜町の要請に関する意見交換・情報収集等がなされていた形跡も全くないことからすると、社内において土地Aを同土地の代替土地として活用することを真摯に検討していたとは認められない。さらに、第2編第4章2.(1)脚注14でも述べたとおり、「【土地A 整備理由】」と冒頭に記載され、土地Aを整備する旨が記載された文書の右上には「H27.3.3 総務**〔個人名〕氏より入手 **〔原子力事業本部の役職員名〕→鈴木統括 説明資料」との手書きの記載が存在しており、少なくとも、鈴木統括が、高浜町の要請に伴い土地Aを新たに整備・活用することについて説明を受けたのは、「森山氏による要請」があった2015年3月1日より後の同月3日以降であると認められる。加えて、同資料の記載を前提としても、土地Aを「賃借」する必要性については何ら記載されていないことからすると、土地Aを賃借する方針が決定した契機は、森

¹⁹ 高浜町の要請を受け、関西電力社内において新たな原子力事業所災害対策支援拠点を選定する際には、候補用地を4つも挙げ、それぞれの土地を比較検討し、稟議決裁まで経ていることは対照的である。また、土地Aの方針稟議及び契約稟議のいずれにおいても、土地Aの賃借の理由として、高浜町の要請が関連していることは、少なくとも明示的には記載されていない。

山氏による要請であったと考えられる。

このような経緯からすると、関西電力は森山氏から土地Aを賃借するように要請されたことを契機として、土地Aを駐車場等として利用する計画を有するようになったといえる。

また、「森山氏の要請があった」ことを理由として「駐車場として活用する方向」が示された社内メールでは、「については、駐車場の整備計画（レイアウト、コストなど）を至急作成してほしい。」「駐車場として整備するお金は処理費で支払わされることになると思いますので、仕様は最低限のもので十分です。舗装も不要です。」とも記載されていた[20150301 メール_お願い (** [地名] の件)]。当該社内メールには高浜町の要請に伴って駐車場の整備計画を立案する必要性が生じたことについては何ら記載されておらず、当該社内メールの内容に照らすならば、関西電力では、駐車場として活用したいから土地Aを賃借しようと考えたのではなく、先に土地Aを賃借する方針が決定され、後付けで駐車場の整備計画を作成していたという流れであったと考えられる。関西電力の担当者が、なるべく費用がかからないように最低限の仕様で済ませようとしていることも、駐車場として利用する必要性が高くなかったことを裏付ける事情である。

かかる経緯に照らすならば、関西電力が説明するとおりの高浜町の要請があったことは事実であり、高浜町の要請に伴って土地Aを整備する必要性が生じた側面があることは否定されないが、関西電力では、駐車場等として必要だから土地Aを賃借しようとしていたものではなく、森山氏からの要請を契機として土地Aを賃借する方針が決まり、後付けで駐車場として利用する方針が決定されたものであると考えられる。

③ 土地Aを駐車場として活用することについて疑義が示されていたこと

土地Aの賃借が決定した後、吉田開発によって土地Aの駐車場整備工事が進められたが、吉田開発による工事完了後、関西電力において土地Aを確認した結果、土地Aの駐車可能台数は当初の予定台数を半分以上下回り、また、大型の資機材の搬入や仮置きは難しいことが認められた[「高浜町** [地名] 地区」における「構外駐車場（賃借地）」の整備工事完了に伴う現地確認について]。

また、高浜発電所の役職員からも、整備工事完了後の土地Aについて、安全対策の観点から、そのまま駐車場等として利用することについては危険であるとの疑義を示されていた[20160830 メール_FW: 【業務連絡】「高浜町** [地名] ヤード（駐車場）他」の「整備工事完了」のお知らせ等]。ヒアリングによれば、具体的には、整備工事完了後の現地確認を実施した原子力事業本部の役職員によれば、土地Aはかなり嵩上げがされており、また、擁壁にクラック（亀裂やひび割れ）が入っていたことから、土地Aを全面的に使用することで土地が崩落して

しまう可能性が否定できないという事情があったとのことである。なお、土地Aが盛り土によって嵩上げされていることは、整備工事完了直後の土地Aの現地写真からも確認できる〔H280823**〔地名〕用地整備後写真〕。

以上のとおり、吉田開発によって整備された土地Aは、当初の予定に比して駐車場としての利用も資材置場としての利用も制限されていたものであった。

しかし、当委員会によるヒアリングによれば、当初の予定よりも土地Aの利用が制限される結果となった吉田開発の工事の結果に対して、関西電力から特段の苦情等の申し入れはしていないとのことである。

(3) 小括

以上の次第で、本件土地は実際に駐車場及び資機材置場として活用されており、関西電力による本件土地賃借の必要性がなかったとは認められないものの、最初に賃借した土地Aについては、関西電力として駐車場等として利用する必要性があったから賃借することを決めたものではなく、森山氏の要求に応じるために賃借する方針が決定され、後付けで駐車場の整備計画が立案されたものであると考えられる。

3 森山氏に情報提供した賃料（50万円）と実際の賃料（120万円）の差額の合理性

(1) 関西電力による社内調査の結果

当委員会による調査に先立って関西電力が大阪国税局の指摘を受けて行った社内調査によれば、本件土地の賃料単価の算定は、①国土交通省と福井県が公表した高浜町内の基準地価²⁰（高浜町内 8 地点の中で最も安い地点）をベースにしている、②基準地価 31,800 円/㎡に対し、個別要因を反映した約 7 割（=22,700 円/㎡）の水準を踏まえた 120 万円/月で交渉妥結した、③基準地価をベースにすることは認められている、ということであり、特に不合理なものではないとのことである。

(2) 当委員会による検討（本件で実施された算定の妥当性）

本件土地賃借にあたり、関西電力においては本件賃料の算定が実施されているところ、月額 120 万円という賃料は、当該算定の範囲内の金額となっている。以下、本件算定が社内規程に従ったものであるかを検討することにより、本件賃料の妥当性を検証することとする。

当該検証にあたっては、当委員会は不動産鑑定士である富田建氏に依頼し、2022

²⁰ ここでいう基準地価とは、公示価格・都道府県地価調査基準地価格であると判断される。

年 3 月 17 日付不動産鑑定評価書（以下「**本件鑑定書**」という。）及び同日付意見書（以下「**本件意見書**」という。）を受領している。

① 本件で実施された算定の概要

本件算定は、原子力事業本部の役職員により、「比準による算定」手法を用いて実施された。本件でいういわゆる比準による算定とは、ある算定対象地の賃料を検討するにあたり、既存の基準地から規範性が高いと判断される地点を選択し、当該地点（基準地）の価格を確認した上で、社内基準に従って当該地点（基準地）と算定対象地の地域要因及び個別要因²¹を比較することで、両土地の地域要因や個別要因の格差を数値化し、そこで算出された数値に基準地の価格とを掛け合わせることで、比準価格²²、すなわち算定対象地の適正金額を算出する手法である。例えば、地域要因及び個別要因の比較の結果、近隣地域が基準地の地域の 0.8 の地域格差と査定され、基準地の個別要因の増減価はなく対象地の個別要因の格差が近隣地域の標準的な画地に対して 0.9 であれば、基準地の価格に 0.8 と 0.9（ 0.8×0.9 は 0.72 であるので、結果として 0.72）を乗じた価格が比準による算定結果となる。

本件算定の結果は、比準価格算定表及び個別的要因算定表 1（住宅地）に記載のとおりであるが、概要は以下のとおりである。

本件では、まず、基準地を福井県大飯郡高浜町和田 111 宇地蔵筋 4 番（国土交通省地価公示価格「福井高浜-2」であり、以下「**本件基準地**」という。）と定めた。その上で、本件基準地は算定対象地（土地 A）の近接地域であるとの判断の下、比準価格算定表の注 3 の記載に従い、地域要因の比較はせずに個別要因の比較のみを行っている。個別要因の比較の詳細は「個別的要因算定表 1（住宅地）」に記載のとおりであり、算定対象地は住宅地であるという判断を前提として、住宅地用の算定表を用いて個別要因の比較を実施した。例えば、「最寄駅までの接近性」という項目についてみれば、本件基準地は若狭和田駅まで約 700 メートル²³、算定対象地は**〔駅名〕まで約 900 メートル²⁴であるところ、両者はいずれも（「優る」、「やや優る」、「やや劣る」、「劣る」ではなく）、「普通」と判断されたため、

²¹ 不動産鑑定評価基準上、正確には「個別的要因」というが、本報告書では社内規程の文言に従い、「個別要因」と表現する。

²² 本来は「規準価格」と呼ばれることが多いが、本報告書では社内規程の文言に従い、「比準価格」と表現する。

²³ なお、国土交通省の公示価格の情報によると当該地点は 750m である旨の記載があるため、そもそもこれを 700m と記載している点につき誤りがあるが、本件では比準価格算定表の記載に基づき 700m と表現する。

²⁴ なお、本件鑑定書を作成した不動産鑑定士によると**〔駅名〕から 1,000m 程度と判断されることであるが、本件では比準価格算定表の記載に基づき 900m と表現する。

両者に格差はないこととなり、数値化すると「0.0」と評価された。

全ての項目について比較検討が行われたところ、結果として、個別要因の補正率は71.4%となり、本件基準地の価格である31,800円/㎡の71.4%である22,705円/㎡が算定結果となった。

なお、比準価格算定表においては、「対象地付近に路線価等がある場合は、比準価格との均衡が保たれているか確認すること。」(注5)、「均衡していない場合の説明等を記載する。」(注6)と規定されているが、本件は「対象地付近に路線価等がある場合」に該当しないことから、均衡の確認は実施されなかった。

② 本件算定の妥当性に関する関西電力の説明

本件算定が各種社内規程に適合するものであるかについて、当委員会は、社内ヒアリングにおいて各種社内規程の解釈等について説明していた総務室用地グループの担当者らに対して直接ヒアリングを行い、説明を受けた。当委員会が関西電力より説明を受けた内容は以下のとおりである。

ア 土地等評価取扱要綱指針との整合性

まず、本件で比準による算定を実施することが許容される根拠は、土地等評価取扱要綱指針(平成21年3月30日平成20総用計要綱指針第2号。平成25年12月16日平成20総用計要綱指針第2号-6当時のもの。以下同じ。)の2.(2)の①(送電線路用地の取得および権利の設定)あるいは②(水力発電所のダム等の用地の取得および権利の設定)又は2.(3)(工事用地を借地する場合)に該当することによる²⁵。なお、総務室用地グループの担当者らによれば、2.(3)に該当する場合にも、比準による算定が許容されると解されるとのことである。つまり、2.(3)は、「工事用地を借地する場合の土地・建物等の評価に当たっては、次の定める評価も可とする。①路線価評価額または路線価評価額を補正等によって求めた価格 ②固定資産税評価額÷0.7」と定めているところ、「次に定める評価も可とする。」との文言からして、比準による算定方法によることを排除していないと解釈されるとのことである。

また、本件において、2.(3)②に定める「固定資産税評価額÷0.7」という計算が行われていないとしても、前述のとおり、2.(3)は文言上、「固定資産税評価額÷0.7」という評価も「可とする」と定めるにすぎず、かかる評価・計算を強制するものではないことから、これをしていないことをもって、土地等評価取扱要

²⁵ 当委員会は複数の担当者らに対しヒアリングを行ったが、本件は2.(2)の①あるいは②又は2.(3)のいずれに該当するといえるのかについて、一致した回答は得られなかった。

綱指針に違反しているとはいえない。もっとも、比準価格算定表の注5には、「対象地付近に路線価等がある場合は、比準価格との均衡が保たれているか確認すること。」との記載があり、このような記載からすると²⁶、比準価格（計算結果）と「固定資産税評価額÷0.7」との均衡を確認する方が望ましいとはいえるとのことである。

イ 基準地の選定

次に、比準による算定を行う場合には基準地を選定する必要があるところ、基準地の選定については、土地等評価取扱要綱指針別紙3の2.(2)において、「対象地と同一の用途を有する次の土地を基準地とする。ア 鑑定評価地（原則として3年以内のものとする。）イ 公示価格地 ウ 府県の基準地価格地」と定められている。本件基準地は、「対象地と同一の用途を有する公示価格地」に該当すると考えられる。ただし、「対象地と同一の用途を有する」との用語の定義や判断基準については同指針に記載されておらず、「対象地と同一の用途を有する」といえるかは総合的に判断される²⁷。

なお、基準地の選定についてのルールは土地等評価取扱要綱指針別紙3の2.(2)に記載されているのみであるから、対象地の近隣の固定資産税標準宅地を基準地として選定しないことをもって、同指針に違反していることにはならない。

ウ 本件基準地の「近接地域」²⁸該当性

上記(1)で述べたとおり、本件基準地は算定対象地の近接地域であると判断された。近接地域の定義は、「比準価格算定の手引き」14頁に定められており、「評価対象地を含み、居住、商工業活動等が地域的に一つのまとまりを示している地域」をいうとされている。

本件では、算定対象地と本件基準地とは8km程度離れているものの、高浜町の規模に鑑みれば、高浜町全域が同一の商業圏・経済圏にあるとしても不合理とまではいえず、両者が高浜町という一つの町内に存在する土地であることをもつ

²⁶ 比準価格算定の手引き 13 頁には、「算定した比準価格の検証に使用する路線価、固定資産評価額とはなんですか。」との Q&A が掲載されている。この記載からすれば、比準価格算定表の注 5 にいう『路線価「等』』とは、路線価及び固定資産税評価額を指すものと考えられる。

²⁷ 「対象地と同一の用途を有する」とは具体的にどのような場合を指すのかについて、当委員会がヒアリングしたところ、「付近の状況、駅からの近さ、主要幹線道路からの近さ等からして商業圏又は工業圏が同一であることをいう」と回答した者のほか、「土地の用途の区分（住宅地か商業地か）が同一であることをいう」と回答した者もあり、見解の一致は見られなかった。

²⁸ 不動産鑑定評価基準上、正確には「近隣地域」というが、本報告書では社内規程の文言に従い、「近接地域」と表現することがある。

て、これらを近接地域と判断したとしても直ちに不合理であるとまではいえない。

エ 個別要因の比較

本件基準地は近接地域に該当すると判断されたことから、算定対象地と本件基準地との間の地域要因の比較は行われず、個別要因の比較のみが行われたところ、本件では「個別的要因算定表 1 (住宅地)」に即して個別要因の比較が行われた。工業地用ではなく住宅地用の算定表を用いたことについては、工業地とは工場が立ち並んでいるような土地を指すものであるところ、算定対象地はそのような土地ではなく、また、算定対象地は更地として整備・造成されており、宅地見込地という意味で住宅地と見ることも不合理ではないことから、住宅地用の算定表を用いたこと自体に問題はない。

本件で実施された個別的要因の比較において、「街路条件」・「交通接近条件」・「環境条件」内の項目が全て「0.0%」と記載されている、すなわち差異がないと判断されていることについては、疑義を差し入れる余地はあるものの、これらを全て0.0%と評価することも、全くあり得ないことではない。結論として、個別要因の補正率が71.4%とされたことが直ちに不合理であるとはいえない。

なお、総務室用地グループの担当者らによれば、算定を行うにあたっては担当者みでの判断に依拠するというのではなく、担当者より上位の役職者のチェックも入るのが通常であるとのことである。また、担当者だけでなく担当者的上長も現地の状況を確認したうえで算定を行うものであり、担当者のみが現地を見て評価を行うことは考え難いとのことである。

オ 「対象地付近に路線価等がある場合」の該当性

上記(1)で述べたとおり、本件は「対象地付近に路線価等がある場合」には該当しないと判断された。

比準価格算定表の注5に記載の「路線価等」の意味についてであるが、前提として、ここにいう「路線価」とは相続税路線価を意味すると考えられている。ただし、「路線価」が「相続税路線価」を指すことについての定義規定は社内規程には存在しない。

次に、比準価格算定表自体には、基準地と評価対象地の「比準価格」、「路線価」及び「固定資産評価額」を比較する欄が設けられている一方、固定資産税標準宅地という用語については特に記載されていないことからすると、「路線価等」には、相続税路線価のほか、固定資産(税)評価額が含まれると考えられ、固定資産税標準宅地は「路線価等」には該当しないと考えられる。したがって、

対象地付近に固定資産税標準宅地があったとしても、当該固定資産税標準宅地と対象地の比準による算定結果との均衡を確認しなかったことをもって、比準価格算定表に定めるルールに違反しているとはいえない。もっとも、対象地付近に固定資産税標準宅地が存在するのであれば、固定資産税標準宅地と算定結果とを比較することが望ましかったといえる。

カ 「均衡」の意味

仮に「対象地付近に路線価等がある場合」に該当する場合には、比準価格算定表に記載に従い、比準価格との均衡が保たれているのかを確認する必要がある。ここにいう「均衡」とは、基準地と対象地の比準価格、路線価、及び固定資産評価額の比率を検討し、これらの比率の不等号の向きが全て同一であれば「均衡」と判断する。他方で、総務室用地グループの担当者らによれば、不等号の向きが同一でありさえすれば何の問題もないという意味ではなく、不等号の向きが同一だとしても、比率に大きな差がある場合には、基準地の選定が不合理であること等により算定結果が不合理であることを意味すると考えられることから、そのような場合には算定をやり直す場合もあるとのことである。ただし、「比率に大きな差がある場合」とはどのような場合かを一義的に定めることは困難であるとのことである。

なお、比準価格算定表の注 4 には「価格差が 30%を超える場合は鑑定評価をとること。」と定められていることから、(地域要因及び)個別要因の比較を実施し、数値化された価格差が 30%を超えた場合には鑑定評価を実施することとなる。そのため、総務室用地グループの担当者らによれば、均衡を確認しないとしても、一定の場合には鑑定評価を実施することになる以上、一定の歯止めは存在すると認識しているとのことである。

③ 本件算定の社内規程適合性に関する本件意見書の概要

本件算定が各種社内規程に適合するものであるかについて、当委員会は、不動産鑑定士による本件意見書を受領している。本件算定の社内規程適合性に関する本件意見書の概要は以下のとおりである。

ア 土地等評価取扱要綱指針との整合性

本件土地賃借は土地等評価取扱要綱指針 2.(3)にいう「工事用地を借地する場合」に該当するところ、「固定資産税評価額÷0.7」との計算を実施する必要がある。固定資産税評価額は所有者でなければ本来的には知り得ないが、高浜町の税務課固定資産税担当に赴けば近隣の固定資産税標準宅地は簡単に聴取可能であ

り、ここから固定資産税評価額を推定することが可能である。

このような方法により推定した固定資産税評価額を基に、固定資産税評価額÷0.7との計算を実施せず、また、当該計算結果と本件算定結果について何の検討もしていないことは著しく不合理である。

イ 基準地の選定

そもそも地価公示法上、算定対象地は公示区域の範囲外であるから、不動産鑑定士による不動産の鑑定評価に際しても公示価格等を規準とする義務はなく、また、公示区域の範囲外である土地について公示価格等を規準とすることは無理がある。

本件では対象地の更地価格査定に際して公示地「福井高浜-2」を基準地として選択して比較検討を行っているが、本来的には公示地「福井高浜-2」を初めとする公示地や都道府県地価調査基準地を比較検討の対象として選択することに無理があることは、高浜町内に存在する公示価格等の地点の立地・法規制の内容や、高浜町内に存在する公示価格等の地点の繁華性・建物の密集の程度が算定対象地と全く異なる（格差が著しい）点からも明らかである。

ウ 本件基準地の「近接地域」該当性

近隣地域の範囲は比較的その範囲が大きい傾向にある大規模工業地であってもせいぜい対象不動産を基準に数百 m 程度以内の範囲に収めることが通常であり、住宅地や商業地の場合は長くとも概ね 200m 以内の範囲で収めることが通常である。現に、「福井高浜-2」の令和 3 年度鑑定評価書の近隣地域の範囲は当該公示地から「東 70m・西 105m・南 55m・北 30m」の範囲と判定されている。

これに対し、本件基準地は算定対象地から約 8km も離れた土地であり、本件基準地を近隣地域内に該当すると判断し、地域要因の比較検討を省略して地域格差がないと査定することは無理があり、非常識と言わざるを得ない。

エ 個別要因の比較

「個別的要因算定表 1（住宅地）」に即して個別要因の比較が行われているが、算定対象地は住宅用途や店舗・事務用途ではないことから住宅地や商業地と扱うべきではなく、作業場としての利用を企図しているため、工業地とすることが適切であるから、工業地用ではなく住宅地用の個別的要因算定表を用いたことは不適切である。

次に、住宅地用の算定表に基づく個別要因の比較について、不適切な点は以下のとおりである。①最寄り商店街への接近性は車で 10 分と車で 5 分の格差がある

にもかかわらずこれを同等に扱っていること、②土地A及びBの幅員は4mではなく7.5mであること、③本件基準地は住宅地内の土地であるのに対し、算定対象地の周囲には住宅はなく、畑や遊休地が広がっている状況であったにもかかわらず、隣接地の利用状況を対等に評価していること、④本件基準地の地積と土地A又はBの地積は34倍以上も異なるにもかかわらず、「劣る」ではなく「やや劣る」と緩い格差査定としたこと、⑤土地Aは敷地内にかなりの高低差がある段差があるが、「地勢・地質・地番等」で、純粋な平坦地である本件基準地との比較で「劣る」と判定していないこと、及び⑥街路条件、交通・接近条件、環境条件について全て同等と評価していること等である。

オ 「対象地付近に路線価等がある場合」の該当性

土地A、B及びC付近は相続税路線価の設定がないため、相続税路線価との比較検討ができないのは仕方がないとしても、対象となる土地の課税価格算定の基礎となる固定資産税標準宅地と、公示地「福井高浜-2」の固定資産税路線価との比較検討は可能であり、これをすべきであった。

カ 「均衡」の意味

比準価格と路線価等の均衡の検討に際しては、単に不等号の向きのみで検討するのではなく、例えば開差の幅が80～125%の幅に収まらなければ再検討をすべき旨を指示する等、その開差の許容の幅を新たに定めるべきである。

④ 本件算定の妥当性に関する検討

上記(2)の関西電力による説明及び上記(3)に概要を記載した本件意見書も踏まえ、本件算定の社内規程適合性について検討する。

ア 土地等評価取扱要綱指針との整合性

まず、本件で比準による算定を実施したこと自体が社内規程である土地等評価取扱要綱指針に反するかを検討する。この点について、関西電力は、2.(2)の①(送電線路用地の取得および権利の設定)あるいは②(水力発電所のダム等の用地の取得および権利の設定)又は2.(3)(工事用地を借地する場合)に該当することから、比準による算定が許容されると説明する。

しかし、土地Aは資機材置場及び駐車場として利用することを目的として賃借したものであり、少なくとも、送電線路用地及び水力発電所のダム等の用地として賃借したものではないから、2.(2)の①又は②に該当するとの解釈は採り得な

い。

他方、本件土地賃借が「工事用地を借地する場合」(2.(3))に該当するかについては、ここにいう「工事用地」の定義規定がないため一義的に明らかではないが、土地Aが工事の際に使用する資機材置場としての利用も想定されていたものであることも踏まえると、本件土地賃借が「工事用地を借地する場合」に該当すると判断したことは合理的である。

その上で、2.(3)に該当する場合は、「次の定める評価も可とする。」と定められている。まず、冒頭規定である2.(1)が「土地・建物等の評価に当たっては、不動産鑑定会社による鑑定評価を原則とする。」と定めていることから明らかのように、2.(1)は、不動産の評価は鑑定評価が原則であることを定めた原則規定である。そのため、2.(3)は2.(1)の例外を定めた例外規定であると解釈するのが自然である。また、2.(2)は、「次の事項に該当し、下記4に定める算定方法に基づく算定の結果、対象地と基準地との価格差が時点修正率を除いて30%以内の場合には、比準により行うことができるものとする。」と定めており、これも、条文構造上2.(1)の原則規定に対する例外規定であることは明らかである。つまり、2.(2)及び2.(3)はいずれも、2.(1)という原則規定に対する例外規定であるといえる。

その上で、関西電力は、2.(3)に該当する場合には2.(2)も適用することができる、すなわち比準による算定を行うことが許容されると説明する。しかし、2.(2)は要件を「次の事項に該当し、下記4に定める算定方法に基づく算定の結果、対象地と基準地との価格差が時点修正率を除いて30%以内の場合」と明確に定めているのであり、2.(3)の要件に該当したからといって2.(2)の要件を充足することにはならない。そもそも文言上、2.(3)の要件に該当する場合には2.(2)の適用も可能であるとは読み取れない。2.(2)と2.(3)は、要件も効果も異なっており、別個の視点・理由から設けられた例外規定であることが明らかであり、両者は独立した並列関係にある。したがって、実質的に解釈しても、両者が包含関係にあるとか、一方が他方の加重類型に当たるなどということはいえないのであって、2.(3)に当たる場合に当然2.(2)にも当たることになるという解釈は導きようがない。

以上より、2.(3)の要件に該当するからといって当然に2.(2)も適用することができるという関西電力の解釈には理由がない。

よって、本件で比準による算定を実施したこと自体、土地等評価取扱要綱指針に反するといえる。本件では不動産鑑定業者による鑑定評価を実施するか、又は高浜町税務課での聴取を踏まえた上で固定資産税標準宅地等から固定資産税評価額を推計計算等した上で土地Aの評価を実施するべきであった²⁹。

²⁹ なお、社内資料においては、賃料を概算する方法の一つとして「固定資産評価額からの算出」があ

イ 基準地の選定

上記アで述べたとおり、本件土地賃借において比準による算定を実施したこと自体が社内規程に違反するものであるが、仮に比準による算定が許容されるとしても、本件算定における基準地の選定が妥当であったかについて検討する。

前述のとおり、本件基準地は地価公示地であることから、土地等評価取扱要綱指針別紙 3 の 2. (2)イに定める「公示価格地」に該当するといえる。もっとも、本件基準地が「対象地と同一の用途を有する」と判断したことについては、結論として不合理と評価せざるを得ない。

そもそも、「比準」とは、比準されるものが、類似する特定のあるものを基準ないし標準として、見積もられあるいは定められるものをいう〔角田禮次郎ほか編『法令用語辞典』(学陽書房、第10次改訂版、平成28年) 653頁〕。すなわち、比準による算定を行う前提として、基準地は対象地と「類似する土地」である必要がある。そのため、土地等評価取扱要綱指針別紙 3 の 2. (2)が、基準地の要件として「対象地と同一の用途を有する」と定めるのも、基準地が対象地と類似する土地であることを前提とすることを意味すると考えられる。

しかし、本件意見書においても指摘されているとおり、土地Aは都市計画区域外で公示区域の範囲外である土地であるのに対し、本件基準地は純粋な住宅地である。また、地積規模についても両者の間には 34 倍強もの格差がある。両者の間には周辺環境や利用状況に大きな差があることは明白であり、土地Aと類似する土地であるとは認定し難い。加えて、本件鑑定書に添付された土地Aを含む本件土地及び本件基準地の写真も踏まえれば、専門家でなくとも両土地の周辺環境が全く異なるものであることは自明であり、両者を類似する土地であると判断し、両者の比準をもって算定を行うことは著しく不合理な判断であったと言わざるを得ない。

ちなみに、本件土地賃借が社内で問題視された後である 2021 年 1 月 21 日当時、関西電力送配電株式会社（以下「**関西電力送配電**」という。）の用地部内では「比準をするに当たっての基準地の選定が甘いということは用地と言わざるを得ない」との記載が含まれた電子メールがやり取りされており、基準地の選定は不相当であると認識されていた〔20210121 メール_RE: 先ほどの資料〕。ヒア

ることが記載されており〔平成 27 年 3 月 2 日「高浜町**〔地名〕用地の土地賃貸借について〕、また、総務グループ内の社内メールにおいても、「土地借り入れに必要な情報については、相手方の総務担当に確認のうえ、以下の資料をいただくよう調整する。(1)固定資産評価額が分かる資料…」との記載もあったことからすると〔20150311 メール**〔地名〕用地の賃貸借について〕、関西電力においても、本来、固定資産税評価額が調査すべき対象に含まれることは認識していたと考えられる。ただし、本件土地賃借の過程において、関西電力が本件土地の固定資産税評価額を把握していた事実（ひいては、当該事実を知りながら敢えて本件算定において固定資産税評価額を考慮しなかった事実）を裏付ける証拠等は発見されていない。

リングによれば、当該電子メールについて、関係する役職員は、「今回の土地の近くには固定資産税標準宅地が存在しており、そことの均衡を鑑みると、今回の比準の算定には不合理な点があったのではないかと思われた。そのため、そもそも遡って基準地の選定に不合理な部分があったのではないかとの感触を抱いた。」「別の場所を基準地としていけば結果が変わったのではないか。」などと事後的な認識として述べており（ただし、当該発言者が本件算定に社内規程違反が存在したことを認めたものではない。）、社内的に見ても、当該基準地の選定には疑義が存在していた。

これに対し、当委員会のヒアリングにおいて、本件算定を担当したヒアリング対象者からは「基準地の選定にあたって他に適切な土地がなかった」旨の弁明がなされた。しかし、本件意見書においても指摘されているとおり、算定対象地の近隣の土地（**〔地名〕）には固定資産税標準宅地が指定されており、当該固定資産税標準宅地の内容については高浜町の税務課固定資産税担当に赴けば簡単に聴取可能な状況にあった。そのため、基準地の選定にあたって他に適切な土地がなかったという事情はそもそも存在しない。また、仮に、社内規程上、固定資産税標準宅地を基準地とすることが想定されていなかったのだとしても、土地等評価取扱要綱指針 2. (1)は、「土地・建物等の評価に当たっては、不動産鑑定会社による鑑定評価を原則とする。」と明記されている。したがって、基準地の選定にあたって適切な土地が存在しないのであれば、社内規程に照らしても、そもそも比準による算定を行わず、鑑定評価を実施すべきであったと考えられる。さらに、当委員会によるヒアリングによれば、本件算定を担当した担当者らは、本件基準地の現場確認すらしていないとのことである。そのため、本件基準地が基準地として適当であるかどうかを真摯に検討していないと疑われ、当時、「他に適切な土地がなかった」のかどうかを認識・検討すらしていなかったと疑われる。

以上のとおり、上記弁明は前提が異なる上、説得力に欠けるものであると言わざるを得ない。

よって、本件基準地が「対象地と同一の用途を有する」ものであると判断し、本件基準地を基準地として選定したことも、土地等評価取扱要綱指針に違反するものであるといえる。

なお、本件意見書においても指摘されているとおり、本件算定にあたって作成された比準価格算定表には、土地Aの土地種別について市街化調整区域と記載されているが、これは明らかに誤りであり、実際には土地Aは都市計画区域外の土地である。土地Aを市街化調整区域と記載したことが単なる誤記であるのか、あるいはそのように誤認していたのかについては証拠上明らかではなく、また、かかる誤記又は誤認が本件基準地の選定に悪影響を及ぼしたのかは不明であるが、土地Aを市街化調整区域と誤認したことによって、公示価格地である本件基準地を基準地として選定することも許容されると判断した可能性があることから、念

のため付言しておく。

ウ 本件基準地の「近接地域」該当性

上記ア・イで述べたとおり、本件において比準による算定を実施したこと自体が社内規程に違反するものであったといえるが、仮に比準による算定を実施し、また、本件基準地を基準地として選定したことが許容されるとしても、本件基準地を対象地域の近接地域に該当すると判断し、地域要因の比較を行わなかったことは不合理であると考えられる。

前述のとおり、そもそも近接地域は、「比準価格算定の手引き」上、「評価対象地を含み、居住、商工業活動等が地域的に一つのまとまりを示している地域」をいうと定義されている。この点について、本件意見書によれば、近隣地域の範囲は比較的その範囲が大きい傾向にある大規模工業地であってもせいぜい対象不動産を基準に数百 m 程度以内の範囲に収めることが通常であり、住宅地や商業地の場合は長くとも概ね200m以内の範囲で収めることが通常であるとのことである。現に、「福井高浜-2」の令和 3 年度鑑定評価書の近隣地域の範囲は当該公示地から「東 70m・西 105m・南 55m・北 30m」の範囲と判定されている。

これに対し、本件基準地は算定対象地から約 8km も離れた土地である。当該距離関係だけをみても、本件基準地を近隣地域と判断することは著しく不合理な評価であると言わざるを得ない。

また、本件意見書においても指摘されているとおり、本件基準地は住居が密集している集落地域であるのに対し、算定対象地は周囲に住居等が見受けられず、周囲には畑や遊休地等が見られる土地である。両者の土地の居住状況（繁華性）が全く異なるものであることは明白であるといえ、少なくとも、居住地域として一つのまとまりを示す土地であるとは到底評価できないと考えられる。したがって、比準価格算定の手引き上の定義からしても、両者の土地が「居住、商工業活動等が地域的に一つのまとまりを示している」と判断したことは著しく不合理であると言わざるを得ない。

よって、本件基準地が近隣地域に該当すると判断したことは裁量を逸脱した著しく不合理なものであり、社内規程に違反するものであると考えられる。

エ 個別要因の比較

上記ウで述べたとおり、本件基準地は近隣地域に該当しない以上、本来は個別要因の比較だけでなく地域要因の比較も行う必要があったのであるが、その点を措くとしても、本件でなされた個別要因の比較にも不合理な点が存在している。

まず、「個別的要因算定表 1（住宅地）」に即して個別要因の比較が行われたこ

とについては、本件意見書によれば、算定対象地は住宅用途や店舗・事務所用途ではないことから住宅地や商業地と扱うべきではなく、作業場としての利用を企図しているため、工業地とすることが適切であるから、工業地用ではなく住宅地用の個別的要因算定表を用いたことは不適切であったとのことである。これに対し、関西電力の説明によれば、工業地とは工場が立ち並んでいるような土地を指すものであり、また、算定対象地は宅地見込地という意味で住宅地と見ることも不合理ではないことから、住宅地用の算定表を用いたこと自体に問題はないとのことである。専門家によって作成された本件意見書の上記見解に特に不合理な点はないことからすると、本来、工業地用の個別的要因算定表を用いて個別要因の比較を行うべきであったと考えられる。他方で、「住宅地」や「工業地」について社内規程上明確な定義規定が置かれておらず、また、関西電力による説明も直ちに不合理とまでは言えないことを踏まえると、住宅地用の算定表を採用したこと自体が著しく不合理であり、社内規程に違反するとまでは言い難い。したがって、住宅地用の算定表を用いたこと自体が当時の社内規程に違反するとまではいえない。

次に、住宅地用の算定表に基づく個別要因の比較について、本件意見書において指摘されている事項のうち、当委員会として著しく不合理と判断した箇所は具体的には以下のとおりである。①最寄り商店街への接近性は車で10分と車で5分の格差があるにもかかわらずこれを同等に扱っていること、及び②本件基準地は住宅地内の土地であるのに対し、算定対象地の周囲には住宅はなく、畑や遊休地が広がっている状況であったにもかかわらず、隣接地の利用状況を対等に評価していることである。これらについては同等との評価が一見明白に不合理であり、著しく不合理な評価であると言わざるを得ない。

オ 「対象地付近に路線価等がある場合」の該当性

本件では、「対象地付近に路線価等がある場合」には該当しないと判断しているが、比準価格算定表にいう「対象地付近に路線価等がある場合」には該当しないとの判断は不合理とはいえない。

明示はされていないものの、比準価格算定表の記載からして、ここにいう「路線価等」とは（相続税）路線価及び固定資産評価額を指すと解することが可能であり、固定資産税標準宅地がそれに含まれるとまでは断言できないと思われる。

したがって、算定対象地の付近に固定資産税標準宅地があるとしても、「対象地付近に路線価等がある場合」には該当しないと判断し、固定資産税標準宅地との均衡を確認しなかったこと自体が社内規程に違反するとはいえない³⁰。

³⁰ ただし、本件意見書においては、固定資産税標準宅地の存在を考慮していない点で社内規定そのものに不備があると指摘できる旨、付言されている。

カ 小括

以上述べたとおり、本件においてそもそも比準による算定を実施したこと自体が社内規程に違反するものであった。また、仮に比準による算定を実施することが許容されるとしても、本件算定における基準地の選定、近隣地域に該当するとの判断、及び個別要因の比較は裁量を逸脱した著しく不合理なものであり、それらも社内規程に違反するものであったと考えられる。

(3) 当委員会による検討（恣意的な算定が行われたとの疑義）

上記(2)において検討したとおり、本件算定は社内規程に違反しており、その結果として本件土地の賃料単価は不当に高く算定されていると考えざるを得ない。

そこで、当委員会では、本件算定が120万円という賃料が許容されるとの結果を作出するために恣意的に（意図的に）行われたものでないかについても、検討を行った。

この点について、当委員会による原子力事業本部の役職員へのヒアリングによれば、恣意的な算定は行っていないとのことである。また、原子力事業本部の役職員が恣意的に本件算定を行ったことを裏付ける直接的な証拠も発見されていない。

しかし、土地Aの賃貸借に関する交渉の経緯を見ると、関西電力では、森山氏及び吉田開発から、土砂処分場として土砂を搬入した後の土地Aを関西電力で賃借するよう要求され、その賃料として月額200万円という極めて高額な要求を受けたことから、土地Aの賃料を関西電力が相当と考える金額（50万円/月）から引き上げるべく、結論ありきでの算定を実施し、土地Aの賃料を120万円/月とした上で、さらに、吉田開発の要求額（200万円/月）との差額を埋めるために、B倉庫の管理業務（30万円/月）及びアクセス道路の巡視業務（約100万円/月）を吉田開発に発注した可能性が極めて高いと考えられる。当委員会がそのように考える理由は、以下のとおりである。

① 森山氏の要請を受けて土地Aを賃借する方針が決まったこと

第3編第2章2で述べたとおり、本件土地賃借は実態のないものではなく、一定の必要性はあったものと認められるものの、関西電力として駐車場等の用地を必要としていたから土地Aを賃借したものではない。

関西電力では、安全対策工事が本格化した後の2015年2月の時点においても、土地Aを賃借しなければならない必要性は感じておらず、むしろ、土砂を搬入した後の土地Aを借り上げてほしいという森山氏の要請に対し、「難しい」と回答していた。ところが、2015年3月1日になって、急遽、森山氏の要求に応じて土地

Aを賃借する方針を決め、後付けで駐車場等の整備計画を準備したという経緯であったものと認められる。

② 吉田開発が土地Aの賃料を200万円と主張してきたこと

第2編第4章2で述べたとおり、関西電力総務グループは、森山氏から要請を受けた原子力事業本部の副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）の指示を受け、関西電力から吉田開発に対する平成16年に実施した土地の譲渡価格、関西電力が土地Aの周辺で賃借している物件の賃借料、及び固定資産評価額から土地Aの賃料の概算を行い、土地Aの概算借地料は1㎡あたり24円～62円の幅であると算定しており「高浜町**〔地名〕用地の土地賃貸借について」、2015年3月5日付の社内文書においても、土地Aの賃料は50万円を予定していると記載されていた「**〔地名〕（東側）地点の土砂搬入および活用方法について」。

しかし、2015年3月11日、関西電力の原子力事業本部の役職員が吉田開発の担当部長と面談し、吉田開発に対して土地Aの賃料見積書の提出を依頼した後「20150311 メール **〔地名〕用地の賃貸借について」、同年5月1日に原子力事業本部の役職員から部下に対し、関西電力として土地Aの賃借料をいくらまで上げられるかスタンスペーパーを作成するようという指示が出され「20150501 メール ご連絡（情報共有）」、これを受けて作成された同月12日付の社内資料では、上限値として月額80万6,000円×12ヶ月＝967万2000円（※ ただし、若干の+αは交渉次第）と記載されている「2015年5月12日付「高浜町**〔地名〕用地の土地借り入れについて」。

以上の経緯から、関西電力としては、もともと月額50万円程度を想定していたものの、吉田開発から高額の見積書が提示されたことから、上限としていくらまで許容できるかの検討を開始していたことがわかる。

その後、原子力事業本部の役職員らは、2015年6月9日に関電プラントを往訪し、関電プラントを経由して吉田開発に対しB倉庫の賃貸・管理を委託したいと依頼しているが、その背景事情として、吉田開発の土地を駐車場として賃借する方向で交渉を行っており、関西電力としては50万円/月程度を考えていたが、相手は200万円/月を譲らず、価格の折り合いがつかないと説明していた「2015.6.10**〔地名〕用地倉庫運営管理業務委託に関する懸案事項他」。

さらに、原子力事業本部総務グループでは、2015年8月3日、2015年3月2日付の「高浜町**〔地名〕用地の土地賃貸借について」と題する文書をアップデートし、土地Aの概算借地料を月額200万円とする検討結果を追記するとともに、もともと記載されていた「（月額）24円/㎡～（月額）62円/㎡の幅で対応することにしたい。」「54万6,000円と概算される」という記載をいずれも削除し

ている。かかる修正を行った理由について、2015年8月3日付の文書を作成したと自認する原子力事業本部の役職員は、当委員会のヒアリングに対し、原子力事業本部の役職員から賃貸人側が月額200万円という金額を提示していると聞いたことを契機として作成したものであると述べている。

以上の経緯に照らすならば、関西電力では、土地Aを賃借するという方針が決まった際、土地Aの賃借料として月額50万円程度を想定していたが、吉田開発より月額200万円という高額な要求を受け、折り合いがつかなかったことから、関西電力として許容できる上限まで土地Aの賃借料を引き上げることを検討していたものと認められる。

③ 吉田開発要求額（200万円）との差額を埋めるため業務委託を行ったこと

第2編第4章3で述べたとおり、関西電力は、2015年6月、関電プラントに対し、関電プラントを経由して吉田開発に対してB倉庫の管理業務を委託する方針について説明し、関電プラントと協議を開始している。その際に関電プラントが作成したメモには、①関西電力は吉田開発の土地を駐車場として賃借する方向で交渉を行っているが、関西電力として50万円/月程度を考えているのに対し、相手は200万円/月を譲らず、折り合いがつかない、②土地賃借については路線価と相場がはっきりしていることから、60万円/月が限度と考えており、不足分の140万円/月を捻出するため、B倉庫の管理業務を発注することを考えている、という趣旨の説明を受けたことが記載されている〔2015.6.10**〔地名〕用地倉庫運営管理業務委託に関する懸案事項他〕。

その後、関西電力と関電プラントの間で協議が進められ、関西電力から関電プラントに対し、①B倉庫は関電プラントが吉田開発に発注して建設すること（発注金額：1.5億円）、②B倉庫の管理については、関西電力が関電プラントに発注し、関電プラントが更に吉田開発に発注するスキームとすること、③関電プラントから吉田開発に対する管理委託費は（A倉庫と同程度の内容で）300,000円とすること、などの方針が順次伝えられた〔104_関西電力(株)原子力事業本部経理グループからの依頼メモ〕、〔2015年7月23日付「防災・非常災害等に備えた倉庫の確保について」〕、〔2015年7月27日「**〔地名〕用地における関電貯蔵品倉庫管理に関する打合せメモ」〕。

そして、上記方針に従ってB倉庫は建設され〔091_**〔地名〕B倉庫建設に関する経緯〕、2016年4月より吉田開発に対して**〔地名〕B倉庫の管理業務が委託されている。

また、関西電力は、2015年8月24日付高浜発電所内の稟議決裁及び2015年8月25日付大飯発電所内の稟議決裁に基づき、2015年9月1日から吉田開発に対して両発電所のアクセス道路の巡視業務を発注しており〔相談メモ、H27高浜りん

議、H27 大飯りん議など]、その委託費用は、両発電所ともに年間 586 万 8,000 円（両発電所合計 1,173 万 6,000 円、月額当たり 97 万 8,000 円）である [相談メモ]。

これらの業務委託に関しては、原子力事業本部の役職員が副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）及び副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城氏）に送信した 2016 年 4 月 13 日付メールに添付された文書において、土地 A の賃貸借とともに経緯説明が記載されており、「先生からの要求：賃料を 50 万円／月から 200 万円／月への増額」に対する関西電力の回答として「当社回答：賃料は 50 万円／月から 120 万円／月に増額 アクセス道の巡視で約 100 万円／月（利益ベースでは月 50 万円） ** [地名] に建設した貯蔵品倉庫の管理業務 30 万円／月（KP 経由）（その他として倉庫の建設 1.5 億円、KP 発注）」と記載されている [20160413 メール_TV 会議での相談メモ]、[相談メモ]。

そのほか、関西電力が森山氏への説明用として作成していた塩浜工業・吉田開発に対する発注工事一覧表でも、高浜地元企業に対する平成 27 年以降の発注一覧の「その他」の項目として「H27.9～ 高浜・大飯 山道巡視（安全対策）委託料 50+50=100／月」「H28.7～ ** [地名] 地点駐車場（安全対策用）賃料 当初 50 + 追加 70 = 120／月」と記載され [2016 年 11 月 1 日付の社内メールに添付された「敦賀高浜地元約束一覧【取扱注意】と題する資料」、[2017 年 1 月 6 日付けの社内メールに添付された「高浜地元企業 約束一覧」と題する資料]、2017 年 6 月 13 日の社内会議用に作成された資料でも、上記の記載に加えて赤字で「H28.4～ ** [地名] 貯蔵品管理 委託料 30／月」と記載されている [** [地名] 用地の活用 (** [社名] + ** [社名] + 柳田) 29 年 6 月 13 日 TV 会議用」と題する資料]。

以上の経緯に照らすならば、関西電力は、土地 A の賃料交渉に当たり、吉田開発の主張する金額（200 万円／月）と関西電力として許容できる上限額の差額を埋めるため、吉田開発に対して B 倉庫の管理業務及びアクセス道路の巡視業務を委託していたことは明らかである。

そして、土地 A の賃料についても、もともと関西電力が想定していた金額は 50 万円／月であり³¹、その後の森山氏への説明資料に「当初 50 + 追加 70 = 120／月」と記載している以上、関西電力としては、本来あるべき賃料相当額から「追加」（＝増額）したという認識を有していたものと認めるのが相当である。

³¹ 関西電力は賃料を 50 万円／月と想定していたことに加えて、2015 年 6 月 9 日時点で、賃料の上限額について、「土地賃借については路線価と相場がはっきりしていることから、60 万円／月が限度と考えている。」との認識を有していたことも指摘できる（2015.6.10 ** [地名] 用地倉庫運営管理業務委託に関する懸案事項他）。

④ 土地Aの賃料（120万円）の指示を受けた後で本件算定を行っていること

第2編第4章4(1)で述べたとおり、土地Aの賃料の算定については、2016年5月18日に原子力事業本部の役職員から部下に対し、賃料額（120万円）及び始期（2016年6月1日）を伝えられた上で、賃貸借契約を早々に進めてほしいという指示が出されており「20160518メール_** [地名] 用地に係る賃貸借契約について」、かかる指示を受けた後に算定の作業が開始されている。

一般的な算定作業の流れとしては、賃借したい土地について客観的に社内規程に従って賃料の相場を算定し、当該相場の範囲内で相手方と交渉した上で賃料額が決定するものである。原子力事業本部の役職員も、当委員会によるヒアリングにおいて、算定が行われる以前に具体的な賃料が示されたことは例外的な事態であったことを認めている。

にもかかわらず、土地Aの賃貸借においては、先に上司から賃料額（120万円）が示された上で算定作業を開始しているのであり、部下において算定結果をこの金額に合わせるモチベーションが働いていたことが強く疑われるといわざるを得ない。現に、当委員会によるヒアリングにおいても、当該部下は、「120万円という金額に合わせるために算定を行ったということはないが、120万円という金額の妥当性を検証した、という感じである。120万円という金額を念頭に置いて算定を行い、120万円が許容範囲に含まれることを確認したというイメージである。」と述べており、一から算定を行うというよりも、120万円という金額を念頭に置いて算定を行ったものであることを認めている。

また、当委員会によるフォレンジック調査の結果、2019年9月27日（※ いわゆる金品受領問題がマスコミ等で大きく報じられていた当時）の原子力事業本部の役職員のメールが発見されており、そこでは「(注：吉田開発から) いろんなとこ借りてますわ。高値で」、「偉いさんが価格決めてきて、これで契約書付くって(原文ママ) 言われるがまま」などと記載されている。すなわち、当該原子力事業本部の役職員は、社内でのメールにおいて、関西電力の上層部が（森山氏と）決めてきた価格を告げられ、それに合わせて算定を行い、「高値」で賃借したケースが複数あることを事実上認めていた「2019.9.27メール」。

以上によれば、本件算定についても、原子力事業本部の役職員から賃料は120万円という指示を受け、当該金額に合わせて結論ありきで算定を行っていたものと認めるのが相当である。

(4) 小括

以上述べたとおり、本件算定は比準による算定という算定手法を採用している点で社内規程に違反しており、また、比準による算定の過程においても社内規程に違

反する部分が存在していた。さらに、本件算定は、部下が上司から賃料 120 万円という指示を受け、当該金額に合わせて結論ありきで算定を行っていたものと認められ、また、120 万円という土地Aの賃料は、先方要求金額（200 万円）に合わせるために他の委託業務と組み合わせて決定した可能性が高い。

付言すると、本件鑑定書によれば、土地Aの適正賃料（価格時点平成 28 年 7 月 1 日）は月額 17 万 5,000 円、土地Bの適正賃料（価格時点平成 30 年 4 月 1 日）は月額 9 万円、土地Cの適正賃料（価格時点平成 29 年 9 月 15 日）は月額 13 万円とのことであり、本件鑑定書に照らした場合、本件賃料は不相当に過大であったと評価される。

4 コンプライアンス上の問題点

(1) 本件土地賃借の必要性

まず、土地Aの賃借の必要性については、関西電力としては当初から土地Aを駐車場等として利用する必要性・計画があったものではなく、森山氏の要求に応じることを契機として賃借する方針が決定されたものである以上、関西電力としての必要性に基づいて土地Aの賃借が開始されたとは言い難い。もっとも、土地Aは賃借開始後、実際に駐車場及び資機材置場として活用されていることが窺われるものであるから、当初から土地Aについて賃借の必要性が存在していたのかは疑問が残るものの、関西電力による土地A賃借の必要性がまったくなかったとまでは認められない。

次に、土地B及び土地Cの賃借の必要性については、はじめに取引先 a 社からの申入れを契機として土地Bの賃借をする必要性が生じたことが認められる。また、土地Bを取引先 a 社の作業ヤードとして使用させることに伴い、土地B上に存在していた柳田産業の資機材を土地Aに移動させる必要が生じたとするのも特に不合理ではなく、またこれにより土地Aの利用が一部制限される以上、土地Aの代わりに土地Cを駐車場として利用するために賃借する必要性が生じたとの説明についても特段不合理な点は認められない。したがって、土地B及び土地Cの賃借についても、賃借の必要性自体は認めることができる。

(2) 本件土地賃借の決定プロセス・賃料の妥当性

① 本件土地賃借の決定プロセス

しかし、本件土地賃借の決定プロセスについては、上記(1)でも指摘したとおり、関西電力として土地賃借の必要性が生じたことを契機として本件土地賃借を決定したのではなく、森山氏の要求を契機として、これに応じるために本件土

地賃借を決定したものであり、森山氏側からの利益供与要求が契機である点は、仮に事後的に本件土地が十分に活用されていたとしても、コンプライアンス上問題であったといえる。

また、本件土地賃借の決定プロセスにおいては本件算定が実施されている等、社内規程を遵守した上で賃料を決定しようとする姿勢は見受けられたものの、そもそも比準による算定という算定手法を採用したこと自体が社内規程に違反していた点は前述のとおりであり、その他、比準による算定の過程でも社内規程に違反する点が見受けられた。また、社内規程に違反する算定が行われた背景には、土地Aの賃料の算定において、部下が先に上司から賃料額（120万円）が示された上で算定作業を開始していたこともあると考えられ、このような上司の対応も不適切なものであったと言わざるを得ない。

以上の次第で、当委員会としては、森山氏側からの利益供与要求を契機として本件土地賃借を決定し、また、結果として社内規程に違反した賃料の算定が実施されたことはコンプライアンス上問題であったと考える。

なお、結果として社内規程に違反した賃料の算定が実施された事実を踏まえれば、当委員会としては、今後、関西電力において、本件意見書においても指摘されている再発防止策、具体的には、①査定担当者を不動産に関する有資格者とした上で、査定された結果について不動産鑑定士から意見聴取することを義務付ける等、査定の過程で不動産鑑定に関する専門家が関与するルールとすること、②比準による算定の実施に当たっては、査定担当者の現地調査及び役所調査を義務付け、かつ当該調査の結果を記録化するルールとすること、③比準による算定において担当者の裁量が大きくなり過ぎないように、より具体的な評価基準を設けること、④査定担当者に対し、不動産鑑定に関する定期的な研修を行うこと、⑤社内規定自体も時代の変化に伴い不適合な部分が生じることも考えられることから、社内規定についても定期的な見直しを行うこと等を実施すべきであると思料する。

② 本件土地賃料の妥当性

上記 3(3)④においても述べたとおり、本件算定は、部下が上司から賃料 120万円という指示を受け、当該金額に合わせて結論ありきで算定を行っていたものであるから、本件算定を経ていることをもって、本件土地賃料の妥当性が基礎付けられるとはいえない。また、120万円という土地Aの賃料は、先方要求金額（200万円）に合わせるために他の委託業務と組み合わせて決定した可能性が高いものであり、120万円という金額自体の合理性には疑義があると言わざるを得ない。このような賃料の算定経緯に加え、本件鑑定書の内容も考慮すれば、当委員会としては、少なくとも本件土地賃料は不相当に過大であったと認めるものであり、本

件土地賃料の妥当性についてもコンプライアンス上問題であったと考える。

(3) 経営陣の関与・認識について

取締役の関与については、第2編第4章で述べたとおり、当時の原子力事業本部長（豊松氏）は、本件に関して一定の事実の報告を受けていたことが認められる。すなわち、2011年8月30日付電子メールで、高浜発電所の幹部から、森山氏から渡された陳情書について報告を受けている〔森山先生との打ち合わせ結果メモ(829)〕。また2015年6月3日には、副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城氏）から、「昨日、150万円/月(1800万円/年)の補填について、ご了解を得ています。内容は、(1)緊急資材用貯蔵品倉庫の賃借料・出納業務委託(2)構外駐車場、資材置き場管理、緊急時対応道路(山道)巡視委託(3)賃借料の10万円/月アップ(路線価相当)の併せ技にしております」との電子メールを受けている〔20150603メール_先生関係_ご報告〕。原子力事業本部長（豊松氏）に対する報告として客観的な証拠として発見されたのはこの2点であるが、他方、原子力事業本部長（豊松氏）は原子力事業本部長として森山氏対応の最高責任者であったと考えられ、実際森山氏と面談等もしている。そのため、本件賃貸借契約の締結のような森山氏からの要請に対する対応については、その内容について担当者から原子力事業本部長（豊松氏）に報告、了承を受ける必要があったと考えられる。実際、例えば2015年5月1日付の原子力事業本部の役職員の電子メールの中には、本件賃貸借契約に関して、原子力事業本部長（豊松氏）への説明が必要である旨が記載されている〔20150501メール_ご連絡(情報共有)〕。また、原子力事業本部の役職員は、本件土地賃借に関して原子力事業本部長（豊松氏）に対して報告をしていたことを認めている〔20210204担当者ヒヤメモ〕。

しかしながら、その報告の内容が、不適切なものであることを知りうるものであったかどうかは検討を要する。原子力事業本部の役職員は、社内調査では、「200万という数字は法外なので、原子力事業本部長（豊松氏）まで相談に行ったが、「世間相場を超えるようなことはするな」「国税調査が入ったときに説明できる金額にすべき」「世間相場で頑張れ」と言われ、それで賃料は120万円となった。」旨の供述をし、当委員会によるヒアリングでも同旨のことを述べている。これによれば、原子力事業本部長（豊松氏）は、適正な賃料の範囲にするよう指示したともいえる。

この点について検討すると、2015年6月3日のメールで、「150万円の補填」という記載があるので、元は賃料は50万円の予定であったことを了知していたことになる〔20150603メール_先生関係_ご報告〕。その後、200万円の要求をされ、それが法外な要求であることの説明を受けている。本件は、最終的に賃料は120万円、それにB倉庫管理業務とアクセス道路巡視業務を追加して合計200万円の利益を確

保することになったのであるが、その内容を豊松氏に報告した電子メールなどの客観的証拠は発見されていない。しかし、原子力事業本部の役職員は、「森山氏に回答するとき、回答内容について鈴木氏や右城氏が豊松氏に相談をしていた」旨供述していることからすると〔20210204 担当者ヒヤメモ〕、最も重要な最終決着の内容を森山氏に伝える前に、その内容を原子力事業本部長（豊松氏）に報告し、了承を得ていたことが推認される。具体的には、2016年4月14日に森山氏と面談する際に、その最終的な提案内容(上記の通り)をとりまとめたメモをその前日4月13日に作成しており、それを原子力事業本部の役職員が副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城氏）及び副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）に送った電子メールが発見されている〔20160413 メール。TV 会議での相談メモ〕〔相談メモ〕。副事業本部長（原子力企画部門統括を兼務）（右城氏）らは、この内容について原子力事業本部長（豊松氏）に事前に報告していたものと推認される。そうであるとするなら、元々50万円の想定であった賃料が120万円になったのであるから、それは2.4倍にもなったということであり、その算定に疑問を持つべきではなかったかとの疑念が生じる。そうであるなら、それが不適切な金額であることを知り得たか、少なくとも適切性について検証すべき立場であったのではないかと思われる。また森山氏の要求に従い、その要求金額に合わせるため3つの契約を締結して合計200万円にするということ自体が全体としてコンプライアンス上不適切ではないかということに思い至るべきではなかったかという疑念も生じる。これらの疑念は、本件第三者委員会調査報告書が認定した森山氏と関西電力の長期にわたる不適切な関係を前提にすると、より一層その思いを深くする。

しかしながら、前述した事情により、当委員会として原子力事業本部長（豊松氏）に対して土地賃借問題に関するヒアリングを行っておらず、同氏の弁明を受けていないことを配慮して、本報告書において、原子力事業本部長（豊松氏）の関与・認識について結論は付さないこととする。

第3章 A 倉庫問題について

1 はじめに

関西電力は、A 倉庫問題に関して、2013年1月、大阪国税局より、倉庫賃借料の妥当性について疑義がある（高すぎる）として調査を受け、最終的に調査対象から除外されたものの、次の調査時に賃料が更改されていなければ再度調査するとの注意喚起を受け、その後2回にわたり賃料を減額した。その後、2020年9月になって、外部からA 倉庫の賃貸借契約に関して不透明な経緯があるという指摘を受けたことから、当委員会で調査を行うことになったものである。

そこで、当委員会では、①A 倉庫を賃借する必要性、②A 倉庫の賃料決定プロセスの妥当性（賃料自体の適正性を含む。）という観点から、A 倉庫問題に関するコンプライアンス上の問題点の有無を検討する。

2 A 倉庫を賃借する必要性

(1) 関西電力の大阪国税局に対する説明

関西電力では、2013年1月より開始された大阪国税局の調査において、①倉庫の必要性、②A 倉庫選定の経緯についてヒアリングを受けた。

その際、関西電力の担当者は、大阪国税局に対し、①については、美浜原子力発電所3号機事故の影響で原子力資材を充実させることに伴い、原子力資材の保管場所として倉庫が必要であったこと、②については、関西電力として倉庫を探していたところ、A 倉庫の物件情報を入手し、原子力資材を保管することが可能かどうかを調査した上、関電プラントを通じて契約したことを説明した。

(2) 当委員会による検討

当委員会としても、関西電力では、美浜原子力発電所3号機事故を受けて原子力資材の充実を図るために保管場所としての倉庫を探しており、現実にA 倉庫は貯蔵品倉庫として使用されていた以上、A 倉庫賃貸借は実態のないものではなく、賃借の必要性はあったものと認められる。

その一方で、関西電力としては、以下のとおり、貯蔵品倉庫の候補を探している中で、A 倉庫が貯蔵品倉庫として最適であると判断して賃借したわけではなく、高浜町の幹部及びA 氏から事業を終了したA 社への支援を強く要求されたことを契機として、これを貯蔵品倉庫として使うこととしてA 倉庫を賃借する方針を決めたという経緯であったものと認められる。

① A 倉庫は実際に貯蔵品倉庫として使用されていたこと

当委員会の調査によれば、関西電力がA 倉庫を賃借するに至った事実経緯については、第2編第5章1で述べたとおりである。具体的には、関西電力では、2004年8月の美浜発電所3号機二次系配管破損事故を契機として、「美浜発電所3号機事故再発防止に係る行動計画」を公表し、その実施項目として予備品・貯蔵品の充実に取り組んでいたところ、既に保管スペースが少ない状況にあり、2006年以降、外部倉庫も含めて保管場所を探していた。そのような状況の下、原子力事業本部の幹部が高浜町の幹部等を通じてA 社に対する支援要請を受け、交渉を重ねる中で、A 社所有の土地・建物の売却先を探すのではなく、関西電力自身がA 倉庫

を借り受けることになったものである。

そして、実際に関西電力では、2007年4月以降、A倉庫を貯蔵品等の保管のために使用していた。

以上によれば、関西電力がA倉庫を賃借したことについて、その必要性がなかったとは認められない。

② 高浜町の幹部及びA氏からA社支援を強く要求されていたこと

以上のとおり、関西電力がA倉庫を賃借したことの必要性は否定できないものの、その一方で、A倉庫は関西電力が貯蔵品倉庫の候補を探している中で自ら探した倉庫ではない。

第2編第5章1で述べたとおり、関西電力の地域共生本部は、2006年11月以降、高浜町の幹部及びA氏から、事業を終了したA社を支援するためA倉庫の販売先を探してほしいと何度も繰り返し要請されていた。その過程で、A社の銀行借入の返済予定まで説明を受けている。

関西電力は、かかる経緯を経てA倉庫を貯蔵品倉庫として賃借するという方針を決めている以上、この決断には高浜町の幹部及びA氏に対する配慮があったことは明らかである。

さらに、関西電力では、2006～2007年にかけて実際に資材を保管するための倉庫の候補を探していたのであるが、当時検討していた他の倉庫（C倉庫、D倉庫）については、慎重に時間をかけて倉庫の規模・設備・環境等を調査し、見積書を取得するなど費用についても交渉・検討を行っている。ところが、A倉庫については、設備・環境等についての検討期間が約1ヶ月と非常に短く、賃借するという結論先にありきの検討であった可能性を否定できない上、後述するとおり、賃借料については適切な検討・交渉がされていなかったといわざるを得ない。また、A倉庫の賃借が検討された頃と同時期まで、地域共生本部においては、A倉庫敷地の活用方法について、取引先b社や取引先a社の各事業所・営業所等に対して問い合わせを行ったり、企業訪問を行っていたことからすると、活用方法が賃借であるかに拘ることなく、A社への資金支援となる方策の検討に努めていたことが窺われる。

それに加えて、A倉庫賃借に関する関西電力と関電プラントの打合せでは、関電プラントがA社に支払う賃料相当額が借入金返済に充当されているかどうかの確認ができないことについてどのように対応するべきかといった協議がなされているほか、関西電力担当者による「4月の早い時期に資材を搬入し、利益供与としないよう管理実態を示したい」といった発言があったことが記録されている[20070322 関電貯蔵品新規倉庫の管理委託について]。

以上の経緯に照らすならば、関西電力としては、貯蔵品倉庫として適切である

という判断で A 倉庫を賃借したというより、高浜町の幹部及び A 氏からの強い支援要請に応じるために賃借することを決定し、貯蔵品倉庫として使用することにしたというのが実態であると考えられる。

(3) 小括

以上の次第で、A 倉庫は実際に貯蔵品倉庫として使用されており、関西電力において A 倉庫を賃借する必要性がなかったとは認められないものの、関西電力がこれを賃借すると決断した背景には高浜町の幹部及び A 氏からの強い支援要求があり、かかる要求に応じるために A 倉庫を賃借する方針が決定されたものであると認められる。

3 A 倉庫の賃料額の妥当性

(1) 関西電力の大阪国税局に対する説明

関西電力では、2013 年 1 月より開始された大阪国税局の調査において、A 倉庫の賃借料が高すぎるとして、①A 倉庫との下交渉、②10 年の償却期間（の考え方）についてヒアリングを受けた。

その際、関西電力の担当者は、大阪国税局に対し、①について、倉庫使用料の大枠は関西電力で算定し、関電プラントと下交渉したこと、原子力資材を保管する特殊性（塩害対策、防犯対策、重量物保管及び重量物運搬の必要性）を考慮し、美浜発電所整備センター附属倉庫をモデルとして倉庫使用料の大枠を検討したこと、美浜発電所整備センター附属倉庫と A 倉庫は建物構造も同じであったため、美浜発電所整備センター附属倉庫をモデルとして金額の大枠を算定したこと、を説明した。また、②については、10 年間程度は借りるであろうという想定のため、10 年の償却期間としたと説明した。

(2) 当委員会による検討

当委員会としては、A 倉庫の賃料額が妥当であったかどうかについては疑問があり、A 社及び A 氏に対する支援として不当に高額な賃料が支払われていた可能性が高いと考える。当委員会がそのように考える理由は、以下のとおりである。

① A 倉庫を借り入れた際の検討資料

関西電力が A 倉庫を借り入れることになった経緯については、第 2 編第 5 章 1 で述べたとおりであり、2006 年 11 月頃、原子力事業本部の幹部が高浜町の幹部から

A 社への支援要請（A 社の土地・建物の販売先を探す）を受け、販売先を探すも見つからない一方で、折しも関西電力では貯蔵品等の保管場所を探していたことから、関電プラントを通じて A 倉庫を賃借する方針となったという経緯であったことが認められる。

当委員会による調査の結果、その際の検討資料として複数の資料が発見されているが、A 倉庫の賃借料について特段の理由もなく増額されている。

まず、宮津エネルギー研究所、D 倉庫、C 倉庫及び A 倉庫の設備・環境・費用について比較・検討した 2007 年 2 月 1 日付の資料 [20070201_倉庫比較検討資料「A 社 工場の仕様検討」] では、倉庫賃借料について、D 倉庫が 1900 円/㎡、C 倉庫が 2600 円/㎡と記載されており、A 倉庫については「** [D 倉庫に係る取引先社名] ベース」(1900 円/㎡) で計算された概算額として、1 年目：980 万 4000 円 (430 ㎡)、2 年目：1960 万 8000 円 (860 ㎡)、3 年目：2941 万 2000 円 (1290 ㎡)、4 年目以降：3705 万円 (1625 ㎡) と記載されていた。

しかし、2007 年 3 月 5 日時点の検討資料 [20070305_A 社工場の契約スキーム] では、月当たり単価 2600 円/㎡として、1 年目：1341 万 6000 円 (430 ㎡)、2 年目：2683 万 2000 円 (860 ㎡)、3 年目：4024 万 8000 円 (1290 ㎡)、4 年目以降：5070 万円 (1625 ㎡) と増額修正され、関電プラントに対して 450 万円の管理費用を支払うこととされていた。

さらに、2007 年 3 月 22 日時点の資料 [20070322_関電貯蔵品新規倉庫の管理委託について] では、関西電力から関電プラントへの委託費用は、1 年目が年額 2850 万円 (A 社からの賃料相当額 2400 万円に関電プラントの管理費用 450 万円を加えた金額)、2 年目以降が年額 5070 万円と更に増額修正され、これ以降の資料については概ね上記の賃料相当額が記載されている。

このように A 倉庫の賃料額が増額された理由については、明確に記載した資料等は発見されておらず、関西電力が何を根拠に賃料額を決定したのかについて認定することはできない。

その一方で、2007 年 3 月 22 日時点の資料 [20070322_関電貯蔵品新規倉庫の管理委託について] には、関係当事者のスキーム図として A 社から金融機関への返済という流れが記載されているほか、確認事項として、関電プラントから A 社に支払われる賃料相当額が A 社の借入金返済に充当されているかの確認ができないと指摘されている。また、関西電力では、(いつ誰から入手したのか不明であるものの) A 社の「必要経費明細」と題する資料を入手しており、そこには A 社における 2007 年 4 月以降の毎月の必要経費が記載されている [必要経費明細]。

なお、A 倉庫を借り入れた後の事情ではあるものの、関西電力は、A 氏からの要請に応じて、A 氏が銀行から新規借入を行うために必要であるとして協力依頼文書を作成したことや A 社のメインバンク変更のために関電プラントが c 銀行からのヒアリングを受けることを認めたことがあり、A 社及び A 氏の銀行借入に関して A

氏の都度の要望に応じる形で関与を続けている実態が認められる。

これらの事情に照らすならば、A社の銀行借入返済等の必要金額を勘案して倉庫賃借料を決定した可能性が高いと考えられる。

② 大阪国税局による税務調査に対応した関西電力担当者らの認識

A倉庫の賃借料の額について、A社の銀行借入返済等の必要金額を勘案して決定した可能性が高いという点については、当委員会によるヒアリングの結果、大阪国税局による税務調査に対応した関西電力担当者らも同様の認識を有していることが確認されている。

大阪国税局による税務調査の経緯については、第2編第5章2で述べたとおりであり、関西電力は、大阪国税局の調査に対し、美浜発電所整備センター附属倉庫をもとに償却期間10年としてA倉庫の賃料を算定した旨の説明を行い、その結果、A倉庫賃借については調査対象から除外されている（ただし、調査対象からの除外に際し、いつまでもこの賃料を継続するのはおかしいので、次の調査時に価格が更改されていなければ、それについて調査するとの注意喚起を受けている。）。

しかし、国税調査対応の担当者及び賃借開始当時の担当者は、当委員会によるヒアリングに対し、A氏からの要請に基づき同氏の借金を返済するためにA倉庫の賃料を設定したことを認識しつつ、国税に対しては、美浜発電所整備センター附属倉庫をもとに償却期間10年で賃料を算定した旨の説明をしたと述べている。

彼らは、2006～2007年当時のA倉庫賃借を担当した当事者本人及び国税調査対応に当たり当該当事者らに対して事実確認を行った者であり、その供述の信用性は高いと考えられる。実際、A倉庫に関して国税調査対応にあたっていた経理室の担当者は、国税調査対応時に原子力事業本部現地に出向いた際、A氏の借金額から賃料を逆算したという内容のペーパーを見せられ、当該事実を大阪国税局に知られたら否認されるので、絶対に知られてはならないと認識したという具体的な供述も行っている。

以上のヒアリングの結果からも、関西電力が2007年4月頃にA倉庫を賃借した際、同種・同規模の倉庫賃借料の市況価格などの客観的なデータではなく、A社における銀行借入返済等の必要金額を勘案して、倉庫賃借料の額を決定したものと認められる。

③ 2017年時点におけるA倉庫の賃料市況価格

第2編第5章4(2)③で述べたとおり、関西電力は、大阪国税局に説明した償却期間10年が経過することを勘案し、2017年9月4日にA氏と面談し、A倉庫の

賃料減額の申入れを行っているが〔20170904_面談記録（A氏との初回面談）〕、その際、周辺の類似倉庫の賃料から、A倉庫の市況価格はおよそ1600万円と推定されると述べている〔20170904_A氏への説明口上文〕。

関西電力がA氏との面談に際して不正確な説明をすることは考えにくいから、関西電力が説明した上記金額（1600万円）は2017年当時のA倉庫と同種・同規模の倉庫の賃料市況価格として正しい数字であると考えられるところ、2007年から2017年の10年間で福井県の倉庫賃料の市況価格が大幅に変動したという事情は認められないから、2017年当時の市況価格が1600万円である以上、A倉庫を借り受けた2007年当時の市況価格としても、それに近い金額であったはずである。

にもかかわらず、関西電力では、A倉庫の賃料として約5000万円（2013年10月に約4%の賃料減額を行った後は約4800万円）を支払っていたものであり、明らかに相場よりも高い金額で賃借していたものと認められる。

(3) 小括

以上の次第で、関西電力がA倉庫の賃借料を決定するに当たっては、同種・同規模の倉庫賃借料の市況価格などの客観的なデータではなく、A社における銀行借入返済等の必要金額を勘案して倉庫賃借料の額を決定した可能性が高く、相場と比較して明らかに高い金額の倉庫賃借料を支払っていたものと認められる（ただし、具体的に過剰に支払っていた金額がいくらなのかについては、認定することはできない）。

4 コンプライアンス上の問題点

(1) A倉庫賃借の決定プロセス・賃料の合理性について

① A倉庫を賃借する必要性

関西電力では、美浜原子力発電所3号機事故を受けて原子力資材の充実を図るために保管場所としての倉庫を探しており、A倉庫を賃借した後、実際に貯蔵品倉庫として使用していた。

したがって、A倉庫を賃借したこと自体が不合理であるとまでは言うことはできない。

② A倉庫賃借の決定プロセス・賃料の合理性

しかし、関西電力においては、複数の倉庫について慎重に貯蔵品倉庫としての適性や賃料の妥当性について検討していた中で、A倉庫については極めて短期間で賃借することを決定している。その検討過程に照らしても、関西電力としては、

他の倉庫と比較して最も適切な倉庫を選んだわけではなく、高浜町の幹部及び A 氏から A 社への支援を強く要求されたために A 倉庫を貯蔵品倉庫として賃借する方針を決めたという経緯であったものと認められ、その決定プロセスには公正性・客観性が認められない。

また、A 倉庫の賃料額は年間約 5000 万円と極めて高額であり、その当時に比較検討していた C 倉庫・D 倉庫の賃料額あるいは関西電力が A 社に対して賃料減額交渉を行った 2017 年当時の賃料相場（1600 万円）に照らしても、およそ合理性が認められない。それに加えて、関西電力は、A 倉庫の賃借に先立ち、A 社における 2007 年 4 月以降の毎月の必要経費が記載された「必要経費明細」と題する資料を入手し、関電プラント経由で支払う A 倉庫の賃料が銀行返済に充当されることを想定してスキーム検討を行っていた〔必要経費明細〕。すなわち、関西電力は、2007 年 4 月頃に A 倉庫を賃借した際、同種・同規模の倉庫賃借料の市況価格などの客観的なデータではなく、A 社における銀行借入返済等の必要金額を勘案して、倉庫賃借料の額を決定したものであると認められる。

以上の次第で、関西電力における A 倉庫賃借の決定プロセスには合理性が認められず、その賃料の額は相場よりも不相当に高額であり、コンプライアンス違反であると考えられる。

(2) B 社に対する代替策（吉田開発を外して直接発注すること）の合理性について

以上のとおり、関西電力が当初支払っていた A 倉庫の賃料額は不相当に高額であり、大阪国税局からの指摘が理由であったにせよ、2017 年に賃料減額交渉を開始したことは、適切な判断・行動であったと認められる。

しかし、関西電力では、賃料減額交渉において A 氏から強い抵抗を受けた結果、賃料減額を補填するための代替策を検討・提案し、最終的に元請（ゼネコン）からの直接発注という形で B 社に対して土砂処分工事を発注している。

そもそも A 社に対して支払っていた賃料額が不相当に過大だったのであるから、それを適正賃料額に減額するに当たり、代替策を提案する必要はなかったはずであり、それにもかかわらず、賃料減額を補填するための代替策を検討・提案したことはコンプライアンス上問題があったといわざるを得ない。

関西電力は、代替策として、本来であれば B 社を含む地元業者が約 2380 円/m³前後の相場で受注していた土砂処分工事を、3400 円/m³（本件スキームから吉田開発を介さずに直接発注した場合の単価）で、A 氏の親族が経営する B 社に対して発注することとし、それをもって A 社及び A 氏から賃料減額の詳細を取り付けたものであり、土砂処分の発注単価の差額（約 1020 円/m³）については、A 氏あるいは B 社に対する不当な利益供与に該当する可能性が高いと認められる。

(3) 経営陣の関与・認識について

以上のとおり、関西電力では、A氏の要求に応じてA社支援のためにA倉庫を賃借し、不当に高額な賃料を支払っており、大阪国税局から指摘を受けて賃料減額交渉を行ったけれども、A氏から強い抵抗を受けたため、賃料減額を補填するための代替策としてB社に対して土砂処分工事を（吉田開発を介さずに）直接発注することで、発注単価の差額分（約1020円/m³）の利益を供与していたものと認められる。

このうち、2007年3月にA倉庫を賃借した際の稟議については、原子力事業本部で決裁されているものの、稟議書とは別に、原子力事業本部の原子力事業本部長（森本氏）、事業本部長代理（八木氏）、その他の原子力事業本部の幹部に向けた説明資料〔20070327_A社の倉庫賃借について〕、さらには当該資料をより簡略化した関西電力社長（森氏）向けの説明資料〔20070329_A社工場の賃借について〕が作成され、かかる資料に基づき説明が行われている。ヒアリングによれば、A倉庫の賃借については、高浜町の幹部から持ち込まれた案件であることから、本来の決裁プロセスよりも上位の幹部・社長に向けても説明が行われたとのことである。

さらに、2017年以降のA社との賃料減額交渉に当たっては、A氏との面談結果等については原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）を含む原子力事業本部の幹部に対して報告され、代替策を検討するための各種会議にも原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）らが出席していること、土砂部会においても代替策の検討が行われていたことが認められる。

これらの事情に照らすならば、関西電力の経営陣のうち、関西電力社長（森氏）、原子力事業本部長（森本氏）、事業本部長代理（八木氏）、その他の原子力事業本部の幹部は、A氏の要求に応じて不当に高額の賃料でA倉庫を賃借したことを認識していた、あるいは少なくとも認識し得た可能性が高いといわざるを得ない。

それに加えて、原子力事業本部長（豊松氏）、事業本部長代理（森中氏）及び副事業本部長（原子力安全部門統括及び原子力技術部門統括を兼務）（鈴木氏）は、A倉庫の賃料減額の補填として、吉田開発を介さずに直接B社に対して土砂処分工事を発注することが、A氏あるいはB社に対して発注単価の差額分（約1020円/m³）の利益を供与するに等しいことを認識していた、あるいは少なくとも認識し得た可能性が高いといえることができる。

しかしながら、前述した事情により、当委員会として上記の経営陣らに対してA倉庫問題に関するヒアリングを行っておらず、その弁明を受けていないことを配慮して、本報告書において、上記経営陣らの関与・認識について結論は付さないこととする。

第4編 再発防止に向けた提言

1 本件第三者委員会調査報告書との関係

(1) 本件第三者委員会調査報告書における原因分析

本調査は、金品受領問題に関する第三者委員会の調査の延長線上にあるものといえる。本件第三者委員会調査報告書は、森山氏と関西電力の関係について総論的に問題点を指摘したものである。それに対し、本調査のうち、土砂処分問題及び土地賃借問題は、その各論に当たる問題であり、A 倉庫問題も類似する構図を背景とした問題である。そのため、本調査の対象となった各問題の原因と再発防止策については、まずは第三者委員会の指摘と提言を基礎に据えることとなる。

概説するならば、本件第三者委員会調査報告書では、「第7章 原因分析」において、原因として、以下の4点が指摘されている。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 本件問題に関わった関西電力の役職員において、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと2 経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと3 透明性を欠く誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと4 原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと |
|---|

そして、金品受領問題発覚後の対応の問題点としては、不正・不祥事を直視し是正をしていくべきガバナンス機構を構成する機関、その所属員がその責任を全うせず、社会や顧客であるユーザが本件問題をどのように捉えるかという視点を持てなかったこと、また「違法か否か」のみに偏った考え方があり、身内に甘い脆弱なガバナンス意識によるものといわざるを得ないこと、という指摘がなされている。

さらに、これらの原因の根底には、長年にわたって関西電力において醸成されてきた内向きの企業体質があるとした。それは自社の業務運営を滞りなく行うことを至上のものと捉える企業体質があり、そのため本件問題のように明らかに不適切、不正常な関係であっても、やむを得ないものとして継続する風潮があった。その結果、コンプライアンスよりも事業運営が優先されてしまうこととなり、ユーザや社会一般との視点が欠落してしまう事態となったとする。

本件第三者委員会調査報告書では、その改善策として、①ユーザ目線でのコンプライアンス意識の醸成、②内向きの企業体質の是正、③地元を重視する施策についての透明性の向上、④取引先関係者からの金品受領に関する明瞭なルール設定、⑤悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス態勢の再構築を提言した。

(2) 業務改善計画の進捗状況

関西電力は、本件第三者委員会調査報告書を受け、また経済産業大臣からの2020年3月29日付業務改善命令に従い、同月30日、業務改善計画を提出した。同計画においては、以下の内容を実施することとされている。

- 1 役職員の責任の所在の明確化
- 2 健全かつ適切な業務運営に取り組むための法令等遵守体制の抜本的な強化並びに法令等遵守を重視する企業風土の醸成（具体的には、コンプライアンス委員会等の設置、内部通報・相談の仕組みの整備、コンプライアンス意識の醸成・徹底のための行動規範の確立、贈答・接待ルールの見直し、コンプライアンス研修等）
- 3 工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性を確保するための業務運営体制の確立（具体的には、調達等審査委員会の新設、工事の発注・契約手続の是正、子会社からの発注の透明性確保等）
- 4 これらを実行し、定着を図るための新たな経営管理体制の構築（具体的には、指名委員会等設置会社への移行、外部の客観的な視点を重視した監督機能強化、原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築等）
- 5 関西送配電における再発防止策の実施

関西電力は、この実施状況について、定期的に監督官庁に報告を行っており、直近では2021年12月27日に報告を行った。コンプライアンス委員会においても、業務改善計画の進捗状況の報告を受けて審議しており、改善計画は着実に実施されている。

(3) 本報告書における再発防止策の位置づけ

以上のとおり、原因分析と改善策については、既に指摘と実施が進行しているところであるが、以下では、本調査の結果判明した事実から、更なる改善の視点が見いだせないかということを検討・提言する。

2 本調査の対象となった3事案の特徴と背景事情

(1) 本調査の対象となった3事案の共通の特徴

本調査の対象となった3事案には、以下のような共通の特徴が見いだせる。

① 組織的に行われた不適切行為であること

第 1 に、いずれも組織的に行われた不適切行為であったことである。土砂処分問題、土地賃借問題、A 倉庫問題とも、特定の担当者が逸脱して行ってしまったわけではない。会社の意思決定機構に従い、指揮命令系統に従って、その関係各人の業務として行われている。

② 個人的な動機ではなく組織的な問題解決のために行われていること

本調査の対象となった不適切行為は、関係した役職員の個人的な金銭的利益のために行われたものではない。いずれもやむを得ず、問題解決の方法として行ったものであり、各人にトラブルを避けたいという意思はあるにしても、個人的な利得目的というわけではない。

むしろ、組織としての動機がある。土砂処分問題と土地賃借問題は森山氏からの要求、A 倉庫問題は高浜町の幹部の口利きや地元の原発推進派議員からの依頼という要因がある。

③ 法令違反を回避して通常取引を装うことで真の目的を隠していること

これらの不適切行為は、いずれも個別の法令に違反するものではない。会社法や刑法その他の個別の禁止規定に違反する行為は行われていない。しかし、本来的に不適切な真の目的を隠して、いわば問題解決のための「便法」として外形的に通常取引を装うことで、会社の取引行為を逸脱した目的に利用したとすることができる。

そのため、これらの不適切な取引は、いずれもそれによって真の目的が隠されることとなっている。森山氏からの要求に応えるという意図、議員からの要求に応えるという意図などは隠蔽され、通常取引の外形を呈している。その結果、透明性が失われている。

④ 「便法」を許容する仕組み・意識があること

前項で述べたとおり、本調査の対象となった 3 事案は、いずれも「便法」として行われた不適切な取引であると評価できるところ、関西電力の担当者らがこれらの不適切取引を行うに至った背景には、必要性があるといえれば良いのだろうという考えが根底にある。仮に真の目的が別のところにあったとしても、必要性があるといえれば、その行為は適法なものとして許容されるという発想である。ただし、関西電力のような巨大な企業体であれば、倉庫にしても、工事にしても、全く必要性がないということはほとんどあり得ず、何かしらの活用は可能である

ので、この理屈は万能の言い訳となり得る。

そして、当該取引の必要性があるということができれば、あとは取引価格だけの問題となるところ、価格に関する社内規程が存在しても、その規程の解釈・適用などでかなりの自由度があるように運用されていた実態があり、その結果、自由に金銭の支出が可能となっていた。

このため、事実上、「便利なお財布」とでも称していいような状況になっており、それが困った問題の解決に利用されていたと評することができる。また、この状況は「法律に違反しなければ良い」という、第三者委員会の指摘していた誤った規範意識に結びついている。

実際、当委員会が実施したヒアリングその他の調査に当たり、いずれの問題についても、会社・関係者は、それらが正当な行為であると主張している。すなわち、違法でないのだからいいだろうという主張を展開しているわけであるが、それだけに留まらず、関係者の心理の中では、それがあつて意味で確信にまで至ってしまうことがあり、この自己正当化により、「それをしてはいけない」という規範的障害意識が希薄になり、より一層、不適切な行為を促進してしまう要因となっている。

⑤ グループ会社や取引業者を利用した不適切行為の機会があること

前項で述べたとおり、関西電力では「便法」を許容する仕組みとなっており、これが不適切取引を招いた要因となっているが、それだけが要因ではない。多くの担当者らは、「便法」を許容する仕組みがあつても、しかしやはりその行為は批判の対象になり得ることを承知しており、「法律に違反していなければ良い」として割り切っているわけではない。そのため、ゼネコンなど取引業者を間に入れるなどして、自分たちは指示していないと弁解できるようにしたり、関電プラントなどのグループ会社を間に入れることにして利益提供対象者との直接の取引関係を避けるなどしている。

そのようなグループ会社、取引業者の利用という不適切取引の機会が存在したこともまた、本件の要因となっている。

⑥ 経営の効率性という観点の欠如

最後に、いずれの事案でも効率性の視点が欠如していることがうかがえる。民間企業であれば、コストを徹底的に削減し、少しでも利益を拡大するインセンティブを持つのが普通であるが、本件の不適切行為では、関西電力の費用・負担を少しでも削減しようという意思は乏しい。土砂処分問題、土地賃借問題、A倉庫問題のいずれにおいても、関西電力の負担する費用・コストが高額となることを

いとわない姿勢がうかがえる。これは総括原価方式の時代には、支払った費用が電気料金として回収できるので、コスト削減の要請や圧力が弱かったことに起因する可能性があるろう。

(2) 本調査の対象となった3事案の背景事情

以上、いくつかの要因を拾い上げたが、これらの不適切行為に至った背景事情も考慮する必要がある。

関西電力グループは、電気の供給という社会的使命のため、巨大なインフラを構築し、維持していく責任を負っている。発電、送電、配電のどこかが欠けても、電気の安定安全供給という使命を果たせなくなる。したがって、その構築、維持は、必ず達成しなければいけない業務課題である。

しかし、それだけの巨大インフラであるから、地権者、立地関係者、自治体、取引業者、その他多数の関係者が生じる。特に原子力発電所の稼働に当たっては、地元自治体や関係者との間で非常に難しい交渉が求められる場面もあり、安定的な運営に向けて地元との関係構築が欠かせないが、原子力発電事業以外の各事業においても、そこでは必ず様々な要求がなされたり、紛議が生じることがあろう。そこで、電気の安定安全供給と、問題解決という板挟みになる事態が生じるのである。

3 再発防止策の視点

(1) はじめに

前項で見た本件の不適切行為の特徴や背景事情から、再発防止のための視点をいくつか指摘したい。具体的にどのような対策がとれるかは、それぞれの視点によって異なっているし、実務上の問題などもあるだろうから、この視点の提示を受けて、関係部門で可能な対策を検討、推進していただきたいと思う。その意味で、ここで述べる再発防止策は、特定された必達の具体的対策というものではない。あくまでも視点であり、解決のための指針、アイデアと理解していただきたい。またすでに業務改善計画で実施している項目もあるが、記述の便宜のため、重複して記載しているものがあることを了承いただきたい。

(2) 問題解決の仕組みを構築すること

まず、問題解決の仕組みを構築することである。前項で見たような板挟み的な状況になったときに、その担当者、その部門に任せきりにして、解決不可能な状況に追い込まないことである。

本調査の中でも、特定の担当者に対し、森山氏あるいは地元議員からの要求への

対応という極めて困難な問題の解決の役割と負担が押しつけられていた状況が窺われた。土砂処分問題、土地賃借問題、A 倉庫問題のいずれにおいても、関西電力の一部の経営陣は、担当部署が森山氏あるいは地元議員から無理な要求を突きつけられており、その要求に応じることは本質的な意味でのコンプライアンス違反を惹起する可能性が高いことを認識できたにもかかわらず、自らあるいは組織として森山氏あるいは地元議員と対峙することはなく、むしろ、担当部署に対して波風を立てずにうまく事を収めるように求めていたように思われる。

経営の責任として、そのような困難な状況に陥る可能性のある部門に対しては、「その場合にはこうすれば良い」という解決策や選択肢を提示するとか、あるいは「その場合にはまずは上司に相談し、解決が困難であれば、さらに上位の部門、関係者に相談するように」といった解決の手続きを提示するなどの方法が考えられる。要するに、誰もやりたがらない困難な問題に関しては、それを特定の部門に押しつけたり、特定の担当者に押しつけたりせず、組織全体として解決する道筋をつけることである。

(3) 「便法」が可能な隙をなくすこと

次に、「便法」が可能な隙をなくすことである。前項で見たとおり、関西電力では、個別具体的な法律違反に対してはそれを避ける姿勢が見られるが、他方で、前項で見たような「便法」ともいえる手法を駆使して問題を解決しようとする傾向がある。

便法を用いるということは、真の目的を対外的に説明できない後ろめたさがあるということである。すなわち、便法を用いることで、明らかな法令違反に該当する事態を避けつつ、正々堂々と対外説明することができない真の目的を達成しようとしているわけであり、金品受領問題などの「違法ではないけれども不適切な行為」、その他のコンプライアンス違反の行為を許容することになる。

したがって、そのような便法が生じる隙をなくすことが重要である。具体的には、例えば土地賃借問題で明らかなように、不動産価格・賃料額の算定基準を見直し、勝手な解釈や適用ができる余地をなくすことがあげられる。要するに、恣意的な運用ができないような制度的保障である。

(4) 関連会社や取引業者を利用した手法を排除すること

隠れ蓑とされてきた関連会社や取引業者を利用した手法を排除することも必要である。

関連会社については、関西電力と同様のコンプライアンス体制の構築を求めることとするほか、親会社からの指示だと到底関連会社側で拒否することが困難だとい

う事情もあるので、親会社では不適切な指示や要請を関連会社側にしないことを規則で明確にする必要がある。また、その旨を関連会社側にも周知し、万一それに反するような指示や要請が行われた場合には、関連会社のしかるべき部署への報告義務および親会社である関西電力への報告義務を設定するなどすることが考えられる。

取引業者については、同様に取引業者に対して不適切な指示や要請をしないことを関西電力として明確にするとともに、取引業者に対しても、その旨の宣言をするなどして明確化、周知する。そして、もし違反するようなことがあれば通知していただくよう依頼する。

以上は一例であるが、親会社の不適切行為の共犯とならないよう、体制を整備するということである。

(5) 問題発生後に速やかに把握できる仕組みを構築すること

問題が生じた場合に、それを速やかに把握できる仕組みを構築することが必要であり、特に組織的な不適切行為に対応できるような工夫が求められる。

組織的な不適切行為に関しては、その情報を経営層や社外取締役らが把握するのは困難なことがある。それは組織的行為であると、関係者全員が共犯的關係になること、誰かが通報するといわば裏切り者となりかねないこと、さらに長期間継続している場合には過去の先輩達にも累が及ぶことになること、などのことから、問題を知った担当者もなかなか言い出しづらくなる。したがって、上司に対する報告や内部通報制度（コンプライアンス相談窓口）の仕組みをさらに使いやすくすることが考えられる。

業務改善計画において、すでに内部通報制度は改善されているが、さらに使いやすくする工夫が必要である。例えばすでに違法行為を察知した場合の通報義務も設定されているが、そのことを周知することが考えられる。またどのようなケースが通報すべきものであるか具体例を示してわかりやすく解説することも有効であろう。内部通報をためらう原因の一つは、通報しても改善してもらえないのではないか（無駄なのではないか）という不安からである。

また、通報すると上司や職場の仲間に知られてしまうのではないかとといった不安を取り除く必要がある。そのためには、例えば外部通報窓口の信頼性をきちんと周知すること、窓口となり得る人たちの顔が見えるようにすることが考えられる。社外窓口の弁護士やコンプライアンス委員会の社外委員、社外取締役、監査委員などが、現場の従業員の方達と直接面談していろいろな話をするすることで、初めて人柄が分かり、この人ならなんとかしてくれそうだ、といった信頼の醸成につながる例がある。また、社外関係者が経営層の友人知人であると、やはり情報が筒抜けになるのではないかとといった心配がよぎるので、そのようなことを避けることも考えられ

る。

なお、内部通報という用語には、なんとなく敷居の高い印象がある。たんなる困りごと相談窓口というのでもよく、また「通報」などという大仰な形でなく、相談やちょっとした連絡、耳に入れておくといった形でも良い。さらに問題が認識される機会は、不適切な行為のある部署に新任、転任で配属された者であることがある。その点に着目するならば、新しい部署に配属になった従業員に対して、コンプライアンス関係部署から、「何か困ったこととか、心配なことなどありませんか」と声かけすることも考えられる。自分から言い出すのはハードルが高いが、問われて気のついたことを返信するのはハードルが低い。

(6) 人事評価制度の見直し

人事評価制度も見直す余地がある。コンプライアンスに関する人事評価制度というのは、多くの場合、減点主義となる。違法行為をしないのが当然、すなわちデフォルトであるから、違法行為をした場合に減点するという仕組みになってしまう。しかしコンプライアンスを加点主義にできる部分があれば、有効ではないかと思われる。例えば現在 100 時間研修というのを実施しており、これは相当な時間と労力をかけて行っており、知らず知らずのうちにコンプライアンスやガバナンスの素養が身につく、それが新しい常識として定着していく。このような重要な研修で積極的に、当事者意識を持って、研修に臨んだ者には高い人事評価をすることが考えられる。また、職場で気づきを報告して、問題の解決に結びついた者に対しては、それを人事上も評価することも考えられる（もちろん内部通報者の秘匿との関係は整理する必要がある）。

(7) 役職員の意識改革

役職員の意識改革は非常に重要である。すでに業務改善計画でも実施されているところであるが、本件各事案の特色、例えば「違法でなければいい」といった感覚、「必要性があればいいんでしょ」といった価値基準、各種規定に反しなければ高い金額を支払うことに躊躇しない姿勢など、改善すべき点はある。社会やユーザに対して、自らの行為が自信とプライドをもって説明できるものなのかという視点も必要である。それらにフォーカスして企業風土の改革を目指すことが重要である。

そのためには、単なる座学ではなく、自分で考え、意見を文章にまとめ、ディスカッションで発言することが必要である。そのような研修によって、本人も気がつかないうちに知識と意識が身についてくる。そしてそれを続けると、常識が変わってくるはずである。

(8) 経営の効率化に向けた取組み

さらに、経営の効率性の観点からのアプローチも必要である。すでに総括原価の時代は終わり、電力自由化や脱炭素といった時代の大変革のときを迎えている。コスト意識や予算のあり方、無駄な出費へのチェック体制など、改善すべき点はある。

(9) 最後に

最後に、金品受領問題以来、関西電力グループでは不祥事の発覚が続いており、社会からの信用は低下し、役職員の方々も肩を落としているところがある。

しかし、昨年は新しい経営理念をみんなで作り上げ、新しい方向性を示すことができた。

今回の不適切事案は、関西電力グループの信用を落とすことにはなるが、他方で、これは自浄作用が効き始めたことの証でもある。金品受領問題以前にはこれらが全く発覚しなかったことを考えれば、容易に理解できるだろう。また、このような事実を公表することで、会社のステークホルダーの方々も、関西電力としてできること、してはいけないことがあるということは理解していただけるだろう。そうすれば、関西電力の職員が外部から無理な要請を受けることも低減するのではないか。

もちろん関西電力グループとして、地元の関係者などに貢献していくことは可能であるし、それは適切なことである。しかし、今後の地元その他のステークホルダーに対する社会貢献は、便法など使わず、正々堂々とやるべきものはやり、透明化すべきである。これは関係者の方々も含めたパラダイムの変換である。

第5編 結語

本件の特徴は「便法」であると述べた。便法はなぜ悪いのか。それは実質と外形が食い違うからである。真の意図とは異なる外形を流用すると、本来その真の意図を実施することが是か非かという判断が行われないことになる。適正な手続きがとられないのである。

このような「便法」を許容すると、もちろんその経営上の判断が良かったのかどうかといったチェックもなされないことになる。透明性もなくなる。さらに、こういう便法は、不正行為の温床となりやすい。以上の問題を一言で言うと、「便法」とは、誠実な行為ではないということである。仮装的であり、隠蔽的であり、脱法的なのだ。こういう方法には当然経営判断の原則も適用されない。

経営あるいは業務上の難題に直面した役職員にとって、「便法」は楽な解決策である。「便利なお財布」は救世主かもしれない。しかし、それは今の時代には許されないのである。だから個別具体的な法律に違反しない場合でも、不適切な行為としてコンプライアンス違反と指弾されるのである。この点を理解していただきたい。

もうひとつ、本件の不適切行為は、いずれも金品受領問題以前の行為に係るものである。金品受領問題の発覚で、全社的に自分たちのあり方を反省した者としては、その過去の不適切行為は、不適切なものとして素直に認め、反省し、改善に向かうのがあるべき姿である。

しかしながら本件の調査では、自己の行為を正当化したり、自分の作成した文書すら覚えていないと証言するなど、調査に協力的とはいえない者も複数いた。もちろんそれには理由があろう。国税との対応や従前の説明のスタンスを今更変えられないということもあろうし、やむなく組織のために行った行為を自らの判断で行ったかのように追及されることへの憤りや不祥事をさらにまた追加的に表に出すことへの不満、本調査や報告書の公表によって自分達や組織を全否定されるような気持ちとなること、その悲しみ、自分たちの言い分や事情はくんでももらえない疎外感等々があろう。

しかし、調査は現時点のことである。改善というのは、過去の非を認めることから始まる。過去の非を肯定している間は、改善は生まれない。

このような言辞に対しては、「きれいごとでは世の中を渡れない」と言いたくなる向きもあるだろう。しかしこれからの時代は、「良心に反する業務はしたくない、させたくない」という時代であると思う。きれいごとを徹する関西電力グループでありたいと希望する。

以上